

# 湯沢市地域防災計画

## 震災対策編

令和6年3月  
湯 沢 市



# 震 災 対 策 編

## 目 次

第1章 総則 .....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の位置付け及び構成.....	4
第3節 湯沢市防災会議.....	6
第4節 防災関係機関の責務と処理すべき事務・業務の大綱.....	8
第5節 湯沢市の概況と地震災害.....	14
第6節 被害想定.....	22
第7節 地震・火山の知識.....	30
第8節 県内の地震観測体制.....	35
第9節 積雪期における地震.....	37
第10節 震災に関する調査.....	39
第11節 防災ビジョン.....	40
第12節 防災に関する調査研究の推進.....	44
第2章 災害予防計画 .....	45
第1節 計画的な地震防災対策の推進.....	45
第2節 防災知識の普及計画.....	46
第3節 自主防災組織等の育成計画.....	51
第4節 防災訓練計画.....	54
第5節 災害情報の収集、伝達計画.....	56
第6節 避難計画.....	58
第7節 地域防災拠点の整備に関する計画.....	64
第8節 備蓄計画.....	66
第9節 通信・放送施設の災害予防計画.....	71
第10節 水害予防計画.....	74
第11節 火災予防計画.....	83
第12節 危険物施設等災害予防計画.....	86
第13節 建築物等災害予防計画.....	89
第14節 土砂災害等予防計画.....	92
第15節 公共施設災害予防計画.....	98
第16節 農業災害予防計画.....	105
第17節 文化財災害予防計画.....	107
第18節 廃棄物処理計画.....	108
第19節 医療救護計画.....	109

第20節	災害時要配慮者及び避難行動要支援者支援計画.....	116
第21節	災害ボランティア活動支援計画.....	124
第22節	企業防災促進計画.....	129
第23節	大規模停電対策計画.....	131
第24節	緊急輸送道路ネットワークに関する計画.....	132
第25節	積雪期の地震災害予防計画.....	134
第26節	行政機能の維持・確保計画.....	136
第27節	広域応援体制の整備.....	137
第28節	給水体制の整備.....	140
第3章	災害応急対策計画 .....	143
第1節	活動体制計画.....	143
第2節	職員の動員・派遣計画.....	160
第3節	自衛隊への災害派遣要請計画.....	168
第4節	広域応援計画.....	173
第5節	地震情報等の発表及び伝達計画.....	175
第6節	災害情報の収集・伝達計画.....	182
第7節	孤立地区対策計画.....	192
第8節	通信運用計画.....	194
第9節	広報計画.....	198
第10節	避難計画.....	201
第11節	消防・救助活動計画.....	211
第12節	消防防災ヘリコプター活用計画.....	213
第13節	水防活動計画.....	216
第14節	災害警備計画.....	221
第15節	緊急輸送計画.....	222
第16節	救援物資の調達、輸送、供給計画.....	227
第17節	給食・給水計画.....	230
第18節	医療救護計画.....	233
第19節	災害ボランティア活動支援計画.....	237
第20節	公共施設等の応急対策計画.....	242
第21節	危険物施設等応急対策計画.....	245
第22節	危険物運搬車両事故対策計画.....	248
第23節	防疫、保健衛生計画.....	251
第24節	動物管理計画.....	254
第25節	廃棄物処理計画.....	256
第26節	行方不明者及び遺体の捜索並びに遺体処理、埋火葬計画.....	260
第27節	文教対策計画.....	265
第28節	住宅応急対策計画.....	268

第29節	ライフライン施設応急対策計画.....	271
第30節	災害時要配慮者及び避難行動要支援者対策計画.....	274
第31節	応急保育対策計画.....	277
第32節	災害救助法適用計画.....	278
第33節	労働力確保対策計画.....	282
第34節	応急公用負担等の実施計画.....	285
第35節	二次災害防止計画.....	288
第36節	広域避難受入計画.....	291
第4章	災害復旧・復興計画.....	294
第1節	災害復旧・復興計画.....	294
第2節	公共施設災害復旧計画.....	298
第3節	財政負担に関する計画.....	301
第4節	被災中小企業の振興等経済復興支援計画.....	303
第5節	農林漁業経営安定計画.....	304
第6節	被災者の生活支援計画.....	305
第7節	救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画.....	314
第8節	罹災証明書発行要領.....	316
第9節	激甚災害の指定に関する計画.....	319



# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

地震は突然襲うものであり、地震のもたらす被害はライフラインの被害、建物の倒壊や人的被害、道路・橋梁の損壊、地すべり、火災、堤防の決壊による水害等、広範囲、かつ同時多発する複合災害となるため、その応急対策は非常に困難なものになる。

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づく湯沢市地域防災計画（震災対策編、一般災害対策編、資料編で構成）のうち、地震災害に係る総合的な計画であって、市、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその有する全機能を発揮して、本市の地域における防災対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護し、又は被害の軽減に努めることを目的とする。

なお、大規模災害に至らない場合であっても、この計画を準用し対処するものとする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時における社会経済活動への影響を最小限にとどめるものとする。

### 1 地震防災知識の普及啓発

地震は、時間と場所にかかわらず突発的に発生するため、その被害は同時多発的で複合的であり、これに伴う人心の混乱が予想される。このため、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れ、地震発生時の対応行動の習熟を図るなど、地震に対する知識と本市が有する人的、物的防災資源をもとに適切な行動がとれるよう、住民参加による防災訓練等の実施により、地震防災知識の普及啓発に努める。

### 2 自主防災組織の育成指導の強化と住民個々の災害対応力の育成強化

地震発生の際は、広い範囲にわたり、同時に多くの被害をもたらすことが予想される。したがって、行政その他の防災機関の活動が間に合わない場合に、まず、「自助＝自分の命は自分で守る」、「共助＝近隣が助け合う」ことが必要であるため、地域における初期消火、救出救助等を迅速にかつ的確に行える自主的防災組織の育成強化に努めるとともに、さらに住民個々の災害対応力の育成強化に努める。

### 3 地震災害情報の収集・伝達体制の整備

地震被害による情報網、通信網の損壊等が予想されることから、地震時の応急対策の基礎となる災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達するため、職員の動員体制の整備、情報伝達ルート多重化、衛星携帯電話、インターネット通信等（SNS含む）、緊急速報メール（エリアメール）、アマチュア無線、防災行政無線等の通信手段の整備に努めるとともに、テレビデータ放送の活用方法についても住民へ周知する。

#### 4 地盤災害防止施策の推進

地震の揺れによる地すべり、がけ崩れ、山崩れ等の地盤災害が予想されることから、地盤災害危険箇所の点検・計画的な防止工事の実施を県に要望するなど地盤災害防止施策の推進に努める。

#### 5 公共施設等の耐震化の推進

一般住宅及び産業施設・建物の耐震化を支援・促進するとともに、災害対策拠点となる公共建築物等の耐震診断と補強・改良を推進する。また、緊急輸送拠点となる道路の耐震点検及び対策工事の推進並びに緊急輸送機能を確保するため震災時に道路機能に支障を及ぼす可能性がある沿道の建築物の耐震化の推進に努める。

#### 6 消防体制の整備

広範囲にわたる同時多発火災の発生と消火栓、防火水槽等の損壊等が予想されることから、迅速な消火活動の実施を確保するため、耐震性貯水槽の設置など消防施設の整備に努める。また、利用可能な自然水利の確保に努める。

#### 7 避難体制の整備

多数の避難者が予想されることから、迅速・的確な避難情報の発令のほか避難場所、避難路及び避難生活の安全確保、要配慮者への配慮を図り、避難体制の確立に努める。

#### 8 避難行動要支援者への対応の推進

一人暮らしの高齢者や在宅の障がい者等の避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者の状況等を記載した避難行動要支援者名簿を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化を推進する。

災害対策基本法第49条の10に規定のある避難行動要支援者名簿には、生活の基盤が自宅にある方のうち、75歳以上のみの世帯の者、要介護認定3から5を受けている者、身体障害者手帳1、2級(総合等級)の第1種を所持する者(心臓・じん臓機能障がいのみで該当する方は除く)、療育手帳Aを所持する者、精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持する者のほか、湯沢市災害時要援護者避難支援プラン登録者の情報を記載しており、避難支援、安否確認等に活用する。

#### 9 要配慮者や男女双方の視点への配慮

避難所等においては、要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所等を避難所開設当初から設置するように努めるほか、女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。

また、運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

#### 10 災害医療救護体制の整備

多数の死傷者が予想されることから、迅速な災害・救急医療を行うため、災害・医療情報ネットワークシステムを活用し、救護班の編成・派遣、トリアージ(患者の振り分け)の実施、重症患者の緊急輸送等の災害医療救護体制の整備に努める。また、消防機関及び日本赤十字社等との連携のもとに救急救命法の普及に努める。



#### 11 広域応援体制の整備

広域かつ甚大な災害発生により、本市単独の対応能力を超えることが想定されるため、県、他市町村、他消防機関、他公共機関相互間の広域応援体制の整備に努める。

#### 12 生活関連物資等の調達体制の整備

多数の被災者が予想されることから、生活関連物資等の需要に対応し、被災者の生活確保を図るため、個人の備え、公的備蓄、協定等による流通備蓄等の調達供給体制の整備に努める。

#### 13 緊急輸送体制の整備

道路等輸送施設の損壊等により交通や輸送に大きな混乱が予想されることから、救出救助、負傷者の搬送、災害対策要員及び生活必需品や応急対策資機材の搬送等応急対策の迅速な実施を確保するため、防災拠点及び防災拠点間の緊急輸送体制の整備に努める。

#### 14 防災活動体制の強化

同時多発災害の状況を的確に把握し、迅速な応急対策を実施するためには初動体制の確立が不可欠であることから、職員の動員、災害対策本部等の設置基準等を明確にし、防災活動体制の整備、強化に努める。

#### 15 再度災害防止の災害復旧

大規模地震は、市全域に甚大な被害をもたらすことが想定されることから、災害復旧に際しては、原形復旧に留まらず、必要な施設の新設や改良復旧を旨として再度災害の防止に努め、災害に強いまちづくりを進める。

## 第2節 計画の位置付け及び構成

### 1 計画の位置付け

この計画は、近年の大規模な災害の経験を礎に、防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、周到かつ十分な災害予防、迅速かつ円滑な災害応急対策、適切かつ速やかな災害復旧、復興を基本方針として、複合的被害をもたらす地震災害に関し、本市の地域における関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互間の緊密な連絡調整を図る上で基本的な大綱を網羅しているものであり、その実施細目等については関係機関が別途定めるところによる。

湯沢市地域防災計画と秋田県地域防災計画との関係は、県の地域防災計画が全県的な総合調整機能を中心とした基本的計画であるのに対し、市の地域防災計画は住民に直結した具体的な防災活動計画で、相互に補完関係を有しており、災害時には両者が効果的に機能されるものである。

また、災害をもたらす被害の突発的、同時多発的かつ複合的災害の特殊性を考え、住民自らが災害から身を守る「自助」、地域社会がお互いを守り助け合う「共助」、そして市、県、国等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災社会の形成による減災の視点にたち、地震防災対策を推進する。

湯沢市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国の防災基本計画、県の防災計画、市の情勢等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正し、防災対策に万全を期する。

また、市、防災関係機関は、所属職員に対し、平常時から災害時の役割を踏まえた実践的な教育・訓練等を実施し、本計画の習熟に努め、災害への対応力を高めることに努める。

### 2 計画の構成

湯沢市地域防災計画（震災対策編）は以下により構成する。

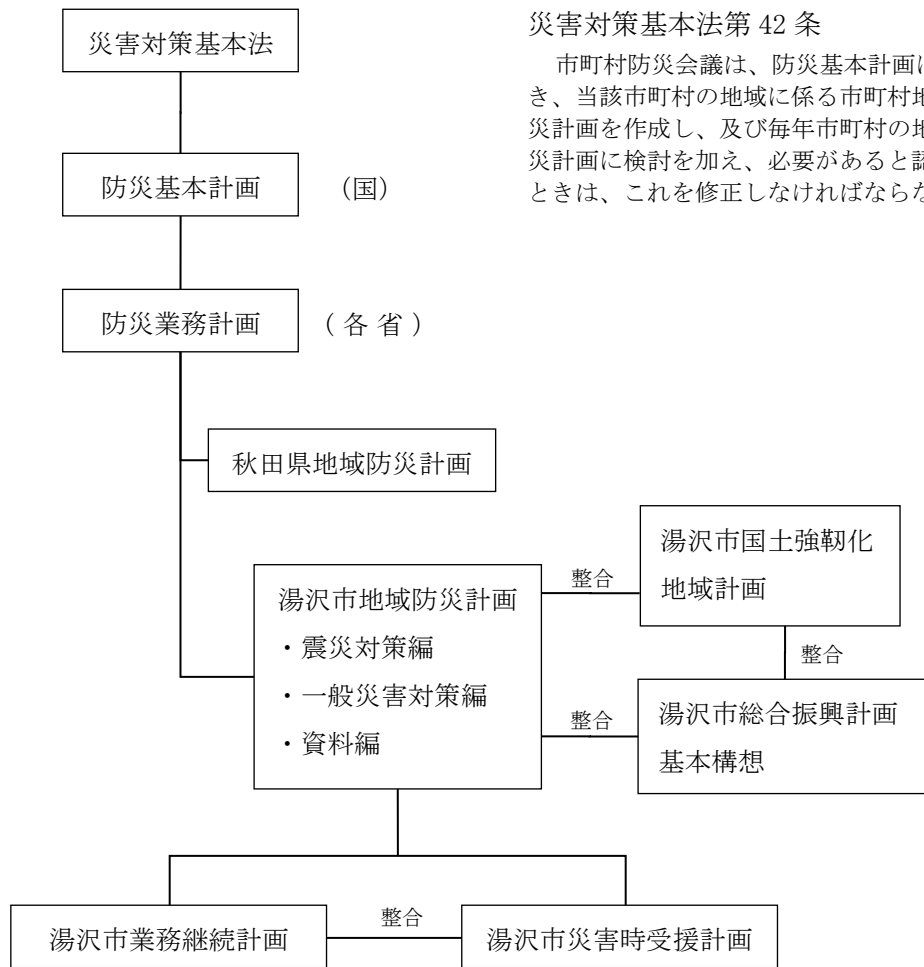
第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 災害復旧・復興計画

■ 計画の体系



災害対策基本法第 42 条

市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村の地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

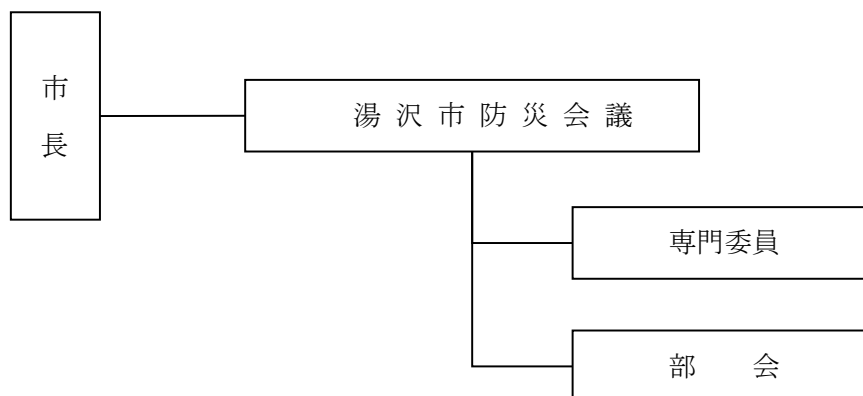
## 第3節 湯沢市防災会議

### 第1 防災会議の目的

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、湯沢市防災会議条例(条例第15号)第3条第5項に規定するものを委員として組織する、本市の付属機関で、本市における防災に関する基本方針及び計画を作成するとともに、その実施の推進を図るものとする。また、災害時にあつては、災害情報の収集及び関係機関相互の連絡調整等を行うものとする。

### 第2 防災会議の組織

- (1) 防災会議の会長は、市長がこれに当たる。会長に支障ある場合は、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。
- (2) 防災会議の委員の定数は35名以内とし、以下のとおりとする。
  - ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - イ 秋田県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - ウ 秋田県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - エ 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - オ 市の教育委員会の教育長
  - カ 湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部の消防長及び市の消防団長
  - キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (3) 専門事項の調査のため、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員、秋田県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- (4) 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。
  - 防災会議の構成



### 第3 所掌事務

- (1) 湯沢市地域防災計画の作成及び実施の推進
- (2) 市の地域に係る災害が発生したときの災害情報の収集
- (3) その他、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

[資料編 1-1 湯沢市防災会議条例]

## 第4節 防災関係機関の責務と処理すべき事務・業務の大綱

### 第1 防災関係機関の責務

#### 1 湯沢市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 秋田県

県は、市を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。また、市及び指定地方行政機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助するとともに、災害時における相互協力体制の構築を図るなど、活動の総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の地方行政機関と相互に協力して、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言をする。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう協力する。

#### 5 公共的団体及び事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、市、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

### 第2 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱

市及び防災関係機関並びに地方公共団体等防災に関し密接な関係を有するものの処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

#### 1 湯沢市

機関名	事務又は業務の大綱
湯沢市	<ol style="list-style-type: none"><li>1 湯沢市防災会議及び市災害対策本部に関すること。</li><li>2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。</li><li>3 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること。</li><li>4 防災に関する知識の普及、教育、訓練、自主防災組織等の結成、育成・指導及び強化に関すること。</li><li>5 県その他の防災関係機関との連絡調整及び協力に関すること。</li><li>6 災害救助法の適用時において、知事から委任された救助事務又は知事の補助者としての当該事務の実施に関すること。</li><li>7 その他地域防災の推進に関すること。</li></ol>

## 2 湯沢雄勝広域市町村圏組合

機関名	事務又は業務の大綱
湯沢雄勝広域市町村圏 組合消防本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害通信の運用及び通信統制に関すること。</li> <li>2 火災予防全般に関すること。</li> <li>3 水・火災・その他の災害の警戒、防御及び人命の救助に関する こと。</li> <li>4 消防広域応援に関すること。</li> <li>5 救急・救助全般に関すること。</li> </ol>

## 3 秋田県の機関

機関名	事務又は業務の大綱
秋田県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県防災会議及び県災害対策本部に関すること。</li> <li>2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。</li> <li>3 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること。</li> <li>4 他の防災関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>5 災害救助法（昭和22年法律118号）の適用実施に関すること。</li> <li>6 災害時の文教対策及び警備対策に関すること。</li> <li>7 防災に関する知識普及、教育、訓練及び自主防災組織等の結成、 育成・指導に関すること。</li> <li>8 市防災業務の指導調整に関すること。</li> </ol>

## 4 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務の大綱
東北財務局 (秋田財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害状況の調査に関すること。</li> <li>2 災害復旧事業費、関連事業費等の査定の立会及び調査に関する こと。</li> <li>3 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。</li> <li>4 地方公共団体に対する災害復旧融資に関すること。</li> <li>5 地方公共団体に対する国有財産の貸与に関すること。</li> </ol>
東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害状況の情報収集、通報に関すること。</li> <li>2 関係職員の派遣に関すること。</li> <li>3 関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ol>
東北農政局 (秋田県拠点)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業災害の予防、拡大防止、並びに応急復旧対策についての指導 及び助成に関すること。</li> <li>2 農業災害に係る資金融資に関すること。</li> <li>3 災害時における主要食糧の需給対策に関すること。</li> </ol>

機関名	事務又は業務の大綱
東北森林管理局 (秋田森林管理署湯沢支署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国有林野内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関すること。</li> <li>2 国有林野の林野火災の防止に関すること。</li> <li>3 国有林道その他施設の整備保全に関すること。</li> <li>4 災害時における応急復旧用材の供給に関すること。</li> </ol>
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における応急復旧資材、生活必需物資等の需給対策に関すること。</li> <li>2 災害時の物価安定対策に関すること。</li> <li>3 被災商工業者に対する融資に関すること。</li> </ol>
東北運輸局 (秋田運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道、自動車及び船舶に関する運送の斡旋並びに自動車、船舶に係る輸送の確保の命令に関すること。</li> </ol>
仙台管区气象台 (秋田地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。</li> <li>2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。</li> </ol>
東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 放送・通信設備の耐震性能確保に関すること。</li> <li>2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備に図ること。</li> <li>3 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること。</li> </ol>
秋田労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること。</li> <li>2 被災者に対する職業斡旋に関すること。</li> </ol>
東北地方整備局 (湯沢河川国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国の直轄土木施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること。</li> <li>2 水防警報等の発表、伝達及び応急対策に関すること。</li> <li>3 気象警報の伝達に関すること。</li> </ol>



## 5 自衛隊

機関名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第21普通科連隊 航空自衛隊秋田救難隊 航空自衛隊第33警戒隊	1 災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救助物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援及び応急復旧活動に関する事。

## 6 指定公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
日本銀行 (秋田支店)	1 災害時における現金手当、損傷券の引換、金融機関に対する融資に関する事。 2 現地金融機関の緊急措置についての指導に関する事。
日本赤十字社 (秋田県支部)	1 災害時における医療、助産その他の救助対策に関する事。 2 災害救助等に必要の協力、奉仕者等の動員に関する事。 3 義援金品の受付、配分に関する事。
日本放送協会 (秋田放送局)	1 気象予報、災害情報等の報道に関する事。 2 防災知識の普及に関する事。 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関する事。
日本郵便株式会社 (秋田支店)	1 災害時における郵便業務の確保に関する事。
東日本電信電話株式会社 (秋田支店)	1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関する事。 2 災害時における非常通話の運用に関する事。 3 気象警報等の伝達に関する事。
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北 (秋田支店)	1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関する事。 2 災害時における非常通話の運用に関する事。 3 気象警報の伝達に関する事。
東日本高速道路株式会社 (東北支社秋田事務所)	1 秋田自動車道の災害防止及び復旧に関する事。 2 湯沢・横手道路の災害防止及び復旧に関する事。
東日本旅客鉄道株式会社 (秋田支社) 日本貨物鉄道株式会社 東北支社(秋田総合鉄道部) 鉄道通信株式会社 (秋田サービスセンター)	1 鉄道施設の災害防止及び災害復旧対策に関する事。 2 災害時における救援物資及び人員の緊急輸送に関する事。

機関名	事務又は業務の大綱
日本通運株式会社 (秋田支店)	1 災害時における救助物資等の輸送に関する事。
東北電力ネットワーク株式会社(横手電力センター)	1 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関する事。 2 災害時における電力供給の確保に関する事。

## 7 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
土地改良区	1 ため池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関する事。 2 農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関する事。
株式会社秋田放送 秋田テレビ株式会社 秋田朝日放送株式会社 株式会社エフエム秋田 株式会社エフエムゆーとぴあ	1 気象予報、災害情報等の報道に関する事。 2 防災知識の普及に関する事。 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関する事。
湯沢雄勝LPガス協議会	1 ガス供給施設の防災に関する事。 2 被災地に対する燃料供給の確保に関する事。 3 ガス供給施設の被害調査及び復旧に関する事。
羽後交通株式会社 公益社団法人秋田県トラック協会	1 被災地の人員輸送の確保に関する事。 2 災害時の応急輸送対策に関する事。 3 緊急支援物資の輸送に関する事。
一般社団法人秋田県医師会	1 災害時における医療救護活動に関する事。 2 防疫、その他保健衛生活動協力に関する事。

## 8 公共的団体

機関名	事務又は業務の大綱
報道機関	1 市民に対する防災知識の普及に関する事。 2 災害情報等の報道に関する事。
一般社団法人湯沢市雄勝郡医師会	1 災害時における医療救護及び助産活動に関する事。 2 防疫、その他保健衛生活動に関する事。
一般社団法人湯沢市雄勝郡歯科医師会	1 歯科医療活動に関する事。 2 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関する事。
一般診療所・病院	1 災害時における収容者の保護対策に関する事。 2 災害時における負傷者等の医療助産活動に関する事。 3 避難用設備の整備と避難訓練に関する事。

機関名	事務又は業務の大綱
農業協同組合（こまち 農業協同組合・雄勝酪 農農業協同組合） 森林組合 漁業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市が行う農林業関係の被害調査の協力に関する事。</li> <li>2 農林水産物に係る災害応急対策についての指導に関する事。</li> <li>3 被災農林漁業者に対する融資斡旋に関する事。</li> <li>4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧対策に関する事。</li> <li>5 災害時における飼料、肥料等の確保対策に関する事。</li> </ol>
社会福祉施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における入所者の保護対策に関する事。</li> <li>2 避難用設備の整備と避難訓練に関する事。</li> </ol>
社会福祉法人湯沢市社 会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災生活困窮者の援護に関する事。</li> <li>2 災害ボランティアに関する事。</li> </ol>
金融機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災事業者に対する各種資金の融資及びその他の緊急措置対策に関する事。</li> </ol>
学校法人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難用設備の整備と避難訓練に関する事。</li> <li>2 教育施設の防火管理並びに災害復旧に関する事。</li> <li>3 被災時における応急教育対策に関する事。</li> </ol>
文化財管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財の防災及び避難対策に関する事。</li> </ol>
危険物取扱所等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 石油類等危険物の防災管理に関する事。</li> <li>2 災害時における燃料等の供給に関する事。</li> </ol>
湯沢市建設業協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路障害物の除去等に関する事。</li> <li>2 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関する事。</li> <li>3 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事。</li> <li>4 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関する事。</li> </ol>

## 第5節 湯沢市の概況と地震災害

### 第1 湯沢市の概況

#### 1 位置

本市は、秋田県の南東部に位置し、宮城県、山形県の両県に接しており、両県とは、秋田県の南の玄関口として、国道13号、108号及び398号で結ばれ、県都秋田市からは約70kmである。本市の市域は、東経140度19分56秒から140度45分38秒、北緯38度52分12秒から39度12分55秒の範囲にわたっており、面積は790.91km<sup>2</sup>となっている。これは、秋田県の面積の約6.8%に当たる。

#### 2 地勢

地勢は、東方から南方にかけての奥羽山脈、西方の出羽丘陵に囲まれ、それらの山々を源に、南北に貫流する雄物川と、その支流である皆瀬川や役内川沿いに豊かな水田地帯を形成している。県境付近の西栗駒一帯は、雄大な自然林を有しているほか、豊富な温泉群にも恵まれている。

#### 3 気候

本市の気候は、内陸性気候で年間の気温差が大きく、1月と8月の月別平均気温では約25℃の差があり（1月平均-1.7℃、8月平均23.9℃）、一年間を通して風速1.8m～2.9m前後の西北西の風が吹いている。

また、降水量は年間1,477mm程度であるが、冬期には積雪が多く、最大積雪量は市街地で1m、山間地域では2mに達し、積雪期間は年間100日以上にも及ぶ特別豪雪地帯となっている。

#### ■ 気象概要(アメダス観測点(湯沢)における平年値)

要素	平均気温 ℃	最高気温 ℃	最低気温 ℃	平均風速 m/s	日照時間 時間	降水量 mm	降雪の深 さ合計 cm	最深積雪 cm
統計期間	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020
資料年数	30	30	30	30	30	30	30	30
1月	-1.5	1.4	-5.0	2.3	30.7	155.8	266	83
2月	-1.1	2.3	-4.9	2.6	49.3	94.2	195	97
3月	1.9	6.3	-2.3	2.7	98.7	80.8	99	69
4月	8.5	14.6	2.7	3.0	166.6	69.8	7	9
5月	14.9	20.9	9.1	2.7	194.9	86.6	0	0
6月	19.4	24.7	14.8	2.3	178.0	104.9	0	0
7月	22.9	27.7	19.0	1.8	151.2	172.8	0	0
8月	24.0	29.2	19.6	1.9	180.7	166.1	0	0
9月	19.7	25.0	15.2	2.0	145.3	137.6	0	0
10月	13.1	18.6	8.3	2.1	127.3	141.2	0	0
11月	6.7	11.4	2.3	2.3	87.7	164.2	16	9
12月	0.9	4.2	-2.2	2.3	39.8	189.0	177	54
年	10.8	15.5	6.4	2.3	1453.4	1567.4	754	100

■ 気象要素の極値（アメダス観測点（湯沢）における観測値）

要素		極値	観測日	統計期間
日最高気温	℃	36.8	2015/ 7/13	1976/11-2024/1
日最低気温	℃	-18.6	2018/ 2/ 2	1976/11-2024/1
日最大風速	m/s	19.0	2012/ 4/ 4	1976/11-2024/1
日降水量	mm	158.0	1987/ 8/17	1976/ 5-2024/1
日最大1時間降水量	mm	52.0	2019/ 8/10	1976/ 5-2024/1
日最深積雪	cm	175	2011/ 2/ 1	1985/12-2024/1

#### 4 地 質

##### [地形]

本市は、横手盆地南部の平地部から奥羽山脈と出羽山地に挟まれた標高1,000m級の山々が連なっている山地部を広く含む地域である。当市を流れる雄物川・皆瀬川やその支流は、山地部を浸食して谷を形成し、当市北端部の横手盆地に流下する。横手盆地は、周囲の山地部に対し相対的に沈降域にあることから、雄物川やその支流が、山地部を浸食したときに発生した土砂が運搬・堆積されて、現在のような平坦地が形成された。

##### [地質]

本市の山地部に分布する地質は、おおむね新第三紀の堆積岩（泥岩・砂岩・礫岩・凝灰岩）や溶岩で、一部ではそれより古い時代の花崗岩が見られる。雄物川やその支流沿いには断続的に段丘堆積物が分布するほか、山地中の谷底や横手盆地には最近（1万年ほど前～現在）堆積したと考えられる未固結な礫や砂、泥などが見られる。

稲川地域の北東部には、ほぼ南北に大森山断層が走り、横手盆地東縁断層帯の一部を構成する第四紀の活構造と考えられている。

皆瀬地域には、活火山の栗駒山(標高1,626m)の西麓が広がる。栗駒山では、約11万年前に火山体を形成するような大規模な活動があったとされ、また最近では1944年に水蒸気噴火があり、その後も小規模の火山活動が繰り返し観測されている。このような火山活動に伴ったものと見られる温泉の湧出などの地熱活動が複数箇所、市域に認められる。

#### 5 市の沿革

昭和29年以降、町村合併促進法に基づく合併により、以下のような変遷をたどった湯沢市、稲川町、雄勝町、皆瀬村の4市町村が、平成17年3月22日に合併し、新たな「湯沢市」が誕生した。

湯沢市 —— 昭和29年3月31日、湯沢町・岩崎町・山田村・三関村・弁天村・幡野村が合併して市制を施行し、翌年3月1日、須川村を編入した。

稲川町 —— 昭和31年6月5日、川連町・駒形村が合併し、川連町となり、同年9月30日、稲庭町・三梨村・川連町が合併し、稲庭川連町となる。その後、昭和41年4月1日、町名を稲川町と改めた。

雄勝町 —— 昭和30年4月15日、院内町・横堀町・秋ノ宮村が合併し、雄勝町となり、同年7月25日、小野村を編入した。

皆瀬村 —— 明治17年、川向・畑等の2村を稲庭から分離して皆瀬村と呼び、明治22年4月22日、村制を敷いた。

## 6 人口

本市の人口は、昭和30年代から一貫して減少しており、令和2年10月1日現在、42,096人（国勢調査）となっている。地域別でも、全ての地域で人口減少が進んでおり、人口減少率は、県平均を上回る傾向が続いている。

年齢別人口の推移では、年少人口（0～14歳人口）及び生産年齢人口（15～64歳人口）が減少し、老年人口（65歳以上人口）が増加している。年少人口の減少率が比較的緩やかであるのに対し、老年人口増加率と生産年齢人口の減少率が顕著となっている。

### ■ 市の人口の推移

年	人口	男	女	備考
昭和55年	65,532	31,370	34,162	国勢調査
昭和60年	63,949	30,634	33,315	国勢調査
平成2年	62,537	29,947	32,590	国勢調査
平成7年	61,169	29,142	32,027	国勢調査
平成12年	58,504	27,760	30,744	国勢調査
平成17年	55,290	26,183	29,107	国勢調査
平成22年	50,849	23,982	26,867	国勢調査
平成27年	46,613	22,132	24,481	国勢調査
令和2年	42,096	20,112	21,984	国勢調査

## 7 産業

国勢調査によると、昭和60年以降の産業別就業者率をみると、第1次産業（農林漁業）、第2次産業（製造業、建設業、鉱業等）は減少、第3次産業（金融、不動産、流通、小売、卸売、サービス業等）は平成17年までは横ばいであったが平成22年からは減少傾向にある。県と比較すると、第1次産業、第2次産業が高く、第3次産業が低くなっている。

### ■ 産業分類別就業割合の推移

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	秋田県 (平成27年)
第1次産業	4,158	3,688	3,207	2,839	46,456
第2次産業	5,824	9,429	7,924	7,330	115,978
第3次産業	13,826	13,853	12,834	12,596	312,620
分類不能	5	63	21	83	7,813
合計	29,433	27,033	23,991	22,848	482,867

市町村内総生産は平成8年（1,895億円）、市町村民所得は平成9年（1,318億円）をピークに近年は減少傾向にあり、人口1人当たりの市町村民所得は、県平均と比較して85～90%の水準で推移している。

## 第2 既往の地震被害

### 1 湯沢市に被害をもたらした地震

本市の市域においては、1896年陸羽地震、1914年強首地震などにより被害があったとされている。最近では、2008年岩手・宮城内陸地震により皆瀬地域において住宅の半壊などの被害に見舞われている。

#### ■ 秋田県南部での被害地震の表（明治以降）

発生年月日	震 央		地震のマグニチュード	備 考（被害等）
	緯度	経度		
1896年 8月31日	140. 7	39. 5	7. 2	陸羽地震、県内にて死者205名、傷者736名、潰住家4,738戸、仙北郡のみにて死者184名、傷者603名、全潰住家4,444棟
1914年 3月15日	140. 4	39. 5	7. 1	強首地震 強首村を中心に、死者94名、負傷者324名、住家の全壊640戸
1914年 3月28日	140. 4	39. 2	6. 1	強首地震の余震 金沢西根村、藤木村で小被害
1970年10月16日	140. 8	39. 2	6. 2	東成瀬村や山内村を中心に、負傷者 4名、住家の全壊19戸、半壊48戸、一部破壊216戸、沈下 3棟などの被害
1978年 2月20日	142. 2	38. 75	6. 7	宮城県を中心に小被害 秋田県内では、県南地方を中心に農業用水路や頭首工、ため池などに被害
1978年 6月12日	142. 2	38. 2	7. 4	宮城県沖地震 秋田県内では、水道施設 2箇所、農地農業用施設19箇所、土木関係 3箇所などの被害
1996年 8月11日	140. 63	38. 91	6. 1	雄勝町で住家の一部破損 9戸、農地及び農業用施設 3箇所、国道の法面崩落・路肩陥没29箇所などの被害
1999年 2月26日	139. 84	39. 16	5. 3	秋田県南部沿岸沖を震源 象潟町で住家の一部破損126棟などの被害
2003年 5月26日	141. 7	38. 8	7. 1	宮城県沖の地震 重傷 4名、軽傷 4名、住家一部損壊 2棟、ブロック塀等 2箇所倒壊、農地被害など
2008年 6月14日	140. 9	39. 0	7. 2	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震 行方不明者 2名、負傷者21名、住家半壊 1棟、一部損壊 9棟、林産36箇所、道路100箇所などの被害
2008年 7月24日	141. 6	39. 7	6. 8	負傷者 4名、林産22箇所などの被害
2011年 3月11日	142. 9	38. 1	9. 0	平成23年東北地方太平洋沖地震 負傷者 7名、住家一部破損 4棟、非住家全半壊 3棟、ブロック塀崩壊 3箇所、農業施設 18箇所、水産被害稚魚等約34万匹、長時間停電などの被害

発生年月日	震 央		地震のマグニチュード	備 考（被害等）
	緯度	経度		
2011年4月1日	140.4	40.3	5.0	秋田県内陸北部を震源 負傷者1名、建物一部破損2棟
2011年4月7日	141.9	38.2	7.2	宮城県沖を震源 負傷者4名、建物一部破損1棟、農林水産被害など
2011年4月19日	140.4	39.6	4.9	秋田県内陸南部を震源 大仙市での工場の天井板とシャッターの一部破損、高校の支柱破損、温泉施設の貯水槽破損
2017年9月8日	140.6	39.5	5.2	秋田県内陸南部を震源 住家一部破損6棟（6世帯）
2019年6月18日	139.5	38.6	6.7	山形県沖を震源 負傷者2名、住家一部破損1棟（1世帯）、非住家全・半壊1棟

（秋田県地域防災計画より抜粋）

[資料編 23-1 湯沢市災害年表]

## 2 湯沢市の有感地震回数

湯沢市沖鶴で震度観測が開始された1996年以降、市内の震度観測地点が整備され、現在では、市内6箇所で観測がなされている。本市において震度1以上のゆれを観測した地震の数は過去10箇年で年平均10回である。2008年の岩手・宮城内陸地震や2011年の東日本大震災による影響で2008年及び2011年は回数が突出して増加している。1996年以降の最大震度は、2008年6月14日岩手・宮城内陸地震の際の、震度5強であった。

なお、2011年3月11日の東日本大震災については本市でも震度4を観測した。

### ■ 湯沢市において震度1以上を観測した地震の年間回数

年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
回数	13回	11回	14回	28回	23回	22回
年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
回数	13回	12回	142回	11回	22回	226回
年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
回数	42回	21回	19回	21回	18回	10回
年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
回数	8回	14回	11回	9回	17回	13回



### 第3 活断層調査

秋田県は、平成9年度及び10年度において、「地震関係基礎調査交付金 横手盆地東縁断層に関する調査」を実施している。地震調査研究推進本部は、その成果等をもとに「横手盆地東縁断層帯の長期評価について」（平成17年3月）をまとめている。それによれば、湯沢市稲川地域を南北に走る大森山断層は、横手盆地東縁断層帯の南部を形成するものとされ、南部ではマグニチュード 7.3 程度の地震が発生する可能性があり、北部と南部全体が活動した場合、マグニチュード 7.7 程度の地震が発生する可能性があるとされている。南部は平均活動間隔が不明で長期確率は求めることが出来ないが、約6000年～5000年前以後に活動したと推定され、少なくとも1896年の陸羽地震の際には活動していないとされている。

■ 横手盆地東縁断層帯の評価(平成17年3月9日 地震調査研究推進本部公表より抜粋)

1. 断層帯の位置・形態

(1)断層帯を構成する断層	北部：白岩・六郷断層群、金沢（かねざわ）断層の一部（横手市金沢本町より北の区間） 南部：金沢断層（北部に属する部分を除く。）、杉沢断層、大森山断層	
(2)断層帯の位置・形状	<p>地表における断層帯の位置・形状</p> <p>断層帯の位置</p> <p>北部： （北端）北緯39° 37′ 東経140° 38′ （南端）北緯39° 23′ 東経140° 34′</p> <p>南部： （北端）北緯39° 23′ 東経140° 34′ （南端）北緯39° 07′ 東経140° 35′</p> <p>長さ</p> <p>全体：約56km 北部：約26km 南部：約30km</p>	
	<p>地下における断層面の位置・形状</p> <p>長さ及び上端の位置</p> <p>地表での長さ・位置と同じ</p> <p>上端の深さ 0km</p> <p>一般走向</p> <p>全体：N－S 北部：N10° E 南部：N－S</p> <p>傾斜</p> <p>北部：東傾斜20－30°（地表付近） 南部：東傾斜</p> <p>幅 不明</p>	地震発生層の下限の深さは15km程度
(3)断層のずれの向きと種類	北部：東側隆起の逆断層 南部：東側隆起の逆断層	地形の特徴と反射法弾性波探査結果及び断層露頭による。

## 2. 断層帯の過去の活動

(1) 平均的なずれの速度	北部： 1m/千年程度（上下成分） 南部： 不明	資料から推定
(2) 過去の活動時期	北部： 活動1（最新活動） 1896年（明治29年）の陸羽地震 活動2（1つ前の活動） 3千5百年前頃	資料から推定
	南部： 活動1（最新活動） 約6千－5千年前以後 （1896年の陸羽地震時には活動していない。）	資料から推定
(3) 1回のずれの量と平均活動間隔	1回のずれの量 北部： 2m程度（上下成分） （1896年の陸羽地震時には駒ヶ岳西麓の断層、真昼山地東縁断層帯の一部と同時に活動し、この時、横手盆地東縁断層帯北部では2.5－3m程度の東側隆起が生じている。） 南部： 2－3m程度（上下成分）	断層の長さから推定  断層の長さから推定
	平均活動間隔 北部： 3千4百年程度 南部： 不明	過去2回の活動から推定
	(4) 過去の活動区間	北部と南部の2区間

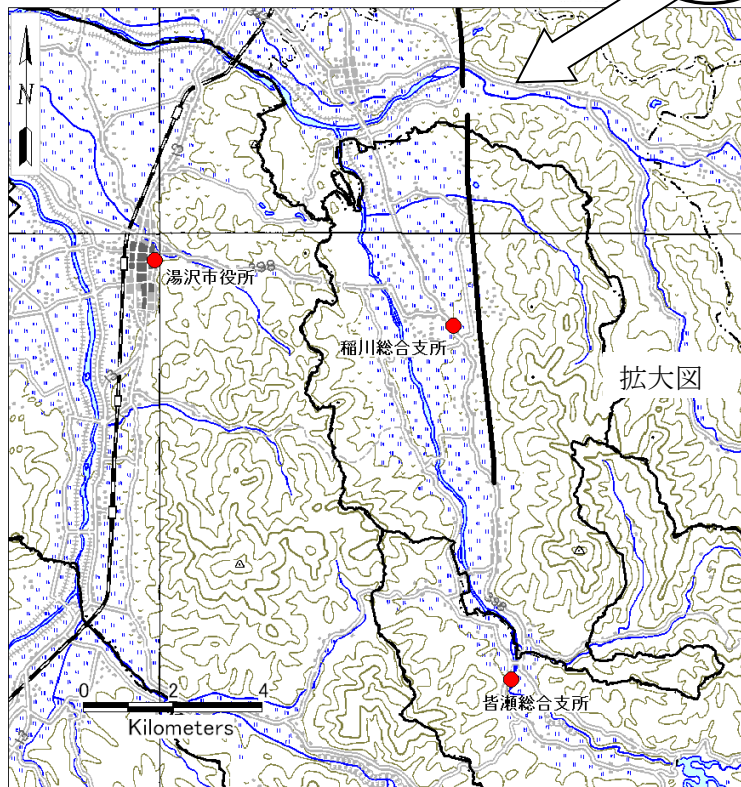
## 3. 断層帯の将来の活動

(1) 将来の活動区間及び活動時の地震の規模	地震の規模及びずれの量 北部： 地震規模 マグニチュード7.2程度 ずれの量 2m程度（上下成分）	断層の長さから推定
	南部： 地震規模 マグニチュード7.3程度 ずれの量 2－3m程度（上下成分）	断層の長さから推定
	断層帯全体が同時に活動する場合： 地震規模 マグニチュード7.7程度	断層の長さから推定

■ 横手盆地東縁断層の位置

(右図：地震調査研究推進本部、2005に加筆による。

下図：右図をもとに、稲川地域の拡大図を作成したもの)



## 第6節 被害想定

秋田県では、平成25年に地域防災計画の基礎資料とするため地震被害調査を実施している。本市の地震被害の想定として、同調査を援用するものとし、以下に調査の抜粋を掲載する。

### 第1 調査の目的

秋田県では、地域防災計画の見直しのため日本海中部地震を教訓として、地震防災対策を積極的に推進し、災害に強い県土づくりに取り組んできた。こうした中で発生した東日本大震災は、避難所運営のあり方、長期の停電への対処、行政機能の確保、放射能汚染への対応など、多方面にわたり防災対策の課題を浮き彫りにした。

このため、県の防災対策の基本となる「地域防災計画」を全面的に見直すこととし、その基礎資料とするため、平成8年度以来2回目となる地震想定被害想定調査を実施した。

なお、本調査は、学識経験者を中心とした「秋田県地震被害想定調査委員会」と4つの「専門部会」を設置し、技術的支援を得ながら実施した。

### 第2 活用に当たっての留意点

本調査の結果を活用するに当たっては、以下の点に留意すること。

#### 1 将来発生する地震を予測したものではないこと

本調査は、多くの仮定に基づいて震源モデルを設定し、震源分布、津波浸水域等を想定したものであり、将来発生する地震を予測したものではない。実際に地震や津波が発生した場合は、その震源や規模が想定とは違う結果になることに留意すること。

#### 2 実際に発生する被害量を予測したものではないこと

本調査は、過去の地震被害に関する統計データ等を用いて被害量を予測したものであり、実際に発生する被害量を予測したものではない。実際に地震や津波が発生した場合は、その被害量が想定とは違う結果になることを留意すること。

特に、個々の施設や地点を具体的に評価したものではない。また、特定の構造物の耐震性等を検証する場合には、個別の検討が必要である。

#### 3 各想定地震の発生確率は検討していないこと

本調査の目的は、想定地震により本県に及ぼす被害や県民生活等に与える影響を把握することであり、各想定地震の発生確率は検討していない。

地震の発生確率については、国の地震調査研究推進本部が、一部の地震について、次のとおり長期評価を行い公開している。

## ■ 陸域地震の長期評価

震源域	地震発生確率		
	30年以内	50年以内	100年以内
1 能代断層帯	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
2 花輪東断層帯	0.6%～1%	1%～2%	2%～3%
6 北由利断層	2%以下	3%以下	6%以下
8 横手盆地東縁断層帯北部	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
10 真昼山地東縁断層帯／北部 (雫石盆地西縁－真昼山地東縁断層帯)	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%

※各震源域の番号は、次のページの「想定地震の一覧表」に対応。

## ■ 海域地震の長期評価

地震名	地震発生確率			想定地震との関係
	10年以内	30年以内	50年以内	
青森県西方沖の地震 (日本海中部地震)	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	海域A参考
秋田県沖の地震	1%程度以下	3%程度以下	5%程度以下	海域B参考
佐渡島北方沖の地震	1%～2%	3%～6%	5%～10%	
山形県沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	海域C参考
新潟県北部沖の地震	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	

### 4 「連動地震」は秋田県独自の震源モデルであること

歴史上、秋田県に最も大きな被害を及ぼした地震は、日本海中部地震（1983年、マグニチュード7.7）であるが、東日本大震災が連動型の巨大地震であったことを踏まえて、連動地震を設定した。

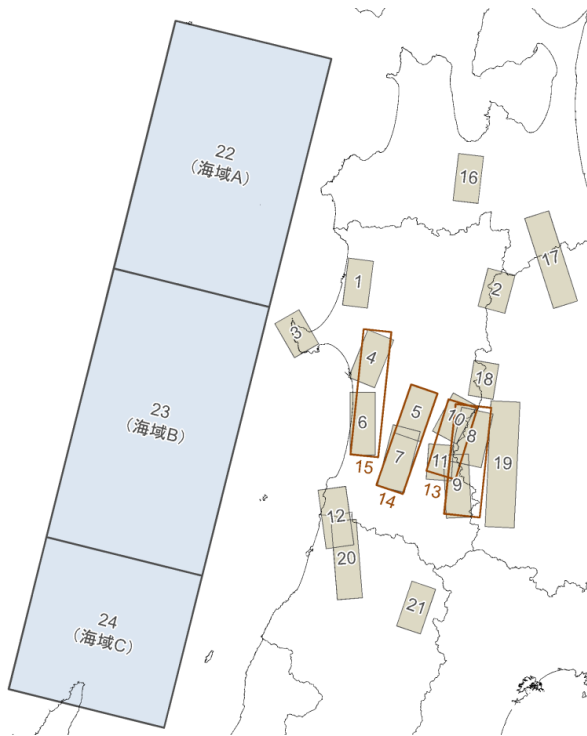
なお、連動地震は、国や研究機関が想定したものではない。「想定外をつくらない」という観点から、秋田県が独自に設定した震源モデルである。

## 第3 想定地震の設定

想定地震は、国の地震調査研究推進本部が評価した地震や、過去に発生した地震をもとに設定した。さらに、東日本大震災が、これまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、「想定外をつくらない」という基本的な考えのもと、連動地震を設定した。

秋田県に影響を及ぼすことが想定される27パターンの地震は、次のとおりである。

■ 想定地震の震源域



■ 想定地震の一覧表

No.	想定地震	M	設定根拠
1	能代断層帯	7.1	国
2	花輪東断層帯	7.0	国
3	男鹿地震	7.0	過去に発生
4	天長地震	7.2	過去に発生
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	県独自
6	北由利断層	7.3	国
7	秋田仙北地震	7.3	過去に発生
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	国
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	国
10	真昼山地東縁断層帯北部	7.0	国
11	真昼山地東縁断層帯南部	6.9	国
12	象潟地震	7.3	過去に発生
13	横手盆地 真昼山地連動	8.1	県独自
14	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7.7	県独自
15	天長地震 北由利断層連動	7.8	県独自
16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	国
17	折爪断層	7.6	国
18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	国
19	北上低地西縁断層帯	7.8	国
20	庄内平野東縁断層帯	7.5	国
21	新庄盆地断層帯	7.1	国
22	海域A (日本海中部を参考)	7.9	過去に発生
23	海域B (佐渡島北方沖、秋田 県沖、山形県沖を参考)	7.9	県独自
24	海域C (新潟県北部沖、山形 県沖を参考)	7.5	過去に発生
25	海域A + B 連動	8.5	県独自
26	海域B + C 連動	8.3	県独自
27	海域A + B + C 連動	8.7	県独自

■ 連動地震

## 第4 調査結果

### 1 震度分布図

本調査では、まず、全27パターンの地震を対象に、簡易法を用いて震度分布を予測し、影響を受ける人口を算出した。次に、影響を受ける人口の多い震源域について、詳細法により地震動計算を行い、地震分布図を作成した。

次ページ以降に、陸域・海域の別、単独・連動の別、県内に与える影響を考慮して8パターンの震度分布図を示す。

#### ※簡易法及び詳細法について

簡易法：過去の地震記録から得られた経験式を用いて、マグニチュードや震源断層までの距離、地層の構成等から震度を予測する手法

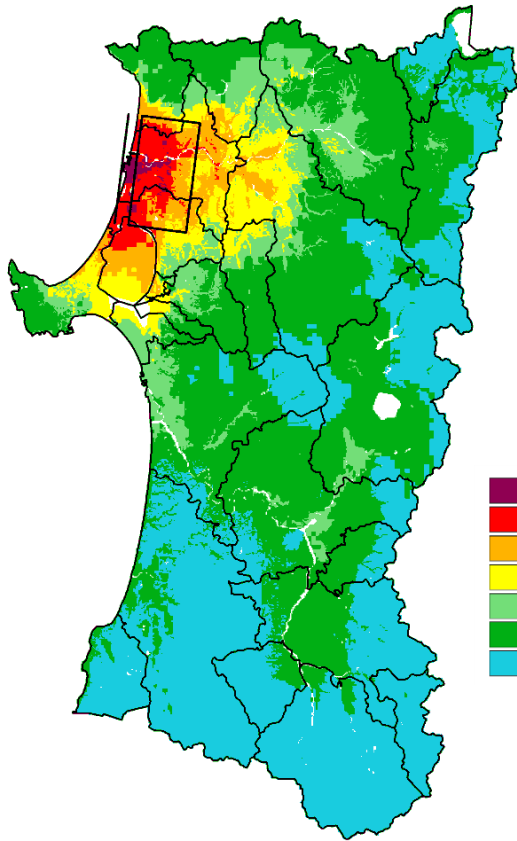
詳細法：震源断層について、マグニチュード等の他に、破壊がはじまる地点や震源域の中で特にずれが大きい範囲等、破壊の条件をより詳細に設定している。これらの条件と深部の地層構成等から、地震動の伝わり方を評価し、地表面での震度分布を予測する手法

#### ※震度分布図の見方について

- ・想定地震名の前にある番号は、前ページの「想定地震一覧表」の番号に対応している。
- ・長方形で表示している範囲が震源域、直線は地表トレースを示している。地表トレースとは、地下の震源断層の平面を地表まで延伸したときの出現位置を示したものである。断層面が垂直の場合は断層の真上に重なり、断層が傾斜している場合はその傾いている先に現れる。

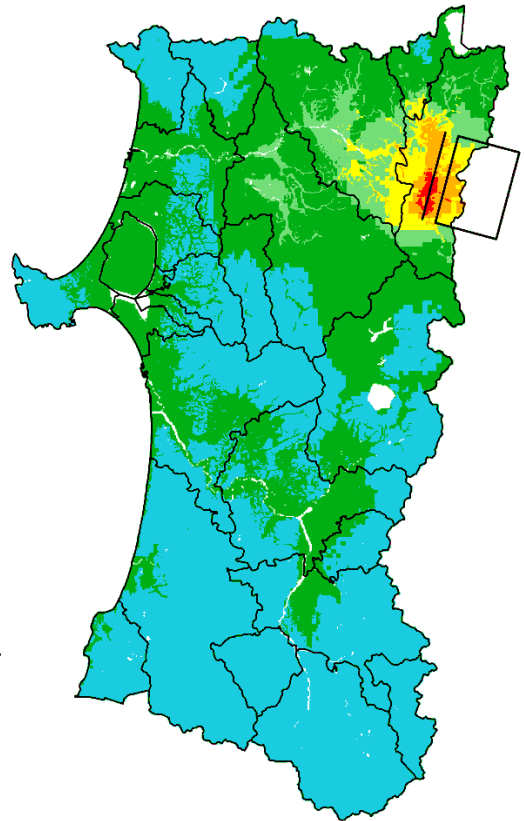
(1) 能代断層帯

■ M=7.1、最大震度：7、詳細法



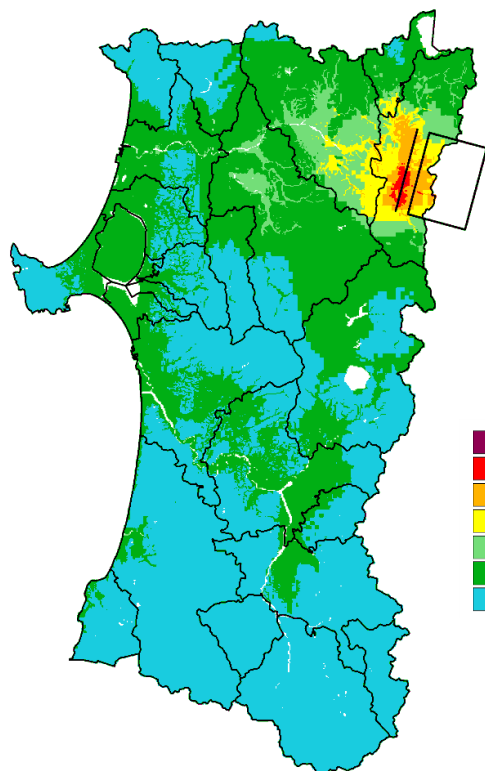
(2) 花輪東断層帯

■ M=7.0、最大震度：7、詳細法



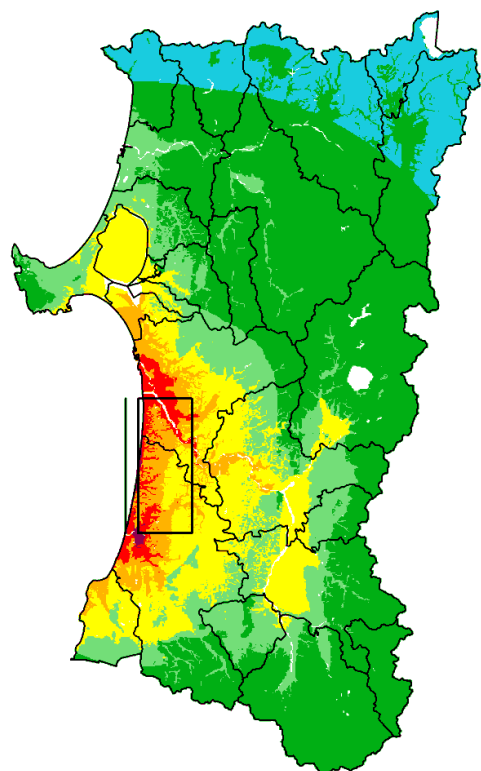
(4) 天長地震

■ M=7.2、最大震度：7、簡易法



(6) 北由利断層

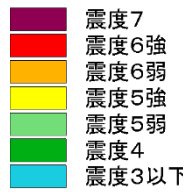
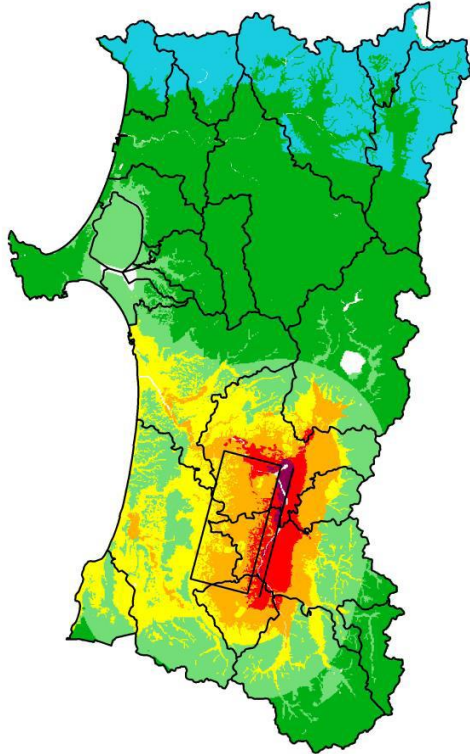
■ M=7.3、最大震度：7、簡易法





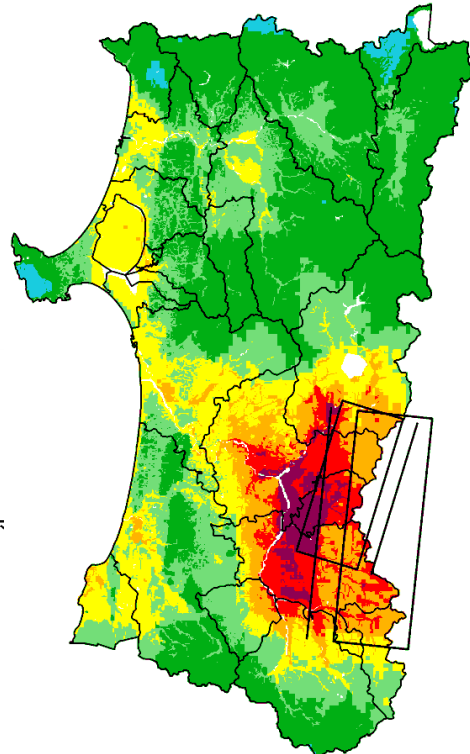
(7) 秋田仙北地震

■ M=7.3、最大震度：7、簡易法



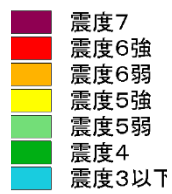
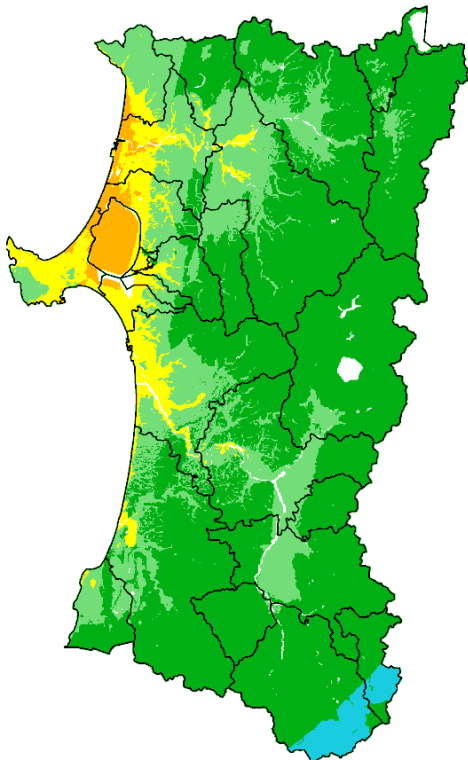
(13) 横手盆地 真昼山地連動

■ M=8.1、最大震度：7、詳細法



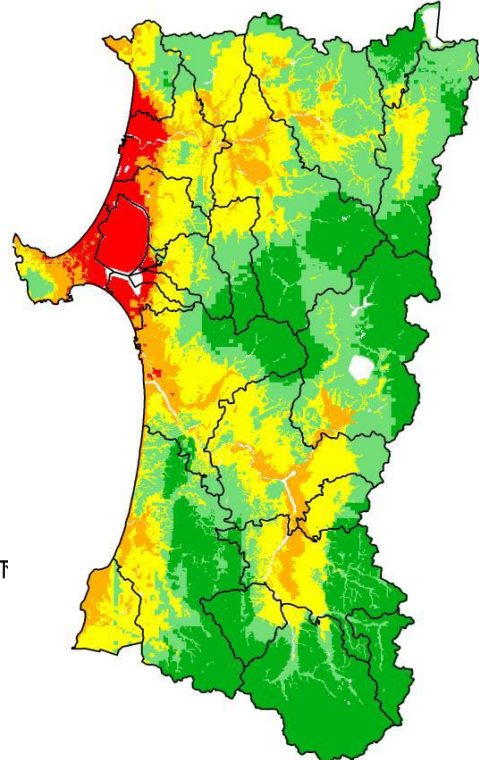
(22) 海域A

■ M=7.9、最大震度：6弱、簡易法



(27) 海域A+B+C連動

■ M=8.7、最大震度：7、詳細法



## 2 湯沢市の想定結果一覧

震度分布図に示した地震について、本市では以下のとおり想定されている。

最も大きな震度は、陸域地震では「(13)横手盆地真昼山地連動」の場合で最大震度7、  
 海域地震では「(27) 海域A+B+C連動」の場合で5強と想定されている。

※想定地震名の前にある番号は、第3の「想定地震の一覧表」の番号に対応している。

※各地震ともに冬の深夜（午前2時）に地震が発生した場合とする。

種別	最大震度	建物被害			人的被害		ライフライン被害		避難者数 4日後 人
		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	上水道断水人口	電力停電世帯数	
		棟	棟	棟	人	人	人	世帯	
(1)能代断層帯 (M=7.1)	4	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)花輪東断層帯 (M=7.0)	4	0	0	0	0	0	0	0	0
(4)天長地震 (M=7.2)	4	6	0	0	0	0	116	4	4
(6)北由利断層 (M=7.3)	5強	48	6	0	0	1	274	711	115
(7)秋田仙北地震 (M=7.3)	6強	389	2,558	0	19	367	11,704	4,336	5,212
(13)横手盆地真昼山地連動 (M=8.1)	7	2,571	7,169	4	167	1,276	12,034	11,606	9,356
(22)海域A (M=7.9)	5弱	25	0	0	0	0	0	474	15
(27)海域A+B+C連動 (M=8.7)	5強	66	94	0	0	13	573	897	272

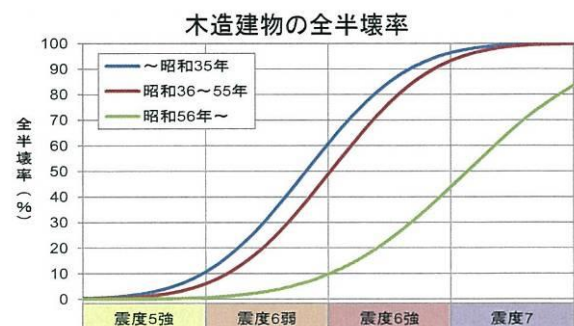
## 3 調査結果から分かる被害の特徴（県全体）

### (1) 地震動による被害

ア 人的被害のほとんどが、建物の倒壊によるものである

a 人的被害（死者及び負傷者）の原因を見ると、建物の倒壊が約9割を占める。

b 秋田県は、現在の耐震基準が導入された時期（昭和56年）より前に建てられた建物が過半数であり、被害拡大の要因となっている。



イ 冬の深夜の被害が最大になる

a 冬は、夏に比べて、積雪により建物倒壊数が増加する。

b 深夜は、日中に比べて、避難に時間がかかるほか、在宅率が高いため、建物倒壊等による人的被害が増加する。

ウ ライフラインの復旧までに数週間を要する場合がある

水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設が被災した場合は、被害の大きさによって、復旧までに数日から数週間を要します。特に、冬の場合には作業効率が下がり、復旧期間が長期化する。

エ 多数の避難者が発生する

建物被害によるほか、断水の長期化により、数万人から十数万人の避難者が発生する。

## 第7節 地震・火山の知識

### 第1 震度とマグニチュード

震度は、ある場所における、地震動による揺れの強さを表わす尺度で、日本では、平成8年4月から震度計により計測された計測震度に移行した。マグニチュードは地震の規模を示すもので、地震のエネルギーはマグニチュードが1増えると約32倍に、2増えると約1,000倍になる。日本の内陸では、マグニチュード6～7級、日本海溝及び千島海溝に沿いや駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源としてマグニチュード8級の大地震が発生している。国内では、明治以降、22回にわたって、死者・行方不明者100名以上の甚大な被害が発生した地震・津波を経験している。

### 第2 地震情報、噴火警報・予報等

#### 1 地震観測

日本列島はプレート境界付近に位置しており、世界有数の地震活動の活発な地域である。有史以来、幾多の被害を受けてきた経緯から、地震調査研究推進本部では、大規模地震の発生に結びつく地球科学的諸現象を多角的に捉えるため多様で高密度の観測が必要との立場から基盤的調査観測について建議している。それらに基づき国等は、地震観測のほか、GNSS（全球測位衛星システム）観測や伸縮計、傾斜計等による地殻変動観測等の整備を推進しており、秋田県を含め継続的に観測を行っているところである。

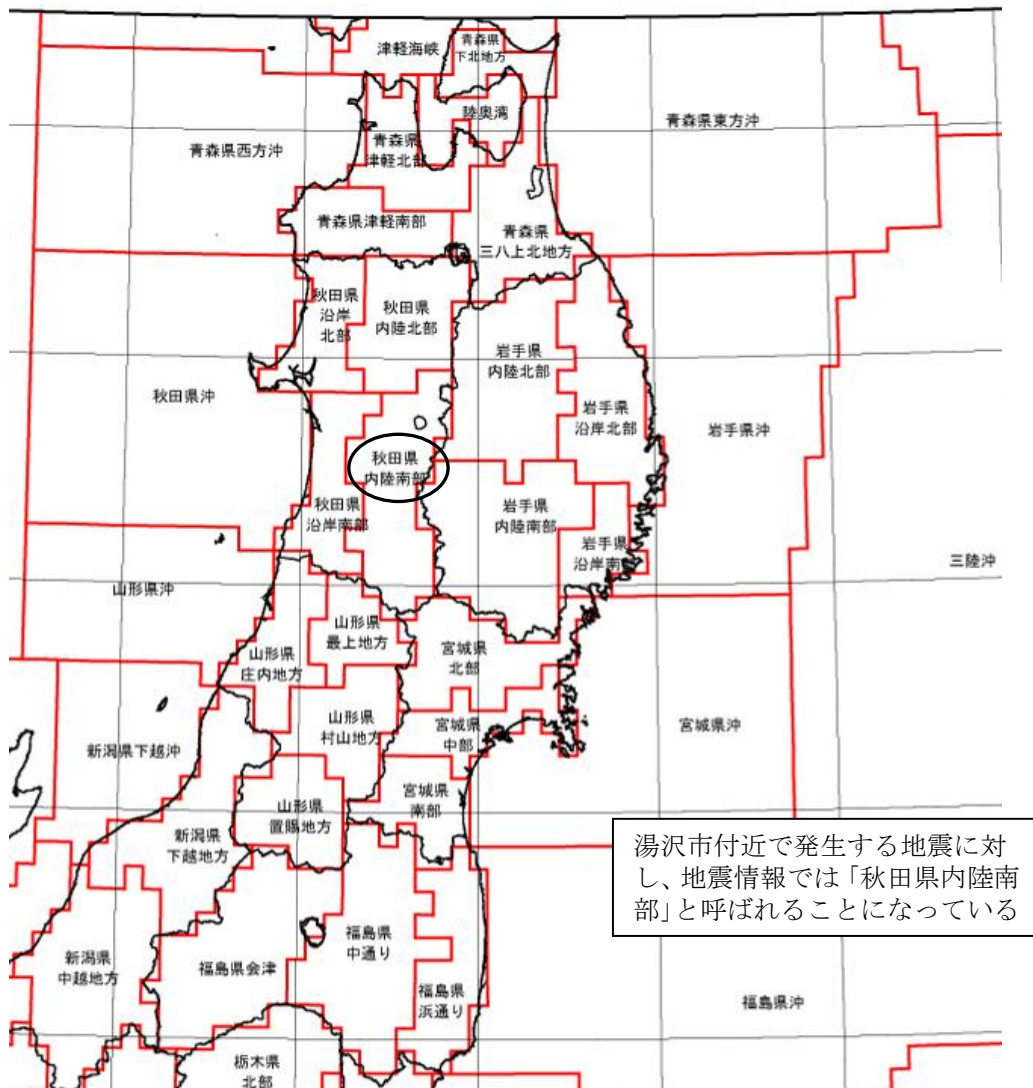
#### 2 地震情報

地震が発生した際に、気象庁（秋田地方気象台）より、その地震の規模や被害の程度に応じて、以下の地震情報が発表される。

##### ■ 地震情報の種類

震災対策編 3章 災害応急対策計画 第5節 地震情報等の発表及び伝達計画  
第2 地震情報等 2 地震情報を参照

■ 地震情報で用いる震央地名（気象庁資料：平成18年10月）



3 火山観測及び噴火警報・予報等

本市は、その南東部に栗駒山が位置する。栗駒山は、現在も活発に活動している活火山であり、歴史資料に残る最近の活動は、以下のとおりである（日本活火山総覧(第4版)（気象庁編，2013）による）。

■ 栗駒山 有史以降の火山活動

西暦	和暦	活動記録
1744年	寛保3年	2月3日 噴火。 ・磐井川が俄かに濁水、山鳴りし、大木を含む火山泥流が流下した。その後噴煙が観測され、時々山鳴り。
1944年	昭和19年	11月20日 水蒸気噴火。 ・泥土を噴出し、磐井川が濁り、魚類多数被害。 ・噴火地点は最高峰大日岳の北西斜面海拔1280mで、泥土を飛散させ凹地を形成、その後水をたたえて「昭和湖」となる。

1946年	昭和21年	6月 温泉異常。 ・須川温泉・磐井川で温泉水の酸性強まる。
1950年	昭和25年	1月18日 鳴動。 ・噴火口付近で鳴動。時々地鳴り。
1957年	昭和32年	8月11～15日 鳴動、地震・温泉異常。 ・鳴動と地震群発(64回)。秋の宮温泉では温泉水が一時白濁。
1985年	昭和60年	3～4月 地震。 ・南西約10kmの山麓で地震群発(最大M5.3)。
1986年～ 1987年	昭和61年	1986年6月～1987年12月 地震。 ・北東山麓で地震群発(最大M5.0)。
1992年	平成4年	噴気。 ・ゼッタ沢源頭部で噴気温度上昇・噴気域拡大。
1994年～ 1995年	平成6年	10月～翌年4月 地震。 ・北、南東、北東山麓で地震活動がやや活発化(最大地震M2.2)。
1996年	平成8年	4～5月 地震。 南山麓で群発地震(最大地震M3.3)。
1999年	平成11年	1月 地震。 ・東山腹で群発地震(最大地震M4.0)。 ・4～5月。北東山麓で地震活動(最大地震M4.3)。
2008年	平成20年	6月14日 地震。 ・北東約10kmの岩手県内陸南部の深さ8kmでM7.2(最大震度6強)の「平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震」が発生。 ・山麓では栗原市荒砥沢ダム周辺の大規模地すべりや駒の湯が土石流に埋まるなどの被害。余震域は北北東-南南西約45kmに広がる。 ・栗駒山も余震域に含まれるが、地震活動に特段の変化はみられなかった。

(日本活火山総覧(第4版) 気象庁編より)

仙台管区気象台地域火山監視・警報センターでは、栗駒山をはじめ、東北地方の常時観測火山に観測施設を整備し活動状況を常時監視しているほか、機動観測を実施している。火山活動が活発化した場合には、以下のとおり噴火警報等の防災情報を発表する。

#### ア 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報(栗駒山)

種別	名称	対象範囲	(キーワード) レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。  【過去事例】 有史以降事例なし

特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	融雪型火山泥流(※2)が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 有史以降事例なし
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備、特定地域(※1)の避難等が必要。 住民は通常の生活	火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散する噴火の発生またはその可能性。 火口から居住地域近くまで火砕流・火砕サージ(※3)・融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。 【過去事例】 有史以降事例なし
		火口周辺	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常の生活。	火口から概ね800m以内に大きな噴石の飛散、火口周辺に火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生またはその可能性。 【過去事例】 1744年の噴火、1944年の噴火
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。

※1：特定地域とは、居住地域よりも栗駒山の想定火口に近いところに位置する温泉等の施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になる場合がある。(須川温泉周辺地域、イワカガミ平)

※2：融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※3：レベル3以上の火砕流・火砕サージの影響範囲は、到達範囲の推移など火山活動の状況をみながら判断する。



イ 噴火警報、噴火予報以外の火山現象に関する予報・情報等

種 類	内 容
噴火速報	<p>仙台管区気象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。</p> <p>噴火速報は以下のような場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</li> <li>・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）</li> <li>・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</li> </ul> <p>（※）噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>なお、噴火の発生を確認するに当たっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する</p>
火山の状況に関する解説情報	<p><b>火山の状況に関する解説情報（臨時）</b></p> <p>仙台管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発表する。</p> <p><b>火山の状況に関する解説情報</b></p> <p>仙台管区気象台が、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に適時発表する。</p>
降灰予報	<p>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</p> <p>① 降灰予報（定時）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。</li> <li>・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</li> </ul> <p>② 降灰予報（速報）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。</li> <li>・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。</li> </ul> <p>（※1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p>
火山ガス予報	<p>仙台管区気象台が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。</p>
火山活動解説資料	<p>仙台管区気象台が、写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</p>
月間火山概況	<p>仙台管区気象台が、前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</p>



噴火に関する 火山観測報	仙台管区気象台が、噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。
-----------------	---

[資料編 2-8 震度とマグニチュード、  
2-9 気象庁震度階級関連解説表、  
2-10 震度情報]

## 第8節 県内の地震観測体制

### 第1 秋田地方気象台

気象庁は、県内に震度計を8箇所、震度も計測できる地震観測施設である津波地震早期検知網を5箇所設置している。本市内では湯沢市字沖鶴に震度計が設置されており、1996年4月以降、継続的に観測が行われている。なお本市の震度計は、地上回線が途絶した場合には気象衛星を利用してデータを送信している。

また、気象庁が観測した震度データのほか、秋田県震度情報ネットワークシステムで観測した県内55箇所の震度データ及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の強震観測施設17地点の震度データについても地震情報の発表に供するなど活用している。

観測点名	観測場所	備考
湯沢市沖鶴	湯沢市字沖鶴140	秋田地方気象台が設置する震度観測点 (1996年4月観測開始)
湯沢市寺沢	湯沢市寺沢	防災科学技術研究所が設置する強震観測点

### 第2 秋田県

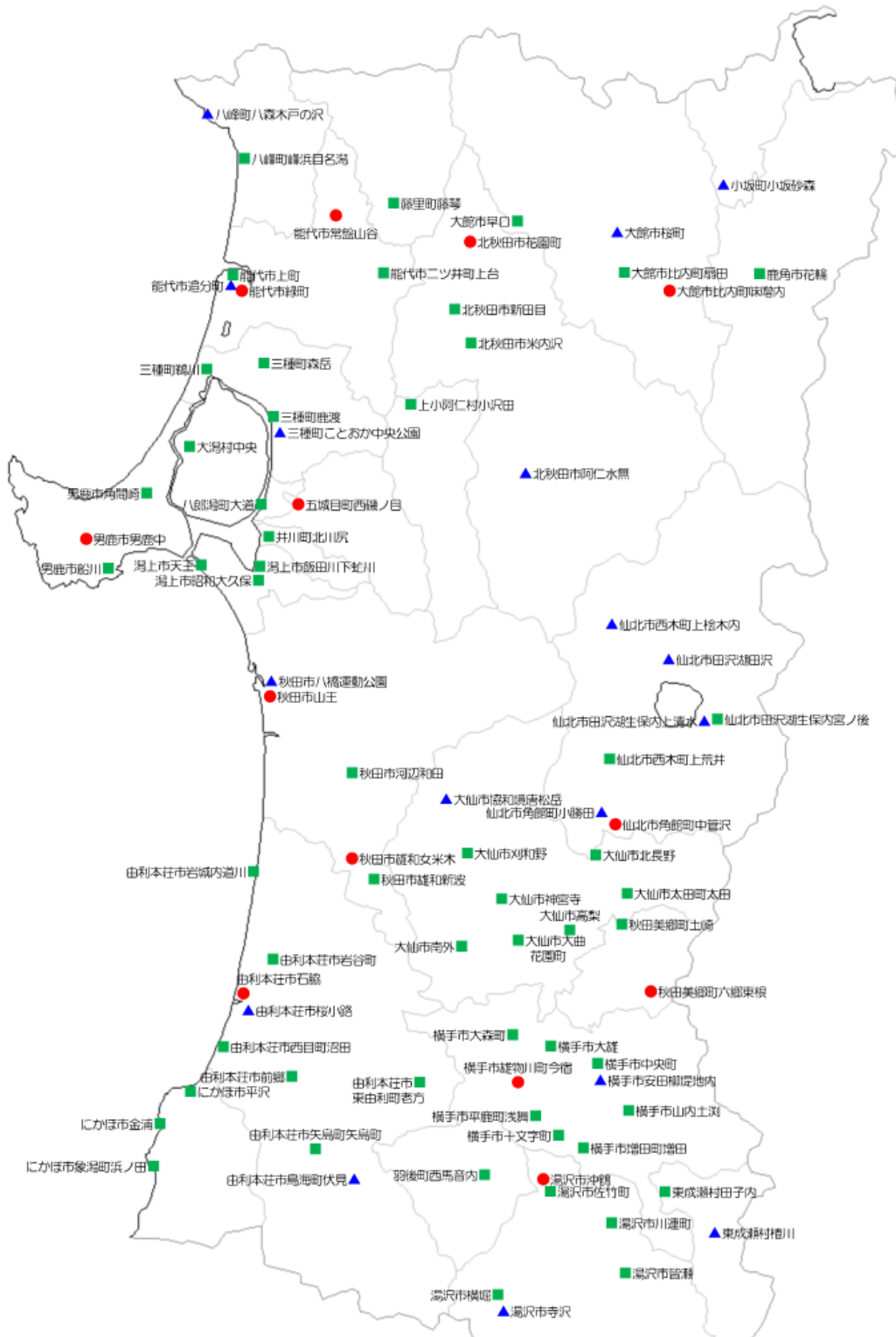
秋田県は県内の計55箇所に震度計を設置し、その観測震度データは各自治体で活用されているほか、秋田県震度情報ネットワークシステムを経由し、県庁及び気象台へ伝送されている。本市においては、以下の4地点に震度計が設置されている。

観測点名	観測場所	備考
湯沢市佐竹町	湯沢市役所 本庁舎	秋田県
湯沢市川連町	湯沢市役所 稲川庁舎	同
湯沢市横堀	湯沢市役所 雄勝庁舎	同
湯沢市皆瀬	湯沢市役所 皆瀬庁舎	同

### 第3 その他の機関

東北大学地震・噴火予知研究観測センターでは、県内においてGPSによる地殻変動観測、伸縮計・傾斜計による地殻変動観測、体積歪計による地殻変動観測などの地震観測が9か所、火山性地震観測4か所の観測体制となっており、観測データは仙台市の同センターに伝送され、気象庁・防災科学技術研究所・全国大学等関係機関にもリアルタイムで共有されている。

■ 秋田県内の震度観測点（合計85観測点）



秋田県内の震度観測点			
● 気象庁	■ 秋田県	▲ 防災科研	計
13	55	17	85

秋田県内の震度観測点（令和3年12月1日現在）

## 第9節 積雪期における地震

### 第1 積雪期の気象状況

日本海側では、大陸から吹き出す冷たく乾燥した季節風が暖かい日本海を渡る際、海面から熱と水蒸気の補給を受けて雪雲が発生するため、雪の降る日が多い。雪雲は奥羽山脈にぶつかって上昇し、山沿いに大量の雪を降らせる。秋田県では、本市の位置する内陸の山沿いの地域が多雪地帯となっており、たびたび豪雪対策本部が設置されている。

### 第2 過去の積雪期の地震災害

積雪期に起きた地震のうち大きな被害を与えた地震として記録されているものとして、「秋田城の地震（830年、天長7年2月3日）」、「強首地震（1914年、大正3年3月15日）」がある。

#### 1 秋田城の地震

- (1) 発生年月日 天長7年2月3日（830年）
- (2) 震 源 東経140.1度、北緯39.8度（追分西方）
- (3) 規 模 M7.0～7.5
- (4) 被害状況
  - ア 建物被害 秋田城の城郭・角舎・四天王寺等倒壊
  - イ 人的被害 死者15名、傷者100余名

#### 2 強首地震

- (1) 発生年月日 大正3年3月15日（1914年）
- (2) 震 源 東経140.4度、北緯39.5度（大沢郷付近）
- (3) 規 模 M6.4（震度6）
- (4) 被害状況
  - ア 建物被害 全壊640戸、半壊575戸、一部損壊4,232戸
  - イ 地震火災 住家3戸（強首2、淀川1）
  - ウ 人的被害 死者94名、傷者324名（秋田県地域防災計画より抜粋）

### 第3 積雪による地震災害の拡大

積雪は地震災害に対し、被害を拡大させるとともに応急対策の実施を困難にする側面を持っている。

#### 1 被害拡大の要因

##### (1) 家屋被害の拡大危険性

積雪荷重による家屋倒壊危険度が増加する。また、2階建て家屋では1階部分が周囲の積雪により支持され安定していることから、2階部分の被害増加が予想される。

##### (2) 地震火災の拡大危険性

地震による家屋倒壊と暖房器具の使用による出火の危険性が増加する。また、暖房用

石油類の大量備蓄による延焼拡大の危険性が高い上に、冬期における消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらす危険度が高い。

一方、屋根や周囲に雪があるため延焼速度は遅くなるものと予想されるが、火災は軒から軒へと延焼拡大していくものと想定される。

### (3) 雪崩発生危険性の危険性

地震動により、雪崩が同時多発する危険性が高まる。特に降雪が多く積雪が不安定な場合は表層雪崩の発生も予想される。

### (4) 人的被害多発危険性の危険性

積雪期の地震では、倒壊家屋や雪崩の下敷きになるおそれや火災による人的被害が増加するおそれがある。また、屋根からの雪の落下、除雪等による雪壁の崩落などで道路上における歩行者等への被害も予想される。

## 2 応急対策阻害要因

積雪が応急対策の実施を阻害し、著しく困難にすることが想定される。特に情報活動、緊急輸送活動、消防救出活動、重要施設の応急復旧活動に重大な支障を及ぼすことが予想される。

### (1) 情報活動の阻害

道路や通信施設の寸断や復旧の遅延等により、被害状況の把握や連絡が困難になると予想される。

### (2) 緊急輸送活動の阻害

屋根からの雪の落下や除雪による雪壁の崩落などにより道路交通が困難になることが予想され、緊急活動を阻害する要因となることが予想される。

### (3) 消防活動の阻害

消防車の通行障害、消防水利の使用障害が予想される。

### (4) 救出活動の阻害

倒壊家屋からの救出には、屋根や家屋周囲の積雪により、埋没者の発見や救出に困難が予想されるほか、発見や救出遅れによる凍死等も考えられる。

## 3 応急対策需要増加要因

罹災者や避難者の生活確保や除雪作業等で応急対策需要の増加が予想される。

### (1) 罹災者・避難者の生活確保

罹災者・避難者の収容施設での暖房設備、暖房用燃料、毛布・被服等の大量需要が予想される。また、積雪により応急仮設住宅の早期建設も困難となり、避難生活の長期化が考えられる。

### (2) 除雪作業

地震後も降雪が継続した場合、除雪作業は欠かせない作業となるが、除雪作業員等も罹災者となるなど作業員の確保も困難になることが考えられる。

## 4 積雪期の地震対策の重要性

これらのことから、積雪期における地震は、被害の拡大と長期化が予想され、積雪期の地震を想定して地震対策を確立することが必要である。

## 第10節 震災に関する調査

本市は、強首地震等の経験、また、各地での地震被害の経験等を学び、地震に強いまちづくり、災害に強いまちづくりのため、県及び関係機関と連携しつつ、基礎的調査を推進していくものとする。

- (1) 建築物の耐震性に関する調査
- (2) 地震時の出火、延焼に関する調査
- (3) 地震時における交通確保に関する調査
- (4) 人的被害及び避難に関する調査
- (5) 積雪、厳冬期、大雨時の地震被害に関する調査
- (6) その他震災に関する調査

## 第 1 1 節 防災ビジョン

### 第 1 計画の理念

地域防災計画は、本市の総合的な災害対策の基本となるものであり、災害の予防対策、災害時の応急対策、復旧・復興対策の実施に大きな役割を果たすものである。

未曾有の大災害となった「東日本大震災（東北地方太平洋沖地震：海溝型地震、マグニチュード9.0）」は、1都9県が災害救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすとともに、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災住民の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生している。

国においては、災害対策基本法が平成24年6月に改正されるとともに、防災基本計画が平成24年9月に修正され、市町村を支援する国や都道府県の役割を強化するため、被災した市町村に代わって都道府県が情報を収集すること、国や都道府県が要請を待たずに救援物資を供給できるようにすること、さらに、自治体の枠を超える広域的な避難を国や都道府県が調整することなどが盛り込まれた。

また、災害対策基本法が平成25年6月にも改正され、防災基本計画の再修正とともに、自力避難が難しい障がい者や高齢者ら（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿作成が市町村に義務付けられたほか、市町村の機能が低下した場合に、国ががれき撤去などを代行できる規定などが新設された。

県においては、平成25年8月に地震被害想定等を見直し、秋田県地域防災計画の改訂を実施している。本市においても、国・県の対応等を踏まえ、減災に向けた取組みを進めていくため、市地域防災計画を改訂するものとする。

さらに、市地域防災計画をより具体化するためにも市はもちろんのこと、市民、事業者、団体等が総力をあげて災害対策に取り組むべきものとなるよう防災ビジョンを策定する。

### 第 2 基本目標

湯沢市地域防災計画は、「人のつながりで磨かれる熱（エネルギー）あふれる美しいまち」を実現するため、本市の災害特性を踏まえ市民と行政が一体となり、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、災害に強く安心できるまちづくりの推進を基本理念とするものである。

地域防災計画の基本的な目標は、以下のとおりである。

- (1) 「自助」・「共助」・「公助」による「減災」への取組みの強化
- (2) 住宅の防火・耐震対策の推進
- (3) 防災拠点施設の整備並びに強化
- (4) 市民・企業・行政の協働・連携・分担による防災体制の強化
- (5) 自主防災組織や市民等、多様な主体の参画による地域防災力の向上
- (6) 男女共同参画の視点を踏まえた対応
- (7) 要配慮者の安全確保のための体制及び環境の整備
- (8) 実践的な防災訓練や継続的な防災教育による市民・職員の防災力向上
- (9) 地域の災害特性を踏まえ、かつ冬季対応を重視した災害応急対策の確立

- (10) 平常時・災害時を通じて活用する総合的な防災情報システムの整備

### 第3 災害に関する調査研究計画

#### (1) 新たな防災対策の研究・吸収

宮城県北部地震や新潟県中越地震では、地震動そのものによる被害に加え、斜面災害等中山間地特有の地震被害の様相を浮き彫りにした災害であった。国においても、これらの地震を契機に防災基本計画を改訂し、諸制度等の整備を図っているところである。本市も山間地帯を有する地域であることから、これらの被災経験等について、さらに事例を収集・分析するなどし、市としての制度的整備を念頭に置きつつ、地域防災計画に反映させるなどの研究を推進するものとする。

#### (2) 防災・ハザードマップ等の作成

予想される各種災害における警戒区域等を盛り込んだ防災マップの作成を平成28年度に作成したほか、令和2年3月には地区版の防災マップを作成し、全戸配布を行った。

今後、さらに地域の防災力を向上させ、減災活動を進めるためには、市民、企業及び自主防災組織が、それぞれの地区を対象とした各種災害に対するハザードマップ等を自ら作成し、図上訓練に役立て、また避難計画等を策定する等の住民活動が望まれる。市は、必要な資料を市民に積極的に提供し、活動を支援する。

#### (3) 高度情報伝達網

現在は、通信放送方法の変化・進歩が著しく、様々なデジタル通信網が利用できる環境が整ってきており、平常時及び有事の際に情報収集及び伝達手段として活用できる可能性が高いことなどから、本市は防災行政無線をはじめ、テレビ・ホームページによる災害情報等の発信や登録制メール、SNSの利活用を推進していく。

### 第4 市民及び企業の役割

#### 1 市民の役割

##### (1) 平常時

ア 日頃から出火の防止に努める。

- ・ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓を行う。
- ・ ガソリン、灯油等の危険物類は保管場所に注意する。
- ・ プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検する。

イ 消火用具等を準備する。

- ・ 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置する。
- ・ 住宅用火災警報器を完備する。

ウ 住宅の耐震性を確認する。

- ・ 柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強する。

エ 家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。

- ・ タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定する。
- ・ 家具の上に物を置かない。

- ・ ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置をする。
  - ・ ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、補修及び転倒防止の措置をする。
- オ 食糧や非常持ち出し品など生活必需品や防災用品を備蓄しておく。
- ・ 家族が必要とする最低3日分（1週間分を推奨）の食糧、飲料水を備蓄する。
  - ・ 三角巾、ばんそうこうなどの医薬品、常備薬等も用意する。
  - ・ ラジオ、懐中電灯等の防災用品は忘れずに。
  - ・ ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等も役に立つ。
  - ・ 衣料（防寒用）、暖房用燃料などは使いやすいように準備する。
- カ 家族で話し合い
- ・ 地震発生時の役割分担を決める。
  - ・ 避難場所、避難経路の事前確認をする。
  - ・ 毎日の行動予定及び地震災害時の連絡先と連絡方法を共有する。
  - ・ 家庭動物（ペット）との同行避難、飼料について準備する。
- キ 防災訓練に積極的に参加し、震災時の行動力を身に付ける。

## （2）震災時

- ア まず、我が身の安全を図る。
- イ 揺れが収まった後、火の始末をする。（避難する際、電気ブレーカーを遮断する。）
- ウ 戸を開けて出口の確保をする。
- エ 火が出たら隣近所で初期消火をしつつ、消防署への通報に努める。
- オ あわてて外に飛び出さないで、周囲の状況を確認し、落ち着いて行動する。
- カ 避難は徒歩を原則とし、荷物は努めて少なくする。
- キ 狭い路地、塀ぎわ、がけ、川べには近づかない。
- ク 山崩れ、がけ崩れに注意する。
- ケ 正しい情報を聞く。
- コ 協力し合って近所の安否確認及び負傷者に対する応急救護を行う。

## 2 企業の役割

### （1）平常時

- ア 自主防災体制の確立を図る。
- イ 情報の収集伝達方法の確認をしておく。
- ウ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。
- エ 防火用品等の備蓄をしておく。
- オ 出火防止対策を講ずる。
- カ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。
- キ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練へ積極的に参加する。

### （2）企業防災計画上の留意点

- ア 県及び市町村の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものにする。



る。

イ 従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火の防止、混乱の防止等を重点に作成する。

ウ 責任者の不在時についても考慮する。

エ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。

オ 他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。

カ 事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。

キ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。

ク 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。

ケ 事業再開・継続のために必要な連絡体制、方法等について関係先を含め確認し、必要な方策を計画としてまとめる。

### (3) 震災時

ア 必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。

イ テレビ、ラジオ、インターネット、アプリ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。

ウ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々の安全に特に留意する。

エ 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱い）する事業所（施設）については、原則として営業を継続するようにする。ただし、不特定多数のものを収容する店舗・施設にあっては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。

オ 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。

カ バス、タクシー、生活物資輸送車等、市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できる限り控える。

キ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食糧、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。

ク 建築工事・水道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。

## 第 1 2 節 防災に関する調査研究の推進

### 第 1 計画の方針

災害は、広範な分野にわたる複合・複雑な現象で、その発生は地域的特性を有し、その防災対策を効果的に推進するためには、防災行政を担当する各分野において、それぞれの行政課題の面から、多様な災害の現象を科学的に解明する必要がある。本市は市域が広大で多くの種類の災害発生が想定されることから、地域特性に応じた調査研究等が必要となる。

次のとおり、防災に関する調査研究の基本的考え方を示す。

#### 1 関係機関との情報交換

国、都道府県、政令指定都市、中核市、その他市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にしてそれらの情報交換に努める。

#### 2 図書・資料等の収集整理

市は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

#### 3 専門的調査・研究

市は、宅地化の進展による地域の変貌状況や調査技術の進展に合わせて、防災特性の把握に努める。

また、新興住宅地の造成など土地利用の変化に合わせて地震危険度調査・研究に努める。

#### 4 地籍調査の推進

各種の市街地整備事業を計画的に行うとともに、災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、錯そうしている土地の権利関係を明確にする地籍調査を、今後とも引き続き推進する。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 計画的な地震防災対策の推進

[総務部、ふるさと未来創造部、市民生活部、福祉保健部、産業振興部、建設部、教育部]

#### 第1 基本方針

秋田県では、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、県、市町村及び関係機関を実施主体とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、地震による住民の生命や財産に及ぼす被害を最小限に留めるため、耐震化の促進、地域防災力の強化等、ハード・ソフト両面からの各種取組みを推進している。

これを受け、市は県が作成した五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等のハード対策について計画的な推進を図る。

#### 第2 地震防災緊急事業五箇年計画の概要

##### 1 対象地区

地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する対象地区は、過去の被害地震及び活断層の分布状況など、本市の地震災害環境を勘案し、本市を含む県全域である。

##### 2 対象施設

地震防災緊急事業五箇年計画に定めることにより、令和3年度から令和7年度までの期間において、市が地震防災上緊急に整備すべき施設等は地震防災対策特別措置法第3条第1項各号に掲げる次の施設等である。

#### ■ 第6次地震防災緊急事業五箇年計画の対象施設等

3	消防用施設	市及び県は、地震災害時における地震火災の初期消火、延焼防止等の被害の軽減を図るため、防火水槽等の消防水利、消防ポンプ自動車や救助工作車等の消防車両、その他の整備を推進する。
---	-------	--

※ 表中の数字は、地震防災対策特別措置法第3条第1項の各号。

## 第2節 防災知識の普及計画

[総務課、商工課、学校教育課、生涯学習課]

### 第1 計画の方針

「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であり、市民一人ひとりはその自覚を持ち、平時から災害に対する備えと心がけが重要である。市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。また、災害発生時においては、初期消火など自らができる防災活動を始め、市及び防災関係機関による各種防災対策や救急・救助活動の実施、自主防災組織などの地域コミュニティー団体等の参加による訓練、並びに防災活動、さらに、企業及び関連団体等における災害予防対策の継続が被害の軽減に結びつくものである。

このことから、市及び防災関係機関は、いつでもどこでも起こりうる大災害から人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実するため、平時から、各種研修会などを開催し、防災知識や災害時の対応など普及指導に努める。

### 第2 防災関係職員に対する防災教育

#### 1 現況

防災業務に従事する防災関係機関の職員は、地震発生時には計画実行主体となって活動に当たらなければならないことから、地震災害に関する豊富な知識と適切な判断を要求されるため、一層の資質向上に努める必要がある。

このため、市及び関係機関は職員に対し、これら知識及び能力を養成及び習得するための基礎・応用教育、実施研修、並びに訓練などについて、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）等の知見の活用を努めながら、計画的に実施するものとする。

#### 2 対策

##### (1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会の実施
- イ 視察、現地調査等の実施
- ウ 防災活動の手引き、啓発等印刷物の配布
- エ 各種防災訓練の実施

##### (2) 教育の内容

- ア 本市、近隣市及び秋田県地域防災計画の概要
- イ 防災関係法令の運用
- ウ 非常参集、配備、情報収集及び連絡手段
- エ 被害調査の方法
- オ 防災知識と防災技術
- カ その他必要事項

### 第3 一般住民に対する防災知識の普及

#### 1 現況

防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、災害が発生しやすい時期、又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、おおむね次のとおり実施している。

##### (1) 雪害防止に関する事項

雪崩防災週間 12月1日～12月7日

##### (2) 風水害予防に関する事項 6月～9月

##### (3) 土砂災害に関する事項

がけ崩れ防災週間 6月1日～6月7日

土砂災害防止月間 6月1日～6月30日

##### (4) 火災予防に関する事項

文化財防災デー 1月26日

春季火災予防運動 4月第1日曜日から1週間

秋季火災予防運動 11月第1日曜日から1週間

市消防訓練大会 7月上旬

##### (5) 防災に関する事項

防災とボランティアの日 1月17日

防災とボランティア週間 1月15日～1月21日

県民防災の日 5月26日

県民防災意識高揚強調週間 5月20日～5月26日

火山防災の日 8月26日

防災訓練 8月下旬

防災の日 9月1日

安心・安全なまちづくりの日 10月11日

##### (6) その他災害に関する事項

水防月間 5月1日～5月31日

水難事故防止強調運動 7月1日～8月31日

危険物安全週間 6月第2日曜日から1週間

#### 2 対策

##### (1) 普及の方法

ア 広報、広報車等による普及

イ 図画、作文等の募集による普及

ウ チラシ、パンフレットの配布による普及

エ 防災写真、資料展示、立て看板等による普及

オ ビデオ、スライド、講演会等による普及

カ ホームページ、SNS等による普及

キ 災害教訓の収集・整理・保存

## (2) 普及すべき内容

- ア 自然災害及びその防災に関する知識
- イ 市地域防災計画の概要
- ウ 防災組織の組織化と活動状況
- エ 災害時の心得
  - ・災害情報等の入手方法
  - ・停電時の備え
  - ・災害時の連絡方法
  - ・避難の方法、場所、時期
  - ・避難情報の理解促進
  - ・非常食糧（最低3日・推奨：1週間分）、非常持出品（貴重品、救急箱、懐中電灯、ラジオ、電池等）の準備
  - ・非常時の態様に応じてとるべき手段、行動
  - ・災害危険箇所の位置、種類
- オ 地震への備えに対する各種融資・税制優遇措置制度

## 第4 学校等を通じた防災知識の普及

### 1 現況

地震防災知識の普及については、各学校、幼稚園、保育園等において計画的に実践されており、特に予防措置、避難方法などについては、園児、児童、生徒の発達段階及び地域の実情に応じた指導によりその徹底に努めている。

### 2 対策

#### (1) 防災計画の策定

校長等施設管理者は、年度初めに地震災害時における園児・児童・生徒の避難、誘導等の危機管理マニュアル・学校安全計画等を作成し、計画の徹底を図る。

#### (2) 防災指導の充実

ア 学校等においては、地域社会の実情及び園児・児童・生徒の発達の段階に即し、気候変動の影響も踏まえつつ、教育活動全体を通じた地域の災害リスクに基づいた防災教育を推進する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、県及び市町村は、学校における消防団員や自主防災組織員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

イ 防災知識の指導は、学校の教育課程に位置付けて実施する。特に避難訓練、野外活動時の不測の事態に備えた対処方法等の事前指導徹底に努める。また、防災機関や施設の見学を行うなどし、災害時における防災活動、避難等について習熟するよう努める。

ウ 防災上重要な施設等の管理者に対し、防災教育を実施して資質向上を図る。特に、出火防止、初期消火、通報連絡、避難等災害時における行動力、指導力を向上させ

る。

### (3) 防災訓練の実施

ア 防災訓練は学校行事等に位置付けて計画し、全教職員の共通理解と園児・児童・生徒の自主的活動を大事にしながら十分効果を収めるよう努める。

イ 防災訓練は、学校の種別、規模等事情に応じて毎年3回程度実施するよう努める。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

ウ 防災訓練実施後は、外部からの意見も加味して十分な反省を加え、計画の修正・整備を図る。

### (4) 防災施設の整備

防災上重要な施設については、施設・設備・器具・用具等の定期的点検を実施し、常に使用できるよう整備を図る。

### (5) 連絡通報組織の確立

災害時における組織活動の円滑を期するため、全教職員の緊急連絡網を整備するとともに、休日及び夜間は委託警備会社との十分な連絡網を確立する。

### (6) 教職員に対する教育

学校等は、教職員の安全確保・防災対応力向上のため、校内研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の涵養を図る。

## 第5 防災上重要な施設の管理者等の教育

### 1 現況

防災上重要な施設の管理者に対する防災教育は、消防法等関係法令に基づく講習会等への参加を積極的に呼びかけ、その資質の向上に努めている。

### 2 対策

市は、消防機関の行う次の計画に対し、積極的に参加・協力する。

#### (1) 査察等を通じての現場指導

防災上重要な施設については、定期的な査察を実施し、施設の維持管理及び地震発生時の対処要領について指導する。

#### (2) 講習会・研修会等の実施

ア 防火管理者に対しては、講習会・研究会・連絡会等を通じて、その職責を自覚させる。

イ 事業所等の職員に対しては、講習会・訓練等を通じて対処能力を向上させる。指導内容は、事業所等の防災に関する計画、地震災害の事例、施設の構造及び緊急時における連絡・通報体制とする。

#### (3) 防災に関する指導書・手引き・パンフレット等の作成配布

施設管理者及び職員に向けた防災に関する指導書・手引き等を作成して配布し、防災知識の習得を図る。

## 第6 企業における防災教育・役割

災害時において企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）の認識をはじめ、各企業が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど、防災活動の促進に努めるものとする。

このため、市は、県の協力のもと各企業における防災意識の高揚並びに防災力の向上を図るため、防災に関する取組みの評価を行うなど、地域における防災訓練又は防災研修などへの積極的な参加を呼びかける。

## 第7 地域コミュニティにおける防災教育の普及推進

市は、町内会、自主防災組織等の地域コミュニティにおける防災に関する教育・研修などの推進を図るとともに、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取り組みが適切かつ積極的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

## 第8 防災に関する意識調査

### 1 現況

住民の震災に対する意識を正確に把握することは、防災上極めて重要な課題である。このような意識調査はこれまで研究機関等で実施されており、市においても実施している。

### 2 対策

市は、防災施策の適正な運用に資するため、住民等の防災意識調査、アンケート等からの意見聴取など、必要に応じて適宜実施し、住民の実態・要望等を把握するよう努める。



## 第3節 自主防災組織等の育成計画

[総務課、商工課、各総合支所、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部、湯沢市社会福祉協議会]

### 第1 計画の方針

災害時における防災活動は、国、地方公共団体、公共的団体等防災関係機関相互の連携を強化するとともに、住民の「自助」、「共助」の精神に基づく自主的防災意識の高揚と事業所等における自衛消防組織等の充実を図る。

### 第2 地域住民等の自主防災意識の強化

#### 1 現況

住民の自主防災意識の強化に当たっては、住民自らが組織する自主防災組織による活動の効果が高いとされ、国及び県においてもその育成に力を注いでいるところである。本市においては、平成30年度から自主防災組織推進事業を積極的に推し進めているところであり、逐次組織化が図られている。

[資料編 1-10 自主防災組織等の現況]

#### 2 対策

##### (1) 組織の充実

災害対策基本法第5条の規定に基づき、市は自主防災組織等住民の自発的な防災組織の結成を支援し、その育成・強化に努める。

ア 町内会、自治会等の自治組織に、防災に関する活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ 消防団等防災活動を行っている組織に、その活動の充実強化を図ることによって自主防災組織として育成する。

ウ 湯沢市防災士の会、女性団体、青年団体、PTA等、地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

##### (2) 活動の活性化

ア 防災活動の経験のある者、その他専門知識と経験を有する者がそれぞれの分野におけるリーダーとなるよう、人材を発掘し組織化を図る。

イ 計画的にリーダー研修会を開催して指導能力の向上を図る。

ウ 活動の積極的推進を図り、褒章制度の導入を検討する。

エ 補助事業や助成制度等も活用し、防災資機材の整備を支援する。

オ 地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の責任ある地位に女性が複数含まれるよう努める。

##### (3) 活動内容

ア 災害の予防、減災に関すること

a 情報伝達体制の確立

b 防災用資器材の備蓄及び管理

- c 地域内の安全点検の実施
- イ 防災知識の普及に関すること
  - a 防災講座の実施及び参加
  - b パンフレット等の配布による意識、知識の普及
- ウ 防災訓練の実施に関すること
  - a 情報伝達訓練
  - b 初期消火訓練
  - c 救出・救護訓練（避難行動要支援者を含む）
  - d 避難誘導訓練（避難行動要支援者を含む）
- エ 災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、避難行動要支援者を含む避難誘導等応急対策に関すること

### 第3 事業所の自主防災組織等

#### 1 現況

危険物取扱事業所には、湯沢雄勝危険物安全協会、また、ガス取扱事業所には、湯沢雄勝LPガス協議会が組織されており、それぞれの指導のもとに、自主保安体制が確立されている。

#### 2 対策

市は、消防本部との連携を密にして、消防本部等が行う事業所等への指導に協力する。

- (1) ガス取扱事業所に対しては、LPガス協議会等を通じ自主保安体制の充実強化を図る。
- (2) 電気、交通機関等防災上重要な施設に対しては、実態に即した防災計画の作成について市は指導助言する。
- (3) 防火管理者、危険物取扱者等、防災上責任を有する者に対しては関係機関が実施する講習会等への積極的参加を呼びかける。
- (4) 各事業所に対し、計画的に査察を行い現場に即した指導を行う。
- (5) 事業所は、災害時の顧客と従業員の安全、資産の保全等を図るため、また、通常の事業活動へ早期に復帰することが、被災地の復旧・復興に役立つことにつながるとの認識に基づき、災害時を想定した事業継続計画（BCP）を立案し、平常時より訓練等を行う。また、市は積極的に計画策定を支援する。

### 第4 防災ボランティア組織等

#### 1 現況

大規模災害発生時は、行方不明者の捜索、避難所生活を続ける被災者への援助、大量の援助物資の運搬・配達等行政だけではまかないきれない仕事が多量に発生することが予想されるため、緊急時に組織的に活動する市民ボランティアの体制を確立する必要がある。災害時には社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置することとしている。

## 2 対策

- (1) 社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの活動について、住民の理解を得て、平常時から積極的な活動ができるよう、広報、及び体制の整備に努める。
- (2) 要配慮者の援助活動を行うため、現在活動しているボランティア組織を活用し、要配慮者ボランティアとして育成する。
- (3) 救助作業、重機運転等各種能力をもつボランティアの登録を募集する。
- (4) 大災害発生時に申し込まれるボランティアの受入体制を整備するとともに、それを組織的に指揮するための災害ボランティアコーディネーターを育成する。
- (5) ボランティアが援助活動中に事故に遭った場合の損害補償について、災害ボランティアセンターではボランティア活動保険制度に加入することとしているが、さらに研究・検討を進める。

[資料編 18-1 秋田県災害ボランティア活動支援指針]

## 第5 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内における一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、協同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、地域住民等から上記提案を受けた場合、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

また、市は、地域住民や自主防災組織等に対し、地区防災計画の策定・提案にかかる制度の普及に努めるとともに、地区防災計画作成に当たっての相談対応や地図の提供などの支援を行うほか、市内各地へ波及させることを目的に、作成された地区防災計画の情報の提供に努めるものとする。

### ■地区防災計画作成状況

No.	地区	名称	作成者	作成	改正
1	切畑	切畑地区防災計画	切畑自主防災会	令和5年1月	

## 第4節 防災訓練計画

[総務課、各総合支所、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部]

### 第1 計画の方針

防災訓練は、地震の発生に備え、市、防災機関、自主防災組織、関係機関・団体及び地域住民が相互に緊密な連携のもとに実践的な救助・救護・避難誘導訓練及び計画的かつ継続的な研修等を実施することにより有事即応体制を確立するとともに、住民の防災意識の高揚を図る。

また、防災関係機関は、相互応援協定等に基づき、行政区域や所管区域を越えて広域合同訓練の実施に努める。

なお、訓練の実施においては、防災知識の普及、防災技術の向上、要配慮者に十分配慮する。

訓練後には評価を実施して課題等を整理し、防災体制の改善を図る。

併せて、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスクにとるべき避難行動について、住民の理解促進を図るため、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動等、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

### 第2 現況

市及び防災関係機関は、それぞれの防災業務計画に基づいて各種防災訓練を実施している。また、訓練後は適宜評価を行い、災害時の対応に万全を期している。

### 第3 訓練の区分

#### 1 図上訓練

市、県及び各防災関係機関等は、地方公共団体及び防災関係機関の各職員などにおける指揮能力や防災知識の向上を図るため、想定災害を図上でイメージした訓練を計画的に実施する。

#### 2 実動訓練

実際の災害を想定して個別的、総合的に実施する。

##### (1) 個別訓練

市は、総合防災訓練のほか訓練種目を選定し、個別的な訓練を実施する。

例：水害避難訓練、土砂災害避難訓練等

##### (2) 総合訓練

市は、防災関係機関と協同して総合的な防災訓練を実施する。

例：湯沢市雄勝郡総合防災訓練

他市町村と協同による防災訓練

## 第4 訓練の種別

市は、防災関係機関及び住民と協力して、防災訓練に係わる計画を策定し、適宜実施するものとする。

### 1 通信訓練

災害想定に基づき、関係機関がその所有する通信施設を高度に活用し、総合的な通信訓練を行う。

### 2 災害防御訓練

- (1) 災害情報収集・伝達訓練
- (2) 職員の動員訓練
- (3) 災害対策本部設置、運営訓練
- (4) 消防訓練
- (5) 水防訓練
- (6) 避難訓練
- (7) 災害防御活動従事者訓練
- (8) 必要資材の応急調達訓練
- (9) 救急・救難・医療訓練
- (10) 感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練
- (11) 関係機関との連携による広域避難を想定した実践型の訓練

### 3 応急復旧訓練

- (1) 道路等の交通確保
- (2) 復旧資材、人員の応急輸送
- (3) 決壊堤防の応急処置
- (4) 電力・通信施設の応急復旧
- (5) 危険物等の災害防止と応急復旧

## 第5 訓練の実施と事後評価

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容を精選するとともに、訓練実施後には評価を行う。

また、訓練の実施に当たっては、訓練参加者の安全対策に万全を期するものとする。

## 第5節 災害情報の収集、伝達計画

[総務課、各総合支所、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部、湯沢警察署]

### 第1 計画の方針

地震が発生した場合、被害内容や被災者に関する情報の収集と分析、対応の伝達・指示など速やかな応急対策を実施するため、情報共有が極めて重要となる。

市を含めた防災関係機関は、情報の収集・伝達を瞬時に実行できる体制を整備する。さらに、災害時には、通信設備の損壊や電話線の切断等、通信機能への被害も予想されるため、複数ルートによりバックアップされた情報通信システム等の検討を行うなど、防災関係機関との連絡や災害対策本部の情報収集・伝達機能の確保を図る。

### 第2 情報収集・伝達体制

#### 1 情報収集・伝達ルートの確立

地震が発生した場合、職員はその所掌する事務又は業務に関して積極的に情報の収集に当たる。

災害情報の迅速な収集のために住民（町内会・自治組織・自主防災組織等）や企業からの情報共有・伝達体制を確立する。

また、災害現場の状況把握のため、県及び防災関係機関との情報共有・伝達体制を確立する。

#### 2 体制の整備

- (1) 市は、気象警報等の情報を住民・関係機関に伝達する体制を整備する。
- (2) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 県総合防災情報システム、県防災情報システム（情報の架け橋）、市防災行政無線、市ホームページ、緊急・防災メール、緊急速報メール（エリアメール）、LINE、X、フェイスブック等のSNS、テレビデータ放送など、多様な情報伝達手段を活用し被害情報等の収集及び伝達をする。
- (4) 市は、県及び防災関係機関の連携のもとに相互に連絡が迅速かつ的確に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報共有のための収集連絡体制の明確化に努める。その際、夜間休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。
- (5) 機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じドローン及び車両等の情報収集手段を活用できる体制を整備する。
- (6) 衛星通信・インターネット通信等の通信手段の整備などによる住民・企業・報道機関等からの情報など多様な災害関連情報の収集体制の整備に努める。

### 第3 情報の共有化

市、県及び関係機関は、相互に情報の共有化を図るため、日頃から防災訓練等を通じ情報の伝達経路及び連絡体制を検証し、提起された課題を整理・検討の上実践的な施策等の策定に努めるものとする。

### 第4 非常用電源の確保

大規模な災害が発生した場合には、停電の影響で、情報通信システムに電源が供給されず、その機能が停止することで、災害情報等の迅速かつ確実な収集及び伝達ができなくなるおそれがある。

このため、防災行政無線等の情報通信システムを長時間にわたり安定して稼働させるため、日頃から不測の停電に備えた電源の確保対策として、非常用発電機等の非常用電源を設置しておくことが極めて重要である。

災害時においても住民や避難者に継続的に適切な防災情報を提供するため、各種防災システムの非常用発電機等の整備に努める。なお、非常用発電機を整備した際は、常に十分な燃料の確保と定期的な点検等による品質の保持に努める。また、非常用発電機やシステム等は、浸水等により停止しないよう、機器を浸水想定の高さ以上に設置し、又は浸水対策を施すものとする。また、システムの構築又は機器の更新に当たっては、停電を想定した非常用電源の確保対策について十分検討を行い、非常用発電機、無停電電源装置及びバッテリー等の増設についても考慮する。

#### 【考慮すべきポイント】

- (1) 非常用電源を確保すべき時間
- (2) 非常用電源（発電機）の設置の高さ、浸水対策
- (3) 保守管理の頻度、更新の考え方 等

市は、総合防災訓練のほか訓練種目を選定し、個別的な訓練を実施する。

[震災対策編 3章 災害応急対策計画 第5節 地震情報等の発表及び伝達計画  
第3 伝達方法

一般災害対策編 3章 災害応急対策計画 第6節 噴火予警報等の伝達及び火山災害対策計画 第2 噴火警報等の火山防災情報の伝達

資料編 2-5 特殊災害発生時の連絡系統図]

## 第6節 避難計画

[総務部、福祉保健部、市民生活部、産業振興部、教育部、各総合支所]

### 第1 計画の方針

地震が発生した場合において、人命の安全を第一に住民を避難させるために、平常時から安全な避難場所等を選定し、これを住民に周知するとともに、避難指示等の伝達体制の確立を図る。

なお、避難誘導に当たっては、要配慮者及び避難行動要支援者に配慮するものとする。

### 第2 指定緊急避難場所、指定避難所等

#### 1 現況

指定緊急避難場所・指定避難所を地域防災計画に具体的に定めるとともに継続的にその見直しを行い、住民に対する周知徹底と避難の指示伝達体制の確立に努めている。

#### 2 対策

指定緊急避難場所・指定避難所及び避難経路は災害の種類ごとにあらかじめ指定しておくとともに、各種事業制度を活用するなどしてこれらの耐震不燃化を推進する。なお、不特定多数の者が出入りする施設においては、地域やその施設の特性を考慮した上で、誘導方法や伝達方法に留意する。

市は、地域の特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策などを踏まえ、公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所として、必要な数、規模の施設等を災害の種類ごとにあらかじめ指定し、平常時から、場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

#### (1) 指定緊急避難場所の選定

災害に対して安全な区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設など、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

ア 指定緊急避難場所は、大規模な地震による火災等の災害から住民が避難するための場所である。

イ 指定緊急避難場所の収容可能人数は、有効避難面積を一人当たり避難者2㎡で除して算定する。

ウ 指定緊急避難場所は、原則として学校、社会教育施設等の公共施設や、公園、緑地、広場その他公共空地とし、円滑な避難行動が可能となるよう、施設等の形態、配置等に配慮する。また、居住する地区に最も近接する空地を避難場所とし、事態



の静穏化を待って指定緊急避難場所へ移動することもできる。

- エ 指定緊急避難場所を確保する場合、以下の条件に留意するものとする。
  - a 火災による輻射熱、余震による被害の危険性のない場所であること。
  - b 土砂災害や浸水等の被害のおそれのない場所であること。
  - c 地割れ、がけ崩れのおそれのないこと。
  - d 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。
  - e 対象とする地区の住民を収容する広さを確保すること。(1人当たり最低2㎡以上)
  - f 危険物施設等が近くにないこと。
- オ 指定緊急避難場所における安全な滞在を確保するため、防災対策を実施するとともに、必要に応じ、散水施設、飲料水、食糧、応急資機材等の備蓄施設を設ける。
- カ 市は、指定緊急避難場所の管理者及び避難の対象となる住民、自治会、自主防災組織は相互に連携し、指定緊急避難場所の運営を円滑に進められるよう災害時の対応等について協議するものとする。
- キ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、防災マップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

## (2) 指定避難所の選定

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するとともに、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。加えて、必要に応じ、電力容量の拡大に努めるものとする。

また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器における電源の確保など、必要な配慮をするよう努めるものとする。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。加えて、福祉避難所に受入れを想定していない避難者が避難してこないことがないよう、必要に応じ、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難

が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に市教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

ア 市は、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民を收容するための避難收容施設を指定避難所として、あらかじめ選定、確保し、整備を図る。この場合、避難收容施設は、避難が長期化することも考慮し、原則として学校や地区センター等の公共施設とするが、公共施設のみでは指定避難所が不足する場合等は、民間施設（ホテル・旅館等）の一時借上げを検討することとする。

イ 選定に当たって以下の事項に留意する。

- a 上記「指定緊急避難場所の選定」で示した条件を満たすところに建っている施設であること。
- b 救援、救護活動を実施することが可能であること。
- c 給水、給食等の支援活動が可能であること。
- d その他被災者が生活する上で市が適当と認める場所であること。
- e おおむね3.3㎡当たり2人の広さを確保できる施設であること。

ウ 指定避難所の運営に必要な設備や資機材、備蓄品の整備を図る。特に冬期の避難に備えた、暖房装置、衣類、燃料等の備蓄に配慮する。

エ 市は、指定避難所となる施設の管理者と、住民、自主防災組織等と避難所の運営について、あらかじめ十分協議を行い、相互に円滑な避難所運営に協力するものとする。特に、生活環境に注意を払い、プライバシー等の確保に配慮するものとする。

オ 学校等教育施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育部等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。

カ 市は、選定した指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適否について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。

加えて、平常時から、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と福祉保健部局が連携し、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

キ 市は、一般避難所生活において「何らかの特別な配慮を必要とする者」を收容するための福祉避難所を選定する。福祉避難所の選定に当たっては、緊急には手配できない器具、医療装置、医薬品等が必要となることから、社会福祉団体、医療機関

等と連携し、広域的な運用を視野に入れた収容体制を確保するよう努める。

なお、指定避難所に「何らかの特別な配慮を必要とする者」が避難する場合には、健全者へも配慮し、独立した部屋を用意する、介護ボランティアを配置する等の配慮をするよう努める。

### (3) 避難経路の決定

ア 避難経路は、指定緊急避難場所又はそれに相当する安全な場所へ通じる道路、緑地又は緑道とし、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するため必要な構造を有するものとする。

イ 避難経路は、避難者数、避難時間、沿道の建築物の状況、車両の通行量、緊急車両の活動等に応じた適切な構造を有するものとする。

ウ 避難経路は歩道又は自転車道を有するものとする。

エ 避難経路の沿道には、必要に応じ消防水利施設、その他避難者の安全を確保するために必要な施設を配備する。また、道路の占用物件については、避難の障害にならないよう十分配慮する。

オ 住民は、自らが利用する指定緊急避難場所・指定避難所への避難経路について、危険要素及び安全要素や避難所要時間等を自ら確認するとともに、さらに町内会・自治会・自主防災組織等においては自主避難所を設定する等居住地区の避難計画を策定するなどし、安全な避難ができるよう努めなければならない。

### (4) 避難周辺施設の耐震化

ア 火災の輻射熱等に対する安全性を向上させる必要のある避難場所については、その周辺建築物の耐震不燃化を図る。

イ 避難路の沿道における建築物については、避難者の安全を確保するためその耐震化不燃化を図る。特に住宅密集地における火災危険度の高い路線、計画利用者の多い路線、避難距離が長いこと等により避難者の渋滞が予想される路線等の沿道の建築物については、積極的に耐震不燃化を図る。

### (5) 指定緊急避難場所等の環境整備

次の事項に留意し、指定緊急避難場所等の環境整備を図る。

ア 非常用電源の配置とその燃料の備蓄

イ 医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等の整備

ウ 冷房器具、冷房施設等の整備

エ 毛布、暖房器具、暖房施設等の整備

オ プライバシーの保護、男女のニーズの違いなど男女双方の視点、感染症の拡大防止等に配慮した環境の整備

### (6) 避難の長期化に対応した施設整備（給水体制と資機材の整備）

ア 住民の避難生活が長期化した場合、必要とする最小限の飲料水を確保するために給水の実施体制を整備する。

イ 仮設トイレ及び入浴施設など、最小限の生活を営むために必要な生活用水、消毒

剤、脱臭剤及び防虫剤等衛生用品の確保をするとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

ウ 給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努める。

(7) 指定緊急避難場所等の周知徹底

指定緊急避難場所等について平常時から次の方法等により周知を図る。

ア 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路に表示板を設置する。

イ 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の案内図や誘導標識を設置する。

ウ 避難場所等の表示や一覧の配布、ハザードマップの作成・配布、広報紙及び各種会合等あらゆる機会を通じて周知する。

エ 防災訓練等を通じて現場を確認させる。

(8) 避難伝達体制の確立

ア 自主防災組織や自治組織、町内会等の組織を活用した伝達システムを整備する。

イ 市防災行政無線、緊急速報メール、緊急・防災メール・市ホームページ、市SNS、テレビデータ放送、コミュニティラジオ放送等、多様な伝達手段を活用する。

ウ 消防職員等の巡回による伝達の場合は、住民不在時の伝達手段についてもあらかじめ定めておくように努める。

(9) 避難行動要支援者対策

ア 避難行動要支援者は地域や避難支援者、近隣の他の避難行動要支援者との関わりを積極的に持つておく必要があるため、市は広報等を通じたその取組の促進、啓発に努める。

また、避難行動要支援者名簿については、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。

イ 市は、災害時への備えとして非常持出品（必要な物資や予備薬品等）の準備を啓発する。

なお、避難行動要支援者に対して、地域の防災訓練への参加による自らの指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路の状況把握の促進に努める。

ウ 避難行動要支援者の避難所生活を支援するため、指定避難所となる施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等に努めるほか、避難行動要支援者に配慮した生活用品や食料についてあらかじめ備蓄しておくことが望ましい。

また、災害時には避難施設において避難生活を共にする住民との相互扶助の体制づくりに努める。

エ 社会福祉施設の管理者は、市及び関係機関と連携の上、災害予防や初動体制を適切に実施するため、平常時から防災組織体制の整備を図るとともに、併せて自治会や自主防災組織などの地域コミュニティ団体との協力体制の整備に努める。

さらに、施設内に食料・飲料水、生活必需品、並びに常備薬等の備蓄に努める。

オ 社会福祉施設の管理者は、災害に備え警察、消防、医療機関その他の防災関係機

関との緊急連絡体制の整備に努めるとともに、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動をとるための防災教育の実施、並びに施設の周辺環境や建築構造、入所者の実情に応じた防災訓練の実施に努める。

(10) 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう、必要な体制の整備に努める。

(11) 帰宅困難者支援

市は、「むやみに移動を開始しない」ことや帰宅困難となった場合の安否確認方法等について、平常時から広報に努めるものとする。

また、市は、帰宅困難者が一時滞在施設として利用できる公共施設や民間事業所を、あらかじめ確保するよう努めるものとする。

[資料編 15-1 指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所一覧  
24-3 都市公園一覧]

## 第7節 地域防災拠点の整備に関する計画

[総務課、財政課、企画課]

### 第1 計画の方針

地震発生時における応急措置を迅速かつ的確に実施するため、既存の応急対策活動の拠点となる施設・設備については耐震診断及び防災点検等を実施し、地震防災上必要な改修・補強を計画的に推進するとともに、地域の実情に応じた新たな防災拠点の施設・設備の整備を推進する。

### 第2 地域防災拠点施設等の整備

#### 1 地域防災拠点

災害発生時における防災拠点として位置付けられる市役所庁舎（本庁舎・稲川庁舎・雄勝庁舎・皆瀬庁舎）は、災害応急復旧対策を講ずるための市の現場活動拠点となることから、計画的な耐震診断、防災点検等をもとに地震防災上必要な補修、改修その他の対策を講ずるほか、災害時の情報の収集・提供のための通信・広報機能等設備施設等の積極的な整備及び大規模停電を想定し、太陽光発電等を含めた非常電源の確保に努めるものとする。

#### 2 地域防災拠点施設等の整備

地域防災拠点以外の防災上重要な施設についても、地震防災上の施設等の整備に努めるよう指導、要請するとともに、地域の地震災害環境に照らして新たに必要な地域防災拠点等の整備促進について、積極的に取り組むものとする。

地域防災拠点以外の防災上重要な施設は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 消防団、自主防災組織及び災害ボランティアの活動拠点となる施設・設備等
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所または救護所施設
- (3) 医療機関、福祉施設、備蓄倉庫その他の防災拠点となる施設
- (4) 市内の水源施設、電源施設その他のエネルギー施設
- (5) 道の駅等防災拠点となる施設・設備等

#### 3 備蓄倉庫の整備

市は、災害時における被災者の安全な生活の確保に必要な生活関連物資等の確保対策の一環として、市がその果たすべき役割に応じて分担備蓄する物資等の保管のため、備蓄倉庫及び広域的な備蓄拠点の整備について、計画的な推進を図るものとする。この場合において、市は、被災者の避難生活をも考慮し、避難場所等に指定されている学校、公民館等の避難収容施設のスペースの活用に配慮しつつ、備蓄品を事前に配置することにより、防災対応力を強化する。

また、県の広域対応の県南地区防災備蓄倉庫（管理者：平鹿地域振興局総務企画部長）が設置されており、市は、県と相互の連携を図り、備蓄品の整備充実に努める。

#### 4 集結場所・ベースキャンプの整備等

市は、道の駅おがち小町の郷及び隣接する小町の郷公園を、広域応援部隊の集結場所やベースキャンプとして活用する。

また、県の広域防災拠点として位置付けられたことから、駐車場や防災倉庫等の整備を実施する。

#### 5 二次物資集積拠点の整備等

市が自ら調達し、又は県に要請した救援物資は、各避難所に直接輸送される場合のほか、市内の避難所が多数ある場合は、市が救援物資を受入れ、仕分け、保管及び出庫を行い、避難所等に輸送する施設（以下本節において「二次物資集積拠点」という。）を開設する必要がある。

このため、市は、二次物資集積拠点となる施設の指定やその運用方法等について検討する。

また、二次物資集積拠点の運営及び二次物資集積拠点から避難所への輸送等について、市は、運送事業者と協定を締結しているが、さらに協力が得られるよう、ほかの運送事業者や倉庫事業者とも協定を締結するよう努める。

[資料編 1-9 湯沢市の防災拠点、  
15-4 秋田県防災資機材一覧、  
17-1 県の備蓄品]

## 第8節 備蓄計画

[総務課、福祉課、農林課、上下水道課]

### 第1 計画の方針

市及び県は、大規模地震災害時における被災者の生活の安定を確保するための生活関連物資等の確保対策については、自助・共助・公助の考え方を基本に、住民の日頃の備え、事業所・団体等における備蓄を啓発し推進するとともに、「県及び県内市町村による共同備蓄」に基づき備蓄体制を整備する。さらに、日本赤十字社秋田県支部及び関係機関が防災上の責務に応じた備蓄を計画的に推進するほか、生産・流通・販売業者等からの調達体制を確立する。また、応援協定の支援を得ながら生活関連物資等の適切な確保に努める。

### 第2 備蓄計画の前提とする想定地震

備蓄計画は、県内において一定程度の発生確率があり、避難者が多くなると見込まれている次の想定地震とする。

- ・ 想定地震：北由利断層（M=7.3）  
 ※発生確率は100年以内に6%以下と評価
- ・ 発災時期：冬18時
- ・ 避難者数：139,193人（発災から1日後の避難所への避難者）

### 第3 備蓄に関する役割分担

発災から3日間を対象に、自助・共助（家庭や自主防災組織等の備え）と公助（県と県内市町村の共同備蓄や他機関からの支援）の役割分担を、次のとおりとする。

		1日目	2日目	3日目
自助 共助	}	家庭や自主防災組織等の備え 3/10（4.2万人分）		
		市と県の共同備蓄 7/10×1/3（3.2万人分） （県：1.6万人分、市町村：1.6万人分）	他機関からの支援・流通備蓄等 7/10×2/3 （約6.5万人分）	
公助	{			

### 第4 共同備蓄品目

県及び県内市町村は、発災直後の生命の維持と生活の安定に欠かすことのできない19品目（下記第5の表の品目欄参照）を「共同備蓄品目」と定め、これらの備蓄に努める。

### 第5 共同備蓄目標量

共同備蓄品目について市と県が最低限備蓄すべき量は、第2及び第3に定める避難者数及び役割分担から下表のとおりとし、市と県の役割分担は、それぞれ1/2ずつとする。

また、市は、当該1/2を人口に応じて按分した量（約800人分とする。）を常時備蓄するよう努める。



■県及び県内市町村共同備蓄品目及び市目標数量

区 分	品 目	目標数	備考
食料品等	主食	5,692食	
	主食(お粥など)	1,098食	
	飲料水	6,857 L	
	粉ミルク	1,933 g	
	ほ乳瓶	6本	
防寒用品	毛布	1,525枚	
	石油ストーブ	16台	
衛生用品	トイレ	10,968回分	
	トイレットペーパー	345巻	
	紙おむつ(大人用)	322枚	
	紙おむつ(子供用)	230枚	
	生理用品	573枚	
発電・照明機材	自家発電機	8台	
	投光器	16台	
	コードリール	16台	
	燃料タンク	24台	
その他	タオル	1,525枚	
	給水タンク(200)	153枚	
	医薬品セット	8個	

## 第6 市独自の備蓄推進

県の地震被害想定(横手盆地真昼山地連動(冬季、深夜発災時))によれば、本市において、発災4日後に約9,400人の避難者が発生するとされている。

### 1 市独自の備蓄目標

市は、当面の目標として、県との共同備蓄の観点から約800人分の備蓄に努めるとともに、将来的には、市独自の公的備蓄として最大避難者数の約1/3(約3,000人分)の備蓄確保に努める。併せて、個人の備え、民間からの調達・支援、日本赤十字社秋田県支部の支援及び業者等の協定に基づく支援により、公的備蓄を補完することとする。

### 2 備蓄品目

被災者の生活支援のため、被災直後から必要となる物資等について次のとおり備蓄に努める。特に、冬季の災害を想定し、防寒衣料、暖房装置、燃料等の備蓄に留意する。

また、過去の災害等を踏まえ、段ボールベッド、マスク、パーティションなど、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策において必要となる品目を備蓄するよう努める。

■ 将来目標備蓄品目・数量

区 分	品 目	将来目標数	備考
食料品等	主食	22,500食	
	主食(お粥など)	4,500食	
	副食(缶詰等)	27,000食	独自備蓄・数量
	飲料水	27,000L	
	粉ミルク	7,300g	
	ほ乳瓶	75本	
防寒用品	毛布	6,000枚	
	石油ストーブ	75台	
	防寒衣料	3,000着	独自備蓄・数量
衛生用品	トイレ	42,000回分	
	トイレトペーパー	1,500巻	
	紙おむつ(大人用)	1,200枚	
	紙おむつ(子供用)	1,050枚	
	生理用品	2,400枚	
発電・照明機材	自家発電機	35台	独自数量
	投光器	35台	独自数量
	コードリール	35台	独自数量
	燃料タンク	35台	独自数量
その他	タオル	6,000枚	
	給水タンク(20ℓ)	600枚	
	災害用飲料水袋(6ℓ)	3,000個	独自備蓄・数量
	医薬品セット	60個	

## 第7 生活関連物資等の確保

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の給与又は貸与は市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合の物資の確保及び市当局までの輸送は知事が行い、被災者に対する支給は市が行うこととする。

### 1 食糧等の確保

住民は、非常時に備え、非常用食糧・飲料水それぞれ3日分の備蓄に努める。

#### (1) 米穀

米穀は、市内小売業者又は卸売業者の手持ち分を調達並びに確保に努めるが、不足する場合は知事へ要請する。

また、知事への要請が困難である場合については、東北農政局秋田県拠点に緊急要請し、必要量を確保する。

#### (2) 副食等

塩、味噌、醤油等の調味料及び副食等は、市内小売業者又は卸売業者の手持ち分を調達並びに確保に努めるが、不足する場合は知事へ要請する。

### (3) 飲料水

飲料水は、採水施設から災害の状況等を的確に判断して採水する。また、震災により水道施設に被害が生じた場合は、水道事業者の協力を得て応急対応することとするが、被災地以外の水源からの搬送も考慮し、飲料水供給に必要な災害時用飲料水袋や簡易給水タンクを備蓄するとともに、給水車を活用する。

## 2 生活関連物資等の確保

被災者に供給する生活関連物資は、次に掲げるもののうち必要と認めた最小限のものとする。

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 外衣（洋服、作業服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等）
- (5) 炊事道具（鍋、釜、包丁等）
- (6) 食器（茶碗、箸等）
- (7) 日用品（石けん、生理用品、ちり紙、歯ブラシ・歯磨き粉、ごご等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ろうそく、暖房器具等）
- (9) その他（その他必要な物資）

## 3 医薬品等の確保

医薬品については、医療機関及び薬局等と連携し供給体制の確立に努める。避難所又は救護所等における応急手当等に必要な救急セット等、感染症対策物品等の整備に努める。要配慮者においては、緊急に調達できない医薬品・器材があることから、援護の内容に配慮し、その備蓄に努める。

## 4 物資の確保先

食糧、生活関連物資、医薬品等の確保については、大規模震災による多数の避難者発生に備え、各種協同組合、市内スーパー、ショッピングセンター等と協定の締結を進め、優先的確保に努める。また、必要に応じ、県に物資調達の斡旋を要請する。

## 第8 流通備蓄等の体制整備

市及び県は、必要な物資等を民間事業者・国・他の自治体等から速やかに支援を受けられるよう、災害協定の締結や訓練の実施、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した備蓄物資や物資拠点の登録等により、平常時から体制整備に努める。加えて、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先や要請手続等について、あらかじめ確認するよう努めるものとする。

## 第9 備蓄倉庫の設置

市は、災害時に避難された方々に速やかに備蓄物資を提供できるよう、避難所となる施設に備蓄倉庫を設置するよう努める。

## 第10 大規模な災害発生のおそれがある場合における物資支援の事前準備

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認に努める。また、登録している物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、速やかな物資支援を行うための準備に努める。

[資料編 9-2 消防力の整備状況、  
17-1 県の備蓄品]

## 第9節 通信・放送施設の災害予防計画

[総務課、各総合支所、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部]

### 第1 計画の方針

災害時における通信の確保は防災上極めて重要であることから、保有する設備の改善と保守点検、運用管理に万全を期す。

また、防災行政無線・秋田県総合防災情報システム・警察・消防・NTT等の非常用無線を効率的に活用するため、平素から関係機関との円滑な協力体制の確立に努めながら、災害時の通信を確保しなければならない。

### 第2 市の通信施設

#### 1 現況

##### (1) 湯沢市防災行政無線

親局設備を市役所本庁舎に置き、中継設備等及び屋外拡声子局（屋外スピーカー）が市全域に整備されているほか、地形等の条件により、屋外スピーカーからの音が届かない家庭や難聴者のみで構成される家庭、要配慮者利用施設等には戸別受信機を設置している。

##### ■ 防災行政無線（令和5年12月31日現在）

親局設備	1箇所	再送信子局設備	3箇所
遠隔制御装置	1箇所	屋外拡声子局設備	140箇所
中継局設備	2箇所	戸別受信機	316箇所

##### (2) 消防・救急無線施設

無線設備については、消防本部及び各分署並びに消防車両等に設置されており、内部及び相互の無線通信は地域移動局をもって構成し、各種災害の際には迅速に対処できる体制が整備されている。

##### (3) アマチュア無線、タクシー無線等の通信施設

民間無線（アマチュア無線、タクシー無線等）の活用については、災害時に円滑な情報提供が得られるよう関係団体との協力協定の締結を図る。

#### 2 対策

(1) 震災時における機器の倒壊・転倒防止に努め、非常電源装置を設置するなど常にその能力維持に配慮する。

(2) 定期的な点検整備・回線テストを実施し、障害の早期発見に努める。

### 第3 秋田県総合防災情報システム

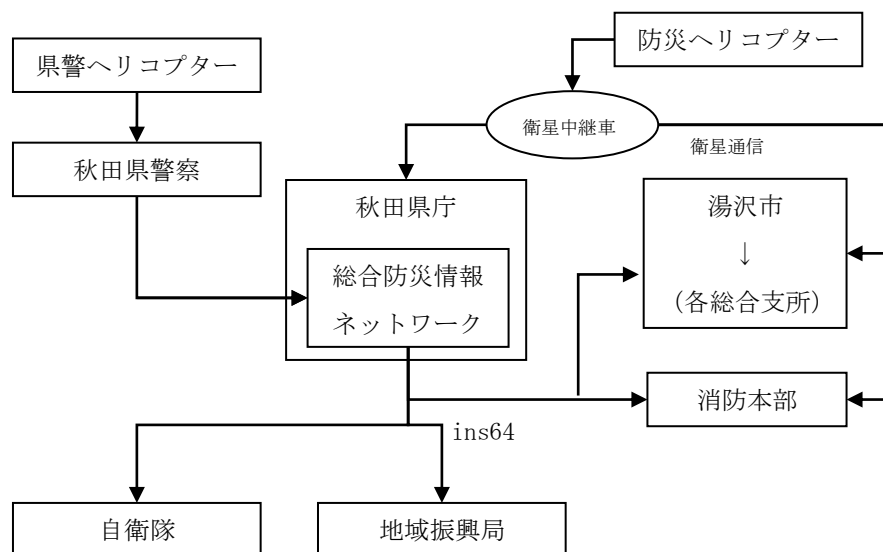
#### 1 現況

県では、光ファイバー通信を県内における防災情報の基幹通信として、県総合防災センターに統制局を設置し、県出先機関、市町村、消防本部及び他の防災関係機関との間に、災害時における情報通信の収集伝達手段一元化を図るとともに、統制局、端末局の衛星通信によるバックアップ機能を整備し、迅速かつ確かな応急対策を支援できる体制が整備され、運用されている。

#### 2 対策

- (1) 各端末局については、定期的に点検整備を実施し、特に降雪期前後には巡回点検を行い、機能の維持に努める。
- (2) 総合防災情報システムについては、回線テストを行い、障害の早期発見に努める。
- (3) 常に使用可能な状態に維持できるよう県と協力する。
- (4) 操作に当たる市職員の教育訓練を進める。

#### ■ 秋田県の防災情報伝達システムの概要



### 第4 株式会社エフエムゆーとぴあ

#### 1 現況

エフエムゆーとぴあは、本市との契約に基づき、平常時においては行政情報を放送しているほか、災害発生時には本市の要請に基づき緊急放送を行うこととしている。また、全国瞬時警報システム（Jアラート）により配信される気象警報や国民保護に関する情報を自動的に割込み放送し、情報発信する仕組みを構築している。

[資料編 2-7 消防通信指令系統図、  
3-1 湯沢市防災行政無線、  
3-2 災害時優先電話一覧表、  
3-3 非常通信]

## 第10節 水害予防計画

[総務課、建設課、農林課、福祉課]

### 第1 計画の方針

地震の発生により、河川、ダム、ため池等の施設が決壊し、または破損した場合は水害となって大きな被害をもたらすおそれがあるため、湯沢市水防計画に基づき、水防要員の確保と水防資機材の備蓄に努めるほか、施設の改修促進を図る。また、ハザードマップの配布、ホームページ上の公表に加え、標識を利用した市街地における想定浸水深等の積極的な表示により、円滑・迅速な避難の確保に努める。

### 第2 河川施設等

#### 1 現況

##### (1) 重要水防箇所

本市は水防管理団体に指定されており、重要水防箇所は以下のとおりである。

##### ■ 秋田県重要水防区域（令和5年度秋田県水防計画資料編による）

番号	水系名	河川海岸名	担当水防管理団体名	水防分団名（消防）	重要水防区域						特に警戒を要する延長			危険 個数 （戸） 耕地 （ha）	
					位置			左右岸 の区 分	評 定 基 準  種 別	堤防		延 長  （m）	予 想 さ れ る 危 険 概 要		対 策 水 防 工 法
					市 町 村	大 字	字			A  （m）	B  （m）				
1	雄物川	雄物川	湯沢市	院内横堀分団	湯沢市	下院内	馬場	両岸	越水（溢水）	1,930		—	家屋浸水 田畑浸水	積土のう	5
												430			24
4	雄物川	羽後大戸川	湯沢市	山田分団	湯沢市	石塚		両岸	越水（溢水）		2,000	—	家屋浸水 田畑浸水	積土のう	50
												—			10
7	雄物川	切畑川	湯沢市	山田分団	湯沢市	松岡	切畑	両岸	越水（溢水）		1,200	300	家屋浸水 田畑浸水	積土のう	50
												300			5
8	雄物川	皆瀬川	湯沢市	稲庭分団	湯沢市	稲庭町	稲庭	右岸	水衝洗掘		750	—	田畑浸水	積土のう	—
												500			40
9	雄物川	皆瀬川	湯沢市	稲庭分団	湯沢市	稲庭町	岩城	左岸	水衝洗掘		500	—	堤防決壊 田畑流出	積土のう 木流し	—
												100			10



番号	水系名	河川海岸名	担当水防管理団体名	水防分団名(消防)	重要水防区域						特に警戒を要する延長			危険 個数 (戸) 耕地 (ha)	
					位置			左右岸 の区 分	評定基 準 種 別	堤防		延長 (m)	予 想 さ れ る 危 険 概 要		対 策 水 防 工 法
					市 町 村	大 字	字			A (m)	B (m)				
10	雄物川	皆瀬川	湯沢市	川連分団	湯沢市	川連町	大館	右岸	水衝洗掘		600	— —	家屋浸水	積土のう 木流し	85 —
11	雄物川	皆瀬川	湯沢市	駒形分団	湯沢市	駒形町		左岸	堤体漏水		150	— —	河川埋塞	土砂撤去	— 10
15	雄物川	駒形黒沢川	湯沢市	駒形分団	湯沢市	駒形町	東福寺	両岸	越水(溢水)	3,000	1,000 1,000	家屋浸水 田畑浸水	積土のう	50 60	
16	雄物川	白子川	湯沢市	湯沢分団	湯沢市		大島	両岸	越水(溢水)	820	820 820	家屋浸水 田畑浸水	積土のう 木流し	430 160	
17	雄物川	姉倉沢川	湯沢市	湯沢北 分団	湯沢市		大森	両岸	越水(溢水)	500	500 500	家屋浸水 田畑浸水	積土のう	30 20	
18	雄物川	戸沢川	湯沢市	三関分団	湯沢市	関口	本内	両岸	工作物 JR橋		— —	家屋浸水 田畑浸水	積土のう	5 10	
19	雄物川	戸沢川	湯沢市	三関分団	湯沢市	関口	戸沢	右岸	越水(溢水)		800 —	家屋浸水 田畑浸水	積土のう 木流し	10 10	
20	雄物川	立川	湯沢市	三関分団	湯沢市	下関	下関	両岸	越水(溢水)		1,400 —	家屋浸水 田畑浸水	積土のう	3 50	

番号	水系名	河川海岸名	担当水防管理団体名	水防分団名(消防)	重要水防区域					特に警戒を要する延長			危険 個数 (戸) 耕地 (ha)		
					位置			左右岸 の区 分	評 定 基 準  種 別	堤防		延長 (m)		予 想 さ れ る 危 険 概 要	対 策 水 防 工 法
					市 町 村	大 字	字			A (m)	B (m)				
21	雄物川	高松川	湯沢市	須川分団	湯沢市	相川	須川	両岸	越水(溢水)	400	400	家屋浸水 田畑浸水	積土のう 木流し	30	
											400			5	
22	雄物川	宇留院内川	湯沢市	須川分団	湯沢市	宇留院内	葭長	両岸	越水(溢水)	1,200	—	家屋浸水 田畑浸水	積土のう 木流し	20	
											—			20	
23	雄物川	役内川	湯沢市	秋ノ宮 分団	湯沢市	秋ノ宮	磯	両岸	越水(溢水)	2,000	—	家屋浸水 田畑浸水	積土のう 木流し	10	
											—			25	

■ 国土交通省重要水防箇所一覧表（湯沢市水防計画資料編による）

地区	左右岸別	距離	区 間	評 価	図面 番号	ランク	延長 (m)	対策 水防工法	関係 市町村	備 考
岩崎	左岸	皆瀬川 6.1	十文字大橋	工作物	298	B			湯沢北分団	橋長不足、桁下高不足
岩崎	左岸	皆瀬川 6.0～6.3	十文字大橋 左岸上下流	堤防断面(暫堤)	299	B	190		湯沢北分団	
弁天	左岸	皆瀬川 0.9～3.2	角間河川公園 上流 ～新堰排水樋管 上流	法崩れ・すべり	297	A	200	シート 張り工	湯沢北分団	重点監視区間(左岸 2.7k～2.9k) 詳細点検結果による裏 法すべり 破壊の恐れ
						B	2,018			
柳田	右岸	雄物川 96.9～97.2	柳田橋右岸下流	堤防高(無堤)	181	A	100	避難誘導	幡野分団	
				堤防断面(暫堤)	182	A	100			
柳田	右岸	雄物川 97.2～97.6	柳田橋右岸下流	堤防高(無堤)	183	A	50	避難誘導	幡野分団	
				堤防断面(無堤)		184	B			
					A		50			
					B	112				
柳田	右岸	雄物川 97.7	柳田橋	工作物	185				幡野分団	桁下高不足
柳田	右岸	雄物川 99.0 ～100.2	上開～倉内	堤防高(暫堤)	200	A	514	避難誘導	幡野分団	
				堤防断面(暫堤)		201	B			
柳田	右岸	雄物川 100.2 ～101.1	倉内～文月橋	堤防高(暫堤)	202	A	153	避難誘導	幡野分団	
				堤防断面(暫堤)		203	B			
湯沢	右岸	雄物川 101.1	文月橋	工作物	210	A			湯沢分団	橋長不足、桁下高不足
湯沢	右岸	雄物川 101.1 ～101.9	文月橋 ～中川原橋	堤防断面(暫堤)	212	B	10		湯沢分団	H25に文月橋の摺付部分 10mを除き、工事完了。 部分解消。
三関	右岸	雄物川 106.9	山田頭首工	工作物	231	A			三関分団	流下能力不足
三関	右岸	雄物川 106.9 ～107.3	山田頭首工 上下流	漏水	232	B	400	釜段工	三関分団	S62.8洪水実績
三関	右岸	雄物川 107.0 ～107.8	山田頭首工 ～酒蔀橋	堤防高(暫堤)	233	A	590	避難誘導	三関分団	
				堤防断面(暫堤)		234	A			
雄勝 右岸	右岸	雄物川 112.6							小野分団	危険箇所(右岸 112.6k)
	右岸	雄物川 113.2 +190							小野分団	無許可工作物(右岸 112.85k)
酒蔀	左岸	雄物川 106.9	山田頭首工	工作物	231	A			須川分団	流下能力不足
酒蔀	左岸	雄物川 107.0 ～107.6	山田頭首工 ～民家坂路	堤防高(暫堤)	235	A	608	避難誘導	須川分団	
				堤防断面(暫堤)		236	B			
山田	左岸	雄物川 99.8 ～101.9	文月橋上下流	堤防高(暫堤)	208	A	190	避難誘導	山田分団	
				堤防断面(暫堤)		209	B			
山田	左岸	雄物川 101.1	文月橋	工作物	210	A			山田分団	橋長不足、桁下高不足

(2) 水防警報実施区域

管理区分	水系名	河川名	実施区域	観測所名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	実施機関
国	雄物川	雄物川	左岸 湯沢市小野字芋ヶ沢1番の42地先 右岸 湯沢市小野字可成沢113番地先 から	岩館	2.60	3.10	3.20	3.90	湯沢河川国道事務所
			左岸 大仙市正手沢字サドノ沢1番地 右岸 大仙市協和小種字川口比丘島48番地 まで	柳田橋	1.40	2.00	3.50	4.20	
		皆瀬川	左岸 横手市増田町戸波字関根25番地先 右岸 湯沢市駒形町字三又古川尻25番地先 から 雄物川合流点 まで	岩崎橋	1.00	1.70	2.40	2.60	

(3) 洪水予報実施区域

秋田地方气象台と東北地方整備局湯沢河川国道事務所が共同して行う雄物川上流、皆瀬川の洪水予報実施区域及び洪水予報基準地点は下表のとおりである。

共同して行う洪水予報は、洪水注意報及び洪水警報の二種類がある。洪水予報の発表基準は、秋田地方气象台と東北地方整備局湯沢河川国道事務所との間で締結された、各河川の洪水予報の細目協定及び実施要領に定められ、次のとおりである。

ア 氾濫注意情報（洪水注意報）

基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに上昇するおそれのあるとき。

イ 氾濫警戒情報（洪水警報）

基準地点の水位が避難判断水位に達し、さらに上昇するおそれのあるとき、または、氾濫危険水位を超えるおそれのあるとき。

ウ 氾濫危険情報（洪水警報）

基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達するおそれのあるとき。

エ 氾濫発生情報（洪水警報）

予報区間において氾濫を確認したとき。

■ 洪水予報実施区間

河川名	実施区間		担当官署名
雄物川	左岸	湯沢市小野字芋ヶ沢地先～大仙市正手沢サドノ沢地先	湯沢河川国道事務所
上流	右岸	湯沢市小野可成沢地先～大仙市協和小種字川口比丘島地先	
支川	左岸	横手市増田町戸波字関根地先～雄物川合流点	
皆瀬川	右岸	湯沢市駒形町字三又古川尻地先～雄物川合流点	

■ 氾濫危険水位等

河川名	水位観測地点	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	氾濫危険水位(m)		計画高水位(m)
				3.90	4.20	
雄物川 上流	岩館	2.60	3.10	雄物川左岸	雄勝左岸地区～羽後地区	4.291
				雄物川右岸	雄勝右岸地区～柳田地区	
	柳田橋	1.40	2.00	雄物川左岸	羽後地区～大久保地区	4.380
				雄物川右岸	柳田地区	
支川 皆瀬川	岩崎橋	1.00	1.70	皆瀬川左岸	戸波地区	3.794
				皆瀬川右岸	増田地区～柳原地区	

2 対策

(1) 河川改修、砂防工事の促進

一級河川及び砂防指定河川は県の管理となっており、未改修区間については引き続き早期改修を働きかける。

普通河川及び小河川等については、用排水改良事業、土地改良事業、下水道事業等の関連により、体系的な改修を促進し災害防止と河川保護を図る。

(2) 住民への周知

市は、浸水予測範囲及び過去の浸水範囲、急傾斜地等斜面災害の発生が予測される箇所、避難所などを記載したハザードマップを作成・配布し、住民へ周知する。

さらに、重要水防箇所等危険箇所を住民に周知し、住民も含めた監視体制をもとに、迅速な避難体制がとれるように努める。

(3) 河川巡視

大雨や融雪等の予警報が発令された場合には、職員、水防団（消防団）、土地改良区等と連携して河川のパトロールを実施するほか、定期的に河川施設、用排水路施設等の点検を行う。

(4) 水防施設、資機材の整備計画

災害の未然防止と発生時の応急措置が迅速かつ、効果的に実施できるように水防資機材の整備を図り事前対策に万全を期するものとする。

[資料編 7-3 水防倉庫設置場所及び資器材備蓄基準等]

### 第3 ダム施設

#### 1 現況

本市には、県が設置する2つのダム施設（板戸ダム及び皆瀬ダム）がある。これらについては管理者が操作規則に基づき施設の防護に万全を図っている。

#### ■ ダム

管理団体	ダム名称	竣工	主な用途	ダム高(m)	総貯水容量 (百万立方m)
県	皆瀬ダム	昭和38年	洪水調節、流量調節、用水、発電	66.5	31.6
	板戸ダム	昭和59年	流量調節、発電	28.7	1.6

#### 2 対策

- (1) 地震発生後には直ちにダム本体や取付部周辺地山、貯水池周辺地山の臨時点検を行い、異常の有無を確認する。
- (2) ダム操作により下流の水位が変化するおそれのある場合は、関係機関へ通知するとともに、住民に対しサイレンやスピーカー放送により警報を発令する。

### 第4 ため池施設

#### 1 現況

農業用ため池の多くは築造年代が古く、年々老朽化の傾向があるほか、高齢化及び兼業化が進み、管理体制が弱まっているものもあり、決壊した場合は大きな被害をもたらすおそれがある。

#### 2 対策

- (1) 老朽化したため池は、県又は管理団体等に対し、引き続き補強・改修を要望する。
- (2) 市は、地震時や異常気象時のため池の決壊を想定したため池ハザードマップを作成するとともに、防災行政無線などの情報連絡システムの整備、ため池施設管理者等の関係機関相互における情報伝達体制の構築に努める。
- (3) 農業用ため池の管理者は、常に施設の安全点検を行うとともに、地震発生後は直ちに施設の点検を実施し、被災を確認した場合は関係機関へ通報するとともに決壊防止に努める。

### 第5 ハザードマップの更新・周知

市は、国及び県から浸水想定区域の変更等があった時は、台風や豪雨等による浸水被害から住民を避難させるための判断基準となるハザードマップ（洪水含む。）について、随時更新するとともに、住民説明会や研修会などを通じ周知徹底を図る。

なお、ハザードマップ等の周知に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めるとともに、安全な場所

にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

## 第6 避難計画の策定

### 1 避難情報の発令基準

市は、高齢者等避難及び避難指示の決定・通知基準、並びに避難行動の開始基準などについて「避難指示等判断マニュアル」に基づき発令する。

### 2 避難情報の伝達手段

市は、避難情報の伝達手段として、防災行政無線、広報車、報道関係機関、市ホームページ、登録制メール、SNS、緊急速報メール、湯沢市テレビ回覧板等により、迅速・確実な情報伝達手段を整備する。

### 3 避難方向・避難場所及び避難所の周知

市は、想定される洪水の被災を受けない避難方向、避難場所及び避難所（民間の宿泊施設を含む。）を本計画に定め、これらを防災マップに掲載する。

また、住民説明会の実施、広報紙への掲載、さらに統一的な図記号等を利用した、わかり易い誘導標識や案内板などを設置し、住民に対する周知徹底を図る。

### 4 避難所の開設・運営マニュアルの見直し・修正

市は、避難所の迅速な開設、並びに円滑な運営に資するため、策定したマニュアルの見直し・修正を定期的実施する。

また、マニュアルに基づく住民参加型の実践的な訓練の実施・検証を行い、この結果を踏まえたマニュアルの見直しや施設の改修、並びに物資の備蓄や必要な資機材の整備に努める。

## 第7 孤立地区（集落等）の防止

市は、県と協力し、豪雨・洪水・土砂災害などから地区又は集落の孤立を防止するため、孤立予想地区又は集落を事前に確認するとともに、迂回路の有無の調査や、衛星携帯電話等の通信手段の確保を図る。

## 第8 避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支者の避難支援を安全・確実に実施するための「湯沢市災害時要援護者避難支援プラン」の見直しを実施する。

## 第9 訓練の実施

市は、市職員、医療機関、町内会・自主防災組織などの地域コミュニティ団体及び関係機関等に積極的な参加を呼びかけ、避難誘導訓練や避難所運営訓練の計画的な実施に努める。

さらに、訓練結果を検証し、職員の動員体制・役割、組織体制、並びに必要な資機材等

の見直しなど現実に対応できる避難体制の整備を図るものとする。

[資料編 第7 水防に関する資料]



## 第 1 1 節 火災予防計画

[総務課、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部]

### 第 1 計画の方針

市街地の過密化、建造物の多様化、危険物の需要拡大等により、地震発生時の同時多発的な出火と延焼の危険性が増加している。市及び消防本部は、消防施設及び設備の充実、消防団員の教育訓練等で消防能力の向上と事業所を含めた市民に対する防火思想の普及に努める。

### 第 2 出火防止と初期消火

#### 1 現況

消防力の充実強化と消防団の組織連携強化及び事業所を含めた住民に対する防火思想の普及等失火の未然防止に努めている。特に住宅用火災警報器の普及と消火器、消火用バケツの備え付け、水の汲み置き等についての指導に努めている。

#### 2 対策

消防体制を充実強化するために次の対策を推進する。

##### (1) 消防力の強化

消防施設及び資機材を整備し消防力を強化する。震災時の交通途絶を考慮して耐震性貯水槽、ポンプ付き積載車等の整備に努める。

市内の山間地あるいは遠隔地においては、冬季災害時の交通途絶による消防力が不足する事態が想定されるが、平常時より県及び防災関係機関と連携し、消防体制の整備を図る。

##### (2) 燃料器具等の管理指導

地震発生時における石油、ガス等の燃焼器具、電気器具、石油類及び発火性薬品等の管理について指導する。

##### (3) 消防団の育成及び教育訓練

本市において、消防団員数はほぼ定数を充足しているが、今後は高齢化が進むものと考えられることから、若年層の加入を呼びかけるなど円滑な世代交代が進むよう努めるものとする。

市には、山間集落や遠隔集落があることから、冬季及び災害時に孤立する可能性がある集落に最も近い消防団による消火活動等が被害軽減に大きな役割を果たす。したがって、消防団員の防火・防災に関する知識及び技術の維持・向上を継続的に図るものとする。

##### (4) 出火防止及び初期消火の周知徹底

住民や自治組織、自主防災組織等に対して、地震発生直後の出火防止、初期消火について周知徹底を図る。各家庭に住宅用火災警報器、消火器、消火バケツの備え付けと水の汲み置き、浴槽への水張り等について指導し、初期消火について周知徹底を図る。

(5) 点検・指導の徹底

市内には、不特定多数が利用する宿泊施設が多くあることから、これらの施設等において、防火設備の充実、利用客へ火災の予防の呼びかけ、利用客の避難誘導體制の整備と訓練等、施設の点検を徹底し、防火体制の整備の指導を図る。

(6) 火災予防条例等の周知徹底

住民に対し、火災予防に関する条例等について普及徹底する。

### 第3 火災の延焼の防止

#### 1 現況

地震時の火災の延焼拡大を阻止するために、消防力の強化及び建築物の不燃化等一層の充実が必要である。

#### 2 対策

(1) 予防査察の実施

消防本部は平常時から関係場所への立入り等予防査察を実施し、震災時の対応について現場指導する。

(2) 自主防災組織の育成強化

自主防災組織を育成強化し、火災の発生時には連携協力して活動できる体制の整備に努める。

(3) 警防計画等の作成

警防計画及び木造密集街区火災防ぎょ計画に基づき、木造家屋の密集度、並びに消防活動のための道路状況等に応じた消防活動ができる体制の整備に努める。

### 第4 消防水利の整備

#### 1 現況

地震発生時には、水道施設等の損壊等により消火栓の断水や水圧低下、道路や建物等の損壊によって消防用自動車の通行障害も予想されるため、耐震性貯水槽等消防水利の整備を計画的に実施する。

#### 2 対策

(1) 耐震性貯水槽及び防火水槽は木造家屋の密集地、避難場所及び避難所の周辺を優先整備する（地震防災緊急事業五箇年計画については別表のとおり）。

(2) 自然水利、プールなどを効率的に利用する。

■ 地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度～令和7年度）※消防庁所管分

事業主体	施設等の位置	事業の概要		事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁
		事業名	施設分類				
湯沢市	湯沢市	消防防災施設整備費補助事業	耐震性貯水槽40m <sup>3</sup> 型	2箇所	22	R3～R4	消防庁
		消防施設整備事業	小型動力ポンプ	25箇所	50	R3～R7	
		消防施設整備事業	小型動力ポンプ付積載車	12箇所	84	R3～R7	
湯沢雄勝広域市町村圏組合	湯沢市	緊急消防援隊設備整備費補助事業	災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	1箇所	35	R3	
			災害対応特殊消防ポンプ自動車 (CD-I型)	1箇所	45	R3	
			災害対応特殊消防ポンプ自動車 (CD-I型)	1箇所	45	R4	
			災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 (II型)	1箇所	73	R5～R6	
			災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	1箇所	35	R5	
		過疎・辺地対策事業	災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	1箇所	35	R7	
		公共施設建設事業	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防署羽後分署庁舎建設工事	1箇所	330	R4～R7	

[資料編 第9-2 消防力の整備状況]

## 第 1 2 節 危険物施設等災害予防計画

[湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部]

### 第 1 計画の方針

危険物施設等による災害の発生及び拡大を防止するため、防災関係機関及び関係事業所は施設の耐震性能の向上、適正な施設の管理、防災資機材の整備、教育訓練の徹底、自衛消防組織等の保安体制の確立等危険物施設の安全確保を図る。

### 第 2 危険物

#### 1 現況

消防法に定める危険物（石油類等発火性、引火性のある物など）のうち、ガソリンスタンド等の施設は、資料編「11-1 石油類」に示すとおりである。また、住宅暖房用の灯油タンクが広く普及しており、地震時の倒壊、衝突、物の落下などによる地震災害の危険防止策の周知を図っている。

#### 2 対策

##### (1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。

イ 関係監督機関は、随時施設の立入検査を実施し、施設や設備の改善と運搬等の保安について指導する。

##### (2) 資機材の整備

施設の管理者は、消火設備及び消火剤を備蓄するとともに、連絡通報手段を確保する。

##### (3) 教育訓練の実施

施設の管理者は、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督等に関する講習会、研修会を実施して、管理保安に関する知識技能の向上を図る。

##### (4) 自衛消防組織の強化

自衛消防組織の充実を図るとともに、相互応援体制を整備する。

##### (5) 戸外小規模灯油タンク等の耐震対策の推進

住宅ごとに戸外に設置してある灯油タンク等の転倒防止器具、設備の有無やサビなどによる機能低下に関わる点検・補修や石油火災対応の消火器類の設置等、安全確保対策の実施を設置者及び設置業者に呼びかける。

### 第 3 火薬類

#### 1 現況

市内の火薬類の火薬庫及び取扱所は、資料編「11-3 火薬類」に示す施設である。施設の保安距離は十分に確保されており、また、各施設とも盗難防止や防火等に関する基準を十分に満たしている。

地震時には衝突や落下による衝撃が起らないよう、危険物の保管には常に配慮が必要である。

## 2 対策

### (1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態を維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。

イ 監督関係機関は定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して施設及び設備が基準に適合するように指導する。

### (2) 資機材の整備

災害の発生及び拡大を防止するための資機材を整備する。

### (3) 消防機関による教育訓練の実施

ア 保安講習会及び技術研修会を実施して、管理・保安に関する知識技能の向上を図る。

イ 訓練の実施を通じて、地震発生時の対処能力を向上させる。

### (4) 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

## 第4 高圧ガス、都市ガス

市内には、高圧ガス、都市ガスの関連施設は設置されていないが、将来施設が設置されたときは、地震災害はじめ災害に対する十分な保安措置を講じ、住民の安全に配慮する。

## 第5 LPガス

### 1 現況

市内におけるLPガス製造、販売事業所は、資料編「11-2 LPガス」に示す施設である。

各家庭等消費者のボンベは規定の保安措置をとっているが、保管は常に最良の状態を維持するよう指導に努めなければならない。

### 2 対策

#### (1) 施設及び設備の維持管理

ア 施設の管理者は、施設及び設備の耐震性能の向上に努めるとともに、定期的に点検を実施して常に最良の状態を維持する。

イ 監督関係機関は、定期的に保安検査を実施するとともに、随時立入検査を実施して施設及び設備の改善について指導する。

#### (2) 資機材の整備

災害の発生及び拡大防止、災害応急復旧のための資機材を整備する。

#### (3) 教育訓練の実施

ア 業種別の保安講習会等を実施して、施設の管理者、従業員等の保安に関する知識

技能の向上を図る。

イ 訓練を通じて、地震発生時等における対処能力の向上を図る。

(4) 自主保安体制の充実

保安のための責任体制を確立するとともに、関係機関との連携を強化する。

(5) 消費者の保安体制の充実

ガス漏れ警報機、S型メーター等安全器具の設置の徹底と期限管理の実施を指導する。

チェーン等による転倒・落下防止等のほかガス放出防止装置等の設置の推進を指導する。

## 第6 危険物等運搬車両

### 1 現況

危険物、火薬類、高圧ガス、LPガス及び毒物・劇物（以下「危険物等」という）の運搬は、タンクローリーやトラック等の危険物等運搬車両による陸上輸送においても、災害発生危険性が增大している。

地震による事故が発生した場合、運搬容器破損等の被害が発生する可能性がある。

### 2 対策

市は、関係機関と連携協力し、輸送の安全の啓発に努める。

- (1) 運転者等に対する交通安全の啓発、関係法令の遵守等について指導の徹底を図る。
- (2) 危険物製造業者等に対して、関係法令に基づく安全確保指導の徹底を図る。
- (3) 危険物等運搬事業者に対して、適正な運行計画の作成及び運行管理の徹底を図る。

[資料編 第11 危険物等に関する資料]

## 第 1 3 節 建築物等災害予防計画

[総務課、財政課、建設課、都市計画課、教育総務課]

### 第 1 計画の方針

地震による建築物の倒壊、損壊を防止・軽減するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成18年1月施行）の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努め、建築物の耐震化や不燃化の促進を図る。特に防災業務の拠点となる公共施設の耐震化を推進するとともに、一般建築物の耐震化について指導を行う。中でも緊急輸送路沿道の家屋の倒壊は応急対応の支障になることが予想されることから、特に耐震化の指導を県と連携しつつ強化する。

本市においても、国及び県と連携し、減災目標を設定し市有施設の耐震化を図ることとする。

### 第 2 公共建築物

#### 1 現況

公共建築物のうち、主要な施設は災害発生時における避難、救護、復旧対策等の防災活動等の拠点となるものであり、耐震性の強化が必要である。

#### 2 対策

各総合支所、消防本部及び消防署等防災活動拠点となる施設、並びにその他市が所管する施設について、各施設管理者が施設の耐震診断、点検を実施するとともに、必要な耐震補強・改修等を行う。

また、天井の仕上げ材などの非構造部材についても、耐震性の確保を図るため各種の点検を実施し、必要な改修等を行う。

災害時において、応急対策活動の拠点となる庁舎・支所庁舎及び警察施設、医療救護拠点となる病院等の耐震性の強化に重点をおくものとする。

### 第 3 一般の建築物

#### 1 現況

建築関係法令等の徹底により、建築物及び特定工作物等の安全性はかなり高い水準に達しつつある。しかし、建築基準法の耐震規定の改正以前に建設されたものについては、耐震性の強化を図る必要がある。

#### 2 対策

##### (1) 建築物の耐震化の促進

市は百貨店、ホテルなど不特定かつ多数の者が集合・利用するような既存建築物について、県が行う耐震診断・改修等の指導協力し、耐震性の確保に努める。

##### (2) 住宅等の地震対策

ア 住民からの地震対策に関する一般的な相談には、パンフレット、リーフレット等

を活用して、住宅等の地震対策について助言する。

イ 老朽木造住宅や宅地の耐震性等について、診断及び補強方法等を助言する。助言に当たっては建築技術者及び関係団体等の組織を活用する。

ウ 一般木造住宅等の耐震診断及び耐震改修を促進するため、相談窓口を設置するとともに、点検、改修並びに移転等に係る諸融資制度などを活用するよう、住民に働きかける。

エ 事業所にあつては、その占有する建物の耐震点検並びに補修に係る費用についての減税措置等、諸制度の活用し、耐震性を向上させるよう働きかける。

### 3 その他

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

## 第4 特定建築物

### 1 現況

「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成18年1月施行）に定める特定建物については、県と連携し耐震改修促進計画を定める。

＜「建築物の耐震改修促進に関する法律」に定める特定建築物＞

- 認定こども園・保育園等 : 2階・500㎡以上
- 小・中学校等 : 2階・1000㎡以上
- 老人ホーム等 : 2階・1000㎡以上
- 一般体育館 : 1000㎡以上（階数要件なし）
- その他の多数利用の建築物 : 3階・1000㎡以上
- 道路閉塞をさせる住宅・建築物（政令により一定の高さ以上のものと規定）
- 危険物を取扱う建築物（政令により危険物の種類・量を規定）

### 2 対策

(1) 市は県の協力を得て、防災拠点として重要な役割を果たす学校、病院等の施設、緊急輸送道路沿道の建築物、避難路沿道の施設、危険物を貯蔵している施設等、地震災害時に避難・救援等で重要な役割を果たす施設や被害抑制につながる施設について、優先順位を高く位置付け、耐震化の促進を図る。

(2) 優遇税制の活用

平成18年度税制改革により、「事業用建築物に係る耐震改修促進税制」が創設されている。これは、事業者が、平成20年3月31日までに、耐震改修促進法に規定する特定建築物（事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物）について、同法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合で、同法に基づく耐震改修に係る指示を受けていないものを対象として、10%の特別償却ができる措置を講ずるとされていることから、市は、本制度の積極的な活用を事業者に働きかけるものとする。



## 第5 ブロックべい、石べい等

### 1 現況

既存のブロックべい、石べい等の地震に対する安全性は脆弱である。

### 2 対策

- (1) 既存のブロックべい、石べいの点検整備の啓発を県に働きかけ、必要がある場合には改善方法に対する助言を行う。
- (2) 関係業界に対して適正な設計、施工に関する助言を行い、倒壊による災害を防止する。

## 第6 家具等の転倒防止

### 1 現況

地震により、家具、冷蔵庫、テレビ、ピアノ等が移動・転倒し、また棚のものや壁に掛けられた時計や装飾品、天井からの吊り下げ照明器等が落下するなどして、人的被害や火災発生の原因となることがある。

### 2 対策

市は、住民に次のような家具等の転倒防止策の実施を呼びかける。

- (1) 家具類等は、固定金具、転倒防止金具で固定・連結して転倒や移動を防止する。
- (2) ピアノや電気製品等はキャスタ金具で固定する。
- (3) 食器類の収納に留意し、フィルム等でガラスの飛散を防止する。

## 第7 液状化対策等

大規模盛土造成地の位置や規模等を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップ作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び宅地の耐震化を実施するよう努める。

## 第 1 4 節 土砂災害等予防計画

[総務課、建設課、都市計画課、農林課]

### 第 1 計画の方針

地震による土砂災害の起こりやすい地形、地質、土地改変箇所を中心に、土砂災害危険箇所の実態を把握し、避難体制の確立、危険区域における建築物の立地抑制、危険区域からの住宅の移転等総合的な対策を講じて土砂災害の防止を図る。

### 第 2 土砂災害危険箇所

本市における人家や公共施設に被害のおそれのある土砂災害危険箇所は、県のホームページや市のハザードマップで公表しているほか、住民の適切な避難行動につながるよう、県と連携し、自治会や集落単位での「土砂災害ハザードマップ」の作成や、住民への説明、避難訓練の実施、看板の設置など、危険箇所の周知を進める。

### 第 3 地すべり

#### 1 現況

本市域においては、32箇所の地すべり危険地区が分布する。

#### ■ 地すべり危険地区（令和 5 年 4 月修正 秋田県地域防災計画による）

所轄	地すべり危険箇所・地区	地すべり防止区域
県河川砂防課	15箇所	2箇所(計52.25ha)
県農地整備課	1箇所	—
県森林環境保全課	12地区	—
東北森林管理局	4地区	—

#### 2 対策

市は、県に対して対策工事着手中の箇所については早期完了を、また未着手箇所については早期の工事着手を要望するとともに、警戒避難対策を実施する。

危険地区に居住する住民等に対し、土砂災害の特殊性等についてパンフレット等により周知し、併せて、移転等の相談窓口を設ける。

### 第 4 急傾斜地

#### 1 現況

本市の急傾斜地危険地区(傾斜30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害を及ぼすおそれのある箇所)の指定状況は下表のとおりである。

#### ■ 急傾斜地崩壊危険箇所（令和 5 年 12 月 31 日現在 雄勝地域振興局建設部資料による）

所 轄	ランク	湯沢地域	稲川地域	雄勝地域	皆瀬地域	計
県河川	ランク I	66	9	25	13	113

砂防課	ランクⅡ	79	6	34	39	158
	急傾斜地 崩壊危険区域	16	4	7	3	30

ランクⅠ：区域内に人家5戸以上あるいは公共施設、病院、宿泊施設、福祉施設等がある場合

ランクⅡ：区域内に人家が1～4戸ある場合

## 2 対策

市は、県に対して対策工事着手中の箇所については早期完了を、また未着手箇所については早期の工事着手を要望するとともに、警戒避難対策を実施する。

## 第5 土石流

### 1 現況

山地は融雪や豪雨により多量の土砂を流出させるため、下流域では土砂災害の危険性が高い。特に直下型の地震では荒廃斜面の崩落や地盤のゆるみにより土石流が発生しやすくなる。

本市の土石流危険渓流の指定状況は下表のとおりである。

#### ■ 土石流危険渓流（令和5年4月1日現在 雄勝地域振興局建設部資料による）

所轄	ランク	湯沢地域	稲川地域	雄勝地域	皆瀬地域	計
県河川 砂防課	ランクⅠ	104	32	58	29	223
	ランクⅡ	45	7	20	21	93

ランクⅠ：区域内に人家5戸以上あるいは公共施設、病院、宿泊施設、福祉施設等がある場合

ランクⅡ：区域内に人家が1～4戸ある場合

## 2 対策

市は、県に対して対策工事着手中の箇所については早期完了を、また未着手箇所については早期の工事着手を要望するとともに、警戒避難対策を実施する。

(1) 脆弱な地盤の崩壊、又はその後の降雨等によって発生する土石流対策を次のとおり推進する。

ア 県に対し、土石流に対処するための砂防工事等の促進を要望する。

イ 県と連携し、土石流、危険渓流に関する資料を関係住民に提供するとともに、表示板等を設置して周知徹底を図る。

ウ 土石流危険渓流周辺住民の警戒避難体制の確立を推進する。

エ 土石流に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動及び降雨時の対応等について地域住民に周知徹底する。

(2) 農地・農業用施設等に係る土石流対策を次のとおり推進する。

ア 圃場に土砂が堆積した場合は極力除去する。

イ 圃場に土砂が流入するおそれがある場合は、水口付近に沈砂区間を設けるなどに

より、圃場全体への流入防止を図る。

ウ 土石流発生後の降雨により濁水が流入するおそれがある場合は、濁水を取水しないよう水管理に徹底を図る。

エ 揚水機や水門等の取水施設の保守・点検等を行うとともに、状況に応じた監視体制を強化する。

## 第6 山地

### 1 現況

急峻な地形と脆弱な地質のため、特に融雪、大雨等により斜面・山腹崩壊のおそれがある。崩壊した土砂は土石流となって下流に被害を与えるおそれがある。それを予防するため、保安林機能の向上及び各種治山予防対策の推進に努めている。

■ 砂防指定地（令和5年12月31日現在 雄勝地域振興局建設部資料による）

所轄	湯沢地域	稲川地域	雄勝地域	皆瀬地域	計
県河川砂防課	66	13	76	30	185

### 2 対策

- (1) 国・県に対し、重点保全区域の土砂崩壊流出防止などの治山事業の推進を働きかける。
- (2) 保安林機能が低下した劣悪林などに対し保安林改良事業を実施するなど、その機能の向上と管理の充実を図る。

## 第7 雪崩

### 1 現況

本市は特別豪雪地帯に指定されており、冬期や春先には地震によって大きな雪崩が発生するおそれがある。

■ 雪崩危険箇所・危険地区（令和5年4月修正 秋田県地域防災計画による）

所轄	箇所・地区数
県河川砂防課	131箇所
県森林環境保全課	35地区
東北森林管理局	5地区

### 2 対策

- (1) 雪崩危険箇所周辺住民の警戒避難体制の確立を推進する。
- (2) 雪崩危険箇所については、県に対し対策事業の推進を働きかける。

## 第8 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、秋

田県と秋田地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

## 1 土砂災害警戒情報の発表及び解除基準

発表基準	<p>大雨警報（土砂災害）発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、秋田県と秋田地方気象台が共同で作成した土砂災害発生危険基準線（以下、「基準」という。）に達したときとする。</p> <p>なお、震度5強以上の地震が発生した場合や土石流や泥流の発生が想定される火山活動噴火等が発生したで現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、秋田県と秋田地方気象台は基準の取り扱いについて協議のうえ、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定するものとする。</p>
解除基準	<p>基準を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるときとする。</p> <p>大規模な土砂災害が発生した場合等には、秋田県建設部と秋田地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。</p>

## 2 市の対応、取組に関する事項

### (1) 地域防災計画への記載

市は、土砂災害警戒情報発表時の警戒避難体制の整備について、本計画に定めるものとする。

### (2) 避難情報発表基準の設定

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本としつつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や気象情報、過去の降雨状況、土砂崩れなどの災害の発生状況、防災点検の結果等を踏まえた具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、避難すべき区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

### (3) 情報伝達体制及び避難計画の整備

市は、土砂災害危険箇所及びその周辺地域の住民を対象に、土砂災害の予防及び警戒に関する情報伝達システムの整備に努める。

また、整備に当たっては、警戒区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達を定めるものと

する。

#### (4) 住民の自主避難の指導

市は、地域の土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて普及啓発を図るとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するように努めるものとする。

避難対象地区の住民避難は、隣保協同の精神に基づいて自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、市及び各防災機関は連携・協力し、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努めるものとする。

### 第9 土砂災害警戒区域等での住宅等の立地抑制等

#### 1 現況

土砂災害は毎年全国各地で発生しているが、その一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害が発生するおそれのある危険箇所も年々増加している。土砂災害から人命や財産を守るため、防止施設等のハード対策に併せ、避難体制の整備や住宅の立地抑制等のソフト対策を推進する必要がある。

#### 2 対策

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成13年4月1日施行）に基づき、土砂災害のおそれのある区域について調査を行い、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しく危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。指定区域では、それぞれ次の対策を実施する。

##### (1) 土砂災害警戒区域

ア 市は、本計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項（情報収集・伝達、予警報の発令・伝達、避難場所・避難経路・避難訓練、救助等）を定める。

イ 市は、区域ごとの災害特性を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項、その他円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知する。

ウ 市は、当該区域内にある学校等教育施設、福祉施設、医療施設及び防災上配慮を要する者が利用する施設等の状況を把握し、これら施設に対し、早い段階からの情報提供を実施するため、情報伝達体制の確立に努める。

エ 市は、当該区域に指定された地区を対象にした「土砂災害に関する避難訓練」を毎年一回以上実施し、住民への啓発に努める。

オ 市は、土砂災害に関する情報の伝達及び避難に関する事項を記載した「ハザードマップ」を作成し、住民への全戸配布・ホームページ掲載などにより広く周知を図る。

カ 市における警戒避難体制の整備に対し、県より適切な指導を仰ぐ。

## (2) 土砂災害特別警戒区域

ア 県、市は、居室を有する建築物について、土砂災害に対して構造が安全であるかどうかの建築確認を行う。

イ 県は、住宅宅地分譲や要配慮者関連施設の建築のための開発行為について審査を行う。

ウ 県は、著しい損壊のおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。

## 第10 宅地の災害防止

### 1 現況

大規模な地震災害等により、造成宅地においてがけ崩れや土砂の流出による大きな被害の発生が懸念されるため、宅地の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。

### 2 対策

市及び県は、新規の開発行為に伴う宅地等の造成について申請があった際には、都市計画法をはじめとした各種基準に基づき当該開発計画の是非について判断するものとする。なお、開発事業者は、開発行為に伴う土工量や、現地における地質や地下水位状況等を勘察し、当該開発計画について土質学上の安全性を確認することが望ましい。

市は、既存の宅地については、擁壁や排水施設等の保全管理が常時適正に確保されるように、日頃から地すべりやがけ崩れの兆候の早期発見に努めるよう、所有者、管理者等に対してその旨注意喚起する。

## 第11 災害危険区域からの住宅移転

### 1 現況

災害危険区域については、各種の事業を実施して安全の確保を図っているが、防護の対象に対し、巨額の費用を要する場合、又は工事によっても安全を確保できない場合は、当該危険地域居住者を安全な場所に移転させなければならない。

### 2 対策

(1) 区域の居住者に対し、住宅の建設及び土地の取得等、移転に要する費用の一部を補助し、又は融資等の援助を行い、その移転を促進する。

(2) 移転助成のための制度は次のとおり。

ア 防災のための集団移転促進事業

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

ウ 秋田県災害危険住宅移転促進事業

エ 独立行政法人住宅金融支援機構、地すべり等関連住宅融資

## 第12 連絡調整体制の整備

土砂災害に関する諸施策を効率的・総合的に実施するため、国、県及び市等関係機関からなる総合土砂災害対策推進連絡会に加わり、連絡調整を図る。

[資料編 第10 災害危険箇所に関する資料]

## 第15節 公共施設災害予防計画

[総務課、企画課、建設課、上下水道課、福祉課、健康対策課]

### 第1 計画の方針

道路、橋梁、上下水道、電気、通信、鉄道及び学校、その他の公共施設は、住民の日常生活、社会経済活動及び防災上極めて重要であり、これら施設の管理者は、各施設の維持管理体制を強化するとともに、計画的に施設の整備改善に努め、施設災害の防護を図る。

### 第2 道路及び橋梁 [建設課]

#### 1 現況

地震による道路の被害は、沖積層の分布地域では亀裂、陥没、沈下、隆起。高盛土では地すべり、崩壊。切土部や山裾部では土砂崩壊、落石等が予想される。

県は、緊急輸送道路ネットワーク計画の策定とこれに併せて緊急対策計画として平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、道路改良、橋梁整備等の道路改築事業及び既設橋梁の補修・補強を行う橋梁補修事業、落石等の対策をする災害防除事業等を進めている。なお、同計画は令和3年度から第6次に移行している。

さらに、情報収集・提供や緊急物資の備蓄集積拠点として、雪情報システム、電線共同溝、道の駅等の整備を図っているところである。

橋梁については、経年及び老朽化に対する補修とともに、設計基準である「道路橋示方書」が改訂（平成29年）されたことに伴って、既存施設において耐震強度不足とみなされる場合もあることから、所要の補強対策を実施していかなければならない。また歩道橋についても同様である。

#### 2 対策

##### (1) 道路の点検整備

ア 地震等に対する道路の安全性・信頼性の向上を図るため、危険箇所の継続点検及び施設の整備を計画的に実施する。さらに、地震発生時の通行規制、巡回点検、情報連絡体制の整備等により、常に安全確保に配慮する。

イ 道路の整備計画に基づき、災害時における重要度を勘案した事業の推進を図る。

##### (2) 橋梁の点検整備

ア パトロール等により異常箇所を発見した場合は、早急に保全を図る。

イ 既設橋梁の補修計画は、老朽度、架設年度、交通量、幅員、設計荷重、将来の道路整備計画等を調査し立案する。

##### (3) 情報連絡体制の整備

道路及び交通の状況に関する情報を適切に収集把握・伝達できる体制を構築する。



### 第3 河川管理施設

#### 1 施設、設備の点検

施設管理者は、河川管理施設について、「河川構造物の耐震性能照査指針」に基づき耐震診断を実施する。

#### 2 耐震性の強化

診断結果を踏まえ、重要度に応じて耐震補強を推進する。

### 第4 水道施設 [上下水道課]

#### 1 現況

水道施設の配水地・管理棟等のコンクリート構造物は耐震になっていない状況である。管路については、平成17年度からは耐震管を採用してきているが、全体からの割合は少ないため、年次的更新計画が必要である。

本市の上水道給水状況は「資料編 16-2 水道施設一覧」に示すとおりである。

#### 2 対策

##### (1) 施設の防災強化

ア 各施設の設計に当たっては、(社)日本水道協会「水道施設耐震工法指針・解説(1997年版)」等により、災害に対して十分安全な構造とする。

イ 市は、施設の新設・更新に際しては、地盤の状況等を勘案した上で、耐震性の高い構造とするものとする。

##### (2) 応急給水体制と資機材の整備

ア 水道施設が被害を受けた場合に、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため応急給水の実施体制を整備する。

イ 応急給水に必要な給水車、給水タンク等の整備に努めるとともに、災害用給水袋等の備蓄あるいは緊急調達のための協定締結に努める。

ウ 応急給水に協力可能な井戸所有者(個人、事業者)、飲料水輸送に協力できる事業者等と、協定の締結を図り、飲料水の確保に努める。

[資料編 16-3 給水機材]

### 第5 下水道施設 [上下水道課]

#### 1 現況

本市の水洗化人口は、25,129人で地域内人口の61.1%である。

##### ■ 下水道利用状況(令和4年度末)

地域名	地域内人口	水洗化人口						非水洗化人口	
		合計		下水道等		浄化槽			
		人	%	人	%	人	%	人	%
湯沢	26,986	15,681	60.3%	12,510	48.1%	3,171	12.2%	10,305	39.7%
稲川	7,311	5,736	78.5%	1,876	25.7%	3,860	52.8%	1,575	21.5%
雄勝	5,853	2,192	37.5%	489	8.4%	1,703	29.1%	3,661	62.5%
皆瀬	1,980	1,520	76.8%	374	18.7%	1,146	57.9%	460	23.2%
計	41,130	25,129	61.1%	15,249	37.1%	9,880	24.0%	16,001	38.9%

## ■ 汚水処理施設

### < 公共下水道・特定環境保全公共下水道汚水処理施設 >

施設名	所在地	供用年月	処理方式	処理能力
湯沢浄化センター	字新川原50	H08.04.01	OD法	8,800m <sup>3</sup> /日
稲川浄化センター	駒形町字八面越後116	H19.03.31	OD法	850m <sup>3</sup> /日
院内浄化センター	下院内字横川193	H20.09.01	OD法	600m <sup>3</sup> /日
皆瀬浄化センター	皆瀬字宮田176	H18.03.31	土壌被覆型接触酸化法	230m <sup>3</sup> /日
小安浄化センター	皆瀬字野田22-1	H14.10.01	OD法	600m <sup>3</sup> /日

### < 農業集落排水処理施設 >

施設名	所在地	供用年月	処理方式	処理能力
深堀浄化センター	字刈尻38-2	H10.11.01	連続流入間欠ばっき方式	324m <sup>3</sup> /日
山田東部浄化センター	山田字松ノ木32-4	H15.11.19	連続流入間欠ばっき方式	762m <sup>3</sup> /日
松岡浄化センター	字鑑田169	H22.03.31	連続流入間欠ばっき方式	338m <sup>3</sup> /日
新城浄化センター	字雁堀1	H22.03.31	沈殿分離及び接触ばっき方式	32.4m <sup>3</sup> /日

## 2 対策

- (1) 下水道施設等を整備するときには、公共下水道については「下水道施設の耐震対策指針」に基づき、農業集落排水施設については「農業集落排水設計指針」に基づき耐震対策を行っている。
- (2) 旧耐震基準に基づき整備を行った下水道施設等については、耐震診断を行い必要に応じて耐震対策を行う計画である。
- (3) 施設の液状化対策の推進  
 地域特性及び地盤を調査し、液状化の可能性のある場合は、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を適切に実施する。  
 また、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。
- (4) 施設の浸水対策の推進  
 市及び県は、浸水が想定されるポンプ場及び終末処理場では、被害発生時の施設機能確保のため、浸水対策の推進に努める。
- (5) 維持管理による機能の確保  
 市及び県は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、施設及び機能状態の把握に努める。

## 第6 電気施設〔東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、湯沢地熱株式会社、秋田県〕

### 1 現況

電力を安定供給するため、関係機関では電気施設を各種災害から保護し、施設の改修、気象情報に基づく非常体制、災害発生時の応急復旧に必要な体制整備に努めている。

■ 市内の発電施設

発電種類	管理事務所	発電所名	位置	概要
水力	秋田発電事務所	皆瀬発電所	湯沢市皆瀬 字真坂	発電開始：昭和38年9月 発電形式：ダム水路式 最大出力：5,300KW
		板戸発電所	湯沢市皆瀬 字真木	発電開始：昭和60年4月 発電形式：ダム式 最大出力：2,000KW
	東北電力株式会社	樺山発電所	湯沢市秋ノ 宮椀山	発電開始：大正10年4月 発電形式：水路式 最大出力：340KW
		滝の原発電所	湯沢市皆瀬 字滝ノ原	発電開始：昭和37年10月 発電形式：水路式 最大出力：3,700KW
地熱	東北電力株式会社	上の岱地熱発電所	高松字大日 台106-1	発電開始：平成6年3月 発電形式：シングルフラッシュ式 最大出力：28,800KW
	湯沢地熱株式会社	山葵沢地熱発電所	高松字高松 沢及び秋ノ 宮字役内山 国有林内	発電開始：令和元年5月 発電形式：ダブルフラッシュ式 最大出力：46,199KW

## 2 対策

電気設備に関わる関係機関は、市内各地区において電力が安定供給されるよう、次に定める対策を推進する。

### (1) 設備の強化と安全

#### ア 発電施設

- a 構築物、付属設備及び防護施設を整備する。
- b 耐雷遮へい、避雷器の適正更新を強化する。
- c 重点系統保護継電装置を強化する。

#### イ 送配電施設

- a 重要設備、回線等に対する災害予防対策と不安定箇所の早期発見及び早期対策を講ずる。
- b 支持物等の基礎周辺の保全対策を行う。
- c 電線路付近における樹木等の飛来物に対する災害予防策を行う。
- d 各種避雷装置等の増強により耐雷対策及び耐塩対策を強化する。

#### ウ 通信設備

- a 主要通信線のループ化に努める。
- b 移動無線応援体制を強化する。
- c 電源及び予備電源を強化する。

### (2) 電気施設予防点検

定期的に電気施設の巡視点検を実施（災害発生のおそれのある場合は、その直前に実施）する。

(3) 災害復旧体制の確立

- ア 情報連絡体制を確保する。
- イ 非常体制の発令と復旧要員を確保する。
- ウ 復旧資材及び輸送力を確保する。

(4) 防災訓練の実施

- ア 情報連絡、復旧計画、復旧作業等の訓練を部門別に、又は総合的に実施する。
- イ 各防災機関の実施する訓練へ参加する。

## 第7 鉄道施設〔東日本旅客鉄道株式会社〕

### 1 現況

東日本鉄道株式会社は輸送力の確保のため、各鉄道施設の耐震化、被害軽減のための諸策実施、防災器具等の点検整備、関係社員の出勤、応急復旧のための体制整備に努めている。本市ではJR奥羽本線が敷設されており、市内各駅の利用状況は下表のとおりであり、地域住民の交通手段として重要な役割を担っている。

■市内各駅の1日平均乗車人員2022年度

駅名	1日当たりの平均乗客数(人)
院内	—
横堀	—
三関	—
上湯沢	—
湯沢	519
下湯沢	—

### 2 対策

市は、鉄道事業者と連携して応急復旧のための協力体制を整備する。

- (1) 橋梁の維持補修に努める。
- (2) 河川改修及び橋梁耐震を含めた改修に努める。
- (3) 法面、土留の維持補修を行う。
- (4) 落石防止設備を強化する。
- (5) 空高不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進に努める。
- (6) 建物等の耐震維持補修に努める。
- (7) 線路周辺の環境変化に応じた災害予防を強化する。
- (8) 台風及び強風時等における線路警戒体制を確立する。
- (9) その他、防災上必要な設備の改良に努める。

## 第8 社会公共施設等

### 1 福祉施設

#### (1) 現況

市内の社会福祉施設等では、高齢者、心身障がい者(児)等、地震等による災害発生時に自力で避難することが困難な人たちが介護や日常生活訓練を受けるため、日々利用

している。

## (2) 対策

- ア 地震災害発生に際しては、入居者等への早期周知を図ることが災害拡大を防ぐための有効な方法であるため、職員が迅速かつ冷静に入所者等への周知を図れるよう平素から訓練する。
- イ 施設の管理者は自衛防災組織を編成するとともに、消防機関等関係機関と具体的に十分な協議を行い、施設の実態に即した防災計画を策定し、この計画に基づいて定期的に避難誘導訓練等を実施する。
- ウ 防火管理体制については定期的に自主点検を実施し、火災等の危険性の排除に努める。
- エ 地域住民との連携を密にして協力体制を確立し、災害が発生した場合に応援が得られるよう、平素から地域住民の参加協力を得た防災訓練を実施する。
- オ 施設等は、災害時に発生する要配慮者の収容の可否及び体制について、県及び市と十分な調整を図り、連携して体制の整備に努める。

[資料編 21-3 社会福祉施設]

## 2 医療施設

### (1) 現況

市には、医療機関が27施設及び歯科診療所が21施設あり、地域住民の健康管理を担っている。

### (2) 対策

#### ア 医療施設の自主点検

施設の耐震化不燃化を進め、火災予防については管理者が定期的に点検を実施する。

#### イ 避難体制の確立

日頃からその入院患者の傷病状態を十分把握し、重症患者、新生児、高齢者など自力で避難することが困難な患者についての避難体制を確立する。特に夜間・休日についての避難体制の確立を図るとともに消防署等への早期通報体制の確立を図る。

#### ウ 危険物の安全管理

医療用高圧ガス、放射性同位元素、その他薬物等の危険物については、火災・地震等の災害発生時における管理体制構築を図る。

#### エ 職員の防災教育及び防災訓練の徹底

災害に備えて職員の業務分担を明確にし、防災教育を徹底するとともに定期的な防災訓練を実施する。

[資料編 4-1 災害救急医療機関、

4-2 湯沢市内の病院等]

5-6 道路、橋梁及びトンネルの現況、

- 1 6 - 2 水道施設一覧、
- 2 1 - 3 社会福祉施設、

## 第16節 農業災害予防計画

[農林課]

### 第1 計画の方針

地震による農業被害を予防し、又は拡大を防止するために、既設の農地及び農業用施設等の補強、改修を計画的に推進するとともに、施設等の新設に当たっては耐震性に十分配慮する。

### 第2 農地及び農業用施設等

#### 1 現況

農業人口は高齢化と兼業化が進み、農地及び農業用施設等の維持管理が不十分となり、施設等老朽化が著しいものが見受けられる。

■ 農業経営者（2020年農林業センサス（経営主年齢階層別の経営体数）による）

（単位：人）

地域	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
湯沢	0	3	14	57	129	356	304
稲川	0	2	4	22	86	224	216
雄勝	0	1	6	18	60	154	161
皆瀬	0	0	1	14	46	68	92

■ 耕地（2020年農林業センサスによる）

地域	耕地面積(ha)	水田(ha)	畑地(ha)	樹園地(ha)
湯沢	2,523	2,210	211	102
稲川	1,102	914	124	64
雄勝	1,119	1,033	66	22
皆瀬	296	270	23	3

■ ほ場整備（令和5年4月 雄勝地域振興局による）

	水田面積	整備済み	水田整備率
ほ場整備 (30a未満含む)	5,680ha	4,307ha	75.8%

#### 2 対策

(1) 地震によって決壊又は倒壊のおそれのある農業用ため池、頭首工、(排・取)水門、揚排水ポンプ場、水路等について、受益面積等の観点から耐震性調査実施の検討を行い、調査の結果により、必要に応じて貯水制限などの使用制限により安全使用に努め

るほか、県営又は団体営事業で補強・改修を実施し、対策を図る。

- (2) 地震によって水田の亀裂、かんがい施設等に被害が出た場合は、水不足等によって農作物に大きな影響を及ぼすおそれがある。この場合には亀裂部周囲への盛土、揚水機による灌水などによって被害の防止・軽減を図る。



## 第 17 節 文化財災害予防計画

[生涯学習課]

### 第 1 計画の方針

文化財は郷土を正しく理解するための貴重な市民の財産であり、これらの文化財を地震による災害から防護し、これを後世に伝えるために防火管理体制を確立するとともに、計画的に復元修理等の事業を推進する。

#### ■ 湯沢市の文化財等指定状況

(単位：件)

国指定有形文化財・史跡・名勝・天然記念物	国登録有形文化財	県指定有形文化財	県指定史跡・名勝・天然記念物	市指定文化財	市指定史跡・名勝・天然記念物	県記録選択無形民俗文化財
2	19	15	5	105	23	1

### 第 2 文化財対策

#### (1) 文化財管理者に対する指導の徹底

- ア 定期的に防災診断を受ける。また、防災責任者は自主的に点検を実施して、地震被害の防止に努める。
- イ 消火、警報設備等の整備に努める。
- ウ 文化財の搬出責任者には、文化財の性質・保全についての知識や技能を有する者を充て、あらかじめ搬出場所を定めておく。

#### (2) 保存施設等の整備

- ア 災害防止のため、耐火・耐震構造施設等の設置を推進する。
- イ 文化財の復元修理等を計画的に推進する。

### 第 3 史跡・名勝・天然記念物等

#### 1 現況

史跡、名勝、天然記念物等は、多様な内容を持つものであり、それぞれの性質に応じた防災対策が必要である。

#### 2 対策

- (1) 指定地域の周知徹底を図るため、標識・説明板・図解板・境界標・囲柵等を整備する。
- (2) 警報、防火、消火設備を整備する。
- (3) 定期的なパトロールにより、地震時の危険箇所の早期発見と改善に努める。

[資料編 21-4 湯沢市指定等文化財一覧]

## 第 18 節 廃棄物処理計画

[総務課、環境共生課、湯沢雄勝広域市町村圏組合]

### 第 1 計画の方針

災害地域における生活ごみ等（一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみ）、し尿等（水没した汲み取り槽や浄化槽を清掃した際に発生する汲み取りし尿及び浄化槽汚泥、仮設トイレからの汲み取りし尿）、がれき（損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等）、環境汚染が懸念される廃棄物（アスベスト等）及び流木等の収集・処理が迅速に行われるよう、処理体制の整備を推進する。

### 第 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備

- 1 一般廃棄物処理施設や収集運搬車両駐車場の浸水対策を講じるほか、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努める。
- 2 一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備及び断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。
- 3 施設の処理能力を超える場合や一般廃棄物処理施設が被災し、使用不能になった場合等の対策として、周辺市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
- 4 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- 5 緊急出勤対応のための収集運搬車両や機器等の配置計画や災害によって発生した災害廃棄物（生活ごみ等、し尿等、がれき等）の一時保管場所となる仮置場の配置等を含む処理計画を作成し、災害時の早期復旧に向けた体制を整備する。

## 第 19 節 医療救護計画

[総務課、健康対策課、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部、湯沢保健所]

### 第 1 計画の方針

広域的又は局地的に多発することが予想される大規模災害時には、本計画に基づき、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。なお、市で対応可能な被災規模の場合は市が災害医療に係る活動を統率する。

市は、大規模災害時における救急医療活動が的確に実施できるよう平常時から初期医療及び後方医療の体制を整備する。

また、災害の規模が広域にわたり、一度に多数の死傷者が発生した場合に対処するため、広域的な救急医療体制を整備する。市は、県及び関係機関と連携し、災害時初期医療を円滑に行うため、以下に示す考え方に沿い、平常時より体制の確保に努める。

- (1) 県は、二次医療圏を基本的単位として、全県的な相互支援による災害医療体制の整備を図る。
- (2) 県、医療関係団体、警察、消防機関等から構成する「救急・災害医療検討委員会」及び「地域災害医療協議会」を設置し、災害医療対策の強化を図る。
- (3) 県は、県内の医療機関のうち、被災地からの傷病者の受入れや災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣等を行い、災害医療の中核となる医療機関を災害拠点病院に指定し、これらの病院を中心に災害医療体制を整備する。
- (4) 災害時の医療情報等に関する情報ネットワークの構築により「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」を活用し、関係機関等で情報を共有する。
- (5) 災害時に必要な医薬品等は、「災害拠点病院」による「常用備蓄」と薬局及び卸売業者等による「流通備蓄」体制を整備し、後方供給体制の確立に努める。
- (6) 県は、住民への応急処置等の啓発、訓練及び災害医療従事者の研修体制の整備を図り、災害医療に関する調査や研究を促進する。
- (7) 救助・救急関係機関は当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに必要に応じて情報交換を行うよう努める。

### 第 2 初期医療体制の整備

#### 1 現況

##### (1) 「災害拠点病院」

県内の医療機関のうち、被災地からの傷病者の受入れや災害派遣医療チームの派遣、救命救急医療の提供、緊急医薬品及び医療機材の備蓄など災害医療救護の中核的な役割を担う医療機関が「災害拠点病院」として指定されている。

このうち、秋田大学医学部附属病院を基幹災害拠点病院、その他の災害拠点病院を地域災害拠点病院とし、二次医療圏毎に一箇所以上配置されている。

なお、湯沢・雄勝広域医療圏においては、雄勝中央病院が「災害拠点病院」として指

定されている。

「災害拠点病院」は、医療救護班の人員確保、救命救急医療体制の強化、患者収容スペースの確保に努めるとともに、緊急医薬品等の常用備蓄、貯水槽、自家発電装置等の確保整備、耐震性能の強化等を図る。

「災害拠点病院」の平常時における役割は以下のとおりである。

- ア 「災害拠点病院防災行動マニュアル」を策定する。
- イ 医療救護班及び災害派遣医療チームの編成を行う。
- ウ 医療従事者の訓練等の実施について配慮する。
- エ 緊急医薬品（医療救護班用）及び救命救急医療用医薬品について、「常用備蓄」体制により備蓄する。
- オ 「広域災害救急医療情報システム」の中で、関係機関と各種防災・医療情報の共有を図る。

[資料編 4-1 災害救急医療機関]

(2) 日本赤十字社秋田県支部等

- ア 日本赤十字社秋田県支部は、災害発生時には即時に被災地に医療救護班を派遣し、被災地で初動医療救護に従事するとともに、被災規模、応援要請等の被災地初期情報を県保健医療調整本部に提供する。
- イ 日赤災害医療コーディネーターチームは、県保健医療調整本部において本部機能を補助するとともに、赤十字救護班の活動範囲、基幹等に関し緊密に連携を図り、円滑な医療救護活動を行えるよう調整する。
- ウ 秋田赤十字病院は、搬送重傷患者等に対する救命救急医療の提供等を行う。

[資料編 4-1 災害救急医療機関]

(3) 災害協力医療機関

- ア 災害拠点病院等以外の救急医療機関ほか医療機関は、「災害協力医療機関」として、被災地域内の医療救護に当たるとともに、市及び県の災害医療救護活動の実施に必要な協力をする。「災害協力医療機関」は、平常時より以下の役割を果たすものとする。
  - a 「病院防災行動マニュアル」を策定する。
  - b 「災害・救急医療情報システム」に医療情報等の提供を行うとともに、各種医療情報の活用を図る。
- イ 市医師会は、医療従事者の派遣及び協力要請に対応するため、平常時から医療救護班の編成、会員間の連絡体制の確立に努めるとともに、県及び市の災害医療救護活動の実施に必要な協力をする。

[資料編 4-2 湯沢市内の病院等]

(4) 広域災害救急医療情報システム

災害発生時の迅速な対応が可能になるよう、広域災害救急医療情報システムが全国的に整備されており、このシステムを通じて県や医療機関などの関係機関と医療情報等の共有を図ります。

(5) 救急医療情報

- ア 救急告示医療機関等の空床状況、対応可能な診療科目、手術の可否等救急医療応需情報

- イ 救急搬送を要しない救急患者への救急医療機関の紹介
- ウ かかりつけ医をはじめ、一次から三次医療機関の案内等県民への医療情報の提供
- エ 各医療機関等の在庫血液情報の提供
- オ 在宅医療及び周産期医療等の各種医療応需情報

## 2 対策

### (1) 救急医療体制の整備

市は、「湯沢市災害医療救護計画」に基づき、災害発生時には、迅速かつ的確な医療救護活動の実施に努める。

- ア 避難所の配置と併せて救護所の適切な配置計画を策定する。
- イ 救護所への患者搬送体制、情報連絡体制の確保、救護所への医療機材、水、非常用電源の供給等について具体的な行動マニュアルを策定する。
- ウ 市内の医療救護の活動拠点となる「災害医療施設」を確保する。
- エ 「災害医療施設」に必要な医薬品・医療機材の備蓄及び水、非常用電源の確保等に関する支援体制を構築する。
- オ 個人情報保護の原則に従いつつ要配慮者（特に在宅者）に関する情報把握に努め、その登録制度等について県と連携し、制度化に向けた研究を進める。
- カ 「広域災害救急医療情報システム」へ防災・医療情報の提供を行う。
- キ 地域医師会と医療協力協定を締結する。
- ク 近隣市町村と災害時の相互支援協定を締結する。
- ケ 市は、県が条例に基づき設置する「秋田県雄勝地域保健医療福祉協議会」に参加し、地域における災害医療対策の強化を県と連携して図るとともに、平常時から救急医療機関及び救急搬送機関との連携強化を促進する。

### (2) 初期医療体制の整備

- ア あらかじめ救護所設置施設を定め、住民に周知を図る。
- イ 災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平常時より救護所設置予定施設の整備等の点検を行う。
- ウ 医療救護班の派遣要請の方法、重症患者の搬出方法を定める。
- エ 医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。

### (3) 透析患者、在宅難病患者

- ア 近隣市町村への患者の搬送や医師会関係機関との連携による情報共有体制を整備する。
- イ 在宅難病患者は災害時には医療施設に救護する。このため、平常時から患者の把握を行うとともに、県、医療機関及び近隣市町村等との連携により災害時の搬送及び救護の体制を確立する。

## 3 医療用資器材、医薬品等の整備

災害時には、多量の医療用資器材、医薬品等の需要が見込まれるので、市は関係機関と協力して、医療用資器材、医薬品等の整備に努めるとともに、避難施設における医薬品の備蓄に努める。

### 第3 後方医療体制の整備

#### 1 現況

災害時における後方医療は、近隣市町村の医療機関又は、県内の災害拠点病院において行う。

#### 2 対策

- (1) 平常時より災害発生時に重症患者を収容する医療施設の実態把握に努める。
- (2) 広域災害救急医療情報システムの中で、災害拠点病院（雄勝中央病院）と医療情報の共有を図る。
- (3) 各施設・医療機関との連絡体制の確立に努める。

### 第4 搬送体制の整備

災害時における傷病者の搬送、救護スタッフの搬送及び医薬品等医療用物資の搬送について、消防署、関係各課及び保健所、医療機関・団体と連携し搬送体制を整備する。

#### 1 搬送システム

- (1) 医療機関等の保有する車両等の中で災害時に「緊急通行車両」として使用される可能性のあるものは、あらかじめ「緊急通行車両登録」の事前届出をする。
- (2) ヘリコプターの活用に当たっては、「災害拠点病院」、「災害支援病院」及び「災害先遣病院」敷地内に平常時から緊急ヘリポートの整備を行うほか、孤立する可能性のある集落付近に緊急ヘリポートの整備に努める。

[資料編 5-12 臨時ヘリポート設定基準]

#### 2 トリアージ体制（患者の振り分け）

- (1) 災害発生時など多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定するトリアージを行う。
- (2) 被災患者のトリアージについては、救急隊員自らの判断又は医療救護班の医師からの指示及び確認を得ながら実施する。
- (3) 医療救護班は、重症患者等への搬送指示に当たっては、「地域保健医療調整本部」等との連絡体制を確保する。
- (4) 「災害拠点病院」等及び救急医療輸送に関わる消防署等の関連機関は、トリアージを含めた災害医療対応の訓練を行う。

■ トリアージ・タッグ

順位と分類と識別色	傷病等の状態
<b>0 黒</b>	既に死亡している者又は直ちに処置を行っても明らかに救命が不可能な者
第4位：不処置群(死亡群)	
<b>I 赤</b>	直ちに処置を行えば、救命が可能な者
第1位：最優先治療群(重症群)	
<b>II 黄</b>	多少治療の時間が遅れても生命に危険がない者 基本的には、バイタルサインが安定している者
第2位：非緊急治療群(中等症群)	
<b>III 緑</b>	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としない者
第3位：軽処置群(軽症群)	

3 死体検視体制

「検視班」は、医師会及び歯科医師会等の協力を得て、警察医・警察歯科医を主体に看護師及び歯科衛生士で構成する。

第5 広域的救護活動

1 現況

大規模災害の発生による医師等の不足又は医薬品、医療資器材の不足を補うため、広域医療体制の整備が必要である。

2 対策

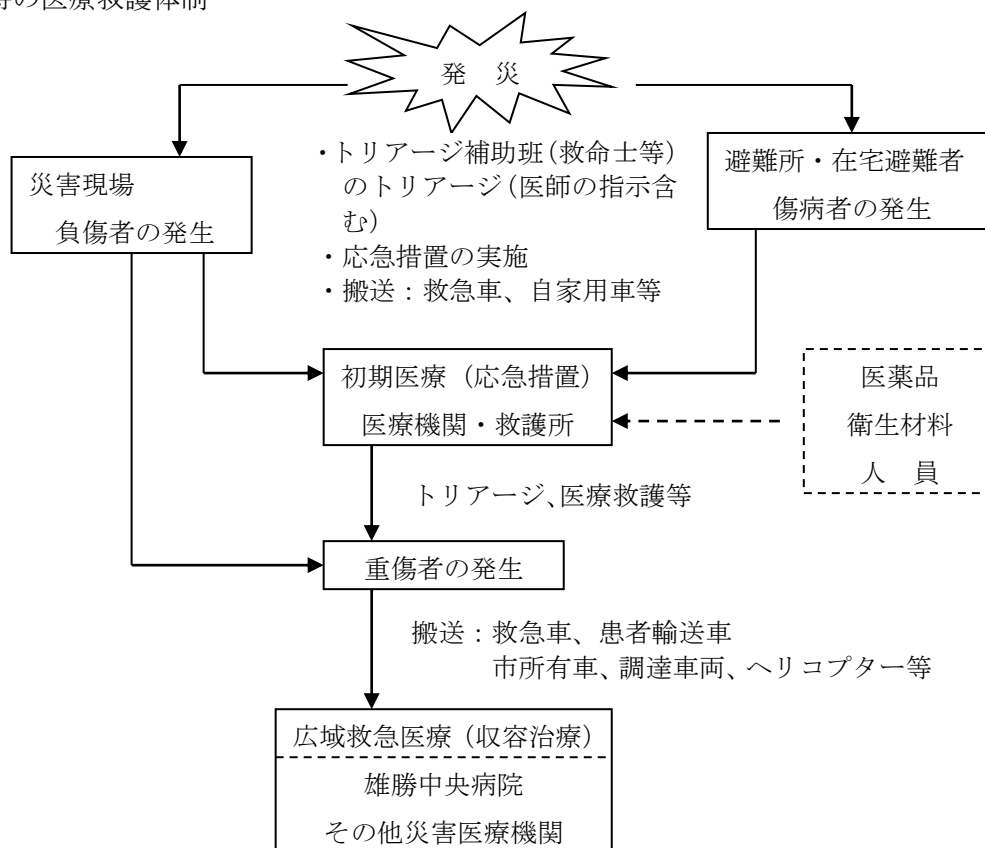
- (1) 市内で医師、医薬品等が不足した場合に速やかに対処できるよう、隣接市町村及び県内の広域医療体制の整備に努める。
- (2) 県及び関係医療機関と広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用するなどの協力体制の整備に努める。

## 第6 その他

### 1 災害医療に関する調査・研修

地震災害時は、治療を必要とする者が同時に多数発生することが予想されるため、医療機関による治療の前に、住民自らができる災害時の応急手当法や救命法、自動体外式除細動器（AED）を取扱う、介護法等の知識及び技能を普及させることに努める。

#### ■ 災害時の医療救護体制



## 第7 医療に係る用語の定義

### 1 医療機関

一次医療機関：軽度の症状の患者に対応する医療機関のこと。

二次医療機関：診療所などで扱えないような、病気、入院、手術が必要な患者に対応する医療機関のこと。

三次医療機関：二次医療機関で対応できない、脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷等、重篤な患者に対応する医療機関のこと。

### 2 医療圏

一次医療圏：健康管理、予防、一般的な疾病や外傷等に対処して、住民の日常生活に密着した医療・保健・福祉サービスを提供する区域のこと。

二次医療圏：特殊な医療を除く、入院治療を主体とした一般の医療需要に対応するために設定する区域のこと。



三次医療圏：一次医療圏や二次医療圏で対応することが困難で特殊な医療需要に対応し、より広域なサービスを提供する区域のこと。

### 3 救急医療

第一次救急医療：入院治療の必要がなく、外来で対処しうる帰宅可能な軽症患者に対応する救急医療のこと。

第二次救急医療：入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療のこと。

第三次救急医療：二次救急まででは対応できない、一刻を争う重篤な救急患者に対応する救急医療のこと。

## 第20節 災害時要配慮者及び避難行動要支援者支援計画

[市民課、福祉課、長寿福祉課]

### 第1 計画の方針

災害発生時には、自らの行動が制約される「要配慮者及び避難行動要支援者」の安全や心身の健康状態に対する特段の配慮が極めて重要である。

このため、市は高齢者等避難を発令した時点から避難及び避難誘導、また、その後の避難所生活に至るまでの各段階において、時間の経過と想定される避難所の状況等に応じたきめ細やかな支援策を定めるとともに、これを実施するため関係機関との緊密な連携を図るものとする。

### 第2 対策

#### 1 災害時要配慮者及び避難行動要支援者の把握

同時多発的かつ広範囲にわたり災害が発生した場合、被災者の救出・救助については、家族や地域住民等近隣の相互援助による自主的活動が不可欠であることから、市は、地域住民による自主的な防災活動の主体となるべき組織等の育成強化に努め、災害時支援への協力体制の整備を推進するものとする。

災害等不慮の事態に災害時要配慮者を適切に救護・支援するため、国は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を定めている。市は、県及び関係機関と連携し、国の取組指針を参考に、個人情報保護の原則にのっとり、要配慮者情報の収集及び共有の方法について研究し、避難行動要支援者の登録制度等の地域の実情に合った諸制度の整備に努めるものとする。

#### 2 避難行動要支援者名簿の作成と活用

- (1) 防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、避難支援、安否確認等に活用する。
- (2) 名簿の作成に際しては、必要な限度で市が保有する個人情報を利用できる。
- (3) 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防本部、警察、民生児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に名簿情報を提供する。
- (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できる。
- (5) 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市は名簿情報の適正管理のため必要な措置を講ずる。

##### ア 避難行動要支援者の範囲

- (ア) 在宅の高齢者のみの世帯
- (イ) 要介護認定 3以上の方

- (ウ) 身体障害者手帳 1・2級の第1種を所持する身体障がい者  
(心臓・じん臓機能障がいのみで該当するものは除く。)
- (エ) 療育手帳A判定の知的障がい者
- (オ) 精神障害者保健福祉手帳 1・2級所持者
- (カ) 湯沢市災害時要援護者避難支援プラン登録者

イ 避難支援等関係者

- (ア) 自治会
- (イ) 自主防災組織
- (ウ) 民生児童委員
- (エ) 消防団
- (オ) 社会福祉協議会などの関係機関団体
- (カ) 警察署
- (キ) 消防本部

ウ 名簿作成に必要な個人情報

- (ア) 氏名
- (イ) フリガナ
- (ウ) 性別
- (エ) 生年月日
- (オ) 年齢
- (カ) 住所
- (キ) 自治会名
- (ク) 電話番号
- (ケ) 要援護者区分
- (コ) 備考
- (サ) 民生児童委員名

エ 名簿作成に必要な個人情報の入手方法

- (ア) 住民基本台帳
- (イ) 市民生活部より提供
- (ウ) 福祉保健部より提供
- (エ) 県健康福祉部に提供依頼
- (オ) 社会福祉協議会に提供依頼
- (カ) 手上げ方式(要支援者の範囲外の者)

オ 名簿の更新に関する事項

- (ア) 住民基本台帳(必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されないことに留意する。)
- (イ) 避難支援等関係者による名簿の確認(転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知す

る。)

(ウ) 関係機関からの情報提供（例としては、社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除する。）

※なお、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に避難行動要支援者名簿を更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

カ 名簿情報の提供に際し、情報の漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる措置

(ア) 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

(イ) 市内の特定地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。

(ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

(エ) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。

(オ) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

(カ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

(キ) 名簿情報の取扱状況を報告させる。

(ク) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

キ 避難行動要支援者が、円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

(ア) 市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を参考に、高齢者等避難、避難指示の発令等の判断基準に基づき、適時適切に発令する。

(イ) 避難支援等関係者が、避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の点に留意する。

- ・ 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
- ・ 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なる。
- ・ 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

(ウ) 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

#### ク 避難支援等関係者の安全確保

市は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくものとする。避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくものとする。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうものとする。

### 3 災害時要援護者避難支援プランの骨子

#### 1 情報伝達体制の整備

##### (1) 災害時要配慮者及び避難行動要支援者支援班の設置

- ・災害時要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施する。
- ・福祉関係者に定期的な防災研修を実施する。

##### (2) 高齢者等避難等の発令・伝達

- ・災害時における高齢者等避難等の判断基準を設定する。
- ・多様な情報伝達手段を確保する。

#### 2 災害時要配慮者及び避難行動要支援者避難支援プランの具体化

##### (1) 全体計画・地域防災計画の策定

- ・災害時要配慮者及び避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を策定する。

##### (2) 避難行動要支援者名簿の作成等

- ・関係部局等が持つ高齢者や障がい者等の情報を集約し、災害時要配慮者を把握する。
- ・災害時要配慮者のうち避難行動要支援者の要件に該当する者の把握に努め、その名簿を作成する。
- ・避難行動要支援者の同意を得て、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供する。
- ・名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つとともに、情報に変化が生じたときは避難支援関係者に周知する。

### (3) 災害時における避難行動要支援者名簿の活用

- ・避難行動要支援者等が円滑に避難できるよう高齢者等避難等を適宜適切に発令する。
- ・災害が発生、又は発生のおそれがある場合には、名簿情報提供の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できる。
- ・避難行動要支援者のうち、名簿情報の提供に同意した者については、避難支援等関係者は個別計画等に基づき避難支援を実施する。不同意者についても、市から名簿情報の提供があった場合は、避難支援等関係者は名簿情報に基づき避難支援を実施する。
- ・避難支援に当たっては、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。
- ・名簿情報の提供に当たっては、適正な情報管理を図るよう、適切な措置を講ずる。
- ・名簿情報を活用し、在宅の避難者を含めて安否確認を実施する。

### (4) 避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定

- ・名簿情報に基づき、避難支援等関係者と連携して、具体的な避難支援方法等に関して避難行動要支援者と調整の上、個別計画を策定する。

### (5) 避難支援に係る共助力の向上

- ・避難行動要支援者連絡会議（仮称）を設置し、防災や福祉・保健等の関係機関、避難支援等関係者が連携して、避難行動要支援者の支援業務を的確に実施するため、平常時から取組を進める。
- ・災害時要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修会等の実施、避難支援に係る日頃からの地域づくり、民間団体等との連携等を通じた地域の防災力及び防災意識の向上を図る。
- ・防災訓練等の実施に当たっては、避難行動要支援者及び避難支援等関係者等の参加を得て、情報伝達及び避難支援等について、実際に機能するか検証を重ねる。

## 3 避難所における支援

### (1) 一般の避難所

- ・平常時から関係機関等が連携し、災害時要配慮者の支援のための役割分担等について定める。
- ・避難所に指定された施設については、あらかじめバリアフリー化に努めることとし、災害時要配慮者に配慮した施設整備を行う。
- ・避難所運営組織の中に要配慮者支援班を設置し、避難所内の要配慮者を把握するとともに、必要に応じて福祉避難所への移送、医療・福祉施設への緊急入所等について、県及び関係機関と連携して対応する。
- ・介助者の有無、障がいの種類・程度、性別、環境変化への対応力、家族や周囲の理解等、様々な事情を考慮し、優先順位をつけて臨機応変に対応する。
- ・在宅避難している災害時要配慮者への物資等の提供や医療・福祉等の支援と連携する。

## (2) 福祉避難所

- ・一般の避難所での生活が困難な災害時要配慮者のために、特別の配慮がなされた避難所である（災害救助法適用時における福祉避難所の設置を参考）。
- ・障がい者等が安心して生活できるよう、耐震性、耐火性の確保に加え、障がい者用トイレが設置されている等バリアフリー化された施設を指定し、生活相談職員等の確保の観点から社会福祉施設の活用が適切である。
- ・障がい等の特性に配慮し、必要施設数を適切に確保する。適切な施設がない場合、又は量的に不足が見込まれる場合は、公的宿泊施設や民間宿泊施設等を借上げる。
- ・県は福祉避難所に適した施設の確保を支援する。
- ・災害時、必要と認められる場合は、直ちに福祉避難所を設置し、災害時要配慮者を避難させる。
- ・介助員等を配置して、日常生活を支援するとともに、必要な福祉・医療サービスが提供されるよう配慮する。

## 4 関係機関の連携

### (1) 災害時における福祉サービスの継続

- ・福祉関係部局及び防災関係部局における福祉サービス提供事業者との緊密な連携と支援体制を整備する。
- ・本計画内において災害時における福祉サービス継続の重要性の位置付けと明確化、福祉サービス継続に必要な体制を確立する。
- ・市は被災した場合、災害発生後の速やかな介護認定審査会の開催、新規認定や要介護度の変更をはじめとした介護保険制度関係業務の継続を県に対し要請する。

### (2) 保健師、看護師等の広域的な支援

- ・県は被災市町村、避難所等への県関係職員の派遣・巡回結果を踏まえて、保健師や看護師等の広域的な応援・調整を行う。

#### 【参考資料】

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（災害時要支援者の避難対策に関する検討会、平成18年3月）

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府（防災担当）、平成25年8月、令和3年5月改定）

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府（防災担当）、平成25年8月、平成28年4月改定）

## 4 個別避難計画の作成と活用等

- (1) 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報の提供同意を受けた避難行動要支援者名簿に係る対象者ごとに作成の同意を得て、優先度の高い者（災害ハザードエリア内に居住する者又はエリア外においても心身の状況から自身のみ

での避難が難しいもの) から、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

- (2) 市は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (3) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者について、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- (4) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (5) 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

## 5 避難行動要支援者の避難支援と安否確認

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、生命を守ることを最優先とし、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者と連携しながら、避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

## 6 外国人、旅行者等の安全確保対策

市内に居住する外国籍の住民のうち、日本に来てまもない在留外国人や短期間滞在する外国人は、日本語に習熟していない者もいることから、災害時に安全確保のための情報を入手できない可能性がある。

また、旅行者についても、地理的不案内から適切な避難等ができないことが考えられる。国際交流の積極的な推進に伴い、今後も在日・訪日外国人の増加が見込まれることから、市及び関係機関は、迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築を図るとともに、市内に居住又は来訪する外国人、並びに旅行者への被害を最小限に止めるための防災環境づくりに努めるものとする。加えて、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報



を適切に提供する際は、在日外国人、訪日外国人及び旅行者に配慮した伝達を行うものとする。

(1) 防災教育・広報

避難所及び避難路の標識に外国語を付記するよう努めるとともに、地震に関する知識、避難場所や避難所、避難路等防災上の心得等について防災教育及び広報に努める。

(2) 地域における救援体制

国際交流関係機関、観光施設管理者及び自主的防災組織等の地域の協力のもとに、地域ぐるみによる外国人や旅行者の安全確保、救援活動を支援できる体制の整備に努める。

■ 湯沢市内の外国籍人口（令和4年12月末住民基本台帳による）

（単位：人）

地域	総数	国籍ごとの内訳						
		韓国・朝鮮	中国	東南アジア	欧州	北米	南米	その他
市内	146	18	36	76	1	9	1	5

## 第21節 災害ボランティア活動支援計画

[総務課、福祉課、湯沢市社会福祉協議会]

### 第1 計画の方針

大規模地震発生時には、防災行政機関はもとより地域住民等の自主的防災組織が災害応急活動に従事することとなるが、避難生活の支援や被災者個人の生活の維持及び再建に各種ボランティアの組織的活動の果たす役割は大きい。

このため、市及び関係機関は、災害時において、住民、支援団体等と連携・協働してボランティア活動を効果的に行うことができるための環境の整備に努めるものとする。

### 第2 災害ボランティアの活動分野

#### 1 ボランティア登録

市は、社会福祉協議会と連携して、あらかじめ災害時に活動できるボランティアの登録制による活動可能な人員の確保に努める。

登録は、災害時において迅速な支援を展開するため、専門技能・技術の種類、連絡先及び方法、活動可能な時期、ボランティア活動保険加入の有無及び所属団体等について行う。

なお、災害時のボランティア登録の受入窓口については、災害ボランティアセンターが当たることとしている。

#### 2 教育及び相互の連携

市は、ボランティア活動が組織的かつ総合的に行われるよう、これを統括する組織体制を整備するとともに、ボランティア相互間のネットワーク化の推進を図る。

また、市は、ボランティア活動保険制度の周知、県消防学校等の機能を活用した災害に関する知識、消火や救急活動のための基本技能の習得など必要な研修・講習を実施し、ボランティアの実践力の向上に努める。

市は、災害時に圏外から救援活動に参加するボランティアの受入、配置、支援等が円滑に行われるよう、社会福祉協議会に協力してその業務に当たる市民ボランティア（ボランティアコーディネーター）の育成を図る。

#### 3 ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティアの活動内容は、おおむね次の事項が想定される。

##### (1) 専門的な事項

- ア 救急・救助活動
- イ 医療・救護活動
- ウ 被災した建物の倒壊等の危険度調査と使用可否の判定
- エ 被災した造成宅地、急傾斜斜面等の危険度調査と使用可否の判定
- オ 手話、点訳等福祉分野及び外国人に対する通訳等、専門技術を要する活動
- カ 特殊車両の操作（大型重機）
- キ ボランティアのコーディネート

- ク その他輸送や無線などの専門技術を要する活動
- (2) 一般的な活動
  - ア 炊き出しその他の災害救助活動の支援
  - イ 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
  - ウ 清掃及び防疫の補助及び支援
  - エ 災害支援物資・資材の集配作業
  - オ 応急復旧現場における危険を伴わない作業
  - カ 避難所における被災者に対する介護、看護の補助
  - キ 献血、募金活動
  - ク 文化財、記念物及び古文書等歴史的資料の救済・保存の補助
  - ケ その他被災者の生活支援に関する活動

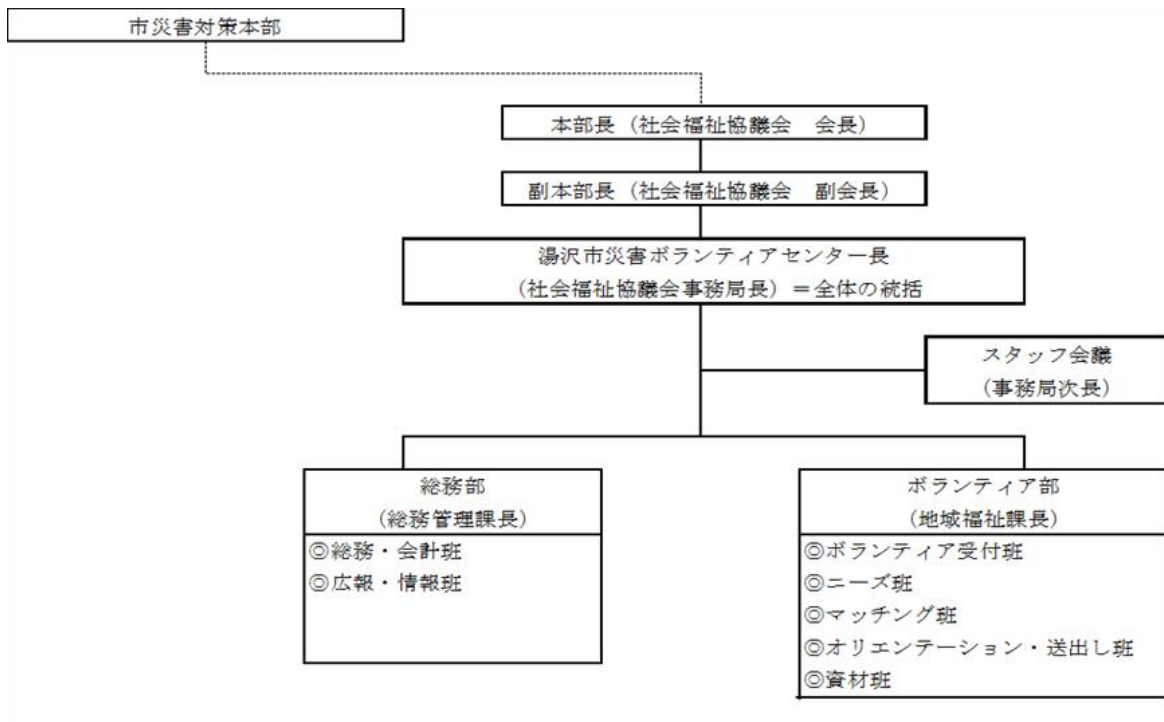
### 第3 災害ボランティア活動への支援

#### 1 災害ボランティアセンター

市は、災害時に湯沢市社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り必要に応じて災害ボランティアセンターを開設することとしており、災害ボランティアセンターの運営は湯沢市社会福祉協議会が行う。センターは、県の定める「秋田県災害ボランティア活動支援指針」及び「湯沢市災害ボランティアマニュアル（案）」に沿って、災害ボランティアの活動を積極的に支援する。

#### 2 災害ボランティアセンターの組織及び役割

##### (1) 湯沢市災害ボランティアセンター組織図



※湯沢市災害ボランティアセンターの責任者は、「湯沢市災害ボランティアセンター長」（以下「災害VC長という。」）とし、社会福祉協議会事務局長をもって充てる（事務局長不在の場合は、①事務局次長、②総務管理課長、③地域福祉課長の順で代理する）。災害VC長の指揮下の基、組織を構成する。スタッフ会議では、現場で解決できなかった課題を把握し、対策と今後の方針を決める。

(2) 湯沢市災害ボランティアセンターの役割

ア 湯沢市災害ボランティアセンター長

- a 災害ボランティアセンターの運営責任者として全体を統括する。
- b マスコミ対応

イ 総務・会計班

- a 市災害対策本部・災害VC各部・班の連絡調整
- b スタッフの管理
- c 現金および預金の管理と物資の受入
- d 寄付金品の管理
- e ボランティア活動保険の加入
- f 生活福祉資金の特例貸付
- g 活動実績の集計・報告
- h その他雑務全般

ウ 広報・情報班

- a 情報収集および情報発信、情報管理等
- b ホームページ、SNSの管理
- c 災害ボランティアセンター情報誌の発行

エ ボランティア受付班

- a 総合案内窓口
- b ボランティア受付登録
- c ボランティア活動保険加入手続き
- d オリエンテーション資料の配布
- e 待機場所への案内・誘導
- f ボランティア受付集計

オ ニーズ班

- a 被災住宅への訪問調査（情報の収集、現地巡回）
- b 被災者からのボランティア依頼（電話受付、来所受付）
- c 依頼件数の集計 ・ 依頼内容の確認
- d マッチング班への引継ぎ

カ マッチング班

- a ボランティア依頼者とニーズの調整（マッチング）
- b 被災者からのボランティアニーズの聞き取り（電話受付・来所受付）

- c 活動内容の確認と依頼者への連絡
- d 引き出し班への引継ぎ
- キ オリエンテーション・送出し班
  - a 活動前の活動時の注意事項、終了時間、活動報告について等のオリエンテーション
  - b 被災地の活動場所の案内 ・ボランティアの移送
  - c 活動後の迎え入れ、活動報告の受付
  - d 送迎ボランティア、車両運行管理
- ク 資材班
  - a 備品・資材の購入および管理
  - b 資材の貸し出し、返却（使用方法、注意事項の明記）
  - c 活動現場への資材搬送、在庫管理

### 3 災害ボランティアセンターの開設

#### (1) 災害ボランティアセンターの設置基準

下記事項が発生した場合において、湯沢市災害対策本部の指示により、設置するものとする。

- ア 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき。
- イ 大雨・台風・豪雪等による大規模災害が発生したとき。
- ウ その他必要と認められたとき。

#### (2) 災害ボランティアセンター設置予定場所

地域	住所	備考
湯沢	湯沢市古館町4番5号	湯沢市福祉センター内
稲川	湯沢市川連町字上平城120番地	稲川地区福祉サポートセンター内
雄勝	湯沢市横堀字小田中5番2号	雄勝地区福祉サポートセンター内
皆瀬	湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1	皆瀬地区福祉サポートセンター内

#### (3) 災害時活動のための資材等の確保

市は、災害ボランティアセンターの活動に必要な資材のリストを作成し、購入、又は協力機関への事前の申し合わせに基づき借入れを行う。

#### (4) 災害ボランティアセンターの解散

災害ボランティアセンターは、災害応急対策の進展により、その活動の意義が低下したとき解散する。解散に当たっては、以下の諸点に留意する。

- ア 解散の時期、方法についての協議と振り返り（反省会等）
- イ 解散に伴う残務整理（資機材の整理や精算、報告書の作成等）
- ウ 地元関係団体や関係者、住民による今後についての協議（新たなニーズの対応や地域福祉活動の展開について）
- エ 地域団体への具体的展開の引継ぎ、実施

#### 4 災害ボランティア活動の環境整備

市は、大規模災害が発生した際の災害ボランティアセンター設置に向けた準備や住民への災害ボランティア活動の意識啓発、防災意識の向上の取組みを進める。

##### (1) 災害ボランティアセンターの設置に向けた取組み

- ア 災害ボランティアセンターの設置場所や運営方法等に関する協議
- イ 関係団体（湯沢市社会福祉協議会・ボランティア・婦人会・青年会・J C（青年会議所）・建設建築関係者・報道機関等）との日常的なネットワークづくり
- ウ 関係機関やボランティア団体、住民等による災害ボランティアセンターの設置・運営に関する研修・訓練の実施

##### (2) 市民の防災意識向上に向けた取組み

- ア 「防災とボランティア」に関する市民の意識啓発
- イ 各町内会、自治組織、自主防災組織等との連携づくり、防災訓練等への参加
- ウ 災害ボランティア講座の開催

##### (3) センター運営への資金協力

災害ボランティアセンターを設置するに当たり、必要な資金及び資材の確保に努める。

- ア 共同募金会からの災害義援金
- イ 全国社会福祉協議会「福祉救援活動資金援助制度」からの災害配分金
- ウ センターへの寄附金
- エ 各民間基金、助成団体からの配分

##### (4) ボランティア活動に関する広報

広報紙・SNSの活用などにより、災害ボランティア活動の普及啓発を図る

[資料編 第18 ボランティアに関する資料]

## 第 2 2 節 企業防災促進計画

[総務課、商工課]

### 第 1 計画の方針

災害時における企業活動の停止は社会に与える影響が大きいため、各企業は災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、防災体制の整備、防災教育の実施、各計画の点検・見直しなどの対策を進める必要がある。市、県及び防災関係機関は、企業の防災意識の向上を図り、対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

### 第 2 基本的な考え方

#### 1 被害想定

事業継続計画（BCP）は、事業の中断の原因となるリスクを問わず重要業務を継続していく、という目的意識をもった策定が重要であり、企業がどのようなリスクを選ぶかは、企業自らの判断に委ねられている。例えば次のような災害が考えられる。

##### (1) 自然災害によるリスク

地震・津波などの地殻変動によるもの

台風・大雨などの気象災害によるもの

##### (2) 人為的な災害によるもの

事故、火災、暴動などによるもの

##### (3) 感染症などの疾病によるもの

#### 2 企業の役割

企業は、直接防災関係機関ではないが、災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動、教育・訓練の推進に努める必要がある。

##### (1) 生命の安全確保と安否確認

第一に災害発生直後における顧客の生命の安全確保、第二に企業役員、従業員、関連会社、派遣社員、協力会社など、業務に携わる人々の生命の安全確保が求められる。

##### (2) 二次災害の防止

製造業などにおける火災の防止、建築物・構造物周辺への倒壊防止、薬液の漏洩防止等、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組が必要である。

##### (3) 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておく。

##### (4) 地域との協調・地域貢献

災害が発生した場合には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の早期復旧を目指すことが望まれる。

また、企業がその特色を生かして地元地域の早期復旧や災害救援業務に貢献できる場

合は、平常時から市との合意・協定の締結が社会的にも望まれる。

企業の社会貢献には以下の項目が考えられるが、企業価値の向上という面でも可能な対応を行うことが望ましい。

- ア 援助金の提供
- イ 避難者への自社の敷地や建物の一部開放
- ウ 保有する水・食料等の物資の提供
- エ 地元地域の災害救援事業を支援するために必要とされる技術者の派遣
- オ 社員のボランティア活動への参加

### 第3 企業防災促進のための取組

市、県及び防災関係機関は、企業の防災意識の高揚を図るとともに、防災計画等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整理などの支援等により企業の防災力向上を図る。

#### 1 防災訓練の実施

防災訓練等の機会をとらえ企業等に対し、訓練への参加等を呼びかける。

#### 2 事業継続計画の策定促進

##### (1) 普及啓発活動

事業継続計画に関するセミナーの開催等により、企業の計画策定を啓発、支援する。

##### (2) 情報の提供

被害想定やハザードマップなど、事業継続計画策定のための基礎データを積極的に提供する。

#### 3 相談体制の整備

災害時の相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。



## 第23節 大規模停電対策計画

[総務課、財政課、福祉課、教育総務課]

### 第1 指定避難所、公共施設等への非常用電源の整備

市及び各種公共施設等の施設管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な照明やコンセント等が確保できるよう、非常用発電機の設置等必要な設備を整備するほか、燃料の備蓄等に努める。

なお、整備に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 非常用電源を供給する機器の選定
- (2) 非常用電源の用途及び容量
- (3) 機器の健全性を保つ継続的な保守管理と機器の適時更新

#### 1 避難所

市は、指定避難所への非常用電源の計画的な整備を図る。また、非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機等による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。加えて、指定避難所においては、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

#### 2 防災拠点

市及び防災関係機関は、災害対策本部をはじめとする防災活動の拠点となる施設について、災害応急活動に支障をきたすことのないよう、非常用電源の整備を図る。

#### 3 福祉・医療施設

施設管理者は、非常用電源の整備に努める。また、災害拠点病院や要配慮者に関わる社会福祉施設など人命に関わる防災上重要な施設の管理者は、最低3日間の事業継続が可能となるよう、非常用電源の稼働に必要な燃料の備蓄に努める。

### 第2 非常用発電機の燃料確保

非常用発電機等を整備している指定避難所や公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。

### 第3 大規模停電を想定した訓練の実施

非常用発電機等を整備している避難所や公共施設等の施設管理者は、停電時における運用方法（対応マニュアルの作成、非常用コンセント等の明示等）を定め、職員や利用者への周知に努める。また、定期的な停電対応訓練を実施し、一人ひとりの役割や必要資材の確認を行う。

## 第24節 緊急輸送道路ネットワークに関する計画

[建設課、都市計画課、湯沢警察署]

### 第1 計画の方針

地震災害時における緊急輸送を迅速かつ的確に実施することが、被害状況の把握及び被災者等の救出に不可欠であることから、市は、国、県等の道路管理者との緊密な連携を図り、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。

### 第2 指定拠点

県が緊急輸送道路ネットワーク計画において指定する「指定拠点」のうち、本市内に位置するものは、次のとおりである。

	拠点	住所	電話
指定地方行政機関	湯沢河川国道事務所	湯沢市関口字上寺沢64番地2	0183-72-3170
	湯沢国道維持出張所	湯沢市愛宕町五丁目1番3号	0183-72-1661
地方公共団体	雄勝地域振興局	湯沢市千石町二丁目1番10号	0183-73-8191
	湯沢市役所	湯沢市佐竹町1番1号	0183-73-2111
警察機関	湯沢警察署	湯沢市千石町一丁目3番5号	0183-73-2127
消防機関	湯沢雄勝広域市町村圏 組合消防本部・消防署	湯沢市表町三丁目3番14号	0183-73-3169
医療機関	雄勝中央病院	湯沢市山田字勇ヶ岡25番地	0183-73-5000
鉄道機関	湯沢駅	湯沢市表町二丁目2番10号	0183-73-2044
二次物資集積拠点	稲川交流スポーツエリア	湯沢市川連町字大館中野87番地1	0183-42-5060
	小町の郷公園	湯沢市小野字橋本90番地	0183-52-5500
	道の駅おがち小町の郷		

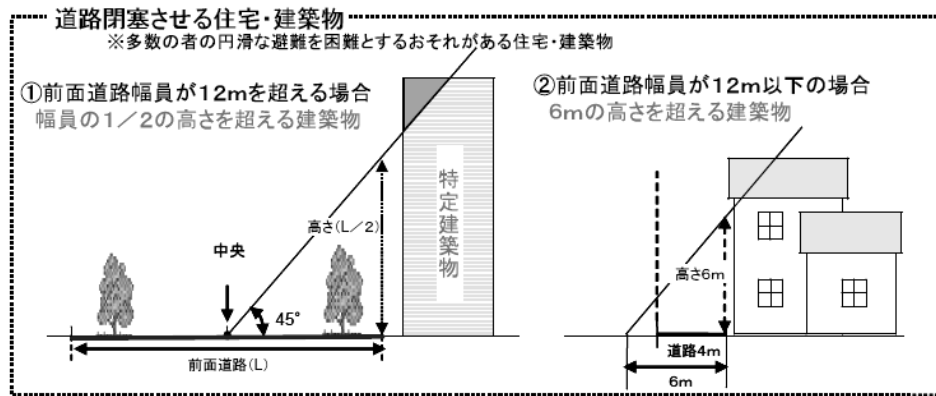
### 第3 緊急輸送

#### 1 緊急輸送道路

災害応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、災害対策緊急輸送道路として次を確保する。

緊急輸送道路を確保するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第120号）」（平成18年1月26日施行）に基づき、緊急輸送道路を閉塞する可能性のある特定建築物の耐震化を県と協力して推進し、建築物の所有者への助言を強化する。

■ 緊急輸送道路確保のために耐震化を促進する建築物



特定建築物：道路閉塞させる住宅・建築物（政令により一定の高さ以上のものと規定）

2 臨時着陸場の整備

市では、道路の損傷等により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの着陸可能な空地を把握し、臨時着陸場を設けるとともに、安全な離着陸のため周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努める。

[資料編 5-5 緊急輸送道路一覧表]

## 第25節 積雪期の地震災害予防計画

[総務課、企画課、建設課、環境共生課、生涯学習課]

### 第1 計画の方針

積雪期の地震は、他の季節に発生する地震に比べ、積雪等による応急対策の困難さとあいまってより大きな被害を地域に及ぼすことが予想されるため、総合的な雪害対策を推進して積雪期の地震被害の軽減を図る。

### 第2 交通の確保

地震時には、各機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため交通状況を把握するとともに除雪体制を強化し、日常生活を含めた面的な道路確保対策を推進する。

#### 1 除雪体制の強化

(1) 一般国道・県道・市道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、各道路管理者相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。

除雪水準の向上を図るため、地形や除雪の状況等自然条件に適した除雪機械の増強を促進する。

#### 2 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(1) 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパス等の整備を促進する。

(2) 雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド・雪崩防止柵等の施設の整備を促進する。

### 第3 雪に強いまちづくりの推進

#### 1 家屋倒壊の防止

屋根積雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処理が不可能な要援護世帯に対しては、地域ボランティアを通じ、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立を図る。

#### 2 積雪期の避難場所・避難所及び避難路の確保

積雪・堆雪に配慮した体系的街路を整備し、日常生活道路の除雪を計画的に実施するとともに、流雪溝・融雪施設等の整備を促進して、避難経路の確保を図る。

#### 3 指定避難所の空間確保

指定避難所は除排雪、雪下ろしを実施し、避難所としての使用確保に努める。

#### 4 湯沢市豪雪対策本部の設置

市は、湯沢市豪雪対策本部設置基準に定めるところに即して、「湯沢市豪雪対策本部」を設置し、施策を講じる。

## 第4 スキー場対策

### 1 スキー場施設の管理者が行う対策

- (1) リフト・ロッジ施設の耐震対策及び維持管理の徹底
- (2) グレンデの雪崩防止対策、巡回による雪崩発生危険箇所の早期発見及び除雪
- (3) 駐車場及びアクセス道路の除排雪の徹底
- (4) スキー客の一時避難場所及び避難施設の指定
- (5) 県及び関係機関との連絡体制の整備

### 2 市が行う対策

- (1) スキー客を対象とした避難場所、避難路及び避難所の指定
- (2) スキー客及び宿泊客の避難誘導について、統一的な図記号を利用した、分かり易い誘導標識や案内板の設置
- (3) スキー場の孤立、又は負傷したスキー客に対する救助・救急対策など

## 第26節 行政機能の維持・確保計画

[全部課所]

### 第1 計画の方針

大規模な地震災害発生時においても適切な業務遂行をするため、業務継続計画（BCP）を策定して、利用できる資源に制約が生じた場合でも、非常時の優先業務について災害直後から実施できる体制を構築するとともに、災害発生後にも必要となる住民データ等の各種情報については、必要に応じて複数のバックアップデータを作成する。

### 第2 業務継続計画（BCP）の策定

市は、地震発生時、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、災害応急対策業務や優先度の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な人員及び資材の確保状況を分析し、不足している場合には、中長期的な確保対策を検討し、短期的な対策として当面できる補強・代行手段等を明確にすることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務遂行を行う。

### 第3 各種情報のバックアップ

#### 住民票

市は、記録媒体等により複製した住民票について、地震被害想定調査の結果や各庁舎の立地条件等を勘案の上、必要に応じて複数のバックアップを作成するとともに、庁舎外への保管（他庁舎での保管を含む。）を検討する。

## 第27節 広域応援体制の整備

[総務課、健康対策課、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部]

### 第1 計画の方針

市が大規模災害により被災した場合には、市だけで全ての対策を実施することは困難となる。また、隣接する市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣の市町村のみならず、広域的な地方自治体間の相互応援体制を確立しておくことが必要である。

### 第2 相互応援体制の確立

#### 1 協定の締結

市は、市の地域にかかわる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。

#### 2 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

#### 3 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

さらに、地域の防災拠点となるべき施設・設備等災害支援の受入体制の整備に努める。

#### 4 県等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋

市は、災害時における県や国等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

#### 5 公共的団体等との協力体制の確立

市は、震災時の応急対策等について、市の区域内又は所掌事務に関係する公共的団体等に対して、積極的な協力が得られるよう、体制を整えておく。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

#### 6 他市町村災害時の応援活動のための体制整備

市は、被災市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災市町村

から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで応援側で賄うことができる自己完結型の体制とする。

### 第3 消防機関相互応援協定

本部長（市長）は、消防機関による広域的な応援が必要と認めるときは、消防組織法等の規定に基づき応援を要請する。

- (1) 「秋田県広域消防相互応援協定」の定めるところにより、迅速な消防相互応援を要請する。
- (2) 大規模災害又は特殊災害が発生し、災害規模及び被害状況を考慮して、当該消防本部の消防力及び県内の消防応援では、十分な体制をとることができないと判断した場合は、知事に対して、緊急消防援助隊の応援を要請する。なお、知事と連絡をとることができない場合は、消防庁長官に対して直接要請するものとし、事後、速やかに知事に対して報告するものとする。
- (3) 「大規模特殊災害時における広域航空消防相互応援実施要綱」により、他の都道府県の市町村によるヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する。

### 第4 公共機関その他事業者間の相互応援協定等

市は、電気、電話、ガス、水道等のライフライン関係事業者は、大規模地震災害発生時において迅速かつ的確な応急対策が行えるよう、供給ブロック単位又は広域的な支援体制の充実を図るよう努めるものとする。

### 第5 医療機関の広域応援体制

大規模災害の発生によって、医師等が不足し、又は医薬品、医療資器材等の不足を補うため、広域医療体制の整備が必要でありその整備を進める。

#### 1 基本方針

市は、保健所と連携をとりながら、大規模災害時における医療救護体制として、災害医療の拠点となる医療機関等の配置及び医療救護班の派遣体制の確立、患者搬送体制や患者収容力の確保に加え、医薬品や医療器材の備蓄システムの構築等、災害医療救護に係る総合的体制整備を推進するとともに、平常時における救急医療体制の整備や高度化を推進する。

こうした体制を支えるため「秋田県災害・救急医療情報システム」に協力し、広域連携に基づく相互支援体制の整備推進を図る。

#### 2 具体的な対策

- (1) 災害発生時に必要とする応急医薬品及び衛生材料を、常時一定量備蓄し、供給の確保を図る。
- (2) 秋田県赤十字血液センターのほか、市内の病院に常時一定量の血液を備蓄し、供給の円滑化を図る。
- (3) 市内で医師、医薬品等が不足した場合に、速やかに対処できるよう、県内の広域医療



体制の整備に努める。

(4) 県及び医師会等の協力体制の確立に努める。

(5) 市は、必要に応じて県に対し災害医療派遣チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請するものとし、その要請方法について整理しておく。

## 第28節 給水体制の整備

[総務課、上下水道課]

### 第1 計画の方針

被災者の生命維持に必要な最低限の飲料水及び生活用水について、供給できるよう施設の整備を進めるほか、家庭内備蓄の指導や応援体制の拡充によりその調達体制を整備する。また、給水用具の調達、及び応急給水拠点、取水箇所への人員の適正配置により迅速に被災者への給水に努める。

### 第2 対策

#### 1 供給目標

災害により飲料水を得られない者に対し、最少1人3ℓ/日の飲料水の3日間の供給を目標とする供給体制の整備に努める。

#### 2 飲料水の確保

被災者の飲料水確保のため応急給水拠点、取水箇所の拡大を図るとともに、給水用具の充実を図る。

##### (1) 応急給水拠点施設の整備

市は、地震時には、導水管や集水管、配水管等に被害の発生が予想され、停電等による水道機能の一時停止も考慮されることから、住民の生命維持のため、応急給水施設として応急給水弁の整備や既存施設の有効活用を含めた応急給水拠点施設の整備により必要な飲料水の確保に努める。

##### (2) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備

市は、避難住民等の飲料水、消火用水を確保するため、貯水目標を定め、計画的に飲料水兼用耐震性貯水槽の整備に努める。

##### (3) 民間井戸等の活用

市は、市街地における生活用水を確保するため、補完的な措置として民間の既存井戸の有効活用を図る。そのため、市では必要な水質検査を実施し、災害時に生活用水として使用可能な井戸等を指定し、その周知に努める。

#### 3 応急給水資機(器)材の備蓄並びに調達体制の整備

市は、地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、速やかに応急給水活動が行えるよう、次の応急給水資機(器)材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行い、給水用資機(器)材及び給水車等の保有状況並びに給水能力を常に把握しておくものとする。

##### (1) 給水タンク車

##### (2) 給水タンク

##### (3) ポリ容器

##### (4) ポリ袋等

また、特に地震災害に備え、給水地域の各家庭において容量10～20リットルのポリ容器

を常備しておくよう、住民に周知徹底を図るものとする。

#### 4 応援協力体制の整備

大規模な災害に備え、今後も近隣市町村や民間業者等との協力体制の整備に努める。



## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 活動体制計画

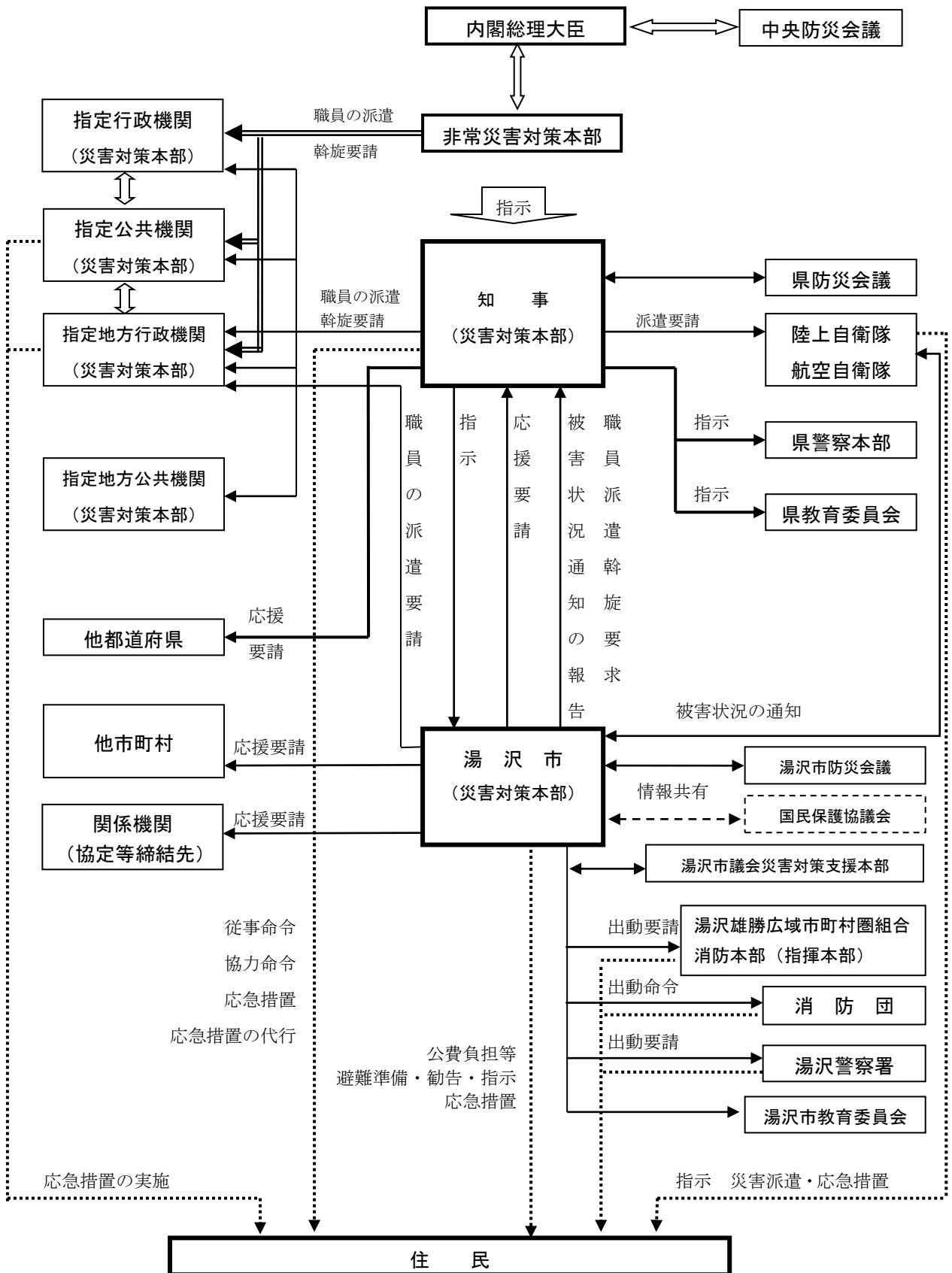
[総務課]

#### 第1 計画の方針

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市及び防災関係機関が迅速かつ効果的な災害応急対策等の防災活動を推進するために、災害対策本部等の設置、応援要請、応急公用負担等の活動体制を確立する。

## 第2 防災活動体制

防災活動のための体制は次のとおりとする。



### 第3 湯沢市災害対策本部等

#### 1 地震発災時における災害対策本部等の設置等

市長は、市の広範な地域に甚大な地震災害が発生し、又はその被害が拡大するおそれがある場合、防災活動を強力に推進するため必要と認めた場合は、災害対策本部等を設置する。

この災害対策本部設置に伴い、湯沢市議会災害対策支援本部が湯沢市議会内に設置されるため、議会事務局長を介し、双方において情報共有に努めるものとする。

また、本部構成員の危機管理意識の高揚を図るため、設置・運営訓練や動員訓練を実施することとする。

名称	設置場所	設置基準	主要業務	構成員
湯沢市災害対策本部	本庁舎	1 市内で、震度6弱以上の地震を観測した場合………即時自動設置 2 地震により、災害救助法の適用が必要な被害が発生した場合 3 その他、市長が必要と認めた場合	1 地震災害情報の収集・関係資料の作成 2 指示事項の伝達 3 防災会議との連絡 4 防災関係機関等との連絡・調整 5 地震災害予防及び地震災害応急復旧対策の実施	本部長：市長 副本部長：副市長 本部員：教育長・各部長・議会事務局長・会計管理者・消防長※・消防団長 事務局員：指定職員の中から総務課長が指名する職員 指定職員：全職員（但し、応急対策等に係る対応の長期化が予想される場合は、各課所2班体制により交代で対応に当たるものとする。）
湯沢市災害対策部	本庁舎	1 市内で、震度5弱以上の地震を観測した場合………即時自動設置 2 その他、副市長が必要と認めた場合	1 地震災害情報の収集・関係資料の作成 2 指示事項の伝達 3 防災会議との連絡 4 防災関係機関等との連絡・調整 5 地震災害予防及び地震災害応急復旧対策の実施 ※ 事務分掌は、災害対策本部に準ずる。	部長：副市長 副本部長：総務部長 部員：各部長・議会事務局長・会計管理者 事務局員：指定職員の中から総務課長が指名する職員 指定職員：各課所長、第1動員、第2動員に指定の職員（各課所の2/3の職員）状況に応じ各課所長は必要な人員を増員し、配備又は自宅待機する。
湯沢市災害警戒部	本庁舎 総務課	1 市内で、震度4の地震を観測した場合………即時自動設置 2 その他、総務部長が必要と認めた場合	1 地震情報等の受理伝達 2 地震災害情報の収集・関係資料の作成 3 防災関係機関等との連絡・調整 ※ 事務分掌は、災害対策本部に準ずる。	部長：総務部長 部員：各部長・議会事務局長・会計管理者 事務局員：総務課職員の中から総務課長が指名する職員 指定職員：各課所長、第1動員に指定の職員（各課所の1/3の職員）状況に応じ各課所長は必要な人員を増員し、配備又は自宅待機する。

名 称	設置場所	設置基準	主要業務	構 成 員
災害対策現 地本部	総合支所	被害状況から見て、特に市長が必要と認めた場合	1 管内の地震災害状況の把握 2 防災関係機関等との連絡・調整 3 地震災害予防及び地震災害応急復旧対策の実施	現地本部長：市長が本部員から指名する者 副 本 部 長：総合支所長 本 部 員：現地本部長が指名する者
災害対策現 地派遣班		1 災害発生現場に派遣 2 防災対策上、特に必要と認めた場合	1 現地災害情報の収集 2 防災関係機関等との連絡・調整	班 員・・・市長が指名する者

※市対策本部長が必要と認めるとき、市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることが可能である。

## 2 災害対策本部の編成及び事務分掌

### (1) 業務内容

- ア 災害に関する情報の収集伝達及び被害報告に関すること。
- イ 情報の集約と整理に関すること。
- ウ 被害・対応状況等についての情報の共有化に関すること。
- エ 各課所・各支所の業務状況把握と調整に関すること。
- オ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
- カ 指示事項の伝達に関すること。
- キ 他の防災機関との連絡調整に関すること。
- ク 防災会議との連絡調整に関すること。

### (2) 災害対策本部編成

#### ■ 災害対策本部構成員

本 部 長	市 長
副 本 部 長	副市長
本 部 員	教育長、各部長、議会事務局長、会計管理者、消防長※、消防団長
事 務 局	事務局長：総務課長 事務局次長：防災監、総合防災室長 事務局員：動員指定職員の中から総務課長が指名する職員

※市対策本部長が必要と認めるとき、市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることが可能である。

事務局員は、事務局を設置する本庁舎3階会議室、又は、総務課内への配置となる。



### 3 災害対策本部、災害対策部及び災害警戒部の廃止

本部長及び各部長（災害対策部・災害警戒部）は、応急対策を終了し、さらに被害が拡大するおそれがないと認められるときは、災害対策本部から災害対策部への移行など、以後の体制を定めた上で災害対策本部、災害対策部及び災害警戒部を廃止する。

災害対策本部、災害対策部及び災害警戒部を廃止したときは、県及び出先機関、その他関係公共機関、近隣市町村に対し、電話等で報告し、また住民に対しては市ホームページ、市 SNS、広報車等によりその周知徹底を図る。

### 4 相互応援・支援体制

相互応援協定に基づき、必要に応じ他市町村、県、関係機関への応援要請を行う。

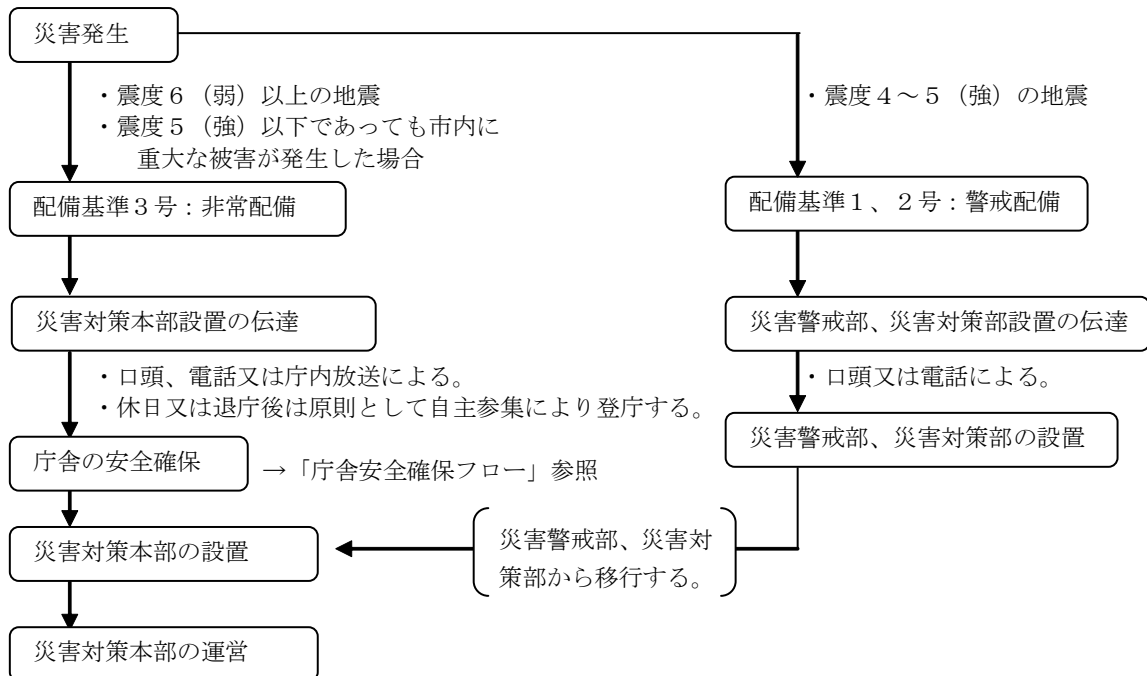
市の責務として他市町村長からの応援要請があった場合又は知事からの指示があった場合にも対応できるよう、市備蓄品等の援助物資の提供体制を準備しておく。

なお、市社会福祉協議会又はボランティア団体あるいは登録災害ボランティアへも応援を働きかけるものとする。

## 第4 湯沢市災害対策本部等の運営の基本事項

市長は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、湯沢市災害対策本部を設置する。

### ■ 災害対策本部設置・運営フロー



## 1 災害対策本部等の設置場所

名 称	設置場所	通 信 手 段	
		電 話	F A X
災害対策本部	本 庁 舎	一般公衆 (NTT) : 0183-73-2111 総合防災情報システム (衛星携帯)	一般公衆 (NTT) : 0183-73-2117
災害対策部		: 207511、080-2846-5836	
災害警戒部	総 務 課	一般公衆 (NTT) : 0183-73-2112	一般公衆 (NTT) : 0183-73-2117
災害情報 連絡室	総 務 課	一般公衆 (NTT) : 0183-73-2112	一般公衆 (NTT) : 0183-73-2117

災害対策本部等設置の場合の設備・機器類の整備を図る。

## 2 災害対策本部等の職務代行

本部長等名称 職務代行順位	災害対策本部長	災害対策部長	災害警戒部長	災害情報 連絡室長
第1順位	副市長	総務部長	ふるさと未来創造部長	総合防災室長
第2順位	教育長	ふるさと未来創造部長	市民生活部長	
第3順位	総務部長	市民生活部長	福祉保健部長	

## 3 災害対策本部会議

災害対策本部長は、災害応急対策に必要な指示・総合調整を行うため、本部会議を招集する。なお、会議の進行は総務課長が執り行うこととする。

また、災害対策本部会議の議題はおおよそ次のとおりとする。

### (1) 報告事項

- ア 地震情報及び被害情報
- イ 配備体制
- ウ 避難指示及び指示事項
- エ 職員の応援事項
- オ 各対策部の措置事項

### (2) 協議事項

- ア 応急対策の検討
- イ 各部・各支所間の調整事項についての指示
- ウ 他市町村に対する応援要請の要否
- エ 自衛隊に対する災害派遣要請の要否
- オ 県に災害救助法適用申請の確認 (県が申請するので市の申請は必要ない。)
- カ 被害状況視察隊編成の決定

キ 被害者に対する見舞金品給付の決定

ク 次回本部会議開催予定日時の決定

#### 4 災害対策現地本部の設置

本部長は、局地災害の応急対策を強力に推進するために特に必要があると認めるときは、災害対策本部に災害対策現地本部を設置し、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う。

なお、災害対策現地本部長は、本部会議構成員のうちから、本部長が指名するものとする。

#### 5 災害対策本部等事務局

災害対策本部、災害対策部、災害警戒部に事務局を置き、関係各課の指定職員は、「6 災害対策本部等事務局員 (1) 災害対策本部事務局等の構成と業務内容」に掲げる災害対策の事務に従事する。

##### (1) 災害対策本部

ア 事務局は本庁舎3階 会議室31~34 (状況により本庁舎4階 会議室41) に設置する。

イ 事務局長は、災害対策本部長(市長)の指揮の下に情報を共有し、応急復旧対策が円滑に行われるよう事務局内の各班及び関係各課所との連絡調整に当たるものとする。

##### (2) 災害対策部

ア 事務局は本庁舎3階 会議室31~34に設置する。

イ 事務局は、災害対策部長(副市長)の指揮の下に情報共有し、応急復旧対策が円滑に行われるよう事務局内の各班及び関係各課所との連絡調整に当たるものとする。

##### (3) 災害警戒部

ア 事務局は総務課に設置する。

イ 事務局は、災害警戒部長(総務部長)の指揮の下に情報共有し、応急復旧対策が円滑に行われるよう関係各課所との連絡調整に当たるものとする。

#### 6 災害対策本部等事務局員

総務課長は、次の表に掲げる災害対策本部等の事務局業務に従事する職員を「災害対策本部等事務局員」として、あらかじめ指名する。

なお、各課所長は変更に伴い、「災害対策本部等事務局員」として指名されている職員が、各課所における動員指定職員から外れる場合は、随時、総務課長に報告するものとする。

(1) 災害対策本部事務局員の構成と業務内容

事務局	災害対策本部			災害対策部			事務分掌
	担当者 (◎班長)	総員	計	担当者 (◎班長)	総員	計	
事務局長	総務課長	1	1	総務課長	1	1	・事務局の総括
事務局次長	総合防災室長 防災監	1 1	2	総合防災室長 防災監	1 1	2	・事務局長の補佐
本部 総括班	◎総務課長(兼) 総務課(総合防災班) 総務課(総合防災班) 総務課(人事給与班) 総務課(総務法制班) 企画課 財政課 財政課	1 1 1 1 1 1 1 1	8	◎総務課長(兼) 総務課(総合防災班) 総務課(総務法制班) 企画課 財政課	1 1 1 1 1	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置・廃止</li> <li>・本部会議・事務局会議の開催</li> <li>・災害対策本部の活動の記録の整理</li> <li>・被害情報等の県への報告</li> <li>・警戒区域、避難情報に関する事項</li> <li>・災害救助法の適用に関する事項</li> <li>・航空機の運用・調整に関する事項</li> <li>・車両の管理・調整・配車に関する事項</li> <li>・事務局の糧食・寝具・機器の確保</li> <li>・物資輸送、集積場所に関する事項</li> <li>・備蓄品の在庫管理、調達</li> <li>・職員の安否情報の収集、提供</li> <li>・システム等の維持・管理</li> <li>・情報集約配信システムの運用</li> <li>・防災行政無線の運用</li> <li>・災害ボランティアに関する事項</li> <li>・その他、指示を受けた事項</li> </ul>
情報班	◎企画課長 総務課(総務法制班) 企画課 福祉課 農林課 建設課 上下水道課 教育総務課	1 1 1 1 1 1 1 1	8	◎企画課長 総務課(総務法制班) 企画課 福祉課 建設課	1 1 1 1 1	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種被害情報(人員・家屋)の収集・集計・整理</li> <li>・市民の安否情報の収集・集計・提供</li> <li>・緊急情報収集時の本部長への報告</li> <li>・被害状況図の作成・整理</li> <li>・その他、指示を受けた事項</li> </ul>
広報・ 報道 対応班	◎情報政策課長 情報政策課(元気・ 魅力発信班) まちづくり協働課 (未来づくり推進班)	1 2 1	4	◎情報政策課長 情報政策課(元気・ 魅力発信班) まちづくり協働課 (未来づくり推進班)	1 1 1	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記者会見に関する事項</li> <li>・報道・問い合わせ対応</li> <li>・各種情報提供に関する事項</li> <li>・災害記録写真、広報資料の収集・提供</li> <li>・HPの運営に関する事項</li> <li>・その他、指示を受けた事項</li> </ul>
避難所 運営班	◎福祉課長 福祉課 子ども未来課 長寿福祉課 健康対策課 総務課(総合防災班) まちづくり協働課 (まちづくり班)	1 1 1 1 2 1 1	8	◎福祉課長 福祉課 健康対策課 まちづくり協働課 (まちづくり班)	1 1 2 1	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設・運営に関する事項</li> <li>・避難所情報の収集・整理</li> <li>・各避難所の備蓄品数量の管理</li> <li>・物資(備蓄品等)の供給要請・供給の受け付け及び備蓄品の調達に関する見積</li> <li>・避難者数の把握・整理</li> <li>・避難所ニーズの把握、対応</li> <li>・その他、指示を受けた事項</li> </ul>

事務局	災害対策本部			災害対策部			事務分掌
	担当者 (◎班長)	総員	計	担当者 (◎班長)	総員	計	
医療・ 救護班	◎健康対策課長 健康対策課 総務課(人事給与班)	1 2 1	4	◎健康対策課長 健康対策課	1 2	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護所の開設・運営に関する事項</li> <li>・医療機関の状況把握に関すること</li> <li>・救護所に連絡調整員を配置し、状況把握に努める</li> <li>・傷病者の搬送に関すること</li> <li>・日常的に医療を必要とする患者への対応に関すること</li> <li>・医薬品及び資機材の調達・供給に関すること</li> <li>・関係機関、団体との連絡調整に関すること</li> <li>・その他、指示を受けた事項</li> </ul>
道路・ 水道 対策班	◎建設課長 建設課 上下水道課 都市計画課 総務課(総合防災班)	1 3 3 1 1	9	◎建設課長 建設課 上下水道課 総務課(総合防災班)	1 2 2 1	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・橋梁及び上下水道の被害情報の収集・整理</li> <li>・道路の障害物の除去、緊急輸送経路の確保</li> <li>・情報の分析、応急対策の企画立案</li> <li>・応急対策等の工程管理</li> <li>・重機等の借上げに関する事項</li> <li>・応急機資材の見積・調整</li> <li>・関係業者、団体との連絡調整に関する事項</li> <li>・給水作業に関する事項</li> <li>・その他、指示を受けた事項</li> </ul>
市民 対応班	◎環境共生課長 環境共生課 市民課	1 3 2	6	◎環境共生課長 環境共生課 市民課	1 1 1	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情、問い合わせに関する事項</li> <li>・避難者の生活相談に関する事項</li> <li>・遺体収容所の開設・運営に関する事項</li> <li>・遺体処理に関する調整</li> <li>・資機材の調達見積に関する事項</li> <li>・し尿、ごみ残骸物の処理</li> <li>・仮設トイレの設置に関する事項</li> <li>・その他、指示を受けた事項</li> </ul>
受援班	◎総合防災室長(兼) 総務課 (総合防災班) (人事給与班) 財政課 市民課 福祉課 観光・ジオパーク推 進課 生涯学習課	1 2 1 1 1 1 1	8				<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体への応援要請・受入れ調整</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> <li>・関係機関への応援要請・受入れ調整</li> <li>・応援職員の宿泊・給食に関する事項</li> <li>・各課との連絡・調整</li> <li>・その他、指示を受けた事項</li> </ul>

## 7 災害対策本部設置等に伴う各課所の業務分掌等

- (1) 動員指定職員は所属する各課所等の業務分掌に従事する。
- (2) 災害対策部、災害警戒部における業務分掌は、災害対策本部に準ずる。
- (3) 各課所等においては、災害時の分掌事務に即した具体的な活動マニュアル等を作成し、災害に備えるものとする。

なお、具体的な活動マニュアル等の作成に当たっては、当該「災害対策本部各部課所分掌事務」と平常時の事務分掌のほか、被災住民全体の生活の安定と応急対策の円滑な実施のため、関連する業務を想定し作成するものとする。

### (4) 各課所等の業務分掌

#### 総務部

課	分掌事務
総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の動員に関する事。</li> <li>(2) 各総合支所との連絡調整に関する事。</li> <li>(3) 災害対策本部の会議、運営、庶務に関する事。</li> <li>(4) 防災会議に関する事。</li> <li>(5) 本部長の指示・命令の伝達に関する事。</li> <li>(6) 気象情報、被害通報等の受領及び伝達に関する事。</li> <li>(7) 自衛隊、防災ヘリの派遣要請に関する事。</li> <li>(8) 要請及び陳情に関する事。</li> <li>(9) 県及び他市町村に対する応援要請に関する事。</li> <li>(10) 災害応急対策の立案に関する事。</li> <li>(11) 警戒区域の設定に関する事。</li> <li>(12) 避難所の開設、避難指示等に関する事。</li> <li>(13) 各部間の職員の応援と連絡調整に関する事。</li> <li>(14) 職員の被災調査に関する事。</li> <li>(15) 職員の健康管理、厚生及び給食に関する事。</li> <li>(16) 防災無線や非常通信に関する事。</li> <li>(17) 防災関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>(18) 被害見舞者（視察団等）の応援に関する事。</li> <li>(19) 災害救助法の適用に関する事。</li> <li>(20) その他、指示を受けた事項。</li> </ol>
企画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被害状況等の集計に関する事。</li> <li>(2) 国、県に対する要請事項に関する事。</li> <li>(3) 支援物資の保管・管理に関する事。</li> <li>(4) その他、指示を受けた事項。</li> </ol>

課	分掌事務
財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害関係の予算措置に関する事。</li> <li>(2) 災害備蓄物資の調達及び受払に関する事。</li> <li>(3) 応急公用負担に関する事。</li> <li>(4) 災害関係の経理に関する事。</li> <li>(5) 補助、金融に関する事。</li> <li>(6) 市有財産の被害の調査及び報告並びに管理に関する事。</li> <li>(7) 電話交換と庁内放送に関する事。</li> <li>(8) 公用車の集中管理及び配車とその経費に関する事。</li> <li>(9) 職員、被災者等の輸送に関する事。</li> <li>(10) その他、指示を受けた事項。</li> </ul>

ふるさと未来創造部

課	分掌事務
まちづくり協働課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民生活部くらしの相談課の業務の助勢に関する事。</li> <li>(2) 所管の避難所施設の開設及び管理運営等に関する事。 (鍵、施設内の物品)</li> <li>(3) その他、指示を受けた事項。</li> </ul>
情報政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害情報、安否情報の提供に関する事。(住民に対するもの)</li> <li>(2) 災害情報の収集、管理、分析に関する事。</li> <li>(3) 災害広報活動の総括に関する事。</li> <li>(4) 報道機関への災害情報の発表及び報道の要請に関する事。</li> <li>(5) 災害記録写真その他災害関係の広報資料の収集及び提供に関する事。</li> <li>(6) 情報システムの稼働状況の確認に関する事。</li> <li>(7) 情報通信回線及び情報収集・情報提供・連絡手段の確保に関する事。</li> <li>(8) 非常用情報機器の設置に関する事。</li> <li>(9) 情報システム共通基盤の運用に関する事。</li> <li>(10) その他、指示を受けた事項。</li> </ul>
各総合支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域、地区における災害情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>(2) 地域、地区における応急対策等に関する事。</li> <li>(3) 所管の避難所施設の開設及び管理運営等に関する事。(鍵、施設内の物品)</li> <li>(4) 住民の避難等に関する事。</li> <li>(5) その他、指示を受けた事項。</li> </ul>

市民生活部

課	分掌事務
環境共生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難者の生活相談に関する事。</li> <li>(2) 市民相談の総合窓口に関する事。</li> <li>(3) 交通整理、交通規制の連絡調整に関する事。</li> <li>(4) 衛生施設、清掃施設及び斎場等施設の被害調査及び災害対策に関する事。</li> <li>(5) し尿、ごみ処理計画に関する事。</li> <li>(6) がれき、残骸物処理に関する事。</li> <li>(7) 被災地のし尿処理及び仮設便所等の設置に関する事。</li> <li>(8) 被災地の清掃に関する事。</li> <li>(9) 清掃用車両及び清掃従事者の確保に関する事。</li> <li>(10) 遺体の輸送と安置、埋葬及び火葬の総括に関する事。</li> <li>(11) 遺体収容所の設置及び運営に関する事。</li> <li>(12) 遺体収容所に収容された者の名簿の作成に関する事。</li> <li>(13) 小動物死体処理に関する事。</li> <li>(14) 部内の連絡調整に関する事。</li> <li>(15) その他、指示を受けた事項。</li> </ul>
市民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関する事。</li> <li>(2) 行方不明者の捜索に関する事。</li> <li>(3) 遺体の埋葬及び火葬の許可に関する事。</li> <li>(4) 市内在住外国人に関する事。</li> <li>(5) その他指示を受けた事項。</li> </ul>
税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市税の徴収猶予及び減免に関する事。</li> <li>(2) 住宅等の被害の調査及び報告に関する事。</li> <li>(3) 罹災証明に関する事。</li> <li>(4) 各種建築物の被害状況の把握に関する事。</li> <li>(5) その他、指示を受けた事項。</li> </ul>



福祉保健部（福祉事務所）

課	分掌事務
福祉課 長寿福祉課 子ども未来課	(1) 避難所の開設と管理運営に関すること。 (2) 避難所の連絡員、避難者の収容に関すること。 (3) 福祉避難所の開設要請等に関すること。 (4) 避難所への生活必需品、食糧等の調達・供給・配分に関すること。 (5) 炊き出しに関すること。 (6) 日本赤十字社秋田県支部との連絡調整に関すること。 (7) 避難所における被災者の救護に関すること。 (8) 部内の連絡調整に関すること。 (9) 福祉関係施設の応急対策及び被害調査に関すること。 (10) 避難行動要支援者の避難支援と安否確認に関すること。 (11) 要援護世帯の罹災者援護に関すること。 (12) 災害罹災者に対する見舞給付に関すること。 (13) 生活資金に関すること。 (14) 災害ボランティアにおける社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 (15) その他、指示を受けた事項。
健康対策課	(1) 医療機関との連絡調整に関すること。 (2) 医療需要の把握及び医療施設の被害状況の把握に関すること。 (3) 救護所の開設・管理及び救護活動に関すること。 (4) 現地医療班の編成に関すること。 (5) 傷病者の医療措置に関すること。 (6) 被災者の保健対策・精神衛生に関すること。 (7) 救急医薬品、衛生・防疫資機材等の確保及び配分に関すること。 (8) 被災地等の防疫及び感染症の予防に関すること。 (9) その他、指示を受けた事項。

※災害対策本部設置に伴う福祉保健部の業務については、部で一体的に行う。

産業振興部・農業委員会事務局

課	分掌事務
農林課 農業委員会事務局	(1) 農林業関係の応急対策及び被害調査に関する事 (2) 農薬、肥料の確保、配分に関する事 (3) 病虫害防除に関する事 (4) 応急食料及び調味料の調達斡旋に関する事 (5) 家畜伝染病予防対策並びに施設の被害調査、復旧に関する事 (6) へい獣処理に関する事 (7) 飼料の確保、斡旋に関する事 (8) 林業被害対策、復旧用木材の斡旋等に関する事 (9) 災害時における農業行政の総括に関する事 (10) 部内の連絡調整に関する事 (11) その他、指示を受けた事項。
商工課 観光・ジオパーク推進課	(1) 商工、観光関係の被害調査及び応急対策に関する事 (2) 被害時の労働力確保に関する事 (3) 物資、資材等の把握調達及び輸送に関する事 (4) その他、指示を受けた事項。

建設部

課	分掌事務
建設課	(1) 土木関係の応急対策及び被害調査に関する事 (2) 道路の障害物の除去、緊急輸送ルート確保に関する事 (3) 道路、橋梁、河川及び急傾斜地の被害状況の把握に関する事 (4) 通行不能箇所等の表示に関する事 (5) 建設業者及び関係団体との連絡調整に関する事 (6) 重機等の借上げに関する事 (7) 災害時における応急資機材の調達に関する事 (8) 部内の連絡調整に関する事 (9) その他、指示を受けた事項。
都市計画課	(1) 市営住宅の被害状況の把握及び応急対策に関する事 (2) 都市施設の被害状況の把握に関する事 (3) 被災建築物の応急危険度判定に関する事 (4) 応急住宅等の確保に関する事 (5) 災害建築物の応急対策に関する事 (6) その他、指示を受けた事項。

課	分掌事務
上下水道課	(1) 上水道関係の応急対策及び被害調査に関する事。           (2) 給水施設の応急対策に関する事。           (3) 給水作業に関する事。           (4) 水道施設技術者及び従事者の確保に関する事。           (5) 被害地の水道施設の衛生維持に関する事。           (6) 給水車両の調達に関する事。           (7) 下水道関係の応急対策及び被害調査に関する事。           (8) その他、指示を受けた事項。

教育部・教育委員会事務局

課	分掌事務
教育総務課	(1) 小中学校の応急対策及び被害調査に関する事。           (2) 学校給食保全措置に関する事。           (3) 避難所の開設と管理運営等に関する事。           (4) 教育に係る災害対策予算に関する事。           (5) 部内の連絡調整に関する事。           (6) その他、指示を受けた事項。
学校教育課	(1) 罹災児童及び生徒の把握とその対応に関する事。           (2) 応急教育に関する事。           (3) 学用品、教科書の調達配分に関する事。           (4) 小中学校施設の利用に関する事。           (5) 小中学校の保健衛生に関する事。           (6) その他災害時における学校教育全般に関する事。           (7) その他、指示を受けた事項。
生涯学習課	(1) 社会教育施設等の応急対策及び被害調査に関する事。           (2) 各生涯学習センターとの連絡調整に関する事。           (3) 文化財施設及び文化財の被害の調査に関する事。           (4) その他、指示を受けた事項。

議会事務局・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局

課	分掌事務
議会事務局 選挙管理委員会 事務局 監査委員事務局	(1) 応援部隊の集結場所の設置及び連絡調整に関する事。           (2) 市議会議員との連絡調整に関する事。           (3) その他、指示を受けた事項。

会計課

課	分掌事務
会計課	(1) 災害義援金の出納及び保管に関すること。 (2) その他、指示を受けた事項。

各生涯学習センター

課	分掌事務
各生涯学習センター	(1) 地域、地区における災害情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 所管の避難所施設の開設及び管理運営等に関すること。 (鍵、施設内の物品) (3) その他、指示を受けた事項。

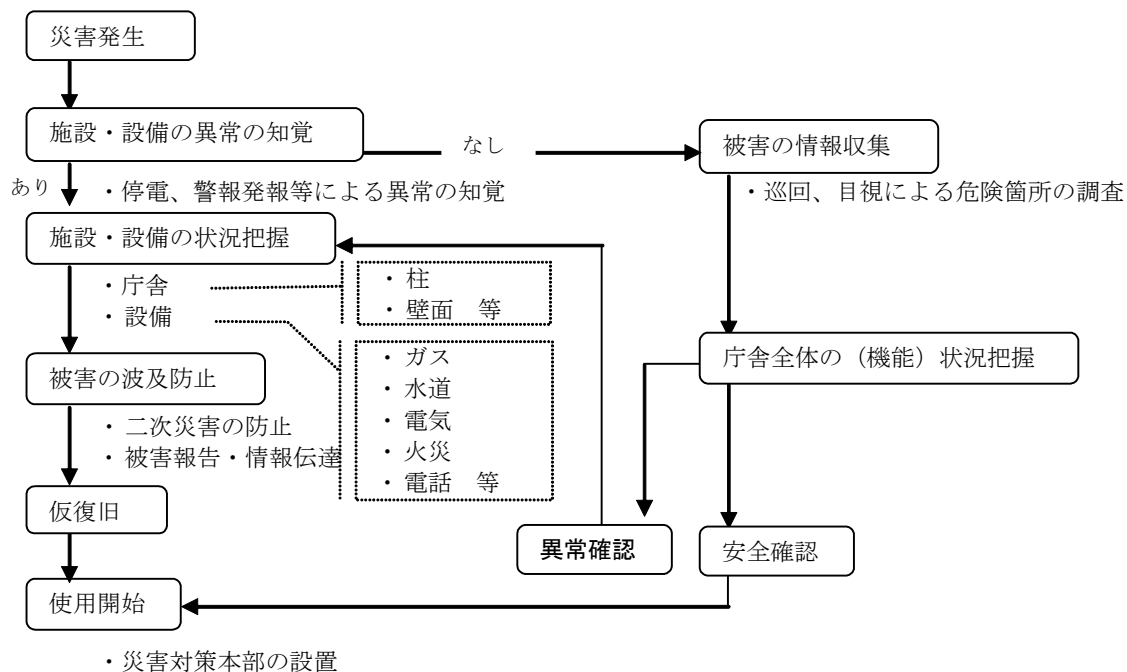
消防

組織	分掌事務
消防本部	(1) 災害時における消防組織法第1条の任務に関すること。
消防署	(2) 消防広域応援に関すること。
消防団	(3) その他、指示を受けた事項。

8 庁舎の安全確保

本庁舎内に災害対策本部を設置することから、防災対策業務が十分発揮されるよう災害発生後速やかに本庁舎施設の安全（機能）確認を行う。

## ■ 庁舎安全確保フロー



## 第5 複合災害発生時の体制等

複合災害が発生した場合は、事務局体制の要員を増員するなど、災害対応能力の強化に努める。

また、災害対応に当たる要員や資機材等について、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努める。

[資料編 第1 防災組織に関する資料]

## 第2節 職員の動員・派遣計画

[全部課所]

### 第1 職員動員の基本事項

#### 1 自主登庁による参集

震度4以上の基準により登庁すべきことをあらかじめ指示されている職員は、報道等により基準震度の発表を知ったとき、又は自らの体感により、直ちに指定された庁舎へ参集する。

参集範囲は、各課所において指定した職員とし、平常時の配属課所に割り当てられた業務分掌に従事する。

ただし、災害対策本部等の事務局員に指名された職員は本庁舎に設置された事務局へ参集する。

#### 2 動員指示伝達による参集

動員の指示があった場合は、指定された施設又は指定された場所に参集する。

### 第2 職員の心得

- (1) 職員は携帯ラジオ等を備え、常に気象情報・地震情報が得られるよう努める。
- (2) 地震が発生したときは、ラジオ、テレビ等の地震に関する情報に注意し、職員自身の被災等やむを得ない事情がある場合を除き、別に定める動員計画により参集する。
- (3) 参集場所については、基本的に通常勤務する庁舎とするが、交通の途絶等によりこれによりがたい場合は、最寄りの庁舎に徒歩、自転車、バイクで参集する。
- (4) 指定された施設以外に参集した場合は、所属長に報告して指示を受ける。
- (5) 参集した職員は自己（家族を含む。）の被害及び参集途中で見聞、収集した災害の状況等を課所長等に報告する。
- (6) 課所長等は、職員の報告をもとに、災害状況及び職員の被災について所属部長等に直ちに報告する。

### 第3 職員の動員

	第1動員 (災害警戒部)	第2動員 (災害対策部)	第3動員 (災害対策本部)
(本)部長	総務部長	副市長	市長
動員基準	1 市内で震度4の地震を観測した場合 ……即時自動設置 2 その他、総務部長が必要と認めた場合	1 市内で震度5弱以上の地震を観測した場合 ……即時自動設置 2 その他、副市長が必要と認めた場合	1 市内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ……即時自動設置 2 地震により、災害救助法の運用が必要な被害が発生した場合 3 その他、市長が必要と認めた場合
指定職員	部 員：各部長・議会事務局長・会計管理者 事務局員：総務課職員の中から総務課長が指名する職員 指定職員：各課所長、第1動員に指定の職員（各課の1/3の職員の配備又は自宅待機）状況に応じ各課所長は必要な人員を増員し、配備する。	副部長：総務部長 部 員：各部長・議会事務局長・会計管理者 事務局員：指定職員の中から総務課長が指名する職員 指定職員：各課所長、第1動員、第2動員に指定の職員（各課の2/3の職員の配備又は自宅待機）状況に応じ各課所長は必要な人員を増員し、配備する。	副本部長：副市長 本部員：教育長・各部長議会事務局長・会計管理者・消防長※・消防団長 事務局員：指定職員の中から総務課長が指名する職員 指定職員：全職員

※災害対策本部長が必要と認める時は、市の職員以外の者を災害対策本部の会議に出席させることができる。

### 第4 指定職員及び動員計画

- 1 指定職員の指定は、定期人事異動に伴い毎年所属長が行い総務課長に報告する。年度途中で変更した場合も同様とする。
- 2 各課所における指定職員数は、第1動員にあつては、各課所長及び各課所所属職員の1/3とする。又、第2動員については、第1動員にさらに各課所所属職員の1/3を加

える職員数とする。

3 指定職員の指定に当たっては、勤務場所と居住地の距離等交通手段途絶の場合を考慮する。

4 指定職員名簿は、総務課が保管する。

5 職員の非常登庁

配備基準・内容に基づき、災害規模等に応じて定められた職員は、休日若しくは勤務時間外において、配備基準・内容に該当する地震等を察知したときは、自発的に所属課所に参集する。

また、勤務時間外又は休日等において登庁の指示を受けたときは、速やかに登庁するものとする。

(1) 電話連絡系統

電話等による連絡（指示）については、総務部長から動員指示を受けた総務課長が、災害対策本部の本部員となるべき部長等へ連絡し、部長等は部所属の課長に連絡、課長は班長を通じて職員に連絡するものとする。

速やかな連絡のため、電子メールによる一斉送信について検討する。

#### ■ 動員指定職員の参集

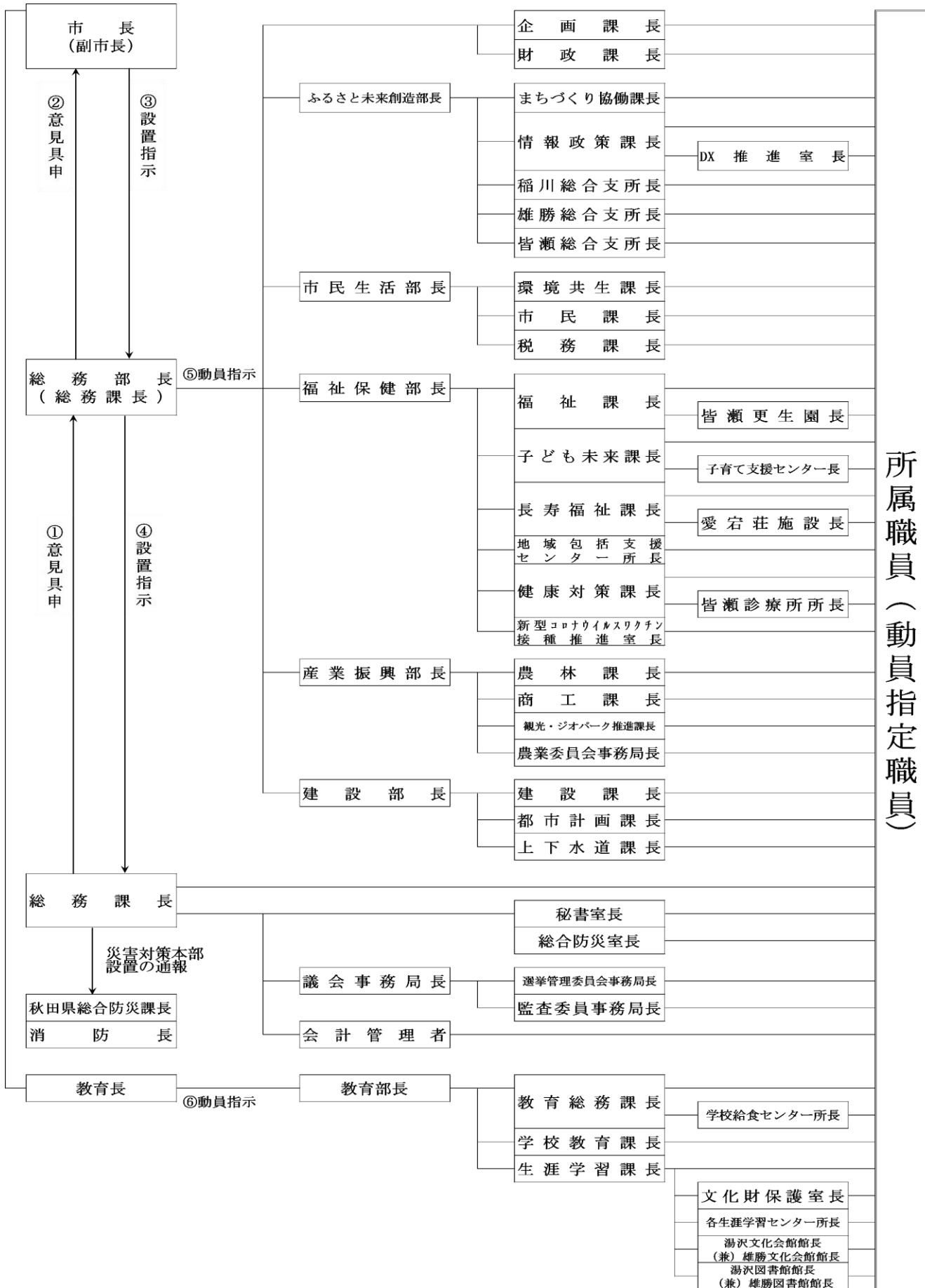
<本庁>

	動員区分	動員対象	参集連絡		参集場所	
			一般・火山災害	地震	一般・火山災害	地震
災害警戒部	第1動員	指定職員 (各課所1/3の職員を配備又は自宅待機)	電子メール・LINEアプリ 若しくは電話	自主 (即時自動)	部員は3階総務課 各部は連絡員1名差出し 人員の運用は事態の状況に応じ総務部長が示す 指定職員は各課所等	
災害対策部	第2動員	指定職員 (各課所2/3の職員を配備又は自宅待機)	電子メール LINEアプリ 若しくは電話	自主 (即時自動)	部員は災害対策本部室 事務局員は会議室31～34 指定職員は各課所等	
災害対策本部	第3動員	全職員	電子メール LINEアプリ 若しくは電話	自主 (即時自動)	部員は災害対策本部室 事務局員は会議室31～34 指定職員は各課所等	

※第2動員は、第1動員に指定の職員を含む。



■ 災害対策本部伝達系統図及び緊急連絡網図

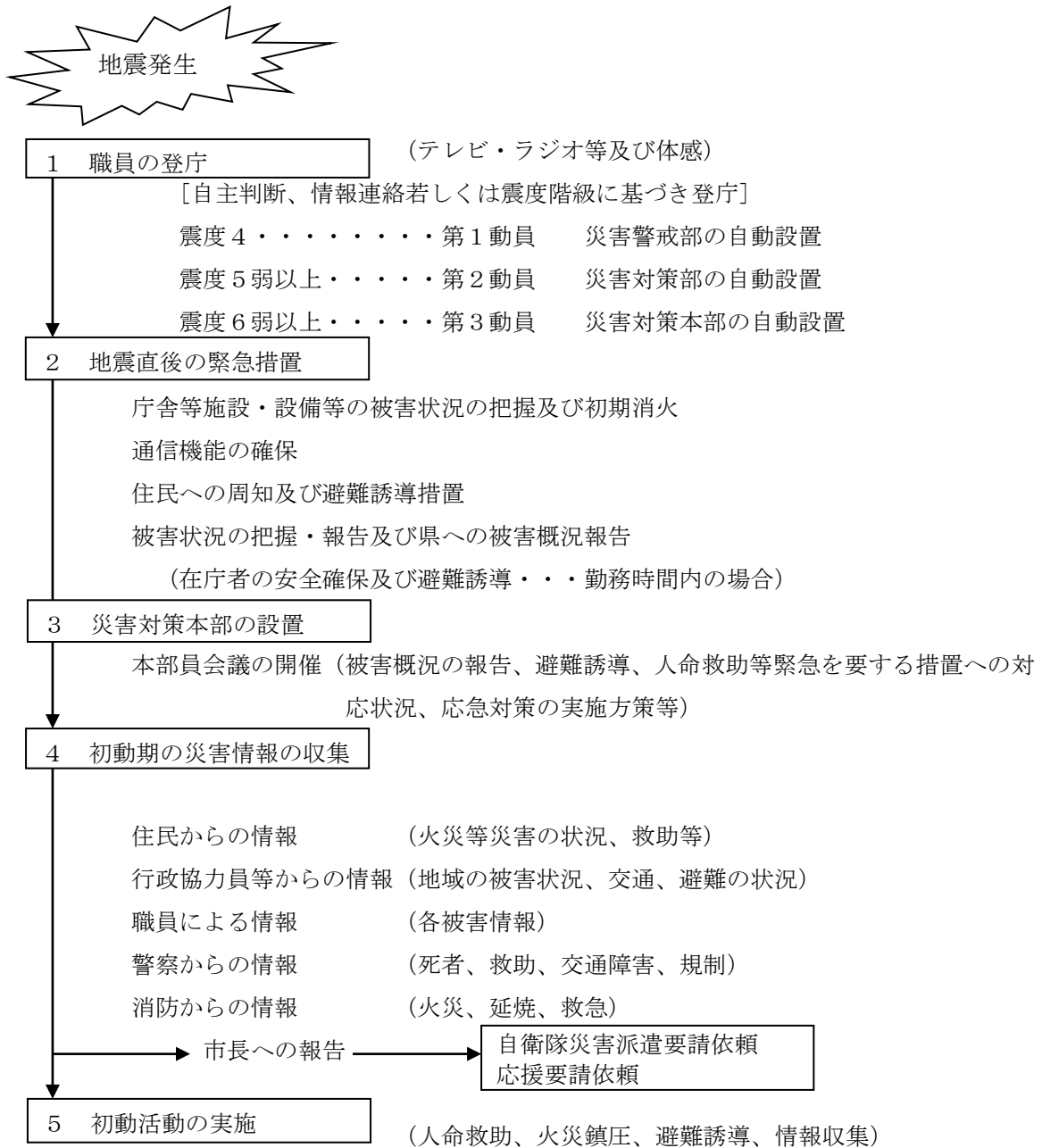


## 第5 初動活動

地震災害発生時における職員の初動時の対応は次のとおりとする。

- 1 各課所長等は、自主登庁した職員及び必要と思われる所要人員を確保し、把握した被害状況とともに所属部長等に報告、部長等は所属職員の参集状況と被害状況を取りまとめ、総務部長に報告する。
- 2 各課所長等は、所属部長等の指示を受け、災害対策本部各部各課の業務内容に基づき、災害情報の収集を中心とする職員の役割分担を決定する。
- 3 情報収集には、デジタルカメラなどを携帯し、災害状況の的確な把握に努めるものとする。
- 4 各課所長等は速やかに収集した被害状況を所属部長等に報告、部長等は被害状況を取りまとめ、総務部長に報告する。
- 5 総務部長は、市長、副市長に被害状況等を報告し、配備体制・応急対策・応援要請等について必要な指示を受け、その内容を各部長等に連絡する。  
配備体制については、状況に応じ課所等間で調整のうえ配備するものとする。
- 6 部長等は、各課所長等に指示し応急対策を実施するとともに、総務課長は、被害状況について県等関係機関に報告する。（即報）
- 7 総務課長は、被害状況、配備体制・応急対策などを取りまとめ、ネットワークシステム等の活用等により情報共有を図る。
- 8 総務課長は、各課・各支所から連絡員を指名し、情報交換や連絡調整のための会議を開催し相互の連携を図る。

## ■ 初動活動の流れ



## 第6 応援要請等

### 1 応援要請

市長は、災害が発生した場合において、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長、知事(災害対策基本法第67～68条)及び協定がなされた関係団体、相互応援協定を締結している自治体・関係団体等に対して応援を要請する。

### 2 要請手続き

応援要請の手続きは、相互応援協定に基づき文書で行うものとする。ただし、事態が急迫している場合は上記によらないことができるものとする。

### 3 応援要請の内容

- (1) 応援を受ける業務の内容
- (2) 応援を要する人員、資材等
- (3) 応援を要する期間
- (4) 応援を受ける場所
- (5) その他必要な事項

### 4 応援の要領等

- (1) 応援隊は一隊となって派遣先の指揮下で行動するが、その身分の異動は行わない。
- (2) 応援のために要した費用は、本市が負担する。

## 第7 職員の派遣

### 1 派遣の要請及び斡旋

- (1) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。
- (2) 市長及び知事は、その権限に属する事務の管理及び執行のため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事に対し、当該市町村及び県の職員の派遣を求めることができる。

### 2 派遣要請手続き

派遣要請は文書をもって行う。（災害対策基本法施行令第15条）

### 3 派遣要請の内容

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

### 4 身分取扱等

- (1) 派遣先に分類され、派遣先の身分と併任される。
- (2) 派遣される職員の分限、懲戒処分等は派遣元で行う。
- (3) 給料、諸手当等は派遣元が負担し、派遣先の職務に従事したことに対する対価としての意味合いが強い場合は派遣先で負担する。

## 第8 応急措置の代行

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき事務について次の応急措置を代行する。

- 1 警戒区域を設定し、同地域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は同地域から退却を命ずる。
- 2 他人の土地・建物その他工作物等を一時使用し、若しくは収用する。
- 3 応急措置の実施に支障となる工作物及び物件を除去する。

4 現場にある者を応急措置の業務に従事させる。

[資料編 第1 防災組織に関する資料]

## 第3節 自衛隊への災害派遣要請計画

[総務課、財政課]

### 第1 計画の方針

天災事変その他の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

### 第2 災害派遣の対象

#### 1 要請による災害派遣

- (1) 天災地変その他の災害に際し、人命又は財産を保護するため必要があると認めるときで、要請がありやむを得ない事態と認めるとき。
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしているときで、要請がありやむを得ない事態と認めるとき。

#### 2 要請を待ついとまがない場合の災害派遣（自主派遣）

天災地変その他の災害に際して、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるとき。

- (1) 関係機関に対し、災害に関する情報の収集と提供を行う必要があると認められるとき。
- (2) 知事が災害派遣要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。
- (3) 自衛隊の実施すべき救援活動が明確で、人命救助に関するものであるとき。
- (4) その他の災害において、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないとき。

#### 3 航空救難等のための要請があったとき

### 第3 災害派遣要請手続き

#### 1 要請権者

- (1) 市長は、自衛隊の災害派遣が必要と認める場合は、知事に対し災害派遣要請を要求するものとする。
- (2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、直接その旨及び災害の状況を自衛隊へ通知する。なお、この通知をした場合にはその旨を通信可能になり次第速やかに知事に通知する。
- (3) 市長は、事態が緊急避難、人命救助の場合のように急迫し、知事等の要請を要求するいとまがない場合は、直接その旨及び事態の状況を自衛隊に通知するものとし、事後速やかに所定の手続を行うものとする。

#### 2 要請手続

- (1) 災害対策を担当する各部長は、自衛隊の派遣を必要とする事態が生じたときは、直ち

に総務部長に申し出る。

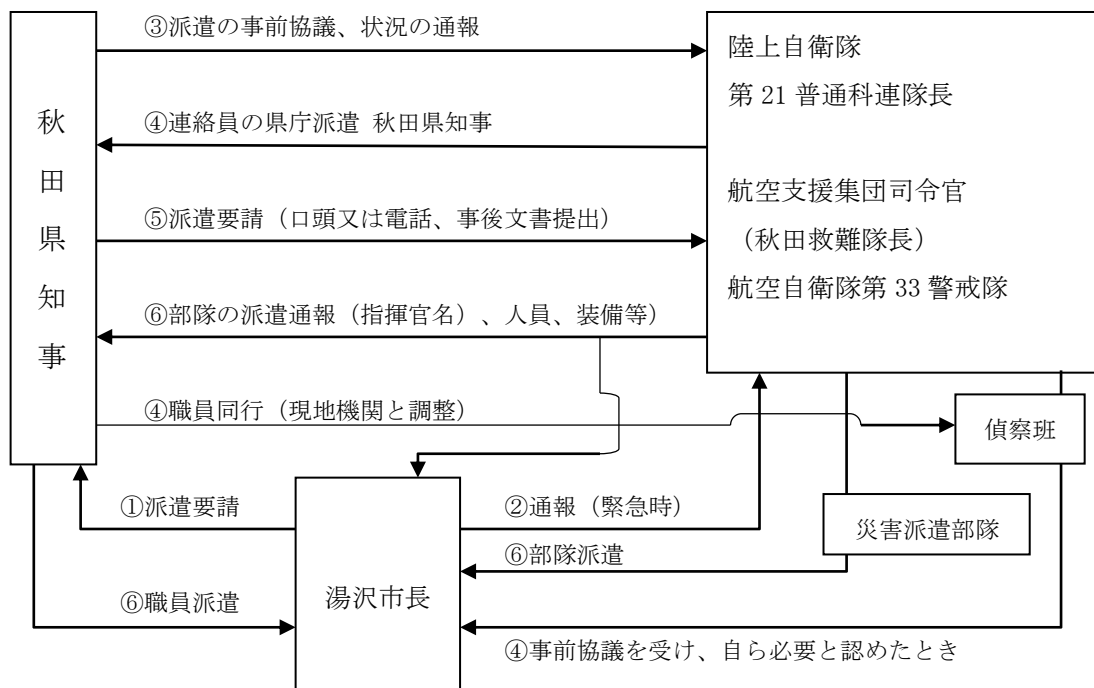
申出を受けた総務部長は、市長に派遣要請について必要な進言をなし、その決定を受けて文書により県へ要請手続を行う。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

(2) 派遣を要請する場合は、次の事項を明示して要請する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣を希望する人員、航空機等の概数
- エ 派遣を希望する区域及び活動内容
- オ その他参考となるべき事項

### ■ 派遣要請系統図



### ■ 派遣要請連絡先

要請先①

名 称	時間内
秋田県総務部総合防災課	一般公衆 電話 018-860-4563 FAX 018-824-1190 県総合防災情報システム 100562 衛星携帯電話 080-2846-5810
雄勝地域振興局総務企画部地域企画課	一般公衆 電話 0183-73-8191 FAX 0183-72-5057 県総合防災情報システム 107511 衛星携帯電話 080-2846-5821

要請先②、③（緊急を要する場合）

名 称	時間内	時間外	電話番号
陸上自衛隊第21普通科連隊 秋田市寺内字将軍野 1 番地	第 3 科長	当直	一般公衆 電話 018-845-0125 (時間内) 内線236, 238 (時間外) 内線302, 402 FAX 018-845-0125 内線239 県総合防災情報システム 197511 衛星携帯電話080-2846-5869
航空自衛隊秋田救難隊 秋田市雄和椿川字山籠23番地 26	飛行班	当直	一般公衆 電話 018-886-3320 (時間内) 内線252, 253 (時間外) 内線225 FAX 018-886-3320 (時間内) 内線251 (時間外) 内線270 県総合防災情報システム 198511 衛星携帯電話 080-2846-5870
航空自衛隊第33警戒隊 男鹿市男鹿中滝川	統括班	当直	一般公衆 電話 0185-33-3030 (時間内) 内線205 (時間外) 内線211、212 FAX 0185-33-3030 内線209

※時間外は休日を含む

#### 第 4 指揮官の通報

自衛隊は、連絡員、偵察隊及び災害派遣部隊等の派遣を命じたときは、その指揮官の職、氏名、人員、出発時間、到着時間、資機材等の必要な事項を市長に通報するものとする。

#### 第 5 災害派遣部隊等の受入措置等

市長は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり部隊の受入措置を行うとともに、付近住民に対し積極的な協力を求めるほか、市有施設の利用等について最大の協力を図るものとする。

項目	活動内容
準備	応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう作業計画を立てるとともに必要な資機材等の確保・調整を行う。派遣部隊の宿泊所、車両、機材等の保管場所及び受入のために必要な措置並びに準備を行う。必要に応じ、災害区域、程度を示した地図又は略図を準備するほか、



	ヘリポートの設営について便宜を図る。
受入	派遣部隊が到着した場合は、職員を派遣し、部隊を目的地へ誘導する。作業実施期間中は、現場に責任者を置き、派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議・調整のうえ、作業の推進を図る。
県への報告	市長は、派遣部隊の到着及び必要に応じた所定の事項（活動日時、作業内容、進行状況等）について知事に報告する。
派遣部隊の撤収要請	派遣部隊の撤収要請は、知事が市長及び派遣部隊の長と協議して行う。市長は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対しその旨報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

## 第6 派遣要請の範囲

自衛隊の任務は次のとおりである。

- 1 陸上自衛隊（第21普通科連隊等）
  - （1）人命の救助、避難の援助
  - （2）財産保護のための消防、水防活動
  - （3）人員及び救援物資の輸送
  - （4）道路又は水路の応急復旧
  - （5）応急の医療・防疫・病虫害防除等の支援
  - （6）給食、給水及び通信支援
  - （7）入浴支援
  - （8）被災地の偵察（航空を含む。）及び応急措置（復旧）
  - （9）援助物資の無償貸与又は譲与
  - （10）危険物の保安及び除去
  - （11）交通規制の支援
- 2 航空自衛隊（航空自衛隊秋田救難隊、第33警戒隊）
  - （1）人命の救助
  - （2）消防、水防活動
  - （3）航空機事故
  - （4）通信支援
  - （5）空中偵察

## 第7 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等又は警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- 1 警戒区域の設定並びに立ち入りの制限、禁止及び退去命令
- 2 他人の土地等の一時使用等
- 3 現場の被災工作物等の除去等
- 4 住民等を応急措置の業務に従事させること。

## 第8 経費の負担区分

災害派遣に伴って生ずる経費の負担区分は次のとおりとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、協議の上で決定する。

- 1 市の負担とするもの
  - (1) 災害復旧、救援、防疫、給水等に必要な材料及び消耗品
  - (2) 通信費
  - (3) 宿泊施設等の借上料、光熱、水道、入浴料等の経費
- 2 部隊等の負担とするもの
  - (1) 部隊等の装備、器材及び被服等の消耗更新
  - (2) 輸送支援のための燃料費等

## 第9 その他

本計画の実施に当たっては、自衛隊、県、市の各機関が緊密な連携を保持する。

[資料編 6-1 自衛隊の災害派遣要請、  
6-2 自衛隊災害派遣・撤収要請文書の記載例]

## 第4節 広域応援計画

[総務課、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部]

### 第1 計画の方針

大規模地震災害発生時においては、被災が広範囲にわたるほか、単独では十分な対応が困難になることが想定されるため、広域応援活動が行えるようあらかじめ相互応援協定等を締結するなど、広域的な応援体制の確立に努める。

### 第2 相互応援協定

#### 1 北海道・東北8道県相互応援協定、全国都道府県広域応援協定

県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」（平成7年10月31日）、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」（平成8年7月18日）を締結し、この協定に基づく役割を果たすとともに、県の地域が被災したときはこの協定による各都道府県の応援を得ながら応急活動を行う。

このため、県及び市町村は災害支援を行うために必要な人的、物的支援体制を充実させるとともに、被災時に支援を受けられるよう災害情報の受発信施設整備その他の地域の防災拠点となるべき施設・設備等災害支援の受入体制の整備に努める。

#### 2 市町村の相互応援体制の確立

市は、災害対策基本法に規定する他の市町村の応援要請の的確な活用を図るため、必要に応じて市町村相互応援協定の締結を推進する。

#### 3 県内消防機関相互応援協定

県内の13常備消防機関は、消防組織法の規定に基づく全県の消防機関が加入する「秋田県広域消防相互応援協定」（平成29年3月27日締結）に基づき、広域的な支援が円滑に行われるよう、消防力の整備指針に従い消防防災施設設備の充実に努めることとしている。

#### 4 緊急消防援助隊

大規模災害等が発生した場合で、情報収集の結果県内の消防力をもってしても災害に対処できないと認められる場合、知事は消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の派遣を求めることとしている。

#### 5 公共機関その他事業者間の相互応援協定等

電気、電話、ガス、水道等のいわゆるライフライン関係事業者及び大型重機等を所有している建設関係事業者は、大規模災害発生時において迅速的確な応急対応を行うことができるよう、供給ブロック単位又は広域的な支援体制の充実を図るとともに、市の範囲を超える支援体制について必要な応援協定等の締結に努めるものとする。

### 第3 その他の協定

県及び市は、県建設業協会、トラック運送業協会等の各種団体や、生活必需物資の調達に関する協定（県と株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート等との協定）などを締結し

ている。今後、さらに各方面の団体・企業等と災害時の応急・復旧活動における連携を強化するため、協定の締結に努めるものとする。

#### 第4 他都道府県からの被災者の受入・支援

市及び県は、大規模災害が発生した際は直ちに市有施設、県有施設及び民間宿泊施設の受入可能状況を調査するとともに、被災都道府県から災害救助法に基づく被災者の受入要請があった場合には、被災都道府県と連携を図り速やかに被災者の受入を行い、被災者のニーズに応じ、次の支援を行う。

- 1 市及び県は、被災者の避難所等における生活状況等を速やかに把握し、関係機関と連携を密にして被災者のニーズに沿った支援を行う。また、避難生活の長期化が予想される場合には、民間団体と連携して避難所や応急仮設住宅への戸別訪問等による相談活動や定期的な情報発信を行うとともに、適宜情報交換・相談会等を実施する。
- 2 市及び県は、被災者に対し、避難時のできるだけ早い機会に健康チェックを行い、きめ細やかな対応を実施する必要があることから、受入担当課から避難情報を早めに入手し、受入体制を整備するなどの検討を進める。
- 3 市及び県は、被災者受入れ市町村及び各地域振興局を通じた就労ニーズの把握を行い、労働局・ハローワーク等の国機関と連携し、職業訓練・研修等に関する情報を共有するとともに、各関係業界への求人掘り起こし等を行って、被災者の就労支援を実施する。

[資料編 第6 派遣、応援に関する資料]

## 第5節 地震情報等の発表及び伝達計画

[総務課、情報政策課、秋田地方気象台]

### 第1 計画の方針

地震情報について、市は各関係機関と連携のもとに、迅速かつ正確に伝達できる体制の確立を図る。

### 第2 地震情報等

#### 1 緊急地震速報

##### (1) 緊急地震速報の発表

緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して、各地の強い揺れの到達時刻や震度を推定し、強い揺れが来る前に、可能な限り素早く知らせる情報である。ただし、解析や伝達に一定の時間(数秒程度)がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経路による市区町村の防災行政無線等を通して住民等に伝達されることにより地震動による被害の軽減を図る。

なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は特別警報に位置付けられる。

##### (2) 緊急地震速報の区分と発表内容

気象庁は地震動警報・予報の発表に当たっては「緊急地震速報」の名称を用い、警報と予報の区分及び発表内容については次のとおりとする。

区分	名称	内容
地震動警報	「緊急地震速報(警報)」	最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された時に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域(全国を約190地域に区分)に対し、発表する。
地震動予報	「緊急地震速報(予報)」	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想された時に発表する。

※地震動予報は高度利用者向けに配信されるものであり、一般に発表されるものではない。

##### (3) 緊急地震速報及び震度速報で用いられる地域の名称

緊急地震速報及び震度速報で用いられる地域の名称で、本市が含まれるのは「秋田県内陸南部」である。

##### (4) 一般向け緊急地震速報の発表条件・内容

###### ア 緊急地震速報を発表する条件

地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上または最大長周期

地震動階級が3以上と予想された場合

イ 緊急地震速報の内容

(ア) 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名

(イ) 強い揺れ（震度5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域名（全国を約200地域に分割）。具体的な予測震度と猶予時間は発表しない。

(5) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

2 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)
北海道・三陸沖後発地震注意情報	日本海溝・千島海溝沿いの想定震源域やその周辺でMw7.0以上の地震が発生した場合	大規模地震の発生可能性が平常時より相対的に高まっているとして、後発地震への注意促すため発表

地震情報の種類	発表基準	内容
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表

※ このほか、国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を、「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表する。

### 3 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために、気象庁本庁及び管区・地方気象台等が作成している資料であり、関係地方公共団体、報道機関等に提供している。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加え

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（担当地域で）震度 5 弱以上を観測</li> <li>・社会的に関心の高い地震が発生</li> </ul>	<p>て、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</p>
地震活動図	定期（毎月初旬）	<p>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の秋田県内及び東北地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</p>
週間地震概況	定期（毎週金曜）	<p>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などの状況を取りまとめた資料。</p>

### 第 3 伝達方法

#### 1 地震情報の伝達

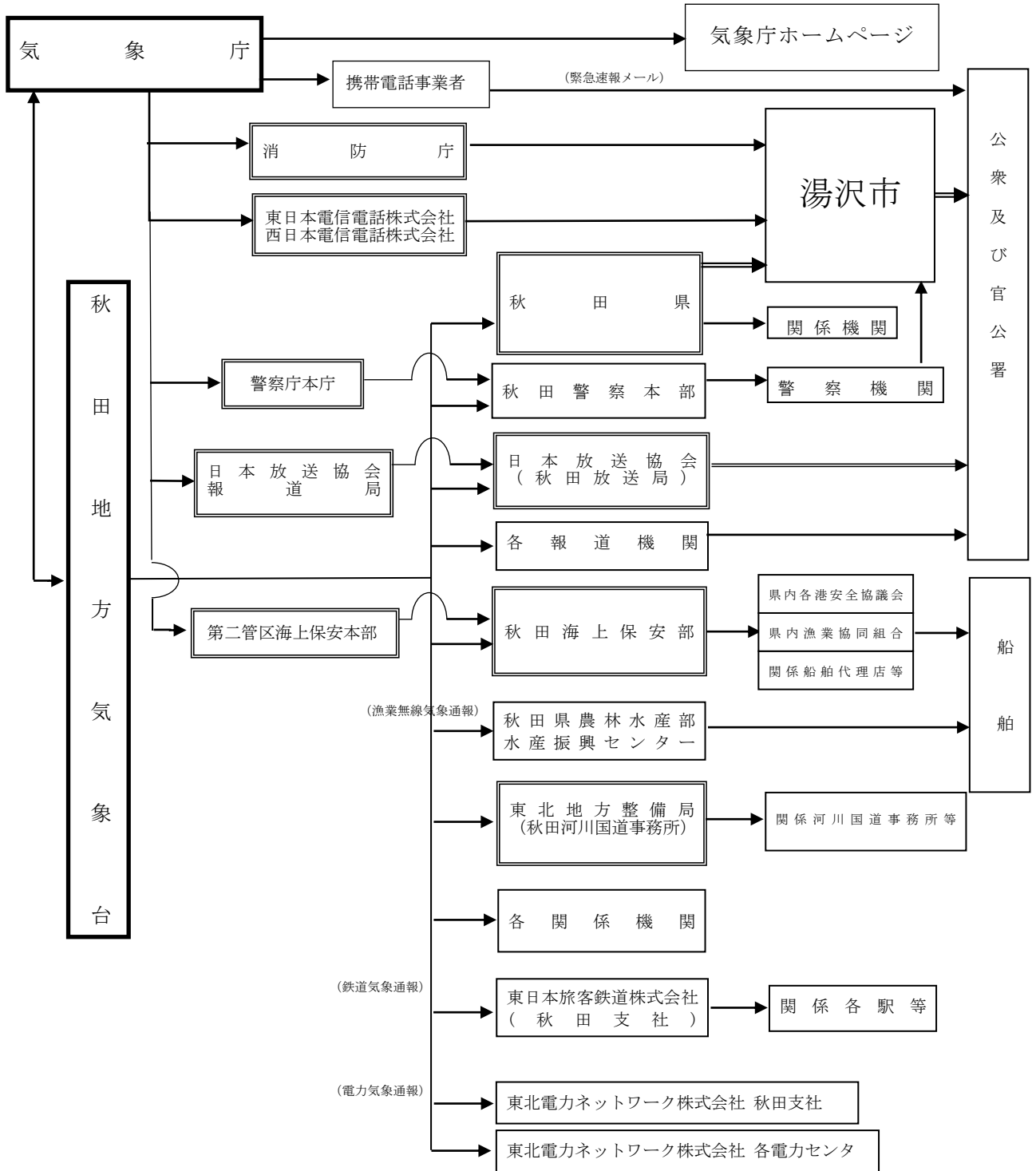
地震における情報伝達は、余震・本震に関わらず、必要に応じて迅速かつ正確に住民に伝達するとともに、速やかに避難指示を行い安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。

- (1) 市長は、情報の受領に当たっては、関係各課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内容伝達組織を整備しておく。
- (2) 市長は、地震情報等の伝達を受けたときは、速やかに住民その他関係団体等に周知徹底させる。



## 2 伝達系統

地震情報等の伝達系統は次のとおりとする。



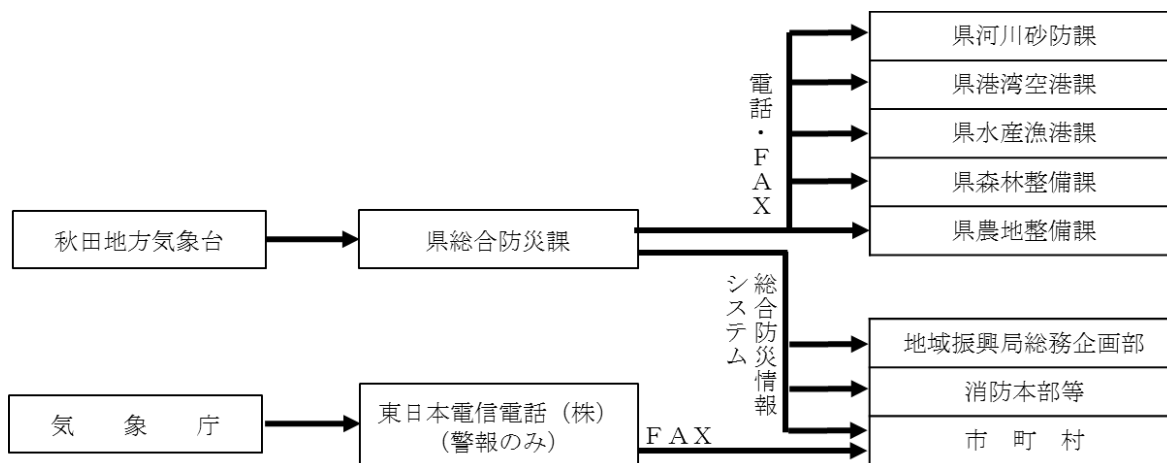
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

## 第4 市における地震情報等の取扱い要領

### 1 県における措置

- (1) 気象業務法に基づく地震情報等は、県総合防災課が受領する。
- (2) 県総合防災課は、受領した地震情報等を速やかに関係各部課、関係地方機関及び市町村等へ伝達する。
- (3) 各地域振興局総務企画部は、地震情報等を受領した場合、速やかに関係各部へ伝達する。
- (4) 地震情報等の伝達系統図は次のとおりとする。



### 2 市における措置

- (1) 県総合防災情報システムより通知された地震情報、気象予警報は、勤務時間内は総務課長（総合防災班）が、勤務時間外は日直又は警備員が受領する。
- (2) 日直又は警備員が受領した場合は、速やかに総務課長及び総務課総合防災班長に伝達する。
- (3) 総務課総合防災班は、市内で観測された震度情報を収集し、上記（1）を補完する。
- (4) 情報を受領した総務課長及び総務課総合防災班長は、必要に応じ市長及び総務部長に報告するとともに、その指示を得て、関係機関及び地域住民等に伝達する。

(5) 関係機関への伝達は、下表のとおりとする。

伝達責任者	伝達先			伝達内容
	伝達先	伝達方法		
		勤務時間内	勤務時間外	
総務課長	庁内各課 各総合支所	庁内放送 電話	電話	地震情報・全ての 気象予警報
農林課長	農業協同組合	電話	当該組織に 当直者がい ない場合は 受領責任者 を明確にし ておく	特に必要と認め る地震情報・全 ての気象予警報
	森林組合	電話		
福祉事務所長	介護・福祉施 設等	電話		
教育部 学校教育課長	学校等の施設	電話		
同 生涯学習課長	社会教育施設 等	電話		
同 教育総務課長	上記以外の施 設等	電話		

[資料編 2-2 湯沢市内の観測施設]

## 第6節 災害情報の収集・伝達計画

[総務課、税務課、各総合支所、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部、湯沢警察署]

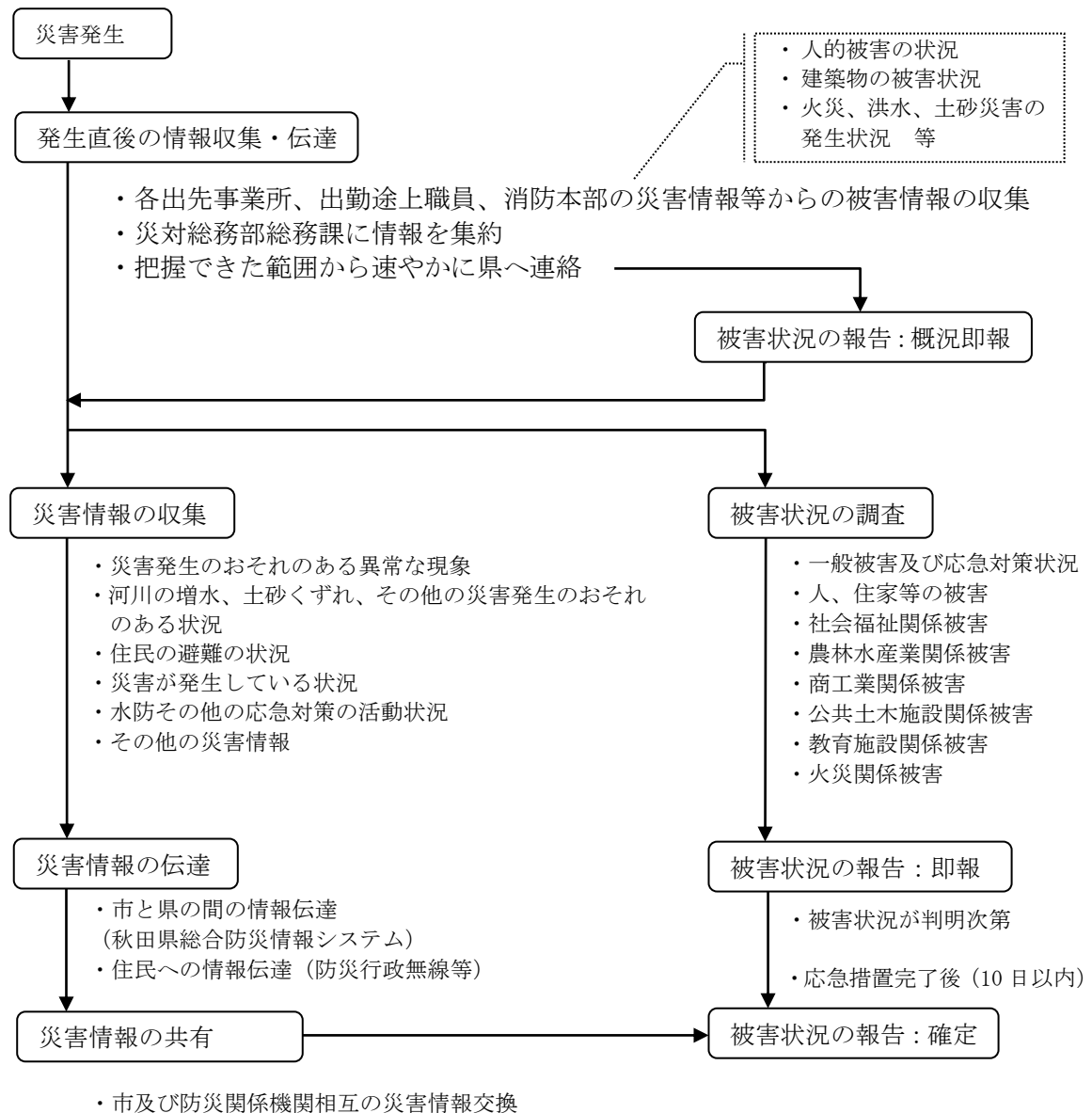
### 第1 計画の方針

災害応急対策を円滑に実施するため、迅速・正確な情報を収集するとともに、的確に関係機関へ伝達することが必要である。また、これらを一元的に取りまとめて組織的・機能的に応急対策を推進する。

### 第2 情報収集体制及び伝達

- (1) 地震が発生した場合には、県、市並びに防災関係機関は、その所掌事務又は業務に関して積極的に職員を動員して情報収集に当たる。
- (2) 地震発生直後において概括的被害情報、ライフラインの被害範囲、負傷者の状況等、被害の規模を推測するため関連情報の収集に当たる。
- (3) 関係機関は被害規模に関する概括的な情報を上級機関に報告する。
- (4) 地震情報を必要に応じて迅速かつ正確に住民に伝達するとともに、速やかに避難指示を行い安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。
- (5) 市及び防災関係機関は所掌する業務に関する被害情報の収集活動を行い、あらかじめ構築した複数の伝達システムにより、確実に情報を伝達するものとする。

## ■災害対策本部情報収集・伝達フロー



### 第3 緊急放送の利用

市長は、災害に関する予警報及び予想される事態並びにこれに対してとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で、特に必要があると認めたときは、各放送局に緊急放送を要請することができる。

なお、市長は、これらの要請を行う場合、原則として知事を通じて要請する。ただし、特に緊急を要する場合は直接要請することができる。

#### 1 放送要請事項

- (1) 放送を求める事項
- (2) 放送内容
- (3) 放送範囲
- (4) 放送希望時間

(5) その他必要な事項

## 2 要請責任者

市において要請を行う場合には、責任者の職氏名を告げて行う。

## 3 要請様式

資料編「2-12 災害に関する緊急連絡票及び緊急連絡依頼票」に掲載している様式のとおり。

## 第4 異常現象発見時の措置

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市又は警察署・交番・駐在所、消防署・分署に通報する。また、通報を受けたときは速やかに県その他関係機関に通報する。

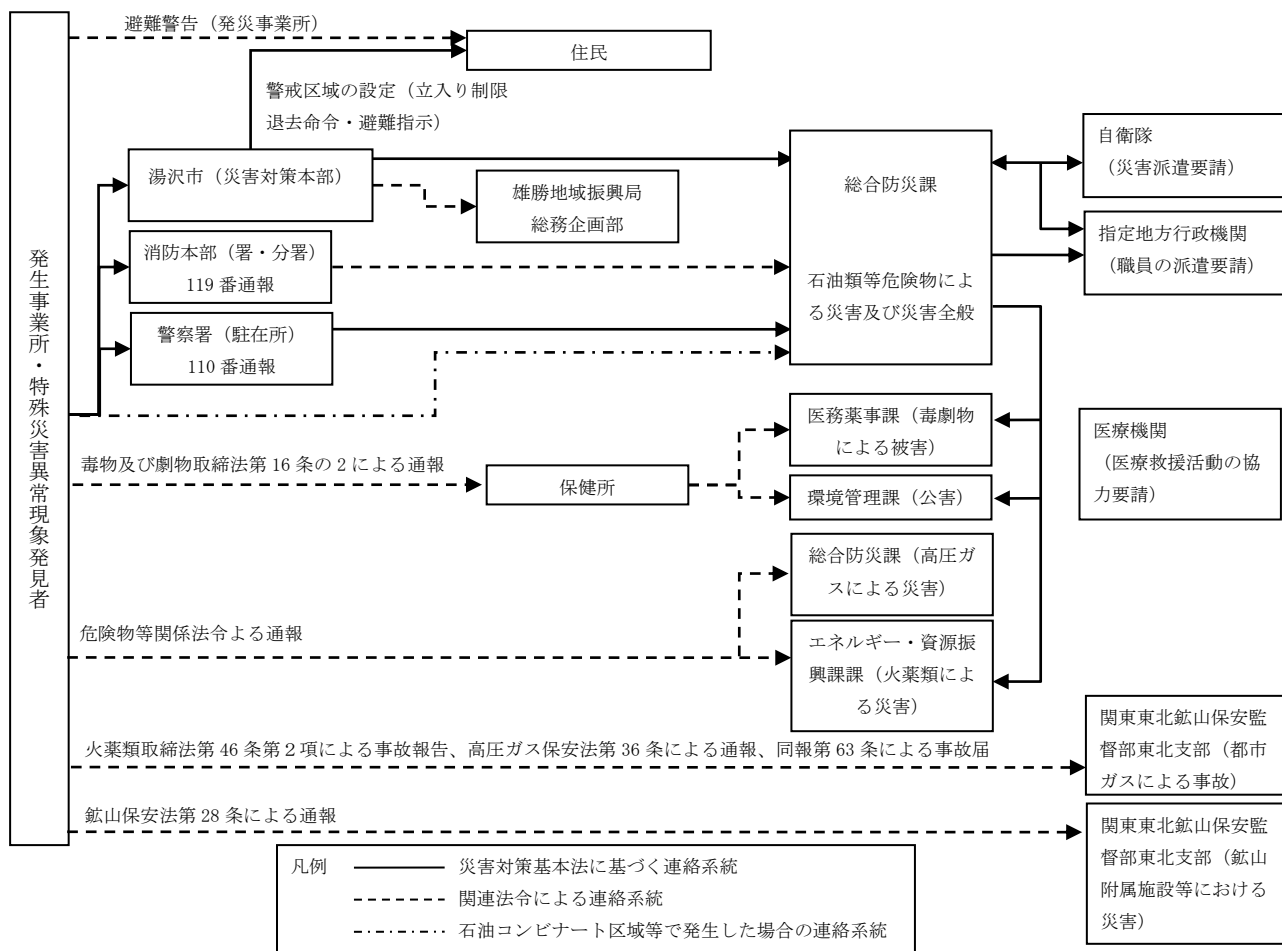
通報を要する異常現象はおおむね次のとおりである。

事項	異常現象等	連絡先市外局番(0183)
気象	著しく異常な気象現象 (竜巻、強い降ひょう等)	○湯沢市総務課 55-8250 総合防災室
地象 (火山関係)	○噴火現象及びこれに伴う降灰砂等 ○火山地域での地震の群発、鳴動の発生、顕著な地形変化、顕著な湧水の変化、顕著な地温の上昇及びこれに伴う草木の立枯等 ○噴気、噴煙の発生又は顕著な異常変化	○湯沢警察署 73-2127 (110) 湯沢北交番 73-4029 須川駐在所 79-2345 稲川交番 42-2010 雄勝交番 52-2310 秋ノ宮駐在所 55-2103
(地震関係ほか)	○火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常現象 ○群発地震 ○地すべり、山崩れ、地鳴り等	○湯沢雄勝広域 73-3169 市町村圏組合 (119) 消防本部 消防署 73-3151
水象	○顕著な増水	稲川分署 42-2330
その他	○火災、ガス漏れ ○その他災害が発生するおそれがある異常な現象又は災害の発生を知ったとき。	雄勝分署 52-3080 皆瀬分署 46-2101

## 第5 地震による特殊災害発生時の措置

地震災害により大規模な災害、爆発、危険物の流出、有毒ガスの発生及び車両の特殊災害が発生した場合の通報、連絡系統は次によるものとする。

### ■ 特殊災害発生時の連絡系統図（秋田県地域防災計画による）



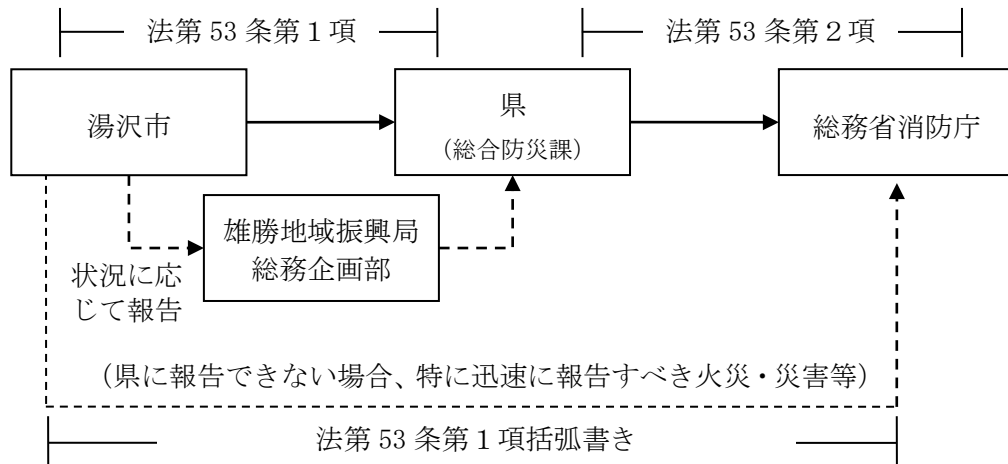
## 第6 被害報告

### 1 県への報告

市は、災害（火災を除く）が発生したときは、次の区分により所定の様式で、県総合防災課（災害対策本部を設置している場合は、災害対策本部）へ報告する。ただし、県総合防災課へ報告できないときは、直接、総務省消防庁へ報告するものとする。

なお、市の区域で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）は、県総合防災課及び総務省消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り迅速に報告する。

■ 災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告ルート



■ 総務省消防庁連絡先

区分回線別		平日 (9:30~18:15)	左記以外
		※応急対策室	※宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	*-90-49013	*-90-49102
	FAX	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036

\*各団体の交換機の特番

(問い合わせ先) 総務省消防庁国民保護・防災部 応急対策室応急対策係 03-5253-7527

(1) 被害概況報告

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死者の有無、火災、津波の発生有無等を報告する場合）には第1号様式を用いて報告する。

ア 災害の概況

災害の発生した具体的場所（地域名）、発生日時を記入する。

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入する。その際に、人的被害及び住家の被害に重点を置く。

ウ 応急対策の状況

当該災害に対して、市（消防機関を含む）が講じた措置について具体的に記入する。特に住民に対して避難指示を行った場合には、その日時、範囲、避難世帯（人



数) 及び場所を記入する。

(2) 災害即報

災害状況が判明次第その状況を第2号様式により報告する。ただし、被害額は省略することができる。

(3) 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に第3号様式(確定)により報告する。

(4) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害について、第3号様式により翌年の4月30日まで報告する。ただし、査定・調査等により被害額が確定したものとする。

(5) 掌握した市内の災害の状況を、次により県関係部局主管課に報告する。

◎報告事項

- ア 災害の原因
- イ 災害発生の日時
- ウ 災害発生場所又は地域
- エ 災害の程度(事項内訳、被害程度)
- オ 応急措置(事前措置を含む)の概要
- カ 復旧状況
- キ 今後の措置、方針
- ク 災害対策本部設置の有無
- ケ その他必要と認める事項

## 第7 被害の認定基準

報告書へ記入する被害の認定は、被害程度の認定基準により記入する。

分類	用語	被害程度の認定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認した者、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者	
	負傷者	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満の治療で治癒できる見込みの者
住家被害	住家	現実にその居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるか否かを問わない。	
	全壊、全焼 又は流出	住家がその居住のため基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修によっても元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧相当額）がその住家の再建築価格の50%以上に達したものとする。	
	大規模半壊	半壊であって、構造耐力上主要な部分（建築基準法第1条第3号に規定）の補修等を行わなければ、当該住宅に居住が困難であると認められるもの 1 損壊部分が、その住宅の床面積の50%以上70%未満のもの 2 住宅の主要な構成要素経済的損失が、住宅全体の40%以上50%未満のもの	
	半壊 又は半焼	住家がその居住のため基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧相当額）がその住家の再建築価格の20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半焼に至らない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものである。ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。	
	床上浸水	浸水がその住家の床より上に浸水したもの及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水程度に至らない程度に浸水したものとする。	

分類	用語	被害程度の認定基準	
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	被害の程度	非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたものとする。	
その他	田畑	流失 ・埋没	耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不可能となったものとする。
		冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2によって規定される同法が準用される天然の河岸とする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第67号）第2条第2項に規定する施設とする。	
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害をいう。	

分類	用語	被害程度の認定基準
その他	被害船舶	ろ、かいのみをもって運航する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	通信施設の被害によって、電話が不通になった回線数とする。
	水道	上水道及び簡易水道施設の被害によって断水した戸数とする。
	電気	電力施設の被害によって、停電した戸数及び供給停止した戸数とする。
	ガス	一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止となっている戸数とする。
	ブロックべい	倒壊したブロックべい及び石べいの箇所数とする。
	水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不通回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。ただし、災害確定報告時点にあつては最も多く発生した時点における数値を記入する。	
罹災世帯	<p>災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。</p> <p>例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。</p>	
罹災者	罹災世帯の構成員をいう。	
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ記入する。	
被害金額	公立文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和22年法律第247号）による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第1条に規定する施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。	

分類	用語	被害程度の認定基準
被害金額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害（例えば、立木、苗木等の被害）
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害（例えば、家畜、畜舎等の被害）
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害（例えば、のり、漁具、漁船等の被害）
	商工被害	建物以外の商工被害（例えば工業原材料、商品、生産機械機具等）

## 第8 安否情報の収集・伝達体制

### 1 安否不明者の情報収集と氏名等の公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

### 2 安否情報システムの活用

安否情報システムは、国（総務省消防庁）が整備したシステムであり、国民保護事案のほか、自然災害・事故災害においても活用することができる。

市、県は、大規模な自然災害が発生した場合、住民の安否情報を確認するため、安否情報システムを活用して、避難住民や負傷住民等の情報を収集及び整理することによって、住民からの安否情報の照会に対する回答を行う。

また、全国の住民からの安否情報の照会に対しても的確な回答を行うため、市、県は、安否情報システムにおいて収集及び整理した安否情報を、消防庁に設置されたサーバーに登録（報告）し、国、都道府県及び関係機関との間で情報共有を図る。

### 3 行方不明者相談対応班の設置

大規模な災害が発生した際に警察に寄せられた行方不明者情報に対応するため、警察本部及び警察署に行方不明者相談対応班を設置し、行方不明者に関する届出の受理やデータ化、安否確認、県や市町村等に寄せられた情報の共有等を行う。

[資料編 12-1 被害状況報告の様式]

## 第7節 孤立地区対策計画

[総務課、関係機関]

### 第1 計画の方針

市は、災害による孤立想定地区（中山間地集落、限界集落等）を本計画に定め、これら地区等の孤立予防対策として、道路・橋梁等の耐震化、通信施設などの公共施設の改修又は防護対策、道路バイパスの整備や地すべりや雪崩発生危険箇所など、いわゆる災害危険箇所における危険防止対策等を計画的に実施するものとする。

さらに、孤立想定地区の公共施設を備蓄倉庫として活用し、水・食料品、生活用品など緊急物資の備蓄に努める。また、人口の減少が著しく急速に高齢化が進む中山間地の集落、いわゆる限界集落については、定期的な巡回・指導に併せ、住民の健康や生活面などの把握に努め、これらの実態を踏まえたきめ細かな対策を進める。

### 第2 交通路の確保

国、県及び市の道路管理者、並びに東日本高速道路などの機関は、大雨に伴う洪水や土砂災害、雪崩等の発生を想定し、これらに関する気象情報が発表された場合は、警察や運輸関係機関等と連携し、災害危険箇所の巡視を強化する。

巡視により土砂崩れ、冠水、雪崩等を確認した場合、又は土砂災害等が発生するおそれがある亀裂などを確認した場合には、市、国、県及び関係機関等と連絡調整の上、早期復旧体制の整備と二次災害の防止対策を実施する。また、想定している迂回路の安全を確保するための巡回・点検を実施する。

なお、迂回路の確保ができない場合、さらに通信施設が被災し連絡手段が断たれ集落又は地区の孤立を確認した場合は、県消防防災ヘリコプター及びドローン等による被害情報収集、連絡・支援体制を整備する。さらに、航空機と地上から被害調査を実施し、これらの調査結果を総合的に検討し、応急復旧の手段の選定と仮復旧期間を算出の上、直ちに交通路の応急復旧に着手する。

### 第3 通信手段の確保

電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに、併せて代替え通信機器の整備に努める。

市は、一般公衆電話施設が被災した通信の途絶を想定し、バックアップ機器として災害に強い衛星携帯電話機などの通信機器を整備する。また、通信機器に安定した電力を供給するため、自家発電機の整備と発電機燃料の備蓄に努める。

### 第4 電力の確保

電力事業者は、停電の早期復旧を図るとともに、停電の長期化を想定した移動自家発電機器などの配備に努める。

市は、小型可搬型自家発電機を緊急物資備蓄品目に指定し、計画的な整備に努める。

## 第5 救急患者の搬送

救急患者が発生した場合、消防防災ヘリコプターによる患者搬送を行う。

また、状況に応じて関係機関に航空機の派遣を要請する。

市は、孤立集落内又は地区の近隣に臨時ヘリポート設置し、識別できる標識等を設置する。

## 第6 緊急物資の備蓄

市は、想定孤立集落又は地区をブロックに区切り、それぞれのブロックごとに、次の緊急物資の備蓄に努める。

区分	品目・用途等	備考
飲料水	ミネラルウォーター、お茶など	
給水用品	浄水器、給水用ポリ容器・ポリ袋	
食料品	1 米 2 保存食品 即席麺、缶詰、瓶詰め、自家用漬け物、乾燥野菜、塩干魚、豆・海草類など 3 乳児用ミルク 4 その他	
生活雑貨	日用雑貨品、下着、防寒着等	
冷暖房器具	ストーブ、温風ファンヒーター、携帯カイロ、扇風機等	停電時に使用できる暖房器具など
発電機	小型可搬式自家発電機	
燃料	暖房用、炊事用、発電機用	
医薬品	風邪薬、胃腸薬、解熱剤、膏薬、消毒薬、絆創膏・包帯等	
その他	必要雑貨	

## 第7 し尿、ごみの処理

洪水、又は積雪時等において、汲み取り運搬車の運行不能を想定し、住家等に被害を及ぼさない処理場所をあらかじめ選定し、住民に周知しておくこと。

ごみは、環境衛生上支障のない場所を指定し、集積しておくこと。

## 第8節 通信運用計画

[総務課]

### 第1 計画の方針

通信は災害時における情報の収集、伝達及び応急対策に必要な命令、指示等の伝達のため極めて重要であり、災害時における非常通信の確保とともに、災害情報の収集その他の災害応急対策が迅速的確に実施できるよう、通信連絡体制の整備に努める。

### 第2 通常時における通信連絡

県及び市、その他の防災関係機関が行う災害に対する予報等の伝達、又は関係機関に対しての連絡等については、県総合防災情報システム、各防災機関所有の無線設備、電気通信事業用通信設備、又はそれぞれの専用の通信設備をもって迅速に行う。

### 第3 非常時における通信連絡

#### 1 通信連絡体制

- (1) 災害時における通信連絡は、各庁舎に設置されている秋田県総合防災情報システム及び災害時非常電話を利用する。
- (2) 災害対策本部の各部においては、情報の収集・伝達に係る事務に従事させるため、通信し連絡事務従事者を指名する。
- (3) 通信連絡責任者は各部長とする。
- (4) 災害に関する通信の送受信者は通信事項の要点を正確に記録し、速やかに通信責任者に報告する。

#### 2 電気通信事業用通信設備の優先使用

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で緊急を要する通信は、次に掲げる電気通信施設を優先的に使用する。なお、防災関係機関は、非常・緊急通話に使用するため、あらかじめ既設の電話を指定し承認を受けておくものとする。

- (1) 電気通信事業法に基づいて承認を受けた非常電話及び緊急電話
- (2) 災害地の指定避難所等に設置された有線、又は可搬型無線機による特設電話

#### 3 他の機関の通信設備の利用

- (1) 災害応急措置の実施に際し、特に必要があるときは、災害対策基本法その他関係法令の定めるところにより、他の関係機関の通信設備を活用してその通信を確保する。

- ア 警察署通信施設
- イ 鉄道関係通信施設
- ウ アマチュア無線通信
- エ タクシー業務無線通信
- オ その他



(2) 他機関の通信施設を利用する場合は、次の事項を管理者に申し出て行う。

ア 利用又は使用しようとする通信施設

イ 利用又は使用しようとする理由

ウ 通信の内容

エ 発信者及び受信者

オ 利用又は使用を希望する時間

カ その他必要な事項

#### 4 防災相互通信用無線機の使用（158.35MHz）

非常災害時に、県及び市が現地で防災関係機関と直接無線連絡を必要とする場合に使用する。なお、使用の際は関係機関相互と協議するものとする。

#### 5 公衆電気通信施設の優先利用

大規模地震発生時においては、各防災関係機関の有する通信手段が使用できなくなることも想定され、その場合、次のような各種通信手段が市においても利用可能と考えられるので、必要に応じて、関係機関相互に連携をとりながら通信手段の確保を図る。

##### (1) 一般公衆回線

災害時には、途絶や輻輳（ふくそう）がある。

##### (2) 災害時優先電話通信

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者が提供しているサービスである。利用にあたっては、災害時優先電話とする電話回線について、あらかじめ防災機関から各電気通信事業者へ申請を行い、指定を受ける必要がある。

##### (3) 携帯電話

一般公衆回線と別系統であり無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時には途絶や輻輳（ふくそう）もある。

##### (4) インターネット

データ通信としてのインターネットとして、各種情報や安否情報等の情報提供ができる。また、インターネット電話が普及しつつある。

## 第4 通信の統制等

### 1 通信統制

災害の発生時においては、通信が輻輳（ふくそう）することが常であることから、通信施設の管理者は必要に応じ適切な通信統制を行う。

### 2 通信施設の管理者相互の連携

災害応急対策時に膨大となる通信業務を円滑、迅速に処理するため、通信施設の管理者及び市は相互の連携を密にするとともに、通信施設者は被災した通信施設の通信業務についても相互に協力するよう努めるものとする。

## 第5 通信及び放送施設の応急復旧対策

### 1 秋田県総合防災情報システム

#### (1) 基本方針

災害が予想される場合は、通信施設に対する防護策の強化を図り、万一通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市町村及び防災関係機関相互の無線通信の確保に努める。

#### (2) 応急復旧対策

ア 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

- a 要員の確保
- b 予備電源用燃料の確保
- c 機器動作状態の監視強化
- d 局舎、機器等の保護強化

イ 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

- a 職員による仮復旧の実施
- b 移動局による臨時無線回線の設定
- c 復旧工事に伴う要員の確保

### 2 警察無線施設

#### (1) 基本方針

災害発生時における警察通信の途絶を防止し、その確保を図る。

#### (2) 応急復旧対策

ア 警察通信施設の被害実態の把握

警察本部、各警察署に收容設置されている全有無線電話について早期に被害実態を把握する。

イ 応急通信設備の設置

- a 臨時中継所の設置
- b 臨時基地局の設置
- c 高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）、衛星携帯電話等の設置

ウ 予備電源の使用

警察本部及び警察署の災害停電に際しては、それぞれ発動発電機を運転するほか、現地指揮所の通信用電源には、可搬型発動発電機を運転し警察通信の確保に万全な措置をとる。

### 3 消防無線通信施設

消防本部では、災害が発生した場合には、救急・救助等消防活動に関わる情報の収集・連絡等が確実に行われるよう通信施設の確保に努める。

通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替施設を使用するなど必要な措置を講じる。

### 4 放送施設への要請

市は、必要に応じて、県を通じ、市内の被害や応急対策等の情報に関する放送を、NH

K秋田放送局、ABS秋田放送、AKT秋田テレビ、AAB秋田朝日放送、エフエムユーとぴあに要請する。

また、放送施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替施設を使用するなど必要な措置を講じるよう要請する。

## 第9節 広報計画

[総務課、情報政策課、各総合支所]

### 第1 計画の方針

災害発生時の混乱を防止し、民生の安定と秩序の回復を図るため、災害応急対策の実施状況等、被災者のニーズを十分把握し効果的な広報活動を行う。

災害発生時の広報は市が行うもののほか、報道機関との密接な連携のもとに、災害の状況及び災害対策の実施状況等を的確に広報し、民生の安定と秩序の回復を図る。

広報に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、子供・乳幼児等いわゆる要配慮者に配慮するほか、住民からの問合せに対する体制の整備を図る。

### 第2 広報の内容

災害の広報の内容は、災害の規模、被災者生活支援、安否情報、並びに応急復旧措置など、おおむね以下の項目について、簡潔かつ明瞭に行うものとする。

特に、個人情報の扱いについては十分留意し、広報に当たっては本人の了解を得るものとする。

- 1 災害対策本部などの設置状況に関する事。
- 2 避難指示等発令状況、避難者（特に要配慮者）、避難所の開設・運営等に関する事。
- 3 避難経路に関する事。
- 4 食料・水及び生活物資の過不足、並びに配給状況や配給計画に関する事。
- 5 死傷者、並びに住宅被害に関する事。
- 6 電話、道路、鉄道など公共施設被害に関する事。
- 7 安否情報に関する事。
- 8 ライフラインの復旧状況に関する事
- 9 二次災害の防止に関する事。
- 10 災害ボランティアの募集に関する事。
- 11 警備などの治安状況に関する事。
- 12 被災者の生活再建支援に関する事。
- 13 応急仮設住宅の建設及び入居に関する事。
- 14 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連の情報に関する事。
- 15 古文書等歴史資料の廃棄・散逸の防止に関する事。
- 16 雪害時の情報に関する事。
  - a 人命及び建物被害の防止の呼びかけ
  - b 雪崩・落雪の危険地域への立入り・通行制限状況
  - c 雪下ろしの励行（屋根の積雪が70cm以上になると危険）の呼びかけ
  - d 流雪溝投口周辺の除雪の励行
  - e 雪捨て場の場所と状況

- f 一般道路等の除雪作業の時期・方法・区間に係る情報
  - g 住宅周辺除排雪マナー徹底の呼びかけ
  - h 個別燃料施設や街区の消防施設等の事故防止・火災予防の呼びかけ
  - i その他
- 17 その他

### 第3 広報の手段

広報は、情報の出所を明確にして、災害の規模、態様に応じて最も有効と見られる方法によって行う。

- 1 広報車、サイレン吹鳴装置等による広報
- 2 臨時広報紙、チラシ・ビラ等による広報
- 3 メールやホームページ、SNS等による広報
- 4 報道機関への定時発表、テレビ・ラジオによる広報
- 5 防災行政無線・衛星電話等による広報
- 6 県消防防災ヘリコプターによる広報
- 7 町内会・自主防災組織を通じたの広報
- 8 広報班連絡員の派遣

### 第4 報道機関等への広報

- 1 報道機関に対する情報の提供は情報政策課において行うが、内容についてはあらかじめ災害対策本部長の承認を得ておくこととする。
- 2 公共機関、団体及び重要な施設の管理者に対する広報は、住民に対する広報と同様にあらゆる機会を捉えて行う。

### 第5 災害時の広聴活動

災害・事故により甚大な被害が生じた場合には、情報の途絶や混乱した社会不安も加わるため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を実施し、民心及び民生の安定を図り、併せて災害応急対策活動、災害復旧活動に住民の要望等を反映させる。

相談窓口開設に当たっては、住民に対し、窓口の連絡先等を周知するなど利用しやすい環境づくりに努める。

- 1 実施体制  
災害・事故の態様により広聴活動が必要と認めたときは、避難場所に職員及び連絡員を派遣し、被災相談窓口を開設する。
- 2 通信回線の確保  
被災地からの情報を迅速に処理するために、市に電話回線、ファクシミリ回線等を確保するとともに、メールによる問合せに対する対応や情報伝達を図る。
- 3 要望等の処理  
避難所運営、応急仮設住宅対策をはじめとする応急対策全般について住民の要望・意見

等を災害応急対策活動及び災害復旧活動に反映させるため、関係課による相談窓口を設置する。被災地に派遣された職員及び電話回線等の窓口責任者は、聴取内容を迅速に整理し、市（災害対策本部）に報告する。市は、必要に応じ、指定地方行政機関、県等に要望等を伝達する。

市は、降雪期に寄せられた住民の意見・要望等を取りまとめ、雪害対策の改善すべき項目について点検し、改善事項がある場合には、次の降雪期までに見直しをするよう努める。

## 第6 帰宅困難者に対する交通状況等の情報伝達

帰宅困難者に対する交通状況等の情報伝達は、「本節 第3 広報の手段」に掲げる手段により広報する。

また、家族・親戚等の安否確認の手段については、携帯電話機又はN T Tの仮設電話機からN T Tが開設する災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言版（WEB171）等の利用を促す。

## 第10節 避難計画

[総務課、まちづくり協働課、各総合支所、福祉課、長寿福祉課、子ども未来課、教育部、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部、湯沢警察署]

### 第1 計画の方針

災害が発生し又は発生のおそれがある場合に、人命の安全を第一に危険区域の居住者、観光客等一時滞在者その他の者に対し避難指示等を的確に実施し、人的被害の防止を図る。

また、生活支援等の実施に当たっては、要配慮者や女性への十分な配慮、並びに避難者及び被災者に対するプライバシー保護について徹底した対策の実施に留意する。

#### ■ 実施担当及び業務内容

担当部（課）等	担 当 業 務
総務課	避難所の開設命令、避難指示等に関すること。
まちづくり協働課及び各総合支所	所管の避難所施設の開設及び管理運営等に関すること。 (鍵、施設内の物品)
福祉課	避難所の連絡員、避難者収容に関すること。
長寿福祉課	避難所の開設と管理運営に関すること。
子ども未来課	福祉避難所の開設要請等に関すること。
教育部	所管の避難所施設の開設及び管理運営等に関すること。

### 第2 避難指示及び警戒区域の設定

避難指示は市長が行い、必要に応じて警察署長及び消防機関、消防団に住民の避難誘導への協力を要請する。なお、避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

#### 1 避難指示の実施責任者

実施責任者	内容（要件）	根拠法
市長	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般（ただし、市長が避難のため立ち退きを指示することができないと認められるとき、又は市長から要求があったとき）	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事	災害全般（ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	災害対策基本法第60条
自衛官	災害全般（警察官がその場にはいない場合に限る）	自衛隊法第94条
知事、その命を受けた県の職員 又はその命を受けた水防管理者（市長）	洪水・雨水出水（直ちに当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する）	水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべり（直ちに当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する）	地すべり等防止法第25条

## 2 警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	内容（要件）	根拠法
市長	災害全般（災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき）	災害対策基本法第63条
警察官	災害全般（ただし、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。）	災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般（ただし、市長又は警察官がその場にいないとき）	災害対策基本法第63条 自衛隊法第94条の3
消防吏員又は消防団員	水害を除く災害全般（災害の現場において、活動を確保する必要があるとき）	消防法第28条、第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水・雨水出水（水防上緊急の必要がある場合）	水防法第21条

## 3 警戒区域の設定

市長は、生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し、又はその区域からの退去を命ずる。

- (1) 時期を失することのないように迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するため、交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (4) 区域の設定を明示する場合は、適当な場所に市名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、ロープ等で明示する。
- (5) 警戒区域設定に当たり、次により周知を徹底する。
  - ア 警戒区域設定の理由  
警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を周知する。
  - イ 設定の範囲  
範囲を具体的に、地名、目印、道路名、市名、集落名等をわかりやすく周知する。

## 4 避難情報等の種類

市長又は法令で定める実施責任者が発令する避難情報等の種類及び住民に求める行動は別表のとおりとする。



別表

区 分	内 容	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害が発生するおそれがある状況において、対象となる高齢者等が迅速、かつ安全な避難を確保するために発令する避難情報である。	●「災害のおそれあり」 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する住民が避難行動を開始しなければならない状況	●「危険な場所から高齢者等は避難」 ・高齢者等（※）危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 （※）避難を完了させるのに時間を要する在宅文は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出動等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	災害が発生するおそれが高い状況において、対象となる地域住民に対し、危険な場所から避難を促すために発令する避難情報である。	●「災害のおそれ高い」 通常の避難行動が可能な住民が避難行動を開始しなければならない状況	●「危険な場所から全員避難」 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害が発生又は切迫しており、身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、対象となる地域住民に対し、自宅や近隣の建物で直ちに身の安全を確保するよう促すために発令する情報である。	●「災害発生又は切迫」 命の危険があることから、直ちに身の安全を確保しなければならない状況	●「命の危険直ちに安全確保！」 近隣の強固な建物への避難、屋内にいる場合は窓や山側の部屋から離れるなどの緊急安全確保を求める。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
自主避難	高齢者等避難や避難指示など市が発令する前に自宅にいることに不安や危険を感じたら、自らの判断で避難する行動である。	台風が接近するおそれがある場合や、大雨によって土砂災害の発生等が懸念される状況	住民は、必要に応じ、自主的に地区集会所・自主避難所（市が開設した場合）等へ避難。その際、必要な食料、飲物、日用品等を持参。又、要配慮者等、特に避難行動に時間を要するものは、できるだけ早期に自主避難する。

※【警戒レベル5】緊急安全確保は災害の状況を確実に把握できるものではないことなどから、必ず発令されるとは限らない

### 第3 高齢者等避難、避難指示の要領

市は、あらかじめ発令の伝達文案を準備し、円滑な情報伝達が行われるよう努める。

#### 1 高齢者等避難の内容

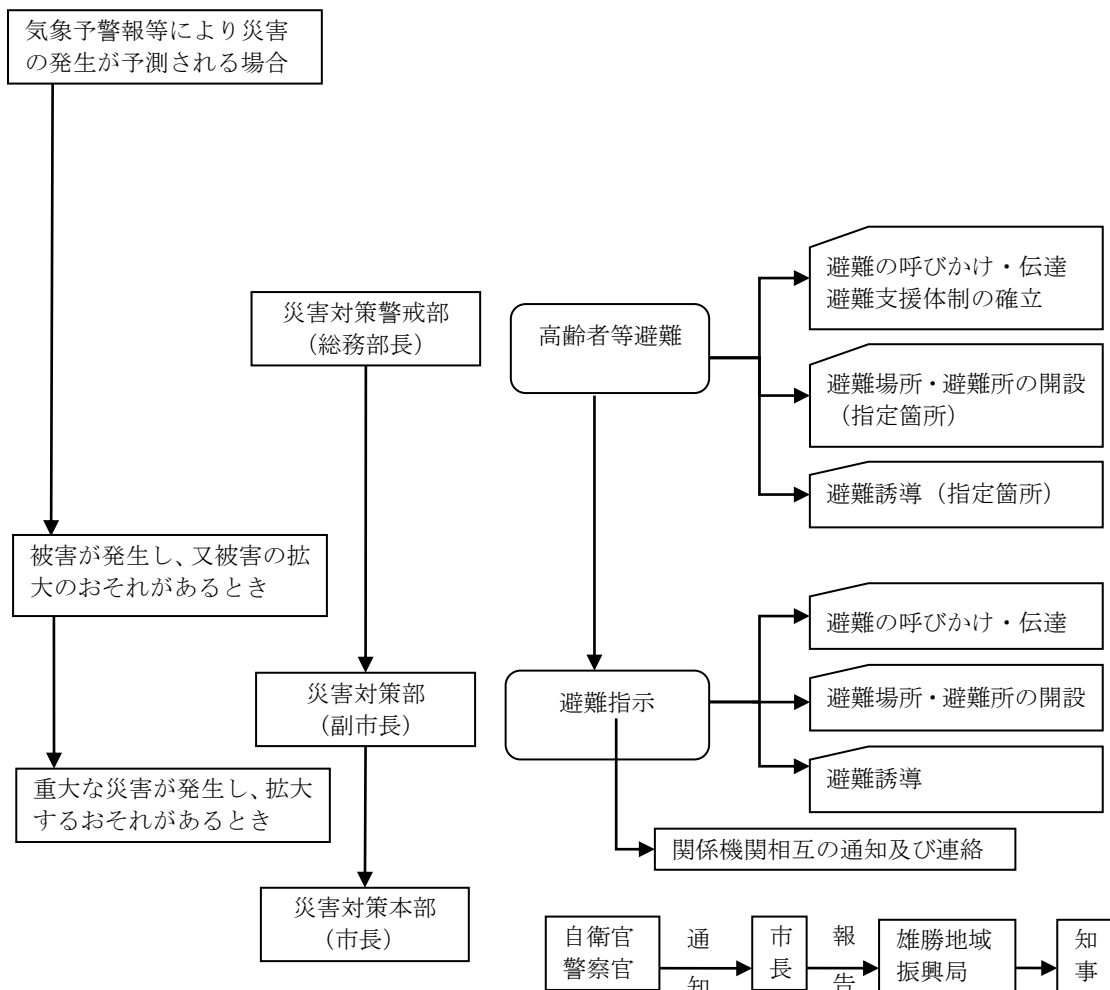
- (1) 発令者
- (2) 対象事態の具体的状況
- (3) 発令時刻
- (4) 避難場所
- (5) その他必要な具体的な事項

#### 2 避難指示の内容

市長が避難指示を行う場合は、次の内容を明らかにする。

- (1) 避難の対象地域
- (2) 避難先（避難場所又は避難所）
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の明確かつ具体的な理由
- (5) 避難指示の期間
- (6) 避難の方法その他必要な具体的な事項

#### ■ 高齢者等避難、避難指示のフロー



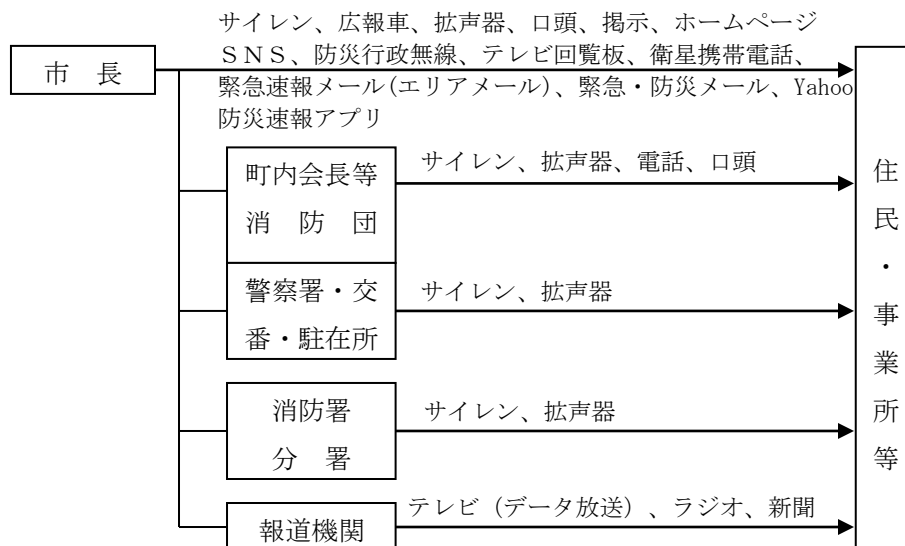
### 3 住民への周知等

- (1) 市長は、避難指示を行う場合は、当該地域の住民に対してその内容を以下の方法により速やかに周知するとともに、関係機関に対しても速やかに連絡する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。
- (2) 各総合支所長は、地域担当者がまとめた情報等により、避難指示が必要と認めるときは市長に報告し、その命令により直ちに広報車等により地域住民に伝達するとともに、防災関係機関へ連絡する。
- (3) 消防団長は、(1)及び(2)の伝達を受けたときは、伝達員に連絡し、サイレン及び個別伝達により住民に周知する。

### 4 報告

市長は避難の措置を実施したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

#### ■ 高齢者等避難、避難指示の住民への周知方法



### 第4 避難の方法

災害の種別や規模、季節等により、適切な避難場所、避難方法を選定し、避難を確実に実施する。

- 1 市長は、本計画に指定緊急避難場所、指定避難所を定め、統一的な図記号を利用した、分かりやすい誘導標識や案内板等により住民や観光客への周知徹底を図る。  
また、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 2 指定緊急避難場所、指定避難所を災害の種類ごとにあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、防災訓練には徒歩による避難訓練を実施する。
- 3 避難誘導には、市職員、消防団員、交通指導隊員等をもって当たることとし、災害の状況により誘導できないときは、各地域の代表、企業、自主防災組織等のリーダーがこの任務に当たる。

- 4 避難経路の要所にできるだけ誘導員を配置する。
- 5 避難はできるだけ町内会、集落単位で行い、特に要配慮者を優先して安全に避難させる。
- 6 避難する場合には、電気のブレーカーを切断し、ガスは元栓を閉める。
- 7 在宅療養者等は適切な避難場所へ搬送する。
- 8 安全な避難が行われるために、所持品は最小限度に止めるよう指導する。
- 9 避難時の混乱を防止し、円滑に避難させるため、警察や消防機関等に連絡して協力を得る。
- 10 市長は、ヘリ・車両等による移送の必要があるとき、県へ必要な応援又は派遣を要請する。
- 11 避難終了後の確認
  - (1) 避難指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出するものとする。
  - (2) 避難指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。
- 12 住民の心得
  - (1) 戸締り、火気及び電気ブレーカー等の始末を完全にすること。
  - (2) 携帯品は、必要な最小限度のものとする。  
(貴重品、食糧、水筒、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布等)
  - (3) 服装はなるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。
  - (4) 原則として徒歩によるものとし、車での避難は極力避けること。
- 13 企業の役割
  - (1) 顧客が安全に退去できるよう適切な誘導を行うこと。
  - (2) 機器、設備等を速やかに停止させること。
  - (3) 火気等による失火を防止すること。
  - (4) 従業員等の安全を確保すること。
  - (5) 必要に応じ、近隣住民等の避難等に協力すること。
- 14 被災者の避難誘導、人命救助、防災対応等に当たる者は、自らの安全を確保しつつ、避難指示を行うなどして、安全かつ迅速な避難誘導を行う。

## 第5 避難所の開設・運営

市は、避難所を開設したときは、開設日時、避難者数、開設期間等を速やかに県に報告する。また、避難所開設・運営は、避難所マニュアルに基づき円滑な運営に努めるものとする。

### 1 生活環境の整備

避難所の安全性及び良好な居住性の確保、生活関連物資の配布等、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。なお、食物アレルギーなど個別の対応が必要となる要配慮者に対し、食料や食事の提供を行う場合は、要配慮者のニーズの把握とアセスメントの実施に加え、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努めるものとする。

## 2 適切な運営管理

市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う上で、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや防災行政無線、SNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

## 第6 多様な視点を取り入れた避難所対策

市は、避難所の開設及び運営に当たり、多様な視点を取り入れた対策を実施するものとする。

### 1 男女別ニーズの違いへの配慮

- (1) 避難所の開設当初から、男女別トイレ、女性専用の物干し場、女性専用の更衣室、授乳室及び休憩等のための女性専用スペースを設ける。これらの設置にあたっては、外から覗かれることのないよう、パーティション等を活用するなどして、プライバシーの確保に努めること。仮設トイレは、男性に比べて女性の方が混みやすいことから、できるだけ女性用トイレの数を多めに設置する。また、障害者、高齢者等に対する異性による介助利用や性的マイノリティの利用等を想定し、最低でも1つはユニバーサルデザインのトイレを設置するよう検討すること。
- (2) 避難者の受入にあたっては、乳幼児連れ、単身女性等のエリアの設定、間仕切り用パーティション等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講じること。

### 2 妊産婦、乳幼児などへの配慮

- (1) 妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦、母子専用の休養スペースを確保、栄養の確保や健康維持のため生活面の配慮を行うこと。  
なお、妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月齢、個々人によっても差があることから、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対策を行うこと。
- (2) 母乳育児中の母子については、母乳が継続して与えられる環境を整えるとともに、哺乳瓶やお湯の衛生管理ができる環境を整えること。
- (3) 女性や子供に対する暴力を予防するため、男女ペアによる就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備を実施したり、防犯ブザーを配布するなど、安全・安心の確保に配慮すること。

### 3 避難所の運営管理

- (1) 避難者による自治的な運営組織には、男女両方が参画するとともに、責任者や副責任

- 者等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にすること。
- (2) 自治的な組織では、女性、子供・若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえ、避難所での生活のルールづくりをすること。
  - (3) 自治的な組織において、班を組織して避難者が活動する際は、特定の活動（例えば、食事作りやその後片付け、清掃等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにすること。また、班の責任者には、男女両方を配置すること。
  - (4) 女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めること。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めること。
  - (5) 避難所で生活する障がい児者とその家族への支援に当たっては、当事者の障がい特性等に応じた合理的配慮を行うよう努めること。

## 第7 避難生活の長期化への対応

市は、避難生活が長期化する場合には、生活を営むために必要な給食・給水施設、衛生施設等を確保し、又はこれらの施設が整備されている避難所等に避難者を移動させるものとする。

物資の調達及び供給に当たっては、男女のニーズの違いのほか、妊産婦、乳幼児、食事制限のある人等の多様なニーズの把握に努める。また、多様なニーズの把握のために、民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、声を出しにくい人の声を拾うための意見箱の設置等、工夫を施すこととする。

また、必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

## 第8 広域避難

### 1 体制の構築

市は、大規模な災害が発生するおそれがある場合、他の市町村への円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町村との間における応援協定の締結や、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

### 2 広域避難の要請

市は、災害が発生するおそれがある場合において、他市町村への広域的な避難が必要であると判断した場合は、事前に締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入れを要請する。なお、協定の相手方を持たない市町村や、相手方を持つ市町村であつ

ても状況（相手方の市町村も被災のおそれが高く受入れが困難になる場合など）によっては、次により受入れを要請する。

（災害対策基本法第61条の4～6関係）

災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

### 3 関係機関における連携

国、県、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

また、国、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

### 4 広域避難の受入に係る準備

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

## 第9 広域一時滞在

市は、他市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合は、事前に締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入を要請する。

また、必要に応じ、次により受入を要請する。（災害対策基本法第86条の8～9）

- 1 市は被災した場合、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県への受入については、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- 2 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

## 第10 要配慮者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

また、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

### 第 1 1 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅や車中・テント泊等の被災者に対して、情報の早期把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、各避難所において健康相談や保健指導を実施するものとする。

### 第 1 2 帰宅困難者支援

多数の帰宅困難者が発生した場合、市及び関係機関は、次により帰宅困難者への支援に努める。

#### 1 市の実施範囲

市は、関係機関と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努める。

#### 2 関係機関の実施範囲

公共交通機関の運行管理者及び駅等の施設の管理者は、市と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努めるとともに、運行情報を随時提供するものとする。

### 第 1 3 避難所等の家庭動物対策

1 避難所へ飼い主が家庭動物と同行避難できるよう環境整備に努める。

2 避難所及び被災地等における家庭動物の管理状況について確認し、支援する体制を構築する。

[資料編 第 4 救急医療に関する資料、  
第 1 0 災害危険箇所に関する資料、  
1 5 - 1 指定避難所、指定緊急避難場所、  
福祉避難所一覧、  
1 5 - 2 避難に関する様式、  
1 5 - 3 高齢者等避難、避難指示、  
災害発生情報の伝達文例]



## 第 1 1 節 消防・救助活動計画

[総務課、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部、湯沢警察署]

### 第 1 計画の方針

大地震発生時には、建物等の倒壊や火災の同時多発、延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがあるため、市は、大地震発生時において、消防本部及び防災関係機関と協力の上、市区域内の火災予防、消火活動等を迅速かつ効果的に実施するとともに、消防等による的確な救助活動の支援を行う。

### 第 2 消防活動

- 1 市及び消防本部は、地震時に市内で火災等が発生したときは、迅速に消火活動等の必要な応急措置を行い、住民に対しても出火防止、初期消火及び延焼拡大の防止を期するよう広報を徹底する。また、要救助者の救出と傷病者に対する応急措置を行うとともに、医療機関への搬送を行う。
- 2 市及び消防本部は、地震災害の規模が大きく、火災の同時多発や延焼拡大等が著しいため、市の消防力だけでは対処できない場合には、県及び他市町村等に対し応援を要請する。  
また、「秋田県広域消防相互応援協定」や県外の市町村等の災害時における相互応援協定により応援を要請する。

### 第 3 救助活動

大地震発生時には、建物の倒壊、がけ崩れ等のため多数の要救助者の発生が予想される。市、消防本部をはじめ防災関係機関は、相互に協力して迅速かつ的確な救助活動を行うものとする。

#### 1 市の活動

- (1) 市は、消防団の活動・安全管理マニュアルに基づき、消防団員に徹底するための訓練を積み重ねることとする。また、安全靴やライフジャケット等、消防活動上必要な安全装備の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、市内で要救助者が発生したときは、迅速に必要な応急活動に当たる。  
活動に当たっては、住民や事業所等と連携して効果的な活動実施を図るとともに、救急救助の初期活動についての普及啓発を推進する。
- (3) 市及び消防本部は、市の救助力だけでは十分な活動ができない場合には、県、他市町村、警察等に応援を求め、さらに必要なときには、市長は知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

また、「秋田県広域消防相互応援協定」や県外の市町村等との災害時における相互応援協定により応援を要請する。

#### 2 関係機関の活動

- (1) 警察は、市長や知事から救助活動の応援を求められた場合、又は警察が自ら必要と判

断した場合には、速やかに救助活動を実施する。

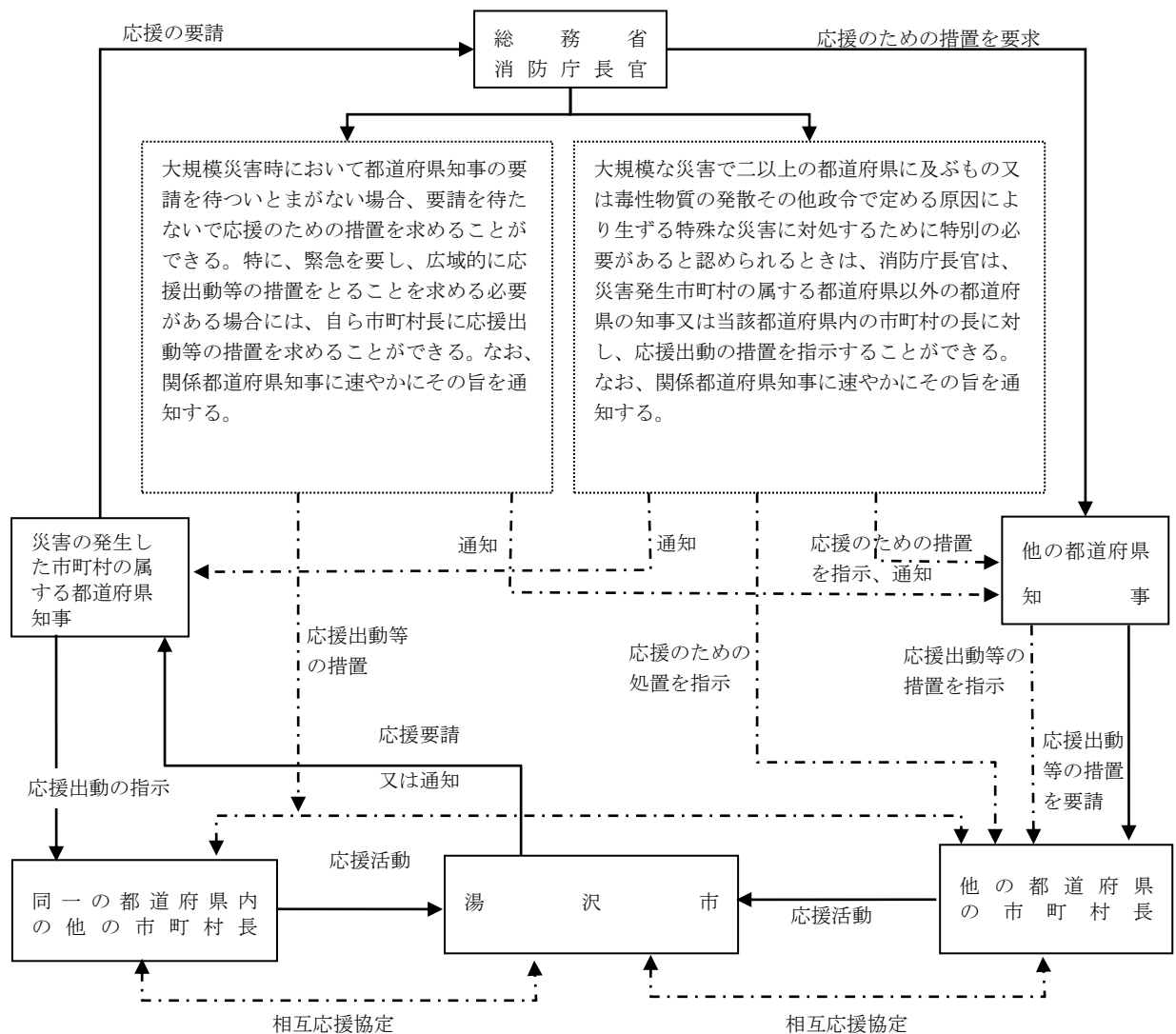
(2) 自衛隊は、知事の派遣要請に基づき救助活動を実施する。

#### 第4 広域応援

大規模災害時において都道府県の区域を越える消防の広域応援の必要性がある場合には、知事が総務省消防庁長官に応援の要請を行う。ただし、総務省消防庁長官は、通信の途絶により被災地の知事との連絡をとることができないなど知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待たないで応援のための措置をとることを求めることができる。特に、緊急を要し、広域的に応援出動の措置を求める必要がある場合には、総務省消防庁長官が管理者に直接応援出動等の措置を求めることができる。

[資料編 第6 派遣、応援に関する資料、  
15-4 秋田県防災資機材一覧]

#### ■ 大規模災害時における緊急の広域消防応援体制図



## 第12節 消防防災ヘリコプター活用計画

[総務課、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部]

### 第1 計画の方針

地震発生時には、陸上交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の搬送、火災防御活動、人員の搬送等の緊急の応急対策については、秋田県消防防災ヘリコプターを活用する。

### 第2 秋田県消防防災ヘリコプターの緊急運航

秋田県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、次のとおりとする。

#### 1 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として次の要件を満たす場合に運航する。

区 分	内 容
公共性	地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
緊急性	緊急に活動が行われなければ、住民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等、差し迫った必要性があること。
非代替性	既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合等、航空機以外に適切な手段がないこと。

#### 2 緊急運航の要請基準

緊急運航は上記の要件を満たし、かつ、次の基準に該当する場合に要請することができる。

##### (1) 救急活動

###### ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

###### イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材の輸送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合

###### ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

###### エ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

##### (2) 救助活動

###### ア 河川、湖沼、海岸等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助

水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認

められる場合

イ 高層建築物火災における救助

地上からの救助が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助

山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

エ 高速道路等での事故における救助

航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

オ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

(3) 火災防ぎょ活動

ア 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害調査

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の搬送

交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段がない場合又は航空機による搬送及び輸送が有効と認められる場合

エ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集

地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

イ ガス爆発、高速道路等での大規模事故等の状況把握及び情報収集

ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合

ウ 被災地への救援物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

エ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援に関する活動

他県等からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合

**第3 秋田県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請手続き等**

**1 緊急運航の要請**

市長及び湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部消防長は、秋田県消防防災ヘリコプターの要請基準に該当すると認める場合は、消防防災航空隊に対し電話等により速報後、「秋田県消防航空隊出動要請書」（様式第1号）によりFAXを用いて緊急運航の要請を行う。

出動要請を受けた県では、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を通じて市長等に回答する。

**2 受入体制の整備**

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資材、水利の確保
- (4) その他必要な事項

なお、危険予防措置として、着陸地点及び周辺への立入を制限し、砂塵が発生しやすい場所では、ヘリコプターの進入方向に留意しながら散水等の措置を講ずる。

**3 報告等**

市長等は、災害が収束した場合、災害状況報告書（様式第2号）により速やかに消防防災航空隊に報告する。

連絡先	電話番号等	所在地
秋田県航空隊基地 (消防防災航空隊基地)	電話 018-886-8103	秋田市雄和椿川山籠4番 地1
	FAX 018-886-8105	
	衛星電話 110511	

**4 秋田県消防防災ヘリコプターの運航体制**

- (1) 出動日数 365日（土日、祝日、年末年始を問わず常駐体制）
- (2) 運航時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。  
ただし、災害が発生し緊急運航をする場合は日の出から日没までとする。
- (3) 夜間搬送 秋田県消防防災ヘリコプター夜間緊急搬送取扱要領による。

[資料編 5-7 秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領、  
5-12 臨時ヘリポート設定基準]

## 第 1 3 節 水防活動計画

[総務課、建設課、農林課、都市計画課、上下水道課、関係機関]

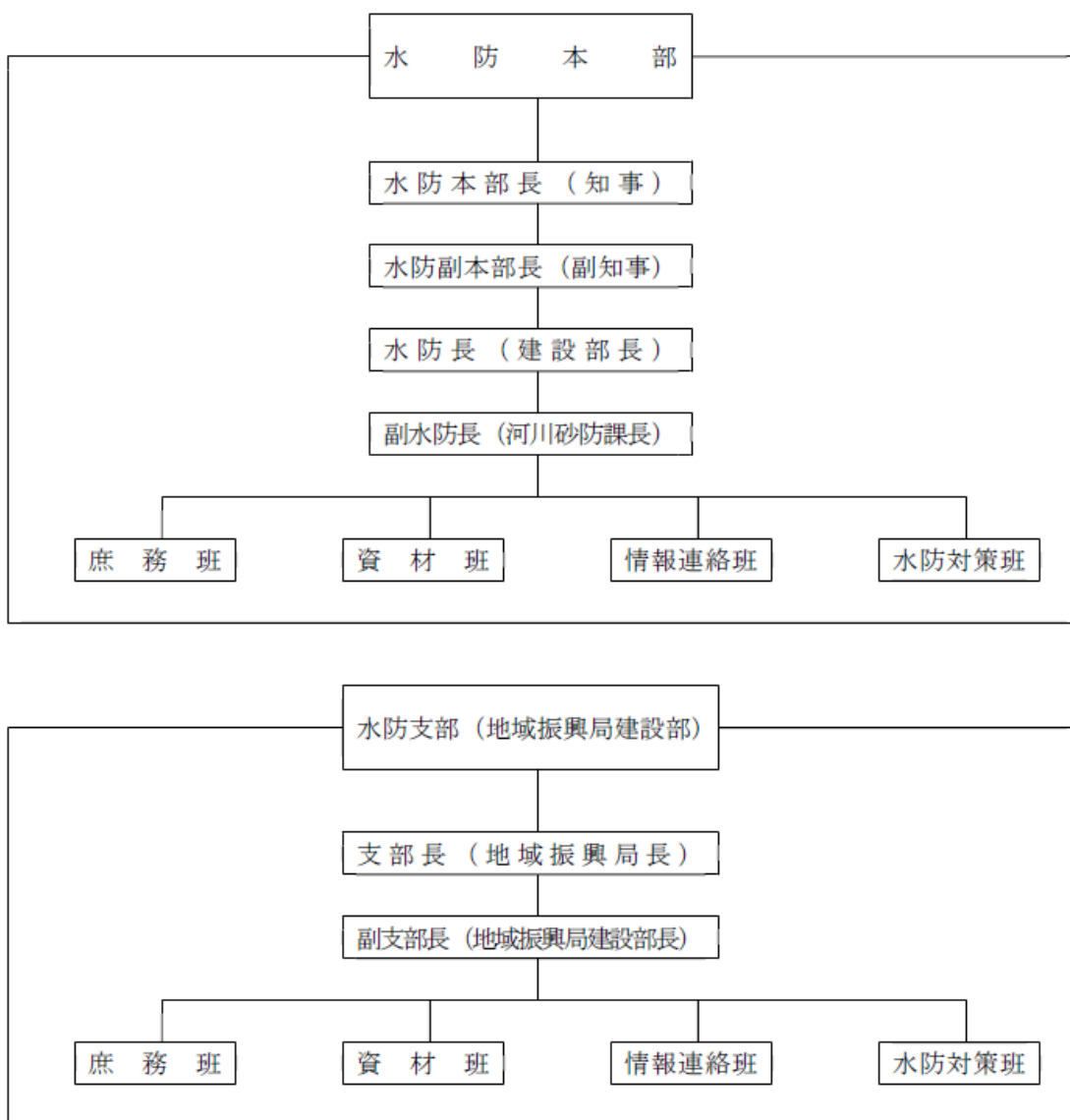
### 第 1 計画の方針

堤防等河川施設の崩壊等による水災害の警戒及び防御、河川、湖沼等に対する水防上必要な措置対策は、「湯沢市水防計画書」による。

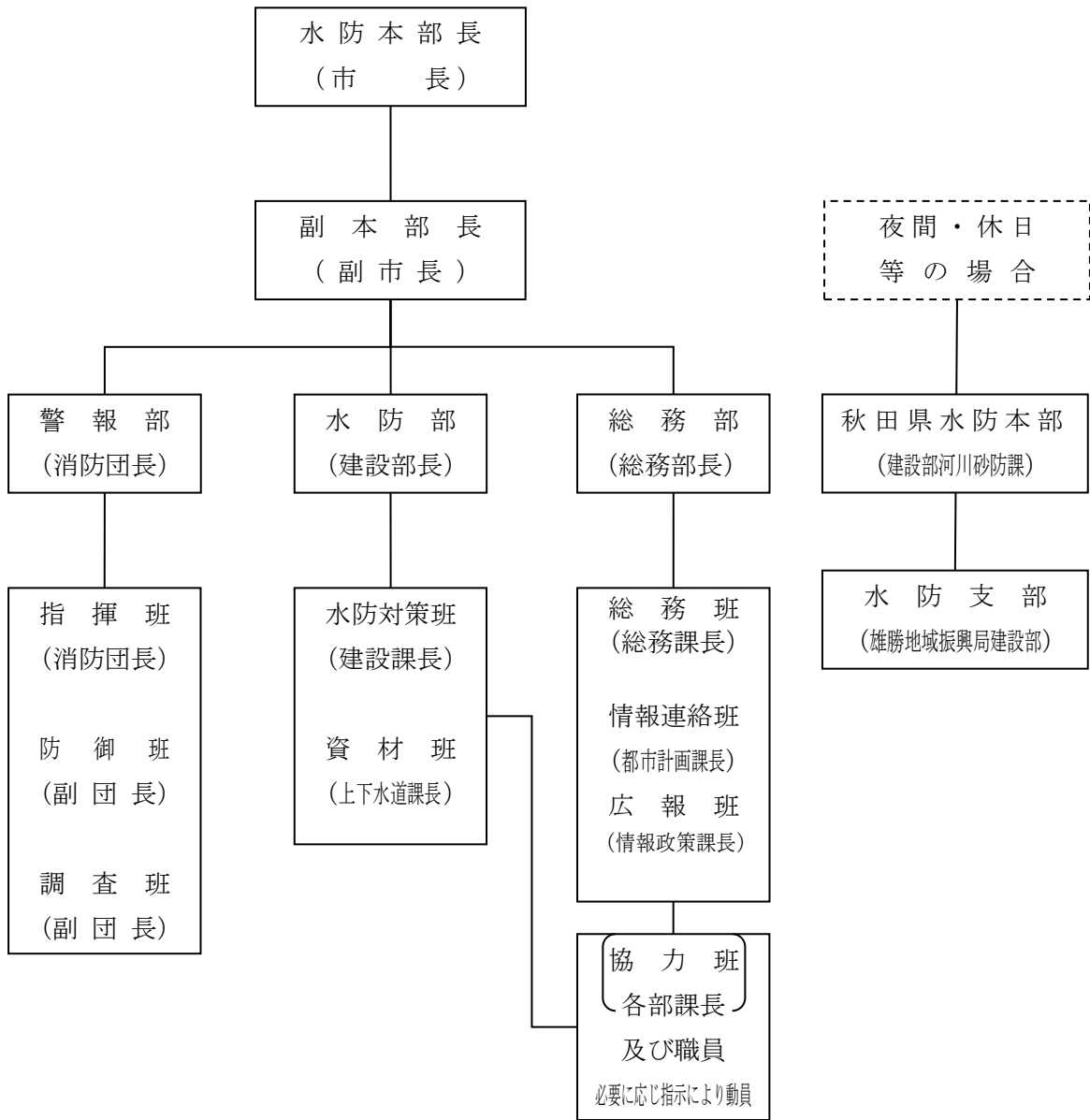
### 第 2 水防組織

市は、湯沢市水防協議会条例(条例第18号)により、水防協議会を設置し、県と協力し、水害の防止、抑制、対策に当たる。

#### ■ 県の水防体制



■ 湯沢市の水防組織及び情報伝達網



※ 湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部は、水防本部が設置された場合相互に連携し、水防活動に従事する。

※ 災害対策本部が設置された場合は、その体制に移行する。

### 第3 水防警報

#### (1) 国土交通大臣の発する水防警報（水防法第16条）

水系名	河川名	実施区域	観測所名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)
雄物川	雄物川	左岸 湯沢市小野字芋ヶ沢1番の42地先 右岸 湯沢市小野字可成沢113番地先 から	岩館	2.60	3.10
		左岸 日本海 右岸 日本海 まで	柳田橋	1.40	2.00
	皆瀬川	左岸 横手市増田町戸波字関根25番地先 右岸 湯沢市駒形町字三又古川尻25番地先 から 雄物川合流点 まで	岩崎橋	1.00	1.70

#### (2) 知事の発する水防警報（水防法第16条）

水系名	河川名	警戒区域	観測所名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	観測建設部	電話
雄物川	役内川	湯沢市秋ノ宮川井橋～雄物川合流	横堀	1.00	1.50	雄勝	(0183) 73-6164
雄物川	雄物川	役内川合流地点～湯沢市上院内～南沢合流点	下院内	1.20	1.70	雄勝	(0183) 73-6164

### 第4 巡視及び警戒

#### (1) 巡視

水防管理者、消防機関の長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

#### (2) 非常警戒

水防管理者は水防警報が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視し、特に次の



状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防支部に連絡するとともに水防作業を開始する。

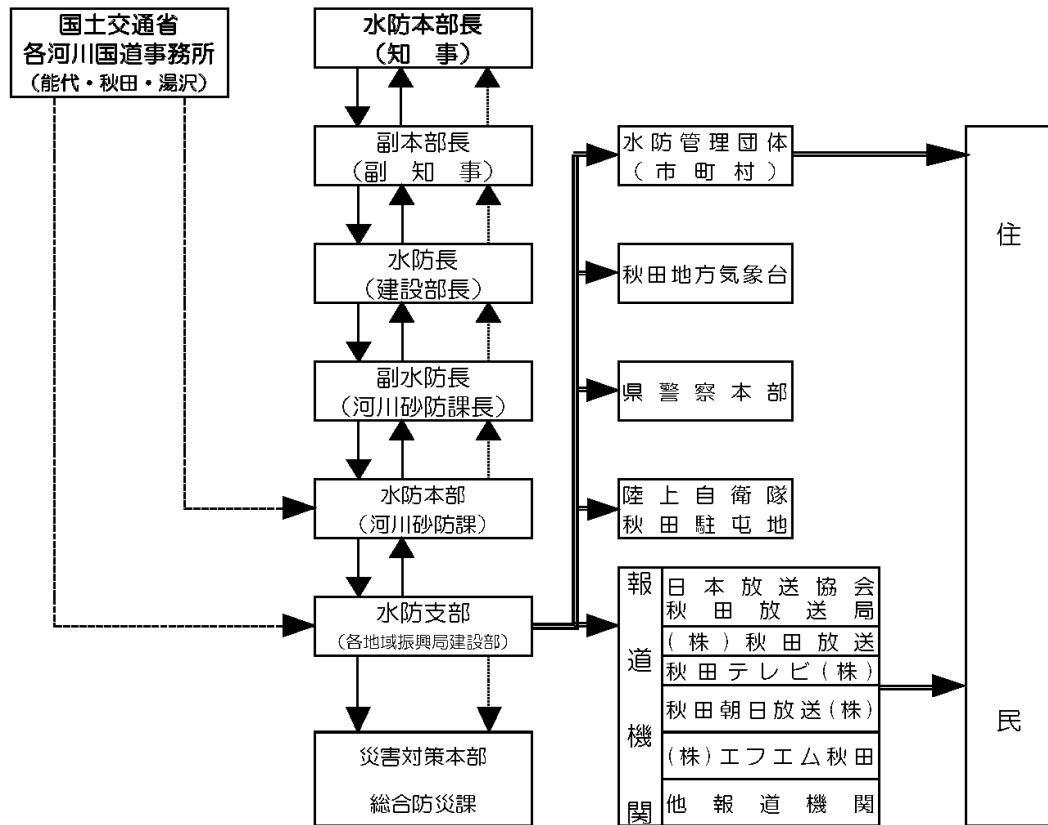
- ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- イ 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水（水があふれること）状況
- オ （排・取）水門の両袖又は低部よりの漏水と扉の締り具合不良
- カ 橋梁その他の構造物との取付部分の異常

#### 第5 （排・取）水門、ダム、ため池等の操作、その他の措置

- 1 河川管理者は、堰、（排・取）水門、その他の河川、又は海岸に設置されている工作物について、毎年増水期に先立ち、その点検整備を行う。
- 2 県は利水専用のダム管理者に対し河川法の趣旨に基づき、次の事項に留意して適正な管理に努めるよう指導する。
  - （1）出水期に先立ち、管理施設の点検整備を十分に行うとともに、気象水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
  - （2）ダムのゲート操作などに関する通報の迅速・的確化を図るため、通報連絡体制の整備を図る。
  - （3）堆砂の進んでいるダムにおいては、貯水池末端付近における水位の上昇による被害の有無、ダム越流面のコンクリート磨耗状況等を調査し、必要があるときは適切な措置を講ずること。
  - （4）貯水池内の浮上物については、洪水時に流出して下流に被害を与えることのないよう、陸上へ格納する等の措置を講ずること。

## 第6 水防警報・氾濫情報伝達系統

■ 水防警報・氾濫情報伝達系統図（秋田県、令和4年度防災ハンドブックより）



### 【凡例】

- 知事発令の水防警報、氾濫情報（県河川）
- 国土交通大臣発令の水防警報、氾濫情報（直轄河川）
- 知事発令の水防警報、氾濫情報（県河川）及び  
国土交通大臣発令の水防警報、氾濫情報（直轄河川）

[資料編 第7 水防に関する資料]

## 第14節 災害警備計画

[総務課、湯沢警察署]

### 第1 計画の方針

警察は、関係機関との緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、迅速な警戒体制の確立と情報の収集に努め、住民の生命及び身体の保護を図る。

### 第2 災害警備

#### 1 災害発生等の警備活動

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、警察の行う警備活動はおおむね次のとおりとする。

- (1) 市災害対策本部等への連絡調整員の派遣
- (2) 情報の収集、伝達及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出、負傷者の救護及び行方不明者の調査
- (4) 住民に対する避難指導、誘導及び危険箇所の警戒
- (5) 被災地、避難場所及び重要施設等の警戒
- (6) 避難経路、緊急輸送路の確保及び交通規制、交通状況の広報
- (7) 災害警備活動のための通信の確保並びに不法事案等の予防、取締り
- (8) 遺体見分のための要員、場所、医師の確保及び身元確認並びに遺体の引き渡し
- (9) 二次災害の防止
- (10) 被災者への情報伝達活動
- (11) その他社会秩序の維持に関する事項

#### 2 警備体制

警察の災害に対処する警備体制はおおむね次のとおりとする。

- (1) 災害警備本部の設置  
災害により甚大な被害が発生し、又は被害が発生するおそれがある場合は、警察本部に災害警備本部を設置する。
- (2) 災害警備対策室の設置  
災害により、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害警備本部の設置まで至らない場合は、警察本部に災害警備対策室を設置する。
- (3) 災害警備連絡室の設置  
災害が発生し、その規模が局所的で、災害警備対策室の設置に至らない場合は、警察本部に災害警備連絡室を設置する。
- (4) 現地警察署（湯沢警察署）警備対策本部等の設置  
現地警察署（湯沢警察署）においては、県警察警備対策本部の設置に準じて所要の警備体制をとる。

## 第15節 緊急輸送計画

[総務課、財政課、建設課、関係機関]

### 第1 計画の方針

大地震時における輸送の確保は、あらゆる防災活動の根幹をなすものである。関係機関は輸送網の緊急復旧に努めるとともに、適切な交通規制等を実施して、防災活動上必要とする人員、機材、物資等の優先輸送を図る。

この際、地上輸送がすべて不可能な場合は、消防・警察・自衛隊等のヘリコプターの派遣要請を行い、緊急輸送手段として積極的な活用を図る。

### 第2 輸送網の確保

#### 1 道路橋梁等

道路管理者は、道路橋梁が被災した場合、その被害の状況に応じて、排土、盛土、仮舗装、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要の交通規制等を実施して交通路を確保する。特に応急工事を実施するに当たっては、緊急輸送道路及び幹線道路を優先する。また、孤立化の可能性のある集落等への交通の確保に努める。

なお、道路啓開に際しては、必要に応じて、自衛隊及び建設業協会と連携を図るものとする。

#### (1) 交通の確保

道路管理者は、道路橋梁が被災した場合、その被害の状況に応じて、除排雪、排土、盛土、仮舗装、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要の交通規制等を実施して交通路を確保する。特に応急工事を実施するに当たっては、緊急輸送道路及び幹線道路を優先する。また、孤立化の可能性のある集落等への交通の確保に努める。

#### (2) 警戒

豪雪時には、雪崩や落雪による人身事故や交通事故の発生を防止するため、市、県及び関係機関は危険箇所のパトロール等を実施し、その情報を速やかに住民等へ伝達する。

#### (3) 障害物の除去

道路通行及び啓開に障害となる、道路上の残置車両等若しくは道路上への倒壊物及び落下物等がある場合には、警察と協力して、道路管理者はこれを除去する。

#### (4) 資材の調達

市は、必要に応じ、除排雪に必要な資機材の貸与を東北地方整備局に要請する。東北地方整備局は、要請があった場合、災害対策本部設置の場合には無償で、災害対策本部が設置されていない場合は有償で貸与する。ただし、除雪機のオペレータに係わる費用は、市が負担する。

#### (5) 生活道路確保支援

市は、降雪の状況に応じ著しく住民生活に支障を及ぼすような豪雪時には、地域住民

が行う屋根の雪下ろしや、道路の一斉除排雪を支援する。

市は、住民が円滑な除排雪ができるよう、住宅地付近に雪捨て場の確保に努める。雪捨て場としては、街区公園等の転用を図る。

さらに、市は、以下の事項につき、必要に応じ、県及び国等へ、支援協力を依頼する。

ア 住民による道路除雪によって堆積した排雪

イ 市街地での凍結した根雪の除去（雪割）

ウ 自動車交通が困難な区間の除排雪の促進

## 2 鉄道

鉄道管理者は、鉄道施設が被災した場合、その被害の状況に応じて排土、盛土、仮線路、仮橋の架設等の応急工事を速やかに行うとともに、巡回運転等により交通を確保する。

## 第3 道路の交通規制

### 1 道路管理者の措置

道路管理者は、道路・橋梁等の交通施設を巡回調査し、災害によって交通施設が危険な状況にあると予想されたとき又は知ったときは、速やかに通行止め等の必要な措置をとる。

### 2 交通規制措置の実施

#### (1) 災害時における交通規制の実施

ア 警察は、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要所において緊急車両以外の車両の通行を禁止する等の交通規制を行う。

イ 当該区域内に在る者に対し、通行禁止に係る区域又は道路の区間その他必要な事項を周知させる措置をとる。

ウ 交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保を図る。

エ 市及び警察は、交通規制に当たっては、相互に密接な連絡を図る。

#### (2) 交通規制が実施された区間における車両の運転手のとるべき措置

ア 速やかに当該車両を当該道路の区間以外の場所に移動する。

イ 移動が困難な場合は道路の左側端に沿って駐車し、鍵は付けたままドアのロックはしない。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従う。

#### (3) 交通規制が実施された区間における路上放置車両等に対する措置

災害対策基本法第76条第1項により交通規制が実施された区間においては次の措置をとる。

##### ア 警察官

必要な場合は放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導を行うとともに、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため運転手等に対して車両移動の措置命令を行う。

イ 自衛官

警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊緊急車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

ウ 消防吏員

警察官がその場にはいない場合に限り、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

### 3 緊急通行車両の確認等

- (1) 車両を使用する者は、湯沢警察署に対し緊急車両（災害応急対策に従事する者又は災害応急対策を実施するために必要な車両）であることの確認後、標章の交付を受ける。
- (2) 交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、車両に証明書を備え付ける。
- (3) 市等防災関係機関は、緊急通行車両の事前届出制により緊急通行車両として使用される車両について、事前に湯沢警察署に届出をする。

[資料編 5-3 災害時の緊急通行車両確認事務処理（秋田県）、  
5-4 災害時の緊急通行車両確認事務処理（秋田県公安委員会）]

### 4 運転者のとるべき措置の周知徹底

(1) 走行中の運転者に対する措置

- ア できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停止させること。
- イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 車両を放置して避難するときは、できるだけ道路以外の場所に移動すること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 交通規制が行われた通行禁止区域等における一般車両の通行禁止又は制限

- ア 車両を速やかに次の場所に移動させる。
  - a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
  - b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所
- イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両等の通行の妨害とならない方法により駐車させる。
- ウ 通行禁止区域内においては警察官の指示によって車両を移動又は駐車するが、その際、警察官の指示に従わない、あるいは運転者が現場にいないため措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることができ、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

## 第4 輸送

### 1 輸送の確保

市長は、関係事業者（鉄道事業者、自動車運送事業者等）に対して協力を要請するとともに、特に必要があると認められる場合は他の市町村又は県に対して応援を要請し、輸送の確保に努める。

また、国土交通省東北運輸局長は、災害のための輸送を行うため必要があると認められるときは、鉄道事業者、自動車運送事業者、港湾運送事業者等に対して、輸送の確保について優先的措置をとるよう指導するほか次の措置をとる。

- (1) 関係事業者と協議し、輸送の分担連絡、輸送等の調整を行う。
- (2) 関係事業者に対し、法令の定めるところにより輸送命令、不急輸送の停止及び制限を命ずる。

### 2 輸送の対象

- (1) 被災者
- (2) 飲料水及び食糧品
- (3) 救助用物資
- (4) 災害対策のための要員及び資機材
- (5) その他必要な人員、物資等

### 3 輸送の手段

- (1) 自動車による輸送  
災害時における輸送の主体は自動車輸送とする。
- (2) 鉄道による輸送  
自動車輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が適切であると判断される場合に行う。
- (3) 航空機による輸送  
緊急を要する人員、物資を輸送する場合に行う。
- (4) その他  
上記による輸送が不可能である場合は、人力等による輸送を行う。

### 4 車両の確保

- (1) 市有車両
  - ア 市所有公用車両の把握、配車については災害対策本部財政課が担当する。
  - イ 各課所において車両等を必要とするときは、財政課に配車の要請をする。
  - ウ 輸送に従事する車両は災害輸送の表示（事前に緊急通行車両届出・登録が必要）をし、全て指定された場所に待機する。
- (2) 市有車両以外
  - ア 市有以外の車両を確保する必要がある場合は、財政課が関係機関又は陸上運送業者等の協力を得て確保する。
  - イ 市内で車両の確保が困難な場合又は輸送上他の市町村内で車両を確保することが効率的な場合は、業務の目的、積載内容、台数、使用場所等を明らかにして当該市町村又は県に協力を依頼する。

### (3) 燃料の確保

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、秋田県石油商業組合湯沢雄勝支部等と密接に連携し、必要な燃料を確保する。

## 第5 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救難物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。特に機動力のある航空機等の利用も考慮に入れた輸送を確保する。

輸送体制の想定は次のとおりとする。

### 1 第1段階・・・避難期

- (1) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- (3) 初動の応急対策に必要な要員等
- (4) 負傷者等の後方医療機関への搬送
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

### 2 第2段階・・・輸送機能確保期

- (1) 上記1の続行
- (2) 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への搬送
- (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

### 3 第3段階・・・応急復旧期

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

## 第6 臨時ヘリポートの開設

### 1 開設の決定

市は、緊急輸送の必要に応じ臨時ヘリポートを開設する。臨時ヘリポートの開設が可能な予定地については、あらかじめ定めるものとする。

### 2 開設の方法

臨時ヘリポートの設定基準に基づき、臨時ヘリポートを開設する。

[資料編 第5 交通輸送に関する資料]



## 第16節 救援物資の調達、輸送、供給計画

[総務課、福祉課、長寿福祉課、関係機関]

### 第1 計画の方針

震災時において被災者が日常生活に欠くことのできない衣料等の生活必需品の確保と供給を迅速・確実に実施して、民生の安定を図る。

#### 1 実施機関

市長が主体となり実施するが、災害救助法が適用されたときは、物資の調達及び市までの搬送を知事が行い、支給については知事の補助機関として市長が行う。

- (1) 市は、単独又は共同で緊急に必要な物資を主要な指定避難所に順次備蓄していく。
- (2) 公的備蓄と併せ、流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定締結等を行い、物資の調達及び配分については、職員、消防団、日赤秋田県支部、地域住民及びボランティア団体等と連携して計画を策定する。
- (3) 住民は、7日間程度の最低限の生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、3日間程度の世帯人数分の非常食を含む非常持出品を準備するよう啓発・指導を行う。

#### 2 生活必需品の範囲

給与又は貸与の範囲は、被害の程度に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 被服、寝具及び肌着、身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料
- (5) その他

#### 3 生活必需品の給与及び貸与の対象者

住家の全壊（焼）、流失、埋没、半壊又は床上浸水で生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難となった者に対して行う。

### 第2 生活必需品の調達

#### 1 調達

市の備蓄物資の放出及び市内の販売業者等の協力を得て、物資を調達する。

#### 2 応援要請

市のみでの対応では不足する場合には、「災害時における応急生活物資等に関する協定」等に基づき関係機関に支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

#### 3 調達についての配慮

- (1) 避難が冬季に行われた場合、暖房等のための灯油、LPガス及び除雪等に必要なガソリン・軽油等の燃料の必要量が安定に供給・確保ができるよう、市内の供給業者に協力を求めるとともに、必要な場合、県並びに関係機関に確保を要請する。

(2) 要配慮者については、介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達・確保に十分に配慮する。

### 第3 生活必需品の確保と輸送

県及び市は、災害救助用物資を放出するとともに、関係事業者と協議の上で、生活必需品を確保する。

生活必需品の種類、数量等を勘案の上で、市内又は近隣市町村の業者から購入する。この場合、なるべく同一規格、同一価格のものの一括購入に努めるとともに、調達先をあらかじめ指定しておく。

なお、輸送については、「本章 第15節 緊急輸送計画」による。

### 第4 生活必需品の配分方法

調達された生活必需品の配分方法は、避難所の被災住民、避難所以外の一般被災住民別に配分する。

#### 1 配分計画

市は、被害報告を取りまとめて知事に報告するとともに、救援物資の概算交付を受け又は現地調達し、知事により示される配給基準に基づき配分計画を作成して配分を実施する。

#### 2 給与又は貸与の限度

生活必需品の給与又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。なお、夏季、冬季の季別は災害発生の日をもって決定する。

#### 3 集積場所

生活必需品の集積地は、災害の状況により、交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

### 第5 義援物資

#### 1 義援物資の受入

(1) 県、市町村など関係機関は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、関係機関が相互に連携を図りながら直ちに義援物資受入窓口を設置し、義援物資の募集及び受入を開始する。

(2) 義援物資の募集に当たっては、報道機関等と連携し、義援物資の受入方法等について広報・周知を図る。

なお、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受入方法については、品目及び数量を事前に限定するものとし、併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

(3) 日本郵便株式会社秋田支店長が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社秋田県支部、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

(4) 県及び市は、関係機関と調整の上、事前に義援物資の（一時）保管先等を確保（指定）し、分配作業が円滑にできるよう努める。

## 2 義援物資の配分

(1) 義援物資の配分に当たっては、県など関係機関との間で調整を行い、迅速かつ適切に配分する。

なお、義援物資の仕分け、配布に当たっては、必要に応じてボランティア団体等の協力も得ながら行う。

(2) 県及び市は、必要配分数量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配布作業に当たるボランティア団体等に情報提供を行う。

(3) 義援物資の配送に当たっては、秋田県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請する。

[資料編 13-1 災害救助法による救助の程度等早見表、  
第17 生活必需品の供給に関する資料]

## 第 17 節 給食・給水計画

[福祉課、長寿福祉課、上下水道課]

### 第 1 計画の方針

震災時における応急的な給食及び給水活動を迅速かつ円滑に実施し、民生の安定を図る。

### 第 2 給食

#### 1 実施機関

被災者に対する主食等の給与及び炊き出しは市長が実施し、災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて又は知事の補助者として市長が実施する。

#### 2 応急供給の基準

(1) 震災その他の非常災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで、市長が給食の必要があると認めたとき。

(2) 炊き出し等による食品の給与

ア 避難所に避難している者、住宅に被害を受け炊事ができない者、一時縁故地等へ避難する必要がある者。

イ 被災者が直ちに食することができる現物とする。

ウ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

エ 実施期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地へ避難する場合には、この期間内に 3 日以内を現物により支給する。

(3) 供給数量

供給数量は、一人当たりの目安供給量に受配者及び供給の日数に相当する数量とする。

#### ■ 一人当たりの供給量

品目	対象	供給量	
米穀	被災者に対し、炊き出しによる給食を行う場合	一食当たり	精米200g 以内
	被災者に対し現物で配給する場合	一人 1 日当たり	精米400g 以内
	災害地で防災活動に従事する者に対して給食を行う場合	一食当たり	精米300g 以内
乾パン	全て	一食当たり	1 包み (100g)
食パン	全て	一食当たり	185g 以内
調整粉乳	乳児	1 日当たり	200g 以内

#### 3 米穀の調達

小規模の災害時には、小売業者又は卸売業者の手持ち分を調達するが、これら所有の米穀のみで不足する場合は知事へ要請する。

#### 4 副食の調達

必要に応じて、「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定」締結先である市内スーパー等から調達する。

#### 5 食糧の応急供給

##### (1) 通常の場合

炊き出し等の給食を行う必要があり、応急用米穀、乾パン、めん類の供給を受ける必要が生じた場合は、知事に対し給食を必要とする事情及び給食に必要な食糧の数量を報告し、配給を受ける。

##### (2) 緊急措置による場合

災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急食糧の供給に関する知事の指示を受けることができない事由が生じた場合は、農林水産省（政策統括官）に対し文書により応急用食糧の緊急引き渡しの要請を行う。

### 第3 給水

#### 1 実施機関

市長は、被災者に対する飲料水の供給を行うが、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて行うか又は知事の補助機関として行う。

#### 2 対象者

災害のため、水道、井戸等の供給施設が破損し、飲料水が汚染され、又は枯渇のため現に飲料水を得ることのできない者に対し供給する。

#### 3 応急飲料水の確保

災害のため水道の浄化機能が著しく低下している場合には、次の方法等により応急飲料水を確保する。

##### (1) 配水池等構築物の貯留水を利用

##### (2) 近隣市町村の水道を利用

##### (3) 被災地近辺の水質の良好な井戸水、湧水を取水し、直ちに塩素消毒して利用

##### (4) 耐震性貯水槽の水を利用

#### 4 応急飲料水の供給方法

市長は、被災地区の道路事情を勘案し、指定避難場所に対する拠点給水、あるいは給水車等による運搬により応急給水を行う。

また、水道施設の応急復旧の進捗状況に合わせて、適宜仮設給水栓を設置し応急給水を行う。

#### 5 災害時の協力体制の確立

(1) 水道事業者である市長は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「水道施設の災害に伴う相互応援計画」に基づき応援を要請する。

(2) 上記(1)によっても処理できない場合は、市長は知事に対して他の自治体や自衛隊の災害派遣の要請を求める。

## 6 応急給水時の広報

応急給水を行うときは、応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法について混乱が生じないように、最大限の広報活動を行う。

## 7 飲料水以外の生活水の確保及び供給

応急飲料水以外の生活水についても、必要最小限度の水量の確保及び供給に努める。

## 8 災害救助法に基づく飲料水の供給

災害救助法が適用された場合、同法に基づく飲料水の供給は、災害発生の日から7日以内とし、そのために支出できる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費及び燃料費、薬品費並びに資材費とする。

## 9 その他

市及び県は、被災地区住民が飲料水を確保するため遊休井戸や緊急に掘削した井戸水を利用しようとするときは、事前に水質検査を実施するよう指導を行う。

また、災害時に被災住民等に対し飲料水の供給が行えるよう流通業者等からの飲料水の調達体制を整備するほか、飲料水にも活用できる耐震性貯水槽の整備に努める。

[資料編 16-3 給水機材]

## 第4 住民及び自主防災組織の給水対策

### 1 住民における貯水

- (1) 貯水すべき水量は1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。
- (2) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- (3) 貯水に用いる容器は衛生的で安全性が高く、地震動による水漏れや破損等しないものとする。

### 2 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

- (1) 応急給水を円滑に実施するため、給水班を編成する。
- (2) 災害発生時に利用予定の井戸、湧水、河川、貯水槽の水の水質検査を実施し、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
- (3) 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等の資機材を整備する。

## 第18節 医療救護計画

[総務課、健康対策課、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部、湯沢保健所]

### 第1 計画の方針

市は、県、湯沢市雄勝郡医師会、災害拠点病院等の医療機関との緊密な連携により、災害の状況に応じ適切な医療救護活動を行う。

### 第2 医療救護活動

#### 1 救護所の設置

救護所は、災害の発生により医療機関の機能が停止又は不足した場合、あるいは交通の途絶等により医療処置を受けることが困難となった場合、応急的な医療を行うために設置するものとする。

#### 2 医療救護班の派遣要請

市は、被害の程度に応じて、雄勝地域保健医療調整本部に医療救護班の派遣を要請する。

##### (1) 医療救護班の活動

- ア 傷病者の傷病程度判定（患者選別（トリアージ）の実施）
- イ 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- ウ 「災害拠点病院」等の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者への医療処置
- オ 助産活動
- カ 遺体の検案
- キ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況の報告

##### (2) 救護所支援

- ア 湯沢市雄勝郡医師会との情報連絡体制の確立
- イ 患者搬送体制の確立
- ウ 災害医療施設との情報連絡体制の確立
- エ 救護所等への医薬品、医療器材、水、非常用電源の供給等

#### 3 医療救護所等への支援

市は、救護所等への水、非常用電源の供給等に努める。

#### 4 災害医療機関との連携

医療救護班で対処できない重傷者及び中等傷者は、災害協力医療機関、災害拠点病院等に収容し、次の活動を行う。

- (1) 重症者及び中等症者の収容と処置
- (2) 助産
- (3) 遺体の検案
- (4) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への状況等の報告

### 第3 備蓄医薬品の供給確保

医薬品等の供給・調達は、必要に応じて医療機関及び薬剤師会が備蓄している医療用品・薬剤・血液製剤等物資について供給の支援を要請する。また、秋田県医薬品卸組合等から調達又は斡旋を県に要請する。

### 第4 搬送

災害時の負傷者又は療養者の搬送は道路交通状況に左右されるため、道路交通が不能な場合、又は遠隔孤立地がある場合は、ヘリコプターによる空輸を行うほか、状況に応じた輸送を行う。

### 第5 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用

#### 1 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の運用

医療機関、保健所、消防本部、市町村及び郡医師会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会の関係団体等がインターネットで接続されたEMISを活用する。

#### 2 EMISの内容

災害規模により「広域災害・救急医療情報ネットワーク」で、全国都道府県や国の機関等に対する支援要請等の連絡体制が確保されている。主な医療情報は次のとおりである。

- (1) 被災地における死傷者や要医療患者等の被災状況
- (2) 災害支援病院及び災害協力医療機関の空床状況、対応可能な診療科目、手術の可否等の救急医療応需情報
- (3) 「災害拠点病院」等による医療救護班の派遣状況及び医療救護活動の補完・支援体制の把握
- (4) 常用備蓄及び流通備蓄に係る医薬品等の備蓄在庫数量情報
- (5) 県内外の医療ボランティアの登録情報の把握

### 第6 県の対応

#### 1 保健医療調整本部

災害発生時には、県の「災害対策本部」に直結した「秋田県保健医療調整本部」を設置し、二次医療圏間の相互支援・補完体制を確立するなど、全県的な災害医療救護に関する指令等の一元化を図ることとしている。

#### 2 地域保健医療調整本部

相当規模の災害等が発生し、秋田県健康福祉部長が「秋田県保健医療調整本部」の設置を必要と認めた場合、被災二次医療圏ごとに保健所に、地域振興局福祉環境部長を本部長とする「地域保健医療調整本部」を設置し、被災地域の災害医療救護を迅速かつ的確に実施するため、災害医療情報等の収集・提供及び関係団体等との連絡調整を図るものとする。

- (1) 県が任命した地域災害医療コーディネーターを必要に応じ市に派遣するほか、現地での情報収集、湯沢市雄勝郡郡市医師会、郡市歯科医師会、地域薬剤師会、看護協会地区



- 部等（以下「郡市医師会等」という。）との連携による医療救護体制の整備を行うなど、市町村の医療救護活動を支援する。
- (2) 県保健医療調整本部、医療機関、EMIS等を通じて災害医療に係る情報収集を行うとともに、必要に応じて、直接医療機関に出向いて情報を把握する。
  - (3) 市町村災害対策本部から道路、建物等の被災状況、傷病者、避難者、避難場所等の情報を得る。
  - (4) 県保健医療調整本部へ災害医療に係る活動の支援を要請する。
  - (5) 郡市医師会等の関係団体へ災害医療に係る活動の協力要請を行う。
  - (6) 災害医療の実施に必要な支援について消防機関、警察、海上保安庁等の関係機関に協力要請を行う。
  - (7) 被災地の保健衛生の保持、感染症の予防対策、巡回診療体制等地域の保健医療の確保に努める。
  - (8) 収集した情報に基づき、災害医療に係る短期的、中期的、長期的な活動を立案し、医療機関、関係団体等を統率し実施する。
  - (9) 必要に応じ、県民へ報道機関等を通じて災害医療に係る情報提供を行う。
  - (10) 災害派遣医療チーム（DMAT）活動と並行して、また、活動の終了以降、県、他都道府県や各種団体から派遣される保健医療活動チームを統率し、災害医療に係る活動を指揮する。また、地域災害医療コーディネーターを中心に調整を行い、保健医療活動チームの交代により医療情報が断絶することなく適切に引き継がれるよう努めるなど、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。
  - (11) 地域コーディネーター及び地域連絡調整員は、大規模災害発生時等において、県保健医療調整本部長の指揮下で、災害医療コーディネーターチームとして災害医療に係る活動の立案や本部長への助言、関係機関との調整を行う。

### 3 災害医療機関の役割

#### (1) 災害拠点病院

「災害拠点病院」は、市町村での対応を超える広域的な災害に対処するため、被災地への医療救護班の派遣、救命救急医療の提供、備蓄医薬品及び医療器材の後方支援など、災害医療救護の中核的な役割を担うこととしている。

#### (2) 日本赤十字社秋田県支部等

ア 日本赤十字社秋田県支部は、災害発生時には即時に被災地に医療救護班を派遣し、被災地で初動医療救護に従事するとともに、被災規模、応援要請等の被災地初期情報を県保健医療調整本部に提供する。

イ 日赤災害医療コーディネートチームは、県保健医療調整本部において本部機能を補助するとともに、赤十字救護班の活動範囲、基幹等に関し緊密に連携を図り、円滑な医療救護活動を行えるよう調整する。

ウ 秋田赤十字病院は、搬送重傷患者等に対する救命救急医療の提供等を行う。

#### (3) 災害協力医療機関

災害拠点病院以外の医療機関は「災害協力医療機関」として被災地域内の医療救護に

当たるとともに、県の災害医療救護活動の実施に必要な協力を行う。その役割は以下のとおりとする。

ア 災害拠点病院の災害医療活動を補完する。

イ 県保健医療調整本部、地域保健医療調整本部等の協力要請に応え、救命救急医療の提供又は転送患者等の収容に努める。

ウ E M I S等を通じて、災害医療情報の収集・提供する。

#### (4) 医師会・歯科医師会等

被災地の郡市医師会及び歯科医師会は、会員の診療所等の被災状況を把握するとともに、会員間の相互支援に係る指示等に努め「地域保健医療調整本部」及び「災害拠点病院」との情報連絡体制を確保する。

特に、会員の診療所等に重大な被害が生じ、慢性疾患等の要医療患者に対する医療の継続性が損なわれると判断されるときは「広域災害救急医療情報システム（E M I S）」を通じて、被災地以外の郡市医師会又は「災害協力医療機関」等に対して支援等を求める。

[資料編 第4 救急医療に関する資料]

## 第19節 災害ボランティア活動支援計画

[総務課、福祉課、湯沢市社会福祉協議会]

### 第1 計画の方針

大規模な地震が発生し、救護活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合は、市内の災害ボランティアをはじめ各地からの災害ボランティアの派遣・受入について、市及び県は関係機関と連携して、効果的な活動が行えるように支援体制の整備に努める。

### 第2 災害発生時の体制

#### 1 災害ボランティアセンターの開設・運営

市は湯沢市社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、必要に応じて災害ボランティアセンターを開設することとしており、災害ボランティアセンターの運営は湯沢市社会福祉協議会が行う。

#### ■ 災害ボランティアセンターの設置基準

- (ア) 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき
- (イ) 大雨・台風・豪雪等による大規模災害が発生した時
- (ウ) その他必要と認められたとき。

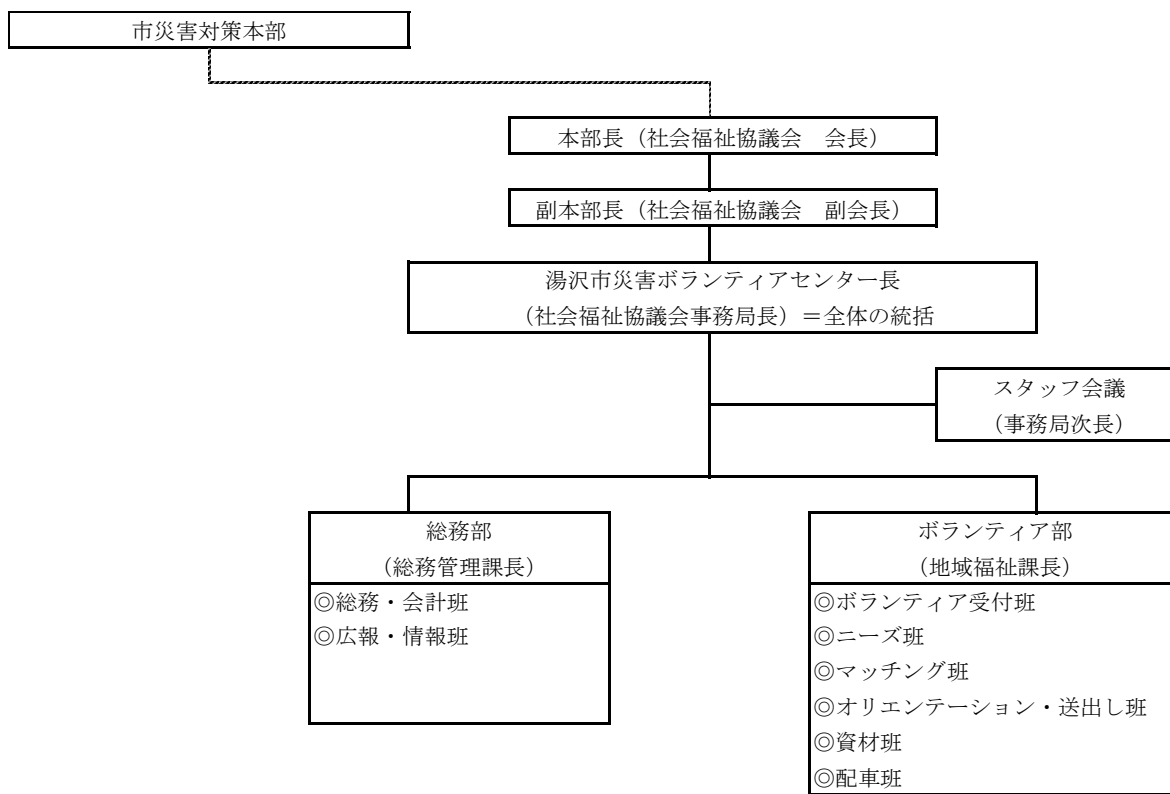
#### ■ 災害ボランティアセンター設置予定場所

地域	住所	備考
湯沢	湯沢市古館町4番5号	(湯沢市福祉センター内)
稲川	湯沢市川連町字上平城120番地	(稲川地区福祉サポートセンター内)
雄勝	湯沢市横堀字小田中5番地2	(雄勝地区福祉サポートセンター内)
皆瀬	湯沢市皆瀬字沢梨台66番地1	(皆瀬地区福祉サポートセンター内)

なお、被災状況、災害の規模、種類等によっては、被災者への支援活動の展開に適した場所を市、湯沢市社会福祉協議会、関係団体との協議によって決定する。

## 2 災害ボランティアセンターの組織及び役割

### (1) 湯沢市災害ボランティアセンター組織図



※ 湯沢市災害ボランティアセンターの責任者は、「湯沢市災害ボランティアセンター長」とし、社会福祉協議会事務局長をもって充てる（事務局長不在の場合は、①事務局次長、②総務管理課長、③地域福祉課長の順で代理する）。災害ボランティアセンター長の指揮下の基、組織を構成する。スタッフ会議では、現場で解決できなかった課題を把握し、対策と今後の方針を決める。

### (2) 湯沢市災害ボランティアセンターの役割

#### ア 湯沢市災害ボランティアセンター長

災害ボランティアセンターの運営責任者として全体を統括する。

#### (総務部)

#### イ 総務・会計班

- a 市災害対策本部・災害VC各部・班の連絡調整
- b スタッフの管理
- c 現金および預金の管理
- d 寄付金品の管理
- e ボランティア活動保険の加入
- f 生活福祉資金の特例貸付

- g 活動実績の集計
- h その他雑務全般
- ウ 広報・情報班
  - a 情報収集および情報発信、情報管理等
  - b ホームページ、SNSの管理
  - c 災害ボランティアセンター情報誌の発行
  - d マスコミ対応
- (ボランティア部)
- エ ボランティア受付班
  - a 総合案内窓口
  - b ボランティア受付登録
  - c ボランティア活動保険加入手続き
  - d ボランティア受付集計、活動報告の受領・集計、記録
- オ ニーズ班
  - a ニーズ調査（情報の収集、現地巡回）
  - b 被災者からのボランティア依頼（電話受付、来所受付）
  - c 依頼件数の集計 ・ 依頼内容の確認
  - d マッチング班への引継ぎ
- カ マッチング班
  - a ボランティア依頼者とニーズの調整（マッチング）
  - b 送出し班とボランティア用の移送車両について調整
  - c 個人ボランティアをグループ化し、リーダーを決める
  - d ボランティアの振り分け
- キ オリエンテーション・送出し班
  - a 活動前の活動時の注意事項、終了時間、活動報告について等のオリエンテーション
  - b 被災地の活動場所へ地理案内 ・ ボランティアの移送
- ク 資材班
  - a 備品・資材の購入および管理
  - b 資材の貸し出し、受け渡し
  - c 活動現場への資材搬送、在庫管理
- ケ 配車班
  - 送迎ボランティア、車両運行管理

### 3 資材等の確保

ボランティア活動を行うに当たって必要となる資機材等については、平常時よりその備蓄に努めるが、緊急時にあつては、市、湯沢市福祉協議会及び関連機関の協力を要請するものとする。

### 第3 災害ボランティアの受入

#### 1 一般ボランティア

市は、湯沢市社会福祉協議会を中心としてボランティアの育成やネットワークの構築に努め、災害時にはボランティアの協力を得ることとする。

災害ボランティアセンターが、市内の災害ボランティア及び駆けつけた災害ボランティアをコーディネートできる体制の整備に努める。

＜一般ボランティアの活動分野＞

- (1) 炊き出し、給食の配食
- (2) 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- (3) 清掃及び防疫の補助
- (4) 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- (5) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (6) 避難所等における被災者に対する介護、看護の補助
- (7) 献血、募金活動
- (8) その他被災者の生活支援に関する活動

#### 2 専門ボランティア

市は、災害対策本部の各部を窓口として、専門ボランティアを受け入れる。また、市は必要に応じ、県又は関連機関に対し、専門ボランティアの派遣を要請する。

- (1) 救急・救助活動
- (2) 医療・救護活動
- (3) 被災した建物の倒壊等の危険度調査と使用可否の判定
- (4) 手話、点訳等福祉分野及び語学分野での専門技術を要する活動
- (5) 災害ボランティアコーディネーター
- (6) 保健活動（メンタルケアなど）
- (7) 災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援活動（DWA T）
- (8) 輸送や無線などの専門技術を要する活動
- (9) その他

#### 3 災害ボランティアの確保と調整

市は、避難所及び住民のボランティアニーズの把握に努め、市及び県のそれぞれの社会福祉協議会、日本赤十字社及び各ボランティア団体と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるよう各種支援を行う。

### 第4 災害ボランティアの受入に当たっての基本事項

ボランティアの受入窓口等は、災害ボランティアの受入に当たって、特に次の事項を遵守するよう努める。

- (1) ボランティア活動保険の天災・地震補償プランに加入すること。
- (2) 現地の状況や活動内容について事前に周知すること。

- (3) 被災地に負担をかけずにボランティア活動ができる体制を整えること。また、ボランティアコーディネーターは、時間とともに変化していくボランティアニーズに合わせて、ボランティアの希望や技能を把握し、適切な派遣に努める。

## 第20節 公共施設等の応急対策計画

[総務課、建設課、上下水道課、福祉課、教育部、関係機関]

### 第1 計画の方針

災害によって公共施設等が被害を受けた場合は、社会的、行政的活動に重大な支障となり、住民生活や社会経済に与える影響も極めて大きいことから、国及び県並びに「災害時における応急対策業務等に関する協定」締結先である市内建設業者と協力の上、他に優先して早期復旧を図る。

### 第2 道路及び橋梁施設

道路及び橋梁施設の応急復旧の実施責任者は各道路管理者とする。

#### 1 被害の把握

市は、災害発生と同時に道路パトロールを強化するとともに、県並びに関係機関及び住民から直接情報を収集する。

#### 2 広報活動

道路被害及び措置状況を速やかに防災関係機関、接続する道路管理者へ通報するとともに、交通規制の行われている道路等については、広報車、マスコミ等を通じて周知するほか、標識、情報板、看板等で通行者に周知徹底を図る。

#### 3 応急復旧

- (1) 収集した情報をもとに応急復旧計画を策定する。この際、復旧のための優先順位及び復旧見通しを明らかにする。
- (2) 道路上への倒壊物及び落下物等、通行の支障となる障害物がある場合、その除去に当たっては、警察の協力を得て、道路管理者が実施する。
- (3) 被害箇所については早期に仮工事を実施して交通を確保する。
- (4) 復旧作業に当たり、建設業界等関係団体・企業に重機等の応援協力を要請する。

### 第3 河川

河川及び河川施設の応急復旧の実施責任者は各河川管理者とする。

#### 1 被害の把握

河川管理者は、災害発生と同時にパトロール等により緊急点検を行い被害状況の把握に努めるとともに、県及び関係機関並びに住民から情報を収集する。

#### 2 広報活動

河川施設の被害及び措置状況を速やかに防災関係機関へ通報するとともに、広報車、マスコミ等を通じて周知するほか、標識、情報板、看板等で住民等に周知徹底を図る。

#### 3 応急復旧

- (1) 収集した情報をもとに応急復旧計画を策定する。この際、復旧のための優先順位及び復旧見通しを明らかにする。



(2) 復旧作業に当たり、建設業界等関係団体・企業に重機等の応援協力を要請する。

## 第4 鉄道施設

市は、東日本旅客鉄道株式会社と連携して情報の収集を図り、鉄道被害がある場合には住民に対し広報活動を行い、復旧活動等に協力する。

### 1 実施主体

鉄道施設の応急復旧の実施責任者は、東日本旅客鉄道株式会社秋田支社長とする。

### 2 実施の要領

#### (1) 施設被害の把握

状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を現場から報告させるほか、地震発生後は直ちに線路設備の巡回点検を行い、現地を確認するとともに、地域住民から直接情報を聴取する。

#### (2) 広報活動

ア 災害が発生したときは、速やかに関係機関に被害状況を通報する。

イ 被災線区等の輸送状況、被害の状況等を迅速かつ適切に把握し、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と密接な情報連絡を行う。

ウ 二次災害防止等のため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道、広報車等により地域住民に周知する。

#### (3) 応急復旧

ア 災害が発生したときは、列車防護等の応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努める。

イ 災害が発生したときは、直ちに事故現場に現地対策本部を設置する。

ウ あらかじめ定めた事故復旧担当区域により復旧作業を実施する。

## 第5 社会公共施設

### 1 社会福祉施設

#### (1) 実施の主体

社会福祉施設の応急対策の実施責任者は各施設の管理者とする。

#### (2) 実施の要領

ア 災害発生時には、消防等関係機関に通報するとともに、人身事故の防止を最優先し、入所者の避難誘導に全力を挙げる。

イ 停電等の措置、給水不能時の措置、重要機器材等の保管措置に万全を期する。

ウ 災害に際しては、平素からの訓練に基づいて役割を十分発揮し、自主防災活動と臨機な措置を講ずるとともに、近隣住民、地域の自主的防災組織、関係機関に応援要請を行う。

エ 入所者の移動の必要が生じた場合には、災害の被害を受けない他の施設に入所者を移動しその安全を図る。

オ 施設の管理者（責任者）は、施設の被害を把握し応急修理を迅速に実施する。

## 2 病院等

### (1) 実施の主体

病院等の管理者は、災害発生時において被害の拡大を防止するため、防災関係機関と連絡を密にして、避難、救出等に万全を期す。

### (2) 実施の要領

ア 災害発生時には、消防等防災機関に通報するとともに、患者の生命・身体保護を最優先に行動し、患者の避難誘導に全力を挙げる。

イ 重症者、新生児、高齢者等自力で避難することが困難な患者の避難措置に万全を期する。

ウ 停電時の措置、給水不能時の措置、ボイラー不能時の措置、医療用高圧ガス等危険物の安全措置及び診療用放射線照射器具等、重要機器材等の保管に万全を期する。

エ 災害に際しては、平素からの訓練に基づいた役割を十分に発揮し、自主的災害活動と臨機な措置を講ずるとともに防災関係機関に応援要請を行う。

## 3 その他の施設

### (1) 実施の主体

施設の応急対策の実施責任者は各施設の管理者とする。

### (2) 実施要領

各施設にあっては、地震による損傷、被害の程度を早急に調査し、必要に応じ、施設内への立入りを規制するなどし、余震等による二次災害の発生の防止に努める。また、早期に応急復旧に必要な措置を講ずるものとする。

## 第 2 1 節 危険物施設等応急対策計画

[総務課、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部、  
経済産業省東北産業経済局、湯沢警察署、秋田県]

### 第 1 計画の方針

震災によって危険物等の施設が被害を受けた場合は、その特殊性から二次、三次の災害に発展するおそれがあるため、関係機関と密接な連携のもとに災害拡大の防止を図る。

### 第 2 危険物（危険物取扱い事業者）

#### 1 実施主体

消防法に掲げる危険物施設の応急復旧の実施責任者は、製造所、貯蔵所及び取扱所の施設の管理者とする。

#### 2 実施要領

##### (1) 施設被害の把握

施設管理者は、災害発生に備えて、危険物施設の被害状況及び応急対策に必要な情報を収集する。

##### (2) 広報活動

施設の管理者は、震災が発生したときには、警察、消防、その他関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、又はインターネット、広報車等により地域住民に周知する。

##### (3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、震災が発生したときには、予防規定等に基づき次の措置を実施する。

- a 自衛消防隊員の出動を命ずる。
- b 施設内の全ての火気を停止する。
- c 施設内の電源は、保安経路を除き切断する。
- d 出荷の中止と搬出を準備する。
- e 流出防止のための応急措置及び防油堤の補強等を実施する。
- f 引火、爆発のおそれがあるときは、関係消防機関へ速やかに通報する。
- g 相互援助協定締結事業所に対して援助を要請する。

イ 市長又は知事は、災害が拡大するおそれがあると認められるときは、立入禁止区域の設定、避難指示を行うとともに、被災施設の使用停止等の措置を実施する。

ウ 消防機関は、火災が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに化学消防車等を派遣する。

### 第3 火薬類（火薬類取扱い事業者）

#### 1 実施主体

火薬類の製造施設及び貯蔵施設の応急復旧の実施責任者は、施設の管理者とする。

#### 2 実施要領

##### （1）施設被害の把握

施設の管理者は火薬類の施設及び作業責任者から迅速に状況報告を受け、電話等により情報収集しながら災害の拡大防止の措置を講ずる。

##### （2）広報活動

施設の管理者は、警察及び消防機関と迅速な通報連絡をしながら、状況に応じてテレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、又は広報車等により地域住民に周知を図る。

##### （3）応急復旧

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な地域に移動するいとまがある場合は、速やかに移動し、関係者以外が近付けないよう監視する。

イ 移動するいとまがない場合は、水槽中に沈めるなどの安全対策を講じる。

ウ 移動するいとまがない場合は、火薬庫の入り口、窓等を完全に密閉し防火の措置を講じる。

エ 爆発により被害を受けるおそれのある地域は、関係機関の協力を得て、全て立入禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させる。

### 第4 LPガス（湯沢雄勝LPガス協議会）

#### 1 実施主体

LPガス製造施設等の災害応急復旧の実施責任者は、施設の管理者とする。

#### 2 実施要領

##### （1）施設被害の把握

LPガス施設の管理者は、災害発生時には電話等により情報の収集を図る。

##### （2）広報活動

施設の管理者は湯沢雄勝LPガス協議会と連携し、テレビ、ラジオ等の報道機関により、関係業者、一般消費者に対し災害の拡大防止等について周知徹底を図る。

##### （3）応急復旧

施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。

ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は作業を中止し、必要とする要員以外は避難する。

イ 貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態となったときは、直ちに安全な場所に移動する。

ウ 必要により施設周辺住民に対して避難を警告する。

エ 災害が拡大し又は二次災害に発展するおそれのある場合は、一般社団法人秋田県エルピーガス協会と連携し、テレビ、ラジオ等の報道機関により、関係業者、一般等に対して応援を要請する。

オ LPガス製造・販売者は、常時、関係法令に基づき、施設・設備等の保安に努める。

カ LPガスのタンクローリーについては、移動基準の徹底、有資格者の同乗など輸送規定の徹底を図る。

キ 湯沢雄勝LPガス協議会は、災害事故発生時には速やかな情報収集・伝達活動と、関係諸団体との連携を密にし、関係事業者及び住民に対し災害事故拡大防止の周知徹底に努める。

## 第5 毒物、劇物

### 1 実施主体

毒物及び劇物等の災害応急措置の実施責任者は、毒物劇物営業者及び業務上の取扱責任者とする。

### 2 実施方法

#### (1) 施設被害の把握

地震発生と同時に、施設被害状況から地域住民に保健衛生上の危害を生ずるおそれの有無について、情報把握に努める。

#### (2) 広報活動

施設の管理者は、被害及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、地域住民に対しては広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関により周知を図る。

#### (3) 応急復旧

ア 施設の管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。

a 毒物及び劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を管轄の保健所、警察署又は消防機関へ通報する。

b 被害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、関係機関と密接な連携をとり、危険のある箇所の確認及び毒物及び劇物等の測定を行い、汚染区域の拡大防止を図る。

c 毒物及び劇物が流れ、飛散し、漏出し、あるいは地下に浸透した場合は、直ちに中和剤、吸収（着）剤等による中和等を実施し、保健衛生上の危害が生じないよう処理する。

イ 保健所、警察署、消防機関及び市は、相互に連携をとりながら次の措置を実施する。

a 毒物及び劇物の流出等の状況を速やかに住民に周知させる。

b 危険区域の設定、立入禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施する。

c 毒物及び劇物の流入等により飲料水が汚染するおそれがある場合は、井戸水の使用を禁止するとともに河川下流の水道取水地区の担当機関へ通報する。

[資料編 第11 危険物等に関する資料]

## 第 2 2 節 危険物運搬車両事故対策計画

[建設課、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部、県、  
湯沢警察署、東北地方整備局湯沢河川国道事務所]

### 第 1 計画の方針

震災によって道路上で、タンクローリーやトラック等の危険物運搬車両による事故が発生し、危険物、火薬類、LPガス及び毒物及び劇物（以下「危険物」という。）の漏えい、火災等が発生した場合、運送会社、荷送危険物事業所、道路管理者、防災関係機関、団体等は密接な連携のもとに、迅速、的確な防除措置の実施を図る。

また、住民の生命、身体への危険が急迫しており緊急を要する場合は、放送各社による緊急連絡により周知を図る。

### 第 2 漏えい物質の防除措置

関係機関、団体等（運転者、運送会社、荷送危険物事業所）は、密接な連携のもとに、次の防除措置を実施する。

#### 1 運転者

- (1) 警察、消防、道路管理者、保健所のいずれかの機関に対し、直ちに事故の状況及び積載物の名称及び積載量を通報する。
- (2) 運送会社、荷送危険物事業所に事故の状況を報告する。
- (3) 応急措置及び災害拡大防止措置を実施する。

#### 2 輸送会社

直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。

#### 3 荷送危険物事務所

- (1) 被害を最小限に止めるため、運転者に対する必要な応急措置の指示、併せて消防機関等に防除措置を依頼する。
- (2) 直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。
- (3) 応急措置に必要な吸収剤等の薬剤、防毒マスク等の保護具を提供する。

#### 4 県警察本部

- (1) 交通規制を実施する。
- (2) 現場、周辺の被害状況の把握に努める。
- (3) 住民の避難、誘導を実施する。

#### 5 道路管理者

- (1) 事故の状況把握に努める。
- (2) 道路の応急復旧、交通確保を実施する。
- (3) 道路情報の提供を行う。

#### 6 消防機関

- (1) 漏洩危険物の応急措置を実施する。

- (2) 火災の消火活動を実施する。
- (3) 負傷者の救出、救護を実施する。
- (4) 住民の避難、誘導を実施する。

### 第3 実施要領

#### 1 危険物の特定

運転者が被災したことにより、危険物運搬車両が積載している危険物等の特定が困難な場合は、車両が携行しているイエローカード（危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）により特定する。なお、不可能な場合は、運送会社又は荷送危険物事業所に照会する。

#### 2 事故の通報

道路上で発生した事故の場合、運転者又は発見者は、道路管理者又は警察、消防、保健所のいずれかに速やかに通報する。

また、漏えいした危険物等が河川に流出した場合は、河川が上水道の取水や農業用水等に利用されていることがあるので、河川管理者へ通報する。

#### 3 広報活動

道路管理者、警察及び消防機関は、必要に応じ交通規制状況、被害状況、避難等の安全確保について、広報車等により地域住民及び道路利用者に周知する。なお、住民の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、放送各社による緊急連絡を行う。

#### 4 応急復旧

タンクや容器から危険物が漏えいしているときは、その拡大を阻止するため、道路や側溝に土のうを積む。さらに、危険物の種類によっては、吸収剤（砂、土を含む。）を散布する。

漏えい危険物等が引火性を有する場合は、拡大を阻止した後、泡消火剤等で被覆し、火災の発生を防止する。

また、毒物及び劇物の場合は、「第21節 第5 毒物・劇物」の応急復旧に準じ、これを実施する。

火災が発生している場合で、未燃焼の危険物が残存するときは、タンクや容器への冷却注水を行う。

#### 5 交通規制

事故の状況によっては、片側道路の通行禁止措置や全道路の通行禁止措置を実施しなければならない。この際、通行情報の周知が遅れると被害の拡大が予想されるため、警察機関は、事故の実態把握に努め、速やかに通行規制を実施する。

### 第4 モニタリングの実施

市並びに関係機関は、大規模災害により環境負荷物質等の有害物質が漏えい、拡散、浸透し、周辺の環境を汚染することを防止するため、事業者は、有害物質を使用し、又は貯留し

ている施設等の点検を行わねばならない。また、施設等に破損等がある場合には、その応急措置の実施について、市は、県に対し、事業者へ適正な指示を行い、その実施状況を把握すること、及び必要に応じて、環境モニタリングの実施を要請する。

- 1 公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング
- 2 環境大気中の有害物質等のモニタリング



## 第23節 防疫、保健衛生計画

[健康対策課、環境共生課、湯沢保健所]

### 第1 計画の方針

地震災害時には生活環境が悪化するほか、被災者の病原菌等への抵抗力が低下するなど悪条件が重なることから、防疫、保健衛生等を県の指導のもとに迅速に実施し、被災者の感染症や食中毒の未然防止を図る。また、被災者の健康状態や被災状況に配慮しつつ、メンタルヘルスケアに努める。

### 第2 防疫

#### 1 実施機関

災害時の防疫については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）に基づき、知事は感染症の患者若しくはその保護者又はその場所を管理する者等に対し、消毒すべきことを命ずることができる。また、災害の状況によりそれらの者が実施不可能の場合は、法第27条の規定により知事の指示により市が消毒等必要な措置をとることとされている。

#### 2 実施の方法

##### (1) 防疫体制の確立

災害時における防疫活動を的確に実施するため、市は関係機関の応援協力のもとに防疫活動実施のための組織を編成し、防疫対策の推進を図る。

##### (2) 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等により災害時における感染症予防に関する注意事項を周知する。その際には、住民の社会不安の防止に留意するものとする。

##### (3) 消毒の実施

市は、法第27条第2項の規定による知事の指示に基づき実施する。

##### (4) ねずみ族、昆虫等の駆除

市は、法第28条第2項の規定に基づき、知事が指定した区域内で実施する。

##### (5) 生活の用に供される水の供給

県は、感染症の発生を予防し、又はまん延を防止する必要がある場合において、県が当該感染症病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用を禁止又は制限したとき、市は、法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供される水を供給する。

##### (6) 予防接種の実施

市長は、予防接種法第6条第1項の規定による知事の指示に基づき、臨時の予防接種を実施する。

##### (7) 飲料水の簡易検査、消毒及び衛生指導

飲料水の簡易検査を実施し、必要に応じて飲料水の消毒を行うとともに、飲料に当た

っての衛生指導を行う。

### 3 避難所の防疫措置

避難所を開設したときは、県及び市は相互に連携して防疫活動を実施し、避難者の健康管理を図るものとする。

#### (1) 防疫に関する協力組織

避難所の施設管理者は、衛生に関する自治組織の編成を指導して、その協力を得て防疫の万全を図るものとする。

#### (2) 防疫活動は、次の事項に重点をおいて行うものとする。

- ア 検病
- イ 防疫消毒の実施
- ウ 集団給食の衛生管理
- エ 飲料水の管理
- オ その他施設内の衛生管理

[資料編 19-4 防疫班の編成及び感染症医療機関、  
19-5 消毒・駆除に必要な薬剤等]

## 第3 食品衛生監視

### 1 実施機関

県より食品衛生監視指導班の派遣を受け、保健所の指示指導のもとに食品等の安全確保を図る。

### 2 実施の方法

食品衛生監視指導班は次の業務を行う。

- (1) 食品営業施設に関する監視指導
- (2) 救護食品に対する監視指導
- (3) 炊き出し施設に対する衛生的な取扱いの指導
- (4) その他住民等に対する食品に起因する危害の発生防止

## 第4 防疫用薬品、資器材等の調達等

防疫用薬品並びに資器材の調達は市長が行うものとし、不足の場合は知事に対して要請を行う。

## 第5 保健対策

### 1 健康調査、健康相談

県及び市は相互に連携し、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

### 2 栄養調査、栄養相談

市は、県と連携し、定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者

の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

### 3 歯科

避難が長期にわたるとき、不慣れな生活環境やストレスにより被災住民の歯科衛生が損なわれることがあることから、市は歯科医師会等関連機関に協力を求め臨時診察所を設けるなど、避難者の健康維持に努める。

## 第6 被災者等のメンタルヘルスケア対策

被災地、特に避難所においては、災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が精神的不調をきたす、あるいは心的外傷後ストレス障がい（PTSD）となる場合があり得ることから、県（保健所・秋田県精神保健福祉センター等）及び市は、精神科医や地域の専門ボランティアの協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

## 第24節 動物管理計画

[環境共生課、湯沢保健所]

### 第1 計画の方針

大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想されるため、市は、動物愛護の観点から、公益社団法人秋田県獣医師会等関係団体との協力体制を確立し、動物保護や適正な飼育を図る。

### 第2 特定動物・家庭動物の管理

#### 1 実施機関

(1) 特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条に基づく特定動物）

原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき市町村及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。

(2) 家庭動物

原則、飼養者とするが、市町村及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。

#### 2 実施方法

(1) 特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。

(2) 負傷、又は飼い主が不明な家庭動物の保護収容施設を確保する。

(3) 飼料の調達及び配分方法を講ずる。

(4) 動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。

### 第3 避難所の家庭動物対策

1 避難所居室部分への家庭動物の持ち込みは禁止する。

2 避難所敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置する等、避難所へ飼い主が家庭動物と同行避難できるよう、環境整備に努める。なお、飼養専用スペースの設置に当たっては、動物アレルギーや感染症発生防止の観点から、避難所の運営担当者が指定するスペースにおいて飼育するものとする。

3 避難所の運営担当者は、避難者と同行避難してきたペットについて、「ペット台帳」を作成し、避難所でのペットの管理状況を把握するとともに、関係機関の協力を得て支援する体制の構築に努める。

### 第4 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

## 第5 避難所における愛玩動物の保護

市は、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- 1 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援
- 2 被災動物の収容施設及び飼料の確保
- 3 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整
- 4 県、他市町村への連絡調整及び要請

### ■ 獣医師会

名称	住所	電話
公益社団法人秋田県獣医師会	秋田市中通六丁目7番9号 (畜産会館内)	018-832-2216
同 雄勝支部	湯沢市清水町五丁目1番8号	0183-73-6603

## 第6 小動物死体処理

### 1 死亡愛玩動物の処理

災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、環境共生課が実施する。

### 2 処理方法

環境共生課は、死亡小動物発見者の連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、犬の場合は狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づき適正な処理を実施する。

処理の方法は、関係機関が協議の上で定めた方法により焼却する。

## 第25節 廃棄物処理計画

[環境共生課、建設課、上下水道課、農林課、関係機関]

### 第1 計画の方針

被災地域におけるごみの収集及びし尿の処理等の清掃業務を迅速に実施し、地域の環境衛生の保全を図る。

### 第2 災害発生時における災害応急対策

- (1) 市は、地域防災計画に基づき災害廃棄物の発生量をできるだけ的確に把握するとともに、その種類や性状、量に応じて適正な廃棄物の処理を行う。
- (2) 廃棄物の処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、県に支援を要請する。
- (3) 必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。

### 第3 生活ごみ処理

#### 1 実施機関

被災地におけるごみ等の収集及び処分は市が湯沢雄勝広域市町村圏組合の協力を受けて実施するが、被害が甚大で市のみで処理することが不可能の場合は、保健所及び県の指導により他の市町村に応援を要請してその解決を図る。

#### 2 実施の方法

- (1) 市は、被災後の道路交通の状況等を勘案しつつ、遅くとも発災数日後には収集を開始し、一時的に大量発生した生活ごみ等を早期に処理するよう努める。
- (2) 市は、水害廃棄物について、衛生上の観点から、浸水が解消された直後から収集を開始するよう努める。
- (3) 市は、次の事項を勘案し計画的な収集・処理を行う。
  - ア 災害に伴うごみ、又は生活に伴うごみは処理の緊急度に応じて速やかに収集及び処分する。また、リサイクル等可能な限り分別して収集及び処分に努める。
  - イ 不燃物又は焼却できないものは埋め立て処分する。
  - ウ 応急収集体制の確保、隣接市町村等の応援体制の確立に努める。

[資料編 19-1 ごみ処理状況、施設及び業者]

### 第4 し尿処理

#### 1 実施機関

ごみ処理と同じ

#### 2 実施の方法

- (1) 家屋の倒壊、焼失、浸水時における収集は、緊急度に応じて処理する。

- (2) 応急処理体制の確保を図るとともに仮設トイレを設置し、殺虫剤、消毒薬剤等の散布を計画的に実施する。
- (3) 市は、関係機関の協力を受けて、被災者の生活に支障が生ずることがないように、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げ、回収を実施するとともに、仮設トイレの設置に当たっては、高齢者及び障がい者等の要配慮者への配慮を行う。
- (4) 市は、避難所において避難者の生活に支障が生じないように、次の事項を勘案し、必要な数の仮設トイレを設置する。
- ア 避難箇所数と避難人員
  - イ 仮設トイレの必要数の確保
  - ウ 応援供給を受ける仮設トイレの一時保管場所の確保
  - エ 他市町村からの応援を含めた仮設トイレ設置体制の確保
- (5) 市は、仮設トイレが設置された後、次の事項を勘案し、計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行う。
- ア 仮設トイレの衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保及び計画的な散布
  - イ 他市町村やし尿処理業者等からの応援を含めた、し尿の収集・処理体制の確保
  - ウ 仮設トイレの管理、収集・処理に要する期間の見込み
- (6) し尿処理施設が被災し使用不能の場合は、終末処理場のある下水道への投入又は埋め立て処分を行う。

[資料編 19-2 し尿処理施設及び業者]

## 第5 災害廃棄物の処理

### 1 実施機関

- (1) 災害応急対策を実施するため、がれき・残材などの災害廃棄物の除去及び処理は、市（建設課）が行い、状況に応じて土木業者や建設業者、産業廃棄物処理業者の協力を得て速やかに行う。
- (2) 道路・河川等にある災害廃棄物の除去及び処理は、その道路・河川等の維持管理者が行う。
- (3) がけ崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた災害廃棄物の除去及び処理は市が行い、市において実施が困難な場合は知事に対して応援要請する。
- (4) 災害により家屋が、居住等の用途に用いられない程度の被害を受けた場合、その解体は、所有者の申請に基づき、調査の上で市が実施する。また、応急危険度判定において継続利用ができない「危険」とされ、所有者が修理せず、解体することとした場合についても、同様の取扱いとする。
- (5) その他、施設敷地内の災害廃棄物の除去及び処理は、その施設敷地内の所有者又は管理者が行う。

## 2 実施の方法

### (1) 作業計画

計画的に処理を実施するため、木質・コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握するとともに、適切な作業計画を立てる。

### (2) 収集・処理

ア 木くず等比較的小規模な物については、建設課において処理するほか、民間業者及び近隣市町村等に焼却処分を要請する。

イ コンクリート等は、破碎・選別して最終処分場に運搬し、処理するとともに、民間業者及び近隣市町村等に処分を要請する。

### (3) 集積・保管場所

ア がれき・廃材などの災害廃棄物の集積場所は、近隣遊休公有地を利用し、再び人命、財産に被害を与えないようにする。

イ 除去した災害廃棄物の保管場所は、盗難等の危険のない場所を選定し、保管をはじめた日から14日間その工作物名等を公示する。

### (4) 県が実施する環境対策との協調

がれき・廃材など災害廃棄物処理に当たっては、環境対策に留意し、大気汚染を防止するため、廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導、建築物の解体撤去工事等に対する措置等に協力する。

[資料編 19-1 ごみ処理状況、施設及び業者]

## 第6 廃棄物の処理、施設の応急復旧

被災状況により埋め立て処分、他の施設への処理依頼を行うとともに、し尿処理施設の復旧については迅速に対応するものとする。

[資料編 19-3 ごみ収集運搬機材・し尿収集運搬機材]

## 第7 がれきの処理

- 1 市は、危険なもの、通行上支障があるもの等を優先的に収集・運搬する。
- 2 市は、生活環境保全上支障のない場所を仮置き場として確保し、災害廃棄物を安全に収集し、適切に選別・処理を進める。
- 3 市は、損壊建物数等の情報を速やかに収集し、がれきの発生量を推計する。
- 4 市は、応急活動後の処理・処分の進捗状況やがれきの発生量も踏まえ木くずやコンクリート等の再資源化やリサイクルに努める。また、アスベスト等の有害廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に従い、適正な処理を進める。

## 第8 死亡獣畜の処理

- 1 市は、家畜の所有者に対し、所有者自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して、速やかに死亡獣畜取扱場に搬入するなど、適正な処理を指導する。
- 2 市は、所有者不明等の死亡獣畜を適正処理する。



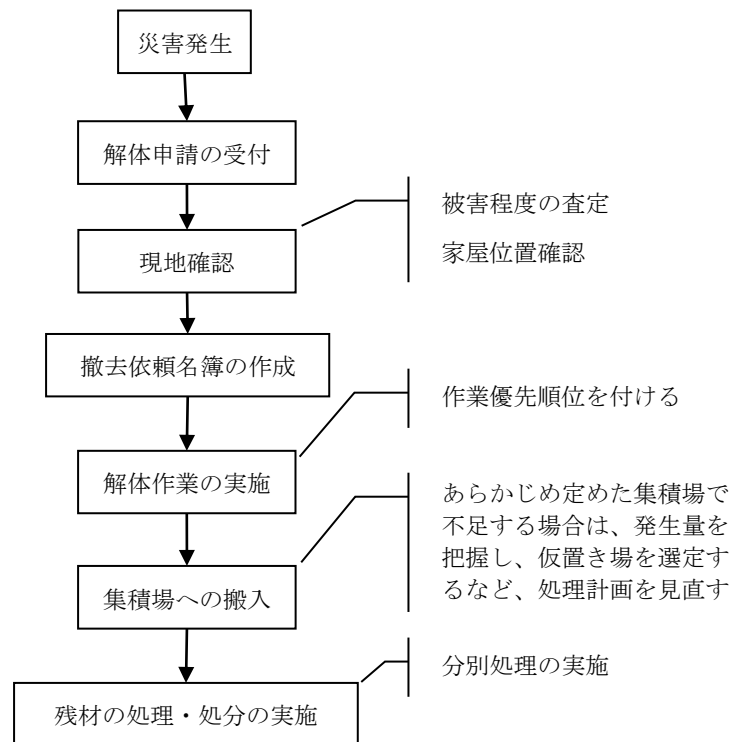
- 3 県は、家畜の所有者又は市町村が実施する処理に対し、必要な指導・助言を行う。
- 4 死亡獣畜が家畜伝染病に罹患している場合には、家畜伝染病予防法（昭和26 年法律第166 号）に基づく措置を実施する。

[資料編 19-6 死亡獣蓄処理施設]

## 第9 災害復旧・復興対策

- 1 湯沢雄勝広域市町村圏組合は、一般廃棄物処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、施設の稼働を図る。
- 2 市は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、速やかに仮設トイレの撤去を進め、避難場所の衛生向上を図る。
- 3 市は、がれきの発生量に応じて処理方法や処理の期間等に関する計画を作成し復旧・復興作業を進めるが、自地域内の既存施設で処理仕切れない場合には、広域的な対応の必要性を県と協議するなどして、状況に応じ、県内の他の市町村や県域を越えた処理を要請する。

### ■ 家屋解体処理の流れ



## 第26節 行方不明者及び遺体の搜索並びに遺体処理、埋火葬計画

[総務課、市民課、環境共生課、福祉課、湯沢警察署]

### 第1 計画の方針

震災のため現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から判断して既に死亡していると推定される者を搜索し、又は死亡者の遺体処理及び埋火葬を行い、被災者遺族の精神的な安定を図る。

### 第2 行方不明者及び遺体の搜索

#### 1 実施責任者

- (1) 市が関係機関の協力を得て行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、原則として知事が関係機関の協力を得て行い、知事から委任された場合、又は知事による救助のいとまがない場合は、市長が知事の補助機関として行う。

#### 2 災害救助法が適用された場合の実施基準

##### (1) 対象

遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

##### (2) 支出費用

遺体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び人件費であって、その実費とする。

##### (3) 実施期間

遺体の搜索の実施期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。

##### (4) 期間の延長

前記の期間を延長するときは、知事が厚生労働大臣の承認を得て、これを行う。

なお、市が搜索について知事から委任を受けた場合は、前記の期間内に知事に対して期間の延長を申請するものとする。

#### 3 災害救助法が適用されない場合の実施基準

上記2に準じて実施する。

#### 4 搜索の方法

- (1) 市は、市庁舎に「行方不明者相談所」を開設し、搜索依頼・届出受付の窓口を置く。
- (2) 届出を受けたときは、行方不明者の氏名、性別、住所、生年月日、身体的特徴、着衣等などについて、可能な限り詳細に聞き取り記録する。
- (3) 搜索においては、まず避難所収容記録簿に当たり確認する。
- (4) 市災害対策本部が把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により、要搜索者名簿を作成する。
- (5) 行方不明者の搜索、救出活動に当たっては、市災害対策本部、消防、警察、自衛隊等

の関係機関が連携を密にし、迅速に必要な人員、資機材等を投入し、活動に万全を期する。

(6) 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ被災状況等から既に死亡していると判断される者については、直ちに遺体捜索に切り替える。

(7) 遺体の捜索は、消防団等関係機関、地域住民等の協力を得て行う。

## 5 関係市町村への要請

(1) 市のみで捜索の実施が困難である場合は、隣接市町村に応援を要請する。

(2) 遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、県、死体漂着が予想される市町村に対し、捜索を要請する。

(3) 応援の提示事項

ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

イ 遺体数、氏名、性別、年齢、身体的特徴、着衣等

ウ 応援を要する人数、舟艇器具等

## 第3 遺体発見時の措置、搬送等

### 1 遺体発見時の措置

災害現場から遺体を発見した者は、直ちに所轄の警察署または直近の警察職員に通報するとともに、発見の日時、場所、発見者、遺体の状況及び所持品等について明確に記録する。届出後は、警察署または警察職員の指示に従う。

### 2 遺体の搬送

(1) 市は、警察、民間業者等の協力を得て、遺体の搬送を行う。

(2) 遺体搬送車が不足する場合は、県、民間業者等に応援を要請する。

(3) 市内への遺体の搬送が困難な場合は、他市町村又は県への遺体の搬送、実施要員及び資機材等について応援を要請する。

## 第4 遺体の収容・安置

搬送された遺体については、検視・検案等の処理の後、関係各機関の協力を得て、身元確認と引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり安置し、納棺する。

1 可能な限り複数の施設を遺体安置所としてあらかじめ指定する。

2 遺体安置所の選定については、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、体育館や旧学校施設、寺院等を確保する。

(1) 避難所、医療救護所とは別の場所

(2) 可能な限り、水、通信及び交通手段を確保できる場所

(3) 多数の遺体を収容できる、スペースの広い施設

(4) 遺族控え室を、遺体安置所、検視・検案場所と隔離した場所に確保

3 上記の適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。

4 遺体安置所に管理責任者を配置し、遺体の搬送・収容について連絡調整を行う。

また、県や警察と連携し、検視・検案業務を迅速に行える体制を整備する。

- 5 遺体収容台帳を作成するとともに、棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- 6 遺体の安置に当たっては、棺やドライアイス、納棺用品等必要な用品を地元の葬祭関係業者から調達するとともに、不足する場合には、県に対して広域的な確保を要請する。
- 7 装身品具及び携帯品は、盗難のおそれのない方法で保管する。

## 第5 遺体の処理

### 1 実施区分

#### (1) 市

遺体の清浄、縫合、消毒等の処理は、環境共生課が医師会その他関係機関の協力を得て行う。

#### (2) 県

災害救助法が適用された場合は、日本赤十字社秋田県支部が知事の委託に基づき、救護班を派遣して遺体の処理を行う。

#### (3) 警察署

ア 遺体を発見し、又は遺体発見の通報を受けた場合は、速やかに検視規則及び警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に基づいて、死因、身元、その他の調査を行うものとする。

イ 遺体の身元が明らかになったときは、遺体とともに着衣、所持金品等を速やかに遺族などへ引き渡すものとする。ただし、災害直後の混乱等のため、遺族などへの遺体の引き渡しができないときは、遺体を所在地の市町村長に引き渡すものとする。

### 2 処理の内容

#### (1) 遺体の検視・検案

市は、県、医師会等と連携して、警察署が行う検視・検案の実施を支援する。

#### (2) 遺体の一時保存

ア 身元の識別のため必要な場合、または埋葬に相当の日時を要する場合は、遺体安置所に遺体を一次保存する。

イ 身元が判明しても自宅が被災し、遺体の引き取りができない場合は、身元不明遺体と区別して保存する。

#### (3) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

ア 市は、多数の遺体を発見・収容した場合、医師、看護師等により、遺体処理班を編成し、関係機関の協力を得て遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。

イ 市は、遺体処理用資機材を事前に準備するとともに、調達できない場合は県等に要請する。

## 第6 漂流遺体の処置

### 1 遺体の身元が判明している場合

市内に漂着し、遺体の身元が判明している場合は、市長が、警察官の調査を受けた後、警察と協力し、直ちにその遺族、親戚、縁者に引き取らせる。

ただし、災害救助法が適用されており、これを引き取らせることができない場合は、知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置する。

## 2 遺体の身元が判明していない場合

- (1) 警察署等関係機関に連絡し、身元不明遺体等の取扱いについて協議を行う。
- (2) 市内に漂着し、身元が判明していない遺体であって、災害救助法が適用されている場合、又は災害発生地市町村から漂着したものと推定される場合は、前記と同様に取り扱うものとする。
- (3) 遺体が被災地から漂流してきたものであると推定できない場合には、市長が「行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）」により処理するものとする。
- (4) 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取扱うとともに、被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない遺体についても、行旅死亡人として取扱う。
- (5) 身元不明の遺体の処理においては、次の点に留意する。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理の前後に遺体の顔面部、身体の特徴を写真に撮影するとともに記録すること。

イ 遺品等があればこれを保管するとともに、装身品具及び携帯品を記録し、かつ写真に撮影すること。

ウ 上記の写真を、記録とともに掲示する等、身元の発見に必要な措置をとること。

- (6) 県、警察署と連携し、遺体安置所等に所持金品等の内容提示や報道機関への情報提供及び問い合わせ窓口の開設を行う。
- (7) 警察、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と引受人の発見に努める。

災害救助法が適用されており、遺体の身元が判明していない場合で、災害発生地から漂着したものと推定される時は、前記と同様に取扱う。

遺体が罹災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、市長が行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）により処理する。

なお、遺体の取扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに、遺体を撮影し記録して残しておく。

## 第7 遺体の引き渡し

遺体を遺族に引き渡す場合は、警察署等と協力して行う。

- 1 警察は、検視及び医療救護班の医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族または関係者に引き渡す。
- 2 遺族その他より遺体引き受けの申し出があったときは、遺体収容帳により整理し、次の要領により引き渡す。
  - ア 検案書を交付すること。
  - イ 死体請書をとること。
  - ウ 着衣、携帯品及び保管貴金属等の受領書をとること。
- 3 遺族等の引き取り者がいない場合または遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合には、応急的措置として埋火葬を行う。

## 第8 遺体の埋葬

### 1 実施責任者

- (1) 災害救助法が適用された場合は、知事が実施責任者となるが、知事から委任を受けた場合は市長が実施する。
- (2) 災害救助法が適用されない場合は、被害の程度により、適用された場合の規定に準じて市長が実施する。

### 2 災害救助法が適用された場合の実施基準

#### (1) 対象

災害の際死亡した者に対して、その遺族が埋火葬を行うことが困難な場合または死亡した者に遺族がない等のため埋火葬が困難な場合

#### (2) 支出費用

埋火葬のため支出できる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

#### (3) 実施期間

遺体の埋火葬は、原則として災害発生の日から10日以内とする。

#### (4) 期間の延長

前記の期間を延長するときは、知事が厚生労働大臣の承認を得て、これを行う。

なお、市が遺体の埋葬について知事から委任を受けた場合は、前記の期間内に知事に対して期間の延長を申請するものとする。

#### (5) 埋火葬が適切に行われるよう埋火葬相談窓口を設置して、火葬場、遺体の搬送体制等に関する情報を提供し、円滑に埋火葬が行われるよう努める。

#### (6) 災害による死者の数が多数に及ぶ等の理由により、斎場の火葬能力を超える場合、近隣市町村等の火葬場使用についての受入を要請する。

### 3 災害救助法が適用されない場合の実施基準

前記2に準じて実施する。

## 第9 費用

- 1 原則として、市が負担する。その他の費用については、県と協議して決定する。
- 2 災害救助法が適用された場合については同法による。

## 第10 広報

- 1 県及び警察署等関係機関と連携し、遺体安置所の設置及び遺体収容状況等について、住民等への周知を図る。
- 2 身元不明者の確認のため遺体安置場所に身元確認のための情報を掲示するほか、広報、マスコミ等へ広報を行う。

[資料編 20-1 火葬場、寺院等一覧]

## 第 2 7 節 文教対策計画

[教育部、子ども未来課]

### 第 1 計画の方針

震災により文教施設が被害を受け、又は受けるおそれがある場合は、災害の予防及び応急対策を実施して、園児、児童、生徒及び教職員の安全と教育活動の確保を図る。

### 第 2 事前対策

園長及び校長等施設管理者は、災害の発生に備えて次の事前対策を実施する。

- 1 園児、児童、生徒の避難計画については、訓練及び災害時の事前指導、事後指導を実施してその周知を図るとともに、保護者との連絡方法、保護者への園児、児童、生徒の引き渡し方法を確立する。
- 2 教育委員会、警察署（交番、駐在所）、消防署（団）及び保護者への連絡網を整備し、協力体制を確立する。
- 3 緊急時の所属職員の非常招集については、その連絡先を確認し教職員に周知徹底する。

### 第 3 避難措置

園長、学校長等施設の管理者は、次の避難措置を実施する。

- 1 在校時にあっては、地震発生後、速やかに適切な緊急避難の指示・誘導を行うとともに負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- 2 学校外などでの教育活動時にあっては、地震発生後、速やかに児童・生徒の安全の確保を図り、直近の避難施設へ誘導する。また、行方不明者・負傷者等の有無及び被害状況の把握に努め、学校長・施設長へ報告する。
- 3 登下校時及び休日等に地震が発生した場合、学校等は保護者等と連絡を取り、児童・生徒らの安否を確認し、状況の把握に努める。
- 4 災害の規模、園児、児童、生徒等及び施設の被害状況を把握したとき、速やかに市教育委員会へ報告する。
- 5 市教育委員会と調整の上で、必要により臨時休校等の措置をする。
- 6 あらかじめ定めた応急教育計画に基づき、災害状況に応じて適切に指導する。

### 第 4 学校施設等の応急措置

学校長等施設の管理者は、所管する施設が被災したときには、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、市教育委員会に被害の状況を報告する。市及び市教育委員会は、速やかに被害の状況を調査し、必要な応急復旧を行う。

## 第5 応急教育の実施

### 1 文教施設の確保

- (1) 被災の程度により応急修理ができる場合は速やかに修理し、また校舎の一部が使用不可能の場合は特別教室、屋内体育施設等を使用する。
- (2) 校舎の全部又は大部分が使用不可能となった場合は、公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用する。
- (3) 教育施設が確保できない場合は、応急仮設校舎の建設を図る。

### 2 教員の確保

被災により教員の確保ができない場合は、次のとおり措置する。

- (1) 少数の場合は学校内で調整する。
- (2) 学校内で調整できない場合は、市教育委員会内で調整する。
- (3) その他の場合は、県教育委員会へ要請する。

### 3 被災園児、児童、生徒の保護

- (1) 被災地域の園児、児童、生徒に対しては、感染症、食中毒等予防のため臨時の健康診断を行い、必要な検査を実施する等健康の保持に努める。
- (2) 災害によって危険となった場所については、事故等の防止について指導し立入り規制等の徹底を図る。

### 4 学校飼育動物の保護

- (1) 被災動物の集中管理場の確保に努める。
- (2) 動物感染症や疾病を予防するため、ふん尿処理等の環境保全に努める。
- (3) 被災動物の飼料不足が発生しないよう、飼料調達に努める。

## 第6 学用品の調達、支給等

市は、児童、生徒の住宅が被害を受け、就学上著しく支障のある者に対し次の措置を行う。

### 1 給与の対象となる者

住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む）

### 2 教科書等の確保

教科書及び教科書以外の教材の喪失、き損の状況を速やかに調査し、県教育委員会へ報告する。

給付は災害発生の日から1箇月以内とし、教科書代金は教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する実費とする。

### 3 文房具、通学用品等の支給

文房具、通学用品等を喪失又はき損し、災害のため直ちに入手困難な状態にある園児、児童、生徒の人員、品目等を調査把握し、確保に努める。

購入については必要分を市が一括購入し、市教育委員会が支給する。また、給付は災害発生の日から15日以内とする。



## 第7 学校給食

学校長及び市教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、給食設備について応急復旧を要するものを調査し、速やかに復旧措置を講ずるものとする。

学校給食用物資は、公益財団法人秋田県学校給食会（秋田県秋田市卸町一丁目2番24号018-864-3201）及び関係業者の協力を得て確保するものとする。確保が困難である場合には、県教育委員会に対し斡旋を依頼するなど必要な処置をとる。

給食の実施に当たっては、感染症等の発生予防など、衛生管理の徹底を図る。

## 第8 学校等教育施設が避難場所・避難所となった場合の措置

避難所となった施設の管理者及び施設を所管する市教育委員会並びに市は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講じる。

- 1 市は、避難所等に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び市教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。
- 2 当該施設の管理者及び市教育委員会は、避難所として利用している施設の範囲等について、市や県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

## 第9 文化財の保護

- 1 文化財が被災した場合は、その管理者（又は所有者）は直ちにその文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を市教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。
- 2 市教育委員会は、市指定の文化財について、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行うものとする。
- 3 市教育委員会は、被災文化財が文化財としての価値を損なわないよう、県教育委員会と連絡を密にし、所有者又は管理責任者若しくは管理団体に対する指導等必要な措置を講ずるものとする。

[資料編 13-1 災害救助法による救助の程度等早見表、  
21-1 文教施設、  
21-4 湯沢市指定等文化財一覧]

## 第28節 住宅応急対策計画

[総務課、税務課、都市計画課、県]

### 第1 計画の方針

震災により住家が全壊（焼）又は流失して居住する住宅がなく、自らの資力で住宅を確保することができない被災者を収容するため応急仮設住宅を供与し、被災者用の住居として利用可能な市営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう体制を整備する。また、住家が半壊（焼）して自らの資力では応急修理をすることが困難な被災者については、日常生活に欠くことのできない部分について応急修理を実施し、被災者の生活の安定を図る。

なお、建築物及び宅地の応急危険度判定を行い、地震災害後の二次災害の拡大防止や仮設住宅の必要数把握等に努める。

### 第2 公営住宅等の利用

市及び県は、被災者の一時的な住宅を確保するため、受入可能な市営住宅や空き屋等の把握に努めるとともに、被災地域の自治体から受入要請があった場合には、迅速に入居手続きを行う。

なお、入居対象者及び入居者の選定については、次の応急仮設住宅の建設の場合に準ずることとする。

### 第3 応急仮設住宅の建設

#### 1 実施機関

災害救助法が適用された場合は知事が行い、知事から委任されたときは市長が行う。

また、災害救助法が適用されない場合にはこれに準じて市長が行う。

#### 2 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の敷地、構造、仕様、設備及び戸数については、災害時要支援者の長期の避難生活を想定したものとし、また地域のコミュニティに配慮したものとする。

##### (1) 建設地

仮設住宅の設置場所は、市有地、県有地、国有地及び民有地等とする。民有地の場合は土地所有者の意向確認を行った上で、所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、飲料水の確保等、生活関連設備の整備状況、周辺の便民施設を踏まえ、あらかじめ選定し候補地リストの作成を行う。

##### (2) 構造

軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、雪害に耐える構造とする。また、高齢者などの要配慮者世帯に配慮した設備・構造のものとする。

##### (3) 規模・費用

1戸当たりの規模・費用は災害救助法に定める基準によるが、被災者の家族構成及び資材の調達状況により基準運用が困難である場合は、市の基準枠を調査して、その規模

及び費用の追加ができるものとする。

(4) 建設の時期

災害発生の日から 20 日以内に着工する。

(5) 建設工事

市は、市内の建設業者に協力を要請し、建設を行う。

災害救助法が適用された場合は、県が所定の基準により知事が直接建設業者に発注するが、状況によっては知事の委任により、市長が建設業者に協力を要請し、建設を行う。

### 3 被災者の入居及び管理

(1) 入居対象者

災害により被災し、自力で住宅を確保できない者であって、次のいずれにも該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力で住家を確保できない者

(2) 入居者の選定

市は被災者の資力、その生活条件等を十分調査し、その結果に基づき県が入居者を選定するが、県から委任された場合は市が選定を行う。

(3) 管理

県から委任された場合は市が行う。

(4) 供与の機関

住宅完成の日又は借上げの日から、原則として 2 年以内とする。

## 第 4 応急危険度判定

### 1 活動要請

市は、関係団体に対し、被災後の判定活動の協力要請を行う。

### 2 報告

関係団体は、会員の判定技術者に協力を要請し、取りまとめた判定活動結果を市へ報告する。

## 第 5 住宅の応急修理

### 1 実施機関

災害救助法が適用された場合は知事が行い、知事から委任されたときは市長が行う。

### 2 住宅の応急修理

災害により住宅が半焼又は半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行うものとする。

(1) 修理の範囲

居室、炊事場及びトイレなど日常生活に必要最小限度の部分に対して行う。

(2) 修理の費用

応急修理に要する費用は災害救助法に定める額の範囲内とする。

(3) 修理の期間

災害発生の日から1箇月以内に完了するものとする。

(4) 修理の方法

応急仮設住宅の建設方法に準じて現物給付をもって実施する。

**3 応急修理の対象者**

災害により住家が半壊又は半焼し、居住のために必要な最小限の部分も失い、自らの資力で修理を行い、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない被災者を対象に行う。

[資料編 13-1 災害救助法による救助の程度等早見表、  
24-1 公共住宅、  
24-2 応急仮設住宅の構造(例)、  
24-4 応急仮設住宅建設候補地一覧]

## 第29節 ライフライン施設応急対策計画

[総務課、上下水道課、東北電力ネットワーク株式会社、東日本電信電話株式会社、関係機関]

### 第1 計画の方針

ライフライン施設管理者は、被災住民の生活の安定と応急対策の円滑な実施のため、被災箇所での早期把握及び応急復旧を図るとともに、地震後の二次災害防止のため、必要な措置を講ずる。

### 第2 電気施設（送配電施設）

#### 1 実施主体

電気施設の応急復旧は、東北電力ネットワーク株式会社が行うものとする。

#### 2 実施要領

##### (1) 施設被害の把握

地震が発生した場合は、直ちに各施設の被害状況及びその他の情報を収集するとともに、迅速な指令伝達を行い関係機関との連絡体制を確立する。

##### (2) 広報活動

停電による社会不安の除去と感電事故防止のため、テレビ、ラジオ、広報車、パンフレット、チラシ、停電情報通知アプリ等のほか、状況により、市防災行政無線、緊急・防災メール、市ホームページ、市SNS等多様な伝達手段を利用して、被害の状況及び復旧の見通し等について住民に対し広報する。

##### (3) 応急復旧

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期復旧のための体制を確立する。

イ 被害設備の早期復旧を図るため、関係機関の職員及び社内要員並びに関連工事事業者の確保に努める。

ウ 復旧用資材の確認、在庫量の把握を行うとともに不足する資機材については緊急調達を実施する。

エ 被害設備の復旧に当たっては、災害の状況、負荷の状況、復旧の難易度等を勘案の上で、被害の拡大防止効果、復旧効果並びに公共的影響の大きいものから逐次復旧工事を実施する。

### 第3 水道施設

地震により水道施設等が破損した場合は住民に与える影響が重大なため、速やかに応急給水活動により飲料水等を供給するとともに、水道施設の早期復旧を図る。

#### 1 実施主体

水道施設の災害応急復旧の実施責任者は、水道事業者である市長とする。

## 2 実施要領

### (1) 施設被害の把握

地震の発生と同時に速やかに施設の点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、住民から直接情報を収集する。

### (2) 広報活動

被害及び措置状況を速やかに関係機関へ通報するとともに、復旧予定時期（時刻）等について、関係住民に対し、防災行政無線、緊急・防災メール、ホームページ、SNS、テレビ回覧板、コミュニティFM、広報車等により周知徹底を図る。

### (3) 応急復旧

ア 取水、導水、浄水施設が被災し、給水不可能又は給水不良となった区域に対しては、他の給水系統から給水するとともに、速やかに応急工事を実施して給水能力の回復と給水不能地域の拡大防止を図る。

イ 施設が被災したときは、被災箇所から有害物質等が混入しないように措置する。特に浸水区域等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知徹底を図る。

ウ 応急給水、応急復旧作業等が市内で処理し得ないと判断した場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「水道災害相互応援計画」に基づき応援を要請する。

エ 自衛隊の応援を必要とする場合は、知事に派遣を要請する。

### (4) 応援協力活動

市指定水道工事事業者等と連絡を密にし、災害時における応急復旧体制を確保しておくとともに、必要があるときは、近隣市町村又は被災地以外の水道工事事業者等に応援・協力を求める。

市は、必要に応じ県に対し、市町村相互間に応援・協力について、必要な斡旋、指導及び要請、又は用水の緊急応援命令等適切な措置を求める。

## 第4 下水道等施設

### 1 実施主体

下水道施設の応急復旧の実施責任者は、下水道管理者である市長とする。

### 2 実施要領

#### (1) 施設被害の把握

災害発生とともに施設のパトロールを行い、被害情報を収集する。

#### (2) 広報活動

パンフレット、チラシ、防災行政無線、緊急・防災メール、ホームページ、SNS、テレビ回覧板、コミュニティFM、広報車等を利用し、被害の状況及び復旧の見通しなどについて広報する。

#### (3) 応急復旧

ア 下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保を目的とし、他施設に与える影響の程度から下水道本来の機能である下水の排除、能力を考慮した応急復

旧工事を実施する。

イ ポンプ場及び終末処理場の被害に対しては、配水及び処理機能の回復を図るための応急復旧工事を実施する。

ウ 停電、断水等による二次的な災害に対しても速やかに対処する。

## 第5 通信施設

震災時には、通信施設の被害により通信途絶などが想定されるが、災害応急対策には通信の確保が不可欠であるほか、住民の生活の安定のためにも重要である。市は、東日本電信電話株式会社ほか電気通信事業者が行う応急活動や復旧活動に協力する。

### 1 実施主体

通信施設の災害応急復旧の実施責任者は、電気通信事業者の代表者（東日本電信電話株式会社にあつては、秋田支店長）とする。

### 2 実施要領

#### (1) 施設被害の把握

地震が発生した場合には、速やかに被害状況等を収集するとともに、関係機関との連絡体制を確立する。

#### (2) 広報活動

パンフレット、チラシ、防災行政無線、緊急・防災メール、ホームページ、SNS、テレビ回覧板、コミュニティFM、広報車等を利用し、被害の状況及び復旧の見通しなどについて広報する。

#### (3) 応急復旧

通信の途絶防止と重要通信の確保に留意しながら、震災の状況、通信設備の被害状況、通信の輻輳（ふくそう）状況などに応じた復旧措置を迅速かつ的確に実施する。

特に、本市の災害時に孤立する可能性のある集落については、冬季であっても通信の確保と回復に的確な措置を実施する。

## 第30節 災害時要配慮者及び避難行動要支援者対策計画

[総務課、福祉課]

### 第1 計画の方針

地震災害時において災害時要配慮者及び避難行動要支援者は、自力では避難できないことや、的確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になることなどにより、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者及び避難行動要支援者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行う。

### 第2 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

#### 1 救助及び避難誘導

社会福祉施設等の管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するために職員を派遣するとともに、必要に応じて、近隣市町村、近隣の社会福祉施設、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

#### 2 搬送及び受入先の確保

社会福祉施設等の管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

市は、施設管理者等の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入先を確保する。

#### 3 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

社会福祉施設等の管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じたときは、市等に対し応援を要請する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

#### 4 介護職員等の確保

社会福祉施設等の管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び市等に対し応援を要請する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

#### 5 巡回相談の実施

市は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握する。



## 6 ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

### 第3 災害時要配慮者及び避難行動要支援者の安全確保対策

#### 1 安否確認、救助

市から高齢者等避難・避難指示が発令された場合は、地域の自主防災組織、町内会、民生児童委員、ボランティア等は、情報伝達、避難行動の支援を行う。また、避難支援対象者の被災状況については、速やかに市に連絡をする。

市は、自主防災組織、町内会、民生児童委員、ボランティア等と協力し、全ての避難行動要支援者の安否確認を行い、必要な対応を講ずるとともに、安否確認に努める。

#### 2 搬送体制の確保

市は、災害時要配慮者及び避難行動要支援者の搬送体制を構築するとともに、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得ながら救急車両や社会福祉施設所有の車両等の手段により搬送を行う。

また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

#### 3 福祉避難所の開設

市は、指定避難所での避難生活が困難であり、何らかの特別な配慮を必要とする者のため、協定に基づき「福祉避難所」を開設するよう、関連施設管理者に要請するとともに、指定避難所の中にも特別な配慮を必要とする者が避難できるスペースの確保に努める。

#### 4 災害時要配慮者及び避難行動要支援者の状況調査及び情報の提供

在宅や指定避難所で生活する災害時要配慮者及び避難行動要支援者については、安全確保対策を的確に行えるよう状況把握を早期に行うことが必要である。

市は、民生児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、避難行動要支援者のニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

#### 5 食料・飲料水、生活必需品等の確保と配布を行う際の災害時要援護者への配慮

市は、災害時要配慮者及び避難行動要支援者に対し、食料、飲料水、生活必需品等を確保するとともに配布場所や配布時間を別に設けるなど対応に努める。

#### 6 保健・福祉巡回サービス

市は、医師、民生児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチームを編成し、住宅、避難所等で生活する災害時要配慮者及び避難行動要支援者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

#### 7 保健・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

## 第4 外国人の安全確保

### 1 外国人の避難誘導

日本語を解さない外国人は、災害時において、地理的不案内、生活習慣の違いなどのために適切な行動を取ることが困難な場合が多い。そのため、災害時には、災害語学ボランティア（公益財団法人秋田県国際交流協会）等を活用し、外国語による情報提供等を行い外国人の安全を図る。

### 2 安否確認、救助

市は、警察、近隣住民（自主防災組織）、災害語学ボランティア等の協力を得て、住民基本台帳等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

### 3 情報の提供

#### (1) 指定避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、指定避難所や在宅の外国人への安全な生活を支援、確保するため、災害語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

#### (2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、市ホームページ等を利用して外国語による情報提供に努める。

### 4 外国人に対する相談窓口の開設

市は、語学ボランティア等を確保し、臨時住民相談所内に外国人に対する「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、県及び他市町村が設置する外国人向け相談窓口とのネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

## 第3 1節 応急保育対策計画

[子ども未来課]

### 第1 計画の方針

災害時の保育は、乳幼児をもつ住民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助し、併せて乳幼児の精神的安定を確保する観点から行う。

### 第2 実施体制の確立

#### 1 実施機関

応急保育は市が指示し、各保育施設が実施する。

#### 2 復旧体制の確立

保育施設長は、職員を掌握して保育施設の整理を行い、児童の被災状況を把握し、市と連携を密にし、復旧体制の確立に努める。

#### 3 連絡体制の確立

市は、情報、指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、保育施設長はその指示事項の徹底を図る。

### 第3 応急保育の実施

#### 1 通所の可否による保育の実施

##### (1) 通所可能な児童について

通所可能な児童については、保育施設の状況等を勘案し、可能な限り、各教育・保育施設において保育するよう努める。

##### (2) 通所できない児童について

被災により通所できない児童については、地域ごとに実情を把握するよう努める。

#### 2 教育・保育施設での対応

##### (1) 入所児童以外の受入について

入所児童以外の受入については、保育施設の状況等を勘案し、可能な限り、保育するよう検討する。

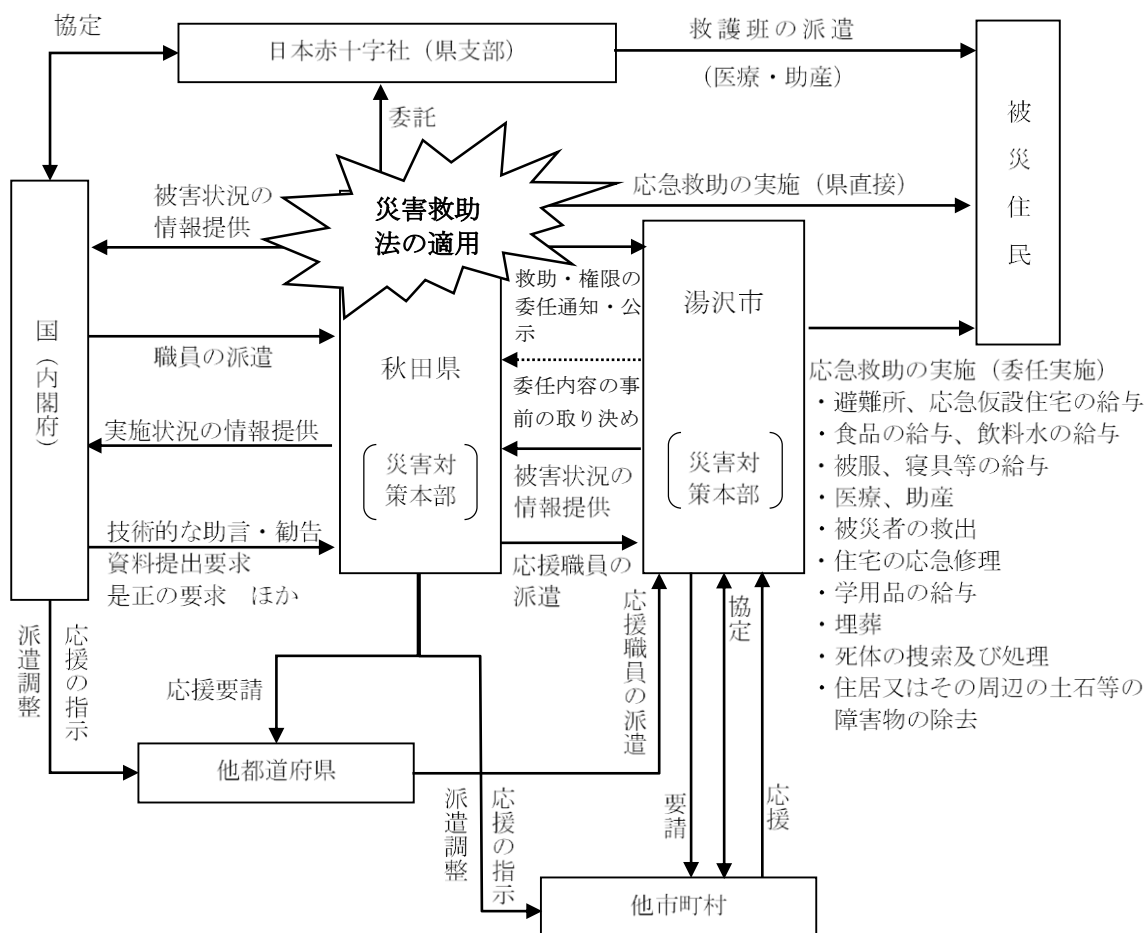
##### (2) 長期間保育施設が使用できない場合

災害等により長期間保育施設として使用できない場合、市は、関係機関と協議して早急に保育が再開できるよう措置するとともに、保育施設長に指示して、平常保育の開始される時期を早急に保護者に連絡するよう努める。

## 第32節 災害救助法適用計画

[総務課]

### ■ 災害救助法による応急救助の実施概念



### 第1 計画の方針

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、知事は速やかに市に対して災害救助法の適用を行い、応急的な救助を実施し、災害により被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図る。

### 第2 災害救助法の適用基準

知事が災害救助法を適用する基準については、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本市の適用基準は次のいずれかに該当する場合であり、市区域を単位として指定される。

被害の認定については、「本章 第6節 第7 被害の認定基準」により行う。

なお、「住家」とは、現実に居住するために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。また、「世帯」とは生計を一にしている実際の生活単位をいう。

## 1 災害が発生した場合

- (1) 同一の災害により、市の被害が区域内の人口に応じ次の1号基準に該当する世帯数以上であるとき。(令第1条第1項第1号)
- (2) 被害地域が広範で県内の総被害が1,500世帯以上であって、市の滅失世帯が次の2号基準に該当するとき。(令第1条第1項第2号)

市町村名	人口 (令和5年3月末現在)	住家の滅失世帯数	
		1号基準	2号基準
湯沢市	41,130人	60以上	30以上

(注) 滅失世帯の算定は、住家が全壊、全焼、又は流出した世帯については1世帯で1とする。住家が半壊、半焼した世帯については、2世帯をもって1とし、また、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯については、3世帯で1とする。

- (3) 県内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、市で多数の世帯の住家が滅失した状態にあるとき(令第1条第1項第3号)

※ 特別の事情とは、「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること」(ア又はイ)とする。

ア 被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合

イ 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合

- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であること。(令第1条第1項第4号)

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合

- ・火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
- ・大地震の発生により、多数の住民が避難して継続的に救助を必要としている場合等

イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合

- ・交通路の途絶のため、多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- ・火山噴火又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ・豪雪により多数の者が危険状態となる場合等

## 2 災害が発生するおそれがある場合

国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示した当該本部の所管区域に秋田県が含まれ、本市において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

[資料編 13-3 災害救助法適用基準]

### 第3 災害救助法の適用手続き

- 1 市長は、市における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の原因、被害状況、既にとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を申請する。
- 2 知事は、市長からの報告又は法適用の要請に基づき、法を適用する必要があると認められた時は、直ちに法に基づく救助の実施について、市及び関係部局に指示するとともに、関係機関及び内閣総理大臣（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当））に情報提供をする。
- 3 知事は、法を適用した時は、速やかにその旨を告示する。当該救助を終了するときも、同様とする。
- 4 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指示を受けなければならない。

### 第4 災害救助法による救助の種類と救助（実施権限）の委任

災害救助法に基づく救助の種類は、災害救助法施行細則（昭和39年10月1日秋田県規則第38号）の定めるところによる。

救助の種類	災害発生からの期間	実施者
避難所の設置及び収容	7日以内	知事（知事が事務委任した場合は市長）
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	〃
炊き出しその他による食品の供給	7日以内	〃
飲料水の供給	7日以内	〃
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	〃
医療	14日以内	〃
助産	分べん日から7日以内	〃
被災者の救出	3日以内	〃
被災した住宅の応急修理	3箇月以内	〃
学用品の給与	教科書1箇月以内 文房具15日以内	〃

埋葬	10日以内	〃
死体の搜索	10日以内	〃
死体の処理	10日以内	〃
障害物の除去	10日以内	〃

なお、知事は救助の迅速、的確化を図るために必要な場合は、法令の定めるところによりその権限に属する事務の一部を市長に委任することができる。

[資料編 13-1 災害救助法による救助の程度等早見表]

## 第5 従事命令

災害応急対策を緊急に行う必要があり、また、災害対策基本法第71条第2項の規定により、知事の権限の一部を市長に委任された場合は、市長は、従事命令による応急業務を行う。

協力命令を除き、従事命令等を発令する場合は、公用令書を交付して行う。

### 1 従事命令

応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲

- (1) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (2) 保健師、助産師又は看護師
- (3) 土木技術者又は建築技術者
- (4) 大工、左官又はとび職
- (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
- (6) 自動車運送業者及びその従事者

### 2 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させる。

### 3 管理、使用、保管命令及び収用

救助のための管理、使用、収用できるもの、また保管させることができるもの

- (1) 応急措置を実施するため、特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で、市長が管理し、使用し、又は収用することが適当と認めるもの
- (2) 応急措置を実施するため、特に必要と認める物資で、市長がその所有者に保管させることが適当と認められるもの

## 第6 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施機関は、災害発生直後における当面の応急対策及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要なため、法に基づく救助の実施状況を日ごとに記録整理し、県総合防災課に報告する。

[資料編 第13 災害救助法に関する資料、  
第22 公用負担等に関する資料]

### 第33節 労働力確保対策計画

[総務課、建設課、上下水道課]

#### 第1 計画の方針

大規模地震災害によりさまざまな被害が生じ、この応急対策が急務となった場合の必要な労働者及び技術者の動員について定めるものとし、これによって災害対策の円滑化を図るものとする。

#### 第2 実施機関及び担当業務

##### 1 実施責任者

- (1) 市が実施する災害応急対策に必要な労務確保は、市長が行うものとする。
- (2) 市長は、法令の定めるところにより指定公共機関及び指定地方公共機関から労働力の確保に関し、応援を求められた場合は、これに協力するものとする。

##### 2 実施担当

本市における労働力確保対策に関する業務の実施担当は、次のとおりである。

##### ■ 実施担当及び業務内容

担当部（課）等	担 当 業 務
総務部総務課	労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、労務の配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。
各応急対策の実施担当責任者	労務者等の必要がある場合は、労務の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、総務部総務課長に労務供給の要請を行う。

#### 第3 労働者の確保

##### 1 労働者確保の原則

災害対策を実施するための必要な労働者の確保は、原則としてそれぞれの災害対策実施機関において行うものとし、その手段として次の措置を講じる。

- (1) 関係機関の常備労働者及び関係業者等労働者の動員
- (2) 公共職業安定所の斡旋供給による労働者の動員
- (3) 他機関からの応援派遣による技術者等の動員
- (4) 従事命令等による労働者等の強制動員

##### 2 民間への協力要請

災害応急対策を実施する際に不足する労務は、赤十字奉仕団、婦人会、青年会、町内会等隣保互助、民間団体にも協力を求める。

##### (1) 編成

奉仕団は、赤十字奉仕団、婦人会、町内会等隣保互助、民間団体の協力を得て編成す



るものとする。

## (2) 活動内容

奉仕団の活動内容は次のとおりとし、労務の種別により適宜協力を求めるものとする。

- ア 避難誘導の補助及び避難所の奉仕に関すること。
- イ 炊き出し及び給水の奉仕に関すること。
- ウ 救援物資支給の奉仕に関すること。
- エ 清掃及び防疫の奉仕に関すること。
- オ その他災害応急措置の応援に関すること。

## 3 労務者の雇用

災害応急対策を実施する際に不足する労務は、労務者の雇用によって確保を図る。

### (1) 労務者の雇用の範囲

- ア 罹災者の避難のための労務者
- イ 医療救護における移送のための労務者
- ウ 罹災者の救出のための労務者（救出する機械等を操作する労務者を含む）
- エ 飲用水の供給のための労務者（供給する機械等を操作する労務者及び浄水用医薬品等の配布に要する労務者を含む）
- オ 救済用物資の整理、輸送及び配分のための労務者
- カ 遺体の捜索及び処理のための労務者

### (2) 雇用の方法

労務者の雇用は、原則として公共職業安定所を通じて行うものとする。地域内において、労務者の雇用ができない場合又は不足する場合は、知事又は隣接市町村長に対し、労務者等の派遣斡旋を依頼するものとする。

### (3) 雇用依頼の事項

労務者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにするものとする。

- ア 労務者の雇用を要する目的
- イ 作業内容
- ウ 所要人員
- エ 雇用を要する期間
- オ 従事する地域
- カ 輸送、宿泊等の方法

### (4) 労務者の宿泊施設

労務者の宿泊施設場所は災害状況により必要に応じ市内旅館等を定めるものとする。

### (5) 労務者の賃金

雇用による労務者の賃金は、災害救助法に定める費用の限度額に準じる。

## 第4 応援要請による技術者等の動員

市は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

## **1 指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請手続**

市長は、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合、次の事項を記載した文書をもって要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職別人員数
- (3) 派遣を必要とする機関
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

## **2 知事に対する職員の斡旋要求手続**

市長は、知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の市町村の職員派遣の斡旋を要求する場合、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職別人員数
- (3) 職員を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣斡旋について必要な事項

## 第34節 応急公用負担等の実施計画

[総務課、建設課、上下水道課、関係機関]

### 第1 計画の方針

大規模地震災害が発生し、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理、使用、収用、若しくは応急措置の業務に従事させることなどにより、必要な措置を図るものとする。

### 第2 応急公用負担等の権限

#### 1 実施責任者

- (1) 応急公用負担等の権限の行使は、市長が行うものとする。
- (2) 市長若しくは市長の職権を行使する市の職員が現場にいないとき又は市長等から要求があったときは、警察官が、応急公用負担等の権限を行使する。この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。
- (3) 消防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限の行使は、消防吏員が行うものとする。
- (4) 水防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限の行使は、水防管理者、水防団長又は消防長が行うものとする。

#### 2 応急公用負担等の対象物及び内容

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において応急措置を実施するための応急公用負担等の対象物及び内容は、次のとおりとする。

##### (1) 市長

- ア 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。
  - a 市の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。
  - b 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置。
  - c 市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。
- イ 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

##### (2) 消防吏員・団員

- ア 消防吏員、消防団員
  - a 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用、処分、又はその使用を制限すること。
  - b 火災の現場付近に在る者を消火若しくは延焼の防止、又は人命の救助その他

の消防作業に従事させること。

イ 消防長、消防署長

a 延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用、処分、又はその使用を制限すること。

b ア及びイ a に規定する消防対象物並びに土地以外の消防対象物及び土地を使用、処分、又はその使用を制限すること。

(3) 水防管理者、水防団長、消防長

ア 当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場に在る者を水防に従事させること。

イ 水防の現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用、若しくは収用し、車その他の運搬具若しくは、器具を使用し、又はその他の障害物を処分すること。

### 第3 応急公用負担等の実施

#### 1 応急公用負担等の手続

(1) 人的公用負担は、相手方に口頭で指示するものとする。

(2) 物的公用負担は、次により行うものとする。

ア 工作物等の使用、収用

a 使用又は収用を行うときは、対象となる土地建物等の占有者、所有者その他の土地建物等について権限を有する者に対し、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合は、事後において速やかに通知するものとする。

b 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明のときは、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を、市又は土地建物等の所在した場所を管轄する湯沢警察署のいずれかに掲示し、通知に代えるものとする。

イ 工作物等の障害物の撤去

a 市長又は警察官が障害物（災害を受けた工作物等）を除去したときは、市長又は湯沢警察署長は、適正な方法で保管するものとする。

b 保管した場合、当該工作物等の占有者、所有者その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示するものとする。

c 保管した工作物等が滅失又は破損若しくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却しその代金を保管するものとする。

d 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けべき占有者、所有者等が負担するものとする。

e 工作物の保管に関する公示の日から起算して6箇月を経過しても当該工作物又は売却した代金を返還する相手方が不明等の場合は、市長が保管する工作物等は市に、湯沢警察署長が保管する工作物等は県に帰属する。

## 2 損失補償及び損害補償等

- (1) 区域内において、物的公用負担による損失があった場合には、損失補償を行うものとする。
- (2) 区域内の住民又は現場に在る者を応急措置の業務に従事させた場合について、実費弁償は行わないものとする。ただし、応急措置業務に従事したことにより、死傷等をしたときは、条例の定めに従い損害を補償するものとする。

[資料編 第22 公用負担等に関する資料]

## 第35節 二次災害防止計画

[総務課、財政課、税務課、農林課、建設課、都市計画課、上下水道課、各総合支所]

### 第1 計画の方針

関係機関は、余震又は大雨による浸水、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講じるとともに、必要に応じ、湯沢警察署と連携を図り立入制限を実施する。また、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

### 第2 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁等道路施設など）

#### 1 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

#### 2 避難及び立入制限

市及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに防災行政無線、緊急・防災メール、ホームページ、SNS、テレビ回覧板、コミュニティFM、広報車等により関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

### 第3 建築物等

#### 1 公共建築物

市は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

#### 2 一般建築物

市は、被害状況を県に報告するとともに、地震により被災した建築物が引き続き使用できるかどうか、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施に当たって、必要に応じ県・関係機関に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築者の所有者等にその応急危険度を周知し、余震等に伴う倒壊等の二次災害の防止に努める。

#### 3 宅地

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施する。実施に当たって、必要に応じ県・関係機関に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

#### 4 建築物等の被害調査

大地震による住家被害が発生した場合、住家の被害認定の他に、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）や被災度区分判定などの建物調査が実施されることとなる。

これらの調査は、それぞれ被害認定とは異なる目的を有しているものであり、各々の目的に合わせた調査方法や実施体制の整備等が図られていることから、被害認定の実施に当たっては、各調査の判定結果の取扱いや、調査の実施時期等が異なることに留意して調査を進めていくこととする。

また、被災住民側から見ると、これら3つの建物被害調査は、それぞれが他の調査との混同を生じやすいものであり、特に住家の被害認定と応急危険度判定については、調査の時期が重なった場合に混同が生じる場合もあることから、大地震発生時においてはこれらの調査の混同が生じないように、それぞれの調査目的と判定の意味を理解したうえで、十分な周知及び広報計画を立てることとする。

一方で、これらの建物被害調査は、調査項目等に類似する点も多く見受けられることから、情報共有等の連携を図っていくことも効果的であり、税務課における住家の被害認定の実施に当たっては、応急危険度判定を担当する都市計画課との連携を図っていくことが望ましい。

また、業務の適切かつ円滑な実施のため、マニュアルを活用した実務的な研修を実施する。

建物被害調査の実施時期は以下のように異なる。

- ・人命に関わる二次災害の防止を目的とした応急危険度判定については、被災後おおむね1週間から10日後までの完了を目途として、被災直後から実施されることとなる。
- ・罹災証明書の発行を目的とした住家の被害認定については、財産的価値の被害を証明するもので、被災規模等の把握や、調査体制、罹災証明書の発行時期等を踏まえて調査方針を決定した後、応急危険度判定の終了時期と前後して調査が実施されることとなる。
- ・被災世帯が再調査を申請した際に行われる住家の被害認定（3次判定）、並びに建物所有者が民間建築士等に依頼することにより行われる被災度区分判定については、各々住家の被害認定（2次判定）及び応急危険度判定の後、被災建物の復旧修理を行う前に実施することとされている。

#### 第4 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等）

##### 1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

市は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

##### 2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

## 第5 放射性物質施設（放射性同位元素に係る施設等）

### 1 施設の点検、応急措置

医療施設や企業等において、放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、放射性物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

### 2 避難及び立入制限

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

[資料編 1－9 湯沢市の防災拠点、  
第10 災害危険箇所に関する資料、  
第11 危険物等に関する資料]



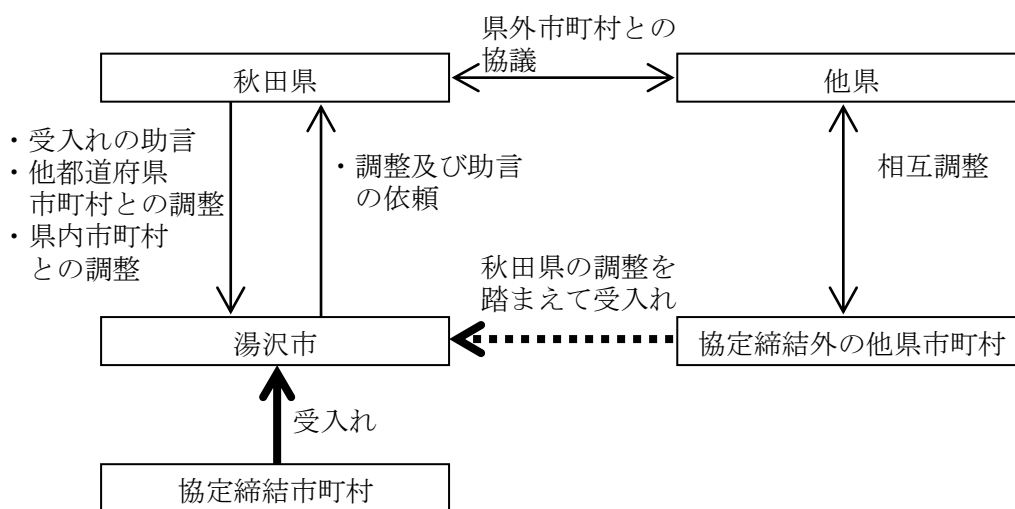
## 第36節 広域避難受入計画

[総務課]

### 第1 計画の方針

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、県及び他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

### 第2 広域避難受入計画フロー



#### 1 協定締結市町村の受入れ

市は、協定を締結している市町村が被災し、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、本市への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、当該市町村と被災者の受入れについて直接協議するものとする。

#### 2 受入れに係る協議

(1) 市は、被災他市町村の災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、本市への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、必要に応じて県の助言を受け、当該被災他市町村と直接協議するものとする。

また、秋田県以外の都道府県の市町村からの受入れについては、県に対しても当該他都道府県との協議を求める。

(2) 県は、市から求めがあった場合には、本市における他市町村被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。

#### 3 市の備え

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

#### 4 広域被災者への配慮

- (1) 市及び県は、本市に避難する他市町村の被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元自治体（被災他市町村）と避難先（市・県）が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- (2) 市及び県、防災関係機関は、他市町村被災者のニーズを十分把握し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

#### 5 受入れに係る組織体制

他市町村被災者の受入れのための組織体制については、県の助言を受けるとともに、「湯沢市避難者受入支援本部（仮称）」を組織の上、以下の対応を行う。

組織	支援内容
避難者受入支援本部 （仮称） （状況に応じ、関係各課で構成する。）	1 避難者名簿の作成、管理 2 県及び避難元自治体との連携 3 避難所、住宅の提供、斡旋 4 生活相談、健康相談、就労相談支援、被災者支援制度の周知 5 情報（二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等）の伝達 6 その他避難者支援に必要な事項



## 第4章 災害復旧・復興計画

災害が再度発生するのを防止するため、必要な施設の新設又は改良復旧を行い、将来の防災対策の確保を図ることを基本とする。

### 第1節 災害復旧・復興計画

大規模地震の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・焼失等をもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮の中に陥れる。そのような混乱状態を早期に解消し、人心の安定と社会生活の回復を図るため、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期するものである。

#### 第1 災害復旧・復興の基本方向の決定

市は、被災地域の被害状況や地域特性を考慮し、関係者の意向等を勘案して、迅速な現状復旧を目指すか、あるいは、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決や本市の将来像の実現をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

なお、復旧・復興に当たっては市民の意向を十分に尊重し、協調して計画的に実施するものとする。また、復旧・復興事業の推進のために、必要に応じて県や国の協力を求めるものとする。

#### 第2 災害復旧計画

##### 1 基本方針

市は、震災後の住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

##### 2 事業計画の決定

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

計画の策定に当たっては、関係機関は連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。

##### 3 事業の実施

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講じる。

##### 4 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき災害復旧事業に伴う財政援助措置が受けられるものは、以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) その他

## 5 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧は、おおむね次の事業について計画するものとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 病院等公共医療施設災害復旧事業計画
- (8) 学校教育及び社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

公共施設については、災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう被害状況を速やかに調査し、県と協力して緊急に災害査定が行われるよう措置するとともに、災害が著しく激甚である場合には、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するものとする。また、災害復旧に必要な資金需要額を早期に把握し、負担すべき財源の確保に努めるものとする。

## 第3 災害復興計画

災害復旧は、災害を受けた施設をほぼ従前の状態に回復するのに対し、災害復興はその地域における過去の災害の教訓を活かし、災害に強いまちづくりを目指すものである。

災害復興事業を効果的に実施するため、市は、被災後、速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

### 1 復興計画の基本方針

市は、震災復興の必要性を確認したとき、復興方針を策定する。

なお、県が複数の市町村で震災復興の必要性を確認したとき、市は県としての復興方針と整合を図るよう計画を策定することに留意する。

また、被害が「大規模災害からの復興に関する法律」の規定に該当する場合、市は、必要に応じて、国の復興基本方針に即した復興計画の策定等により復興を進める。

## 2 復興計画の策定

策定に当たっては、被災状況を的確に把握するとともに、住民に対し、できるだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた取組みの基本方針を示す必要がある。

## 3 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

## 第4 中長期における技術職員の派遣要請

災害復旧・復興対策の推進のため、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合は、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用を検討するものとする。

## 第5 財政金融措置

市長は、災害応急対策及び災害復旧対策を実施するため、必要に応じて次の措置を県と協力して国に要請し、より万全を期すものとする。

- 1 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定
- 2 起債の特例及び一時借入れ等の特別措置
- 3 政府系金融機関等の災害融資措置

### ■ 地域復興支援制度

制度・事業の名称		事業の目的
再開発	市街地再開発事業	市街地再開発事業は、中心市街地の木造家屋が密集して防災上危険な地区公共施設の整備の遅れている地区を再整備する事業
市街地の基盤整備	土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ることにより、健全な市街の形成と良好な宅地の供給に資する事業
	街なみ環境整備事業	生活道路や公園・広場等の地区施設が未整備であったり、街並みが良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅や地区施設等の整備改善を行う事業
	住宅市街地基盤整備事業	住宅及び宅地の供給を促進することが必要な地域における住宅建設事業及び宅地開発事業の推進を図るため、住宅宅地事業に係る関連公共施設等の整備を総合的に行う事業
	住宅市街地総合整備事業	既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善など都市再生の推進に必要な課題に、より機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業

制度・事業の名称		事業の目的
住環境と住宅を整備	住宅地区改良事業	不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進する事業
住環境と住宅を整備	小規模住宅地区等改良事業	不良住宅が集合すること等により住環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実施する事業
	優良建築物等整備事業	市街地の改善整備、良好な市街地住宅の供給等を促進
移転	防災集団移転促進事業	災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する事業
	がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う方に対して、住宅の除却費や新築する住宅の建設費、土地の取得等に要する経費の一部を補助する事業
斜面災害	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地のうち、激甚災害に伴い崩壊等が発生し、放置すると人家2戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所に対する事業
公的賃貸住宅等の整備や居住環境の形成	地域住宅交付金制度	対象 ○既存の補助対象事業 公営住宅・特定優良賃貸住宅（高齢者向けを含む。）の整備、既設公営住宅の改善、改良住宅・更新住宅等の整備、既設改良住宅の改善、優良建築物等の整備、関連公共施設の整備 など ○地方公共団体独自の提案による事業 （例）民間住宅の耐震改修助成・地域防災施設整備、公営住宅等の駐車場・児童遊園・排水施設等の整備、公営住宅等の周辺道路・緑地・社会福祉施設等の一体的整備、住宅相談・住情報提供、高齢者等居住支援、環境と共生した住まいづくり支援 など

## 第2節 公共施設災害復旧計画

[農林課、建設課、上下水道課、教育総務課、福祉課、健康対策課、各関係機関]

### 第1 計画の方針

震災復旧に当たっては、原形復旧に留まらず、再度災害が発生するのを防止するための改良復旧を原則とし、各種施設の災害復旧の策定に当たっては災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的要因について詳細に検討した上で、総合的見地から緊急度の高い順に復旧に当たり、可及的かつ速やかに当該事業の推進を図るよう配慮する。

### 第2 対策

#### 1 公共土木施設災害復旧計画

##### (1) 道路災害復旧計画

産業経済及び地域住民生活の基盤となっている道路及び橋梁の災害復旧は、被災後直ちに応急復旧工事に着手し、災害の防除と併せ、交通安全の見地から見た工法により復旧工事を行う。

##### (2) 河川災害復旧計画

市内河川の特性を十分検討して災害の原因を探り、県に対しては、再度災害の防止や関連事業等を含めた一連の計画のもとに復旧工事を要望する。

##### (3) 砂防災害復旧計画

河川上流部からの土砂礫の流出が下流部の災害発生原因となっており、砂防施設は治山治水対策の基礎となるものである。したがって、河川上流部地域の砂防設備については、再度同様な災害を被らない強度を有する工夫をもって復旧工事を行う。

##### (4) 地すべり災害復旧計画

被災原因を十分調整し、保全対象により復旧対策工の規模を決定し、速やかに復旧工事を行う。

##### (5) 急傾斜地災害復旧計画

既存施設の復旧を図ることはもちろんのこと、急傾斜地の場合、隣接の自然斜面の崩壊の可能性もあるので、一般事業等も含めて総合的な斜面对策として復旧工事を行う。

##### (6) 林地荒廃防止施設災害復旧計画

県の管理する治山事業による林地荒廃防止施設が被災した場合には、即刻調査の上で計画的に従前の機能回復のための復旧工事を速やかに実施する。なお、必要な場合応急工事による対策を進める。

#### 2 農林水産施設災害復旧計画

##### (1) 農地農業用施設災害復旧計画

本市における農地の災害は、河川やため池の氾濫越流や堤防決壊に起因した表土の流出又は水とともに押し流された土砂の埋堆、がけ崩れ、地すべり等によって生ずる農地の壊廃が考えられる。



また、農業用施設の災害は、用排水路の溝畔及びため池、堤防、農道の決壊等が考えられる。

これら、農地農業用施設の災害については、これまで原形復旧に重点を置いて復旧がなされてきたが、投資効果の発揮、再度災害の防止等も十分反映させた一連の計画を立案し、復旧工事等を実施する。

農業農村整備事業として防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業と総合関連を保ち積極的に推進し、災害を未然に防止する方法を講じる必要がある。

#### (2) 林業用施設災害復旧計画

林道は、多面機能を有する森林の適切な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設である。また、森林の総合利用の推進、山村生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしている。したがって、林道の被災による交通途絶は、適切な森林整備や林業経営に支障を及ぼすほか、地域住民の生活に大きな影響を与えるため、早期の復旧が必要である。特に復旧対策においては、最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し、再被災を防ぐため各路線の性格に応じた適切な復旧の計画推進を図る。

#### (3) 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合、森林組合、その他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場等政令で定められた施設が1箇所40万円以上の被害を受けた場合は、国庫補助を活用し災害復旧を図る。

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

### 3 社会福祉施設災害復旧計画

社会福祉施設、児童福祉施設の性格上緊急を要するため、工事に必要な資金は国・県の補助金及び社会福祉・医療事業団の融資を活用し早急に復旧を図るとともに、施設設置場所の選定に当たっては、再度災害のおそれのない適地の選定及び構造とする。

### 4 学校教育施設災害復旧事業計画

多数の児童・生徒を収容する学校施設等の災害は、その生命の保護並びに正常な教育の実施の観点から迅速かつ適切に復旧する必要がある。特に、学校は非常災害時において地域住民の緊急避難施設となることもあるため、復旧計画の立案に当たっては次の点に留意する。

- (1) 災害の原因を究明し、再度の災害を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに、災害防止機能も併せ持つ施設の施工を検討する。
- (2) 災害防止上、特に必要があれば設置箇所の移転等も考慮する。
- (3) 上記事項について、必要と認められる場合は、市は県に技術指導を要請する。
- (4) 公立学校施設の災害復旧については、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の規定に基づき復旧計画を推進する。

### 5 公立医療施設病院等災害復旧事業計画

#### (1) 公共病院診療所施設災害復旧事業

公共の病院、診療所の災害については、起債対象事業として復旧を図る。なお、起債

の元利償還金については、普通地方交付税に算入されるものである。

(2) 感染症指定医療機関災害復旧計画

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症指定医療機関の災害については、一般的には同法の規定による補助を得て復旧を図るが「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用がなされた場合においては、これにより措置する。

**6 その他施設の災害復旧事業計画**

施設の種類、用途、特性等について慎重に検討を重ね、再度災害の防止に重点を置き適切な災害復旧を図る。

## 第3節 財政負担に関する計画

[財政課]

### 第1 計画の方針

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国及び地方を通ずる関係機関等の全てがそれぞれの立場で分任するものであるが、それに要する経費はそれぞれの実施機関が負担するものである。

しかし、これに固執することは地方財政の混乱を招き、国の円滑な財政運営を阻害するおそれがあるため、関係法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講じる。

### 第2 対策

#### 1 費用の負担者

##### (1) 災害予防及び災害応急対策に要する経費

災害予防及び災害応急対策に要する経費は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

<法令に特別の定めがある場合>

ア 災害救助法 第18条

イ 水防法 第41条

ウ 災害対策基本法 第94条、第95条

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第57条

##### (2) 応援に要した経費

実施責任者が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した経費は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。ただし、一時繰り替え支弁を求めることができる。

##### (3) 知事の指示に基づいて市町村が実施した費用

知事の指示に基づいて市町村が実施した応急措置のため要した経費及び応援のために要した費用のうち、指示又は応援を受けた市町村に負担させることが困難又は不適當なもので、災害対策基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて、政令で定めるところにより県が一部又は全部を負担する。

#### 2 国が負担又は補助する範囲

##### (1) 災害応急対策に要する経費

災害応急対策に要する経費については、法令に定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担、又は補助する。

##### (2) 特定災害対策本部長、非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する経費

特定災害対策本部長、非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて

市町村長又は知事が実施した応急措置のために要した経費のうちで、当該市町村又は県に負担させることが不適当なもので、政令で定めるものについては、国がその全部又は一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する経費は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担、又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政支援等に関する法律」に規定されている事業に対し援助する。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の対象となる事業は、「本章 第9節 激甚災害の指定に関する計画」による。

### 3 災害対策基金

地方公共団体は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため災害救助法第22条の災害救助基金についての規定のほか、災害対策基本法第101条、地方財政法第4条の3及び第7条並びに地方自治法第241条の積み立てについての規定により、災害対策基金を積み立てなければならない。

### 4 起債の特例

(1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金において総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合

(2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する経費で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

(3) 上記(1)、(2)の場合において、災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合は、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

### 5 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講じることができる。

## 第4節 被災中小企業の振興等経済復興支援計画

[企画課、商工課]

### 第1 計画の方針

被災中小企業者等が、事業の継続又は速やかに事業が再開できるように、事業資金の融資、受発注の斡旋、経営情報の提供、従業員の確保等の支援を行い、もって被災地域の経済復興を図る。

### 第2 実施体制

市は、県が設置する「地域経済復興支援対策本部」を中心として、被災中小企業者等を総合的に支援する。

地域経済復興支援対策本部構成機関

- 1 県（産業労働部、関連部局、地域振興局）
- 2 湯沢市
- 3 秋田県信用保証協会
- 4 金融機関（各政府系金融機関、銀行、信用金庫、信用組合）
- 5 公益財団法人あきた企業活性化センター
- 6 秋田県商工会連合会
- 7 秋田県商工会議所連合会
- 8 秋田県中小企業団体中央会

### 第3 復興事業の促進

市は、被害実態を把握し、関係機関と連携して被災中小企業者等に対して次の措置を講じる。

- 1 事業の継続、再開に必要な資金融資の円滑化
- 2 既存借入金の償還期限の延長
- 3 各種補助、助成制度の優先的な適用
- 4 稼動可能設備等の確認及び受発注の斡旋
- 5 原材料入手経路、販売ルート等の経営情報の提供
- 6 従業員確保のための人材情報の提供
- 7 新たな支援制度の創設

[資料編 14-1 産業復興支援制度]

## 第5節 農林漁業経営安定計画

[総務課、農林課]

### 第1 計画の方針

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう（災害復旧融資制度の広報等の支援策）努める。

### 第2 株式会社日本政策金融公庫資金（農林水産事業）

被災農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を株式会社日本政策金融公庫が融通する。

株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業）		
1	農業	1) 農業基盤整備資金 2) 農業経営基盤強化資金 3) 経営体育成強化資金 4) 農林漁業セーフティネット資金 5) 農林漁業施設資金（災害復旧）
2	林業	1) 造林資金（復旧造林、樹苗養成施設） 2) 林道資金 3) 農林漁業セーフティネット資金 4) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）
3	漁業	1) 漁業基盤整備資金（経営改善） 2) 漁船資金 3) 農林漁業セーフティネット資金 4) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設：災害復旧）

### 第3 天災融資法による災害経営資金

#### 天災融資制度

天災融資法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対し、再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農業協同組合等の組合に対して事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

## 第6節 被災者の生活支援計画

[総務課、市民課、税務課、環境共生課、福祉課、各総合支所、関係機関]

### 第1 計画の方針

災害が発生した場合には、住居や家財等を喪失するなど、多くの市民が影響を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。このため、市及び関係機関は相互に協力し、職業の斡旋、租税の徴収猶予及び減免、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等の対策を講じて、市民の生活安定と社会秩序の維持を図る。

### 第2 被災者支援の総合的・効率的な実施

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成・活用し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

加えて、市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

### 第3 生活相談窓口の設置

#### (1) 県

- ア 税に関すること
- イ 被災者生活再建支援制度
- ウ 日本政策金融公庫災害復旧貸付
- エ 災害援護資金の貸付
- オ 生活福祉資金の貸付
- カ 母子寡婦福祉資金の貸付
- キ 中小企業に対する災害貸付
- ク 勤労者向け住宅入居受付
- ケ 農業制度融資資金の貸付
- コ 漁業制度融資資金の貸付
- サ 災害復興住宅融資制度（住宅金融支援機構）
- シ 被災者に対する県営住宅の提供

(2) 市

ア 被災者のための相談所を本庁舎、各総合支所、避難所等に設置し、苦情又は要望などを聞き入れ、適切な対応・措置を実施する。

イ 県及び関係機関等と連携し、種々の相談に対し速やかに、かつ適切に対応する。

(3) 警察

被災地の要所に臨時相談所を設置し、安否関係情報や治安の維持に関すること及び避難所等に避難している被災者の不安を和らげるための警察安全相談を行う。

(4) 指定公共機関、指定地方公共機関

被災地の要所に臨時相談所又は案内所等を設置し、所管業務の相談を行う。

#### 第4 職業の斡旋・雇用保険の給付対策

災害により失業した者の雇用確保のため、労働局、公共職業安定所（ハローワーク）及び県は、職業相談、求人開拓、職業の斡旋、並びに雇用保険の失業給付等の必要措置を講ずる。

職業の斡旋	
職業相談	公共職業安定所職員を相談所又は被災地に派遣し、被災者への職業相談を行う。
求人開拓	被災者の希望する求職条件に適うよう、公共職業安定所において求人開拓を行う。
職業の斡旋	現地において災害復旧工事への従事を希望する者に対し、それぞれの希望に応じた職業の紹介を行う。
職業訓練等	他職種への転換希望者に対しては、職業訓練の実施、職業転換給付金などを活用し、被災者の雇用確保に努める。
雇用保険の失業給付に関する特例措置	
証明書による失業の認定	公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後認定を行い、失業給付を行う。
激甚災害に係る休業者に対する基本手当の支給	公共職業安定所長は、激甚災害の適用を受けた場合は、災害による休業のため賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く）に対して、失業している者とみなして、基本手当を支給するものとする。
被災事業主に関する措置	
労働保険料の徴収の猶予等	災害により被災した労働保険適用事業主及び労働保険事務組合に対し、関係法案に基づき、労働保険料の納付期限の延長、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予等の措置を講じるものとする。
制度の周知徹底	制度の周知に当たっては、自らの広報に加え、市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対して当該適用事業主に対する制度の周知を要請するものとする。



## 第5 租税等の特別措置

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市税の徴収猶予及び減免措置等の対策を積極的に推進する。なお、これらの対策が活用されるよう、被災者に対して、対策に関わる情報の提供を十分に行い、被災者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続きの簡素化、迅速化に努める。

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施する取扱いとしている。

市税等の特別措置		
1	市税等の減免	被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。なお、県税・国税も同様の措置がとられる。 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料等
2	徴収の猶予	災害により被害を受けた場合、被災納税者の市税等について、その徴収の猶予を受けることができる。
3	期限の延長	災害により、市税等の申告・納税等が期限内にできないような場合、当該期限の延長を行う。

## 第6 応急住宅等の建設

応急住宅等の建設		
1	応急仮設住宅の建設	「第3章 第28節 住宅応急対策計画」による。
2	公営住宅の建設	災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、県及び市は必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。 滅失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、県及び市は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。
3	住宅金融支援機構資金の斡旋	県及び市は、被災地の滅失家屋を調査し、災害復興住宅融資の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興住宅融資の借入の促進を図る。
4	公営住宅の修理	県及び市は、被災した既設の公営住宅の修理を速やかに行い、住居の確保を図る。

## 第7 住宅資金の貸付等

住宅資金の災害関連貸付として、独立行政法人住宅金融支援機構によるものがあるが、これら貸付対象外の被災者に対しては、個人住宅資金（一般住宅）について、特例として融資条件の優遇措置が行われる。

住宅資金の貸付等		
1	災害復興住宅融資（独立行政法人住宅金融支援機構）	独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合及び補修する場合の資金融資
2	宅地防災工事資金融資（独立行政法人住宅金融支援機構）	災害によって崩壊又は危険な状態にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令を受けた者で、法面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置のための工事費用に対しての資金融資
3	地すべり等関連住宅融資（独立行政法人住宅金融支援機構）	地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋の移転、又はこれに代わるべき住宅を建設する場合の資金融資
4	生活福祉資金の住宅資金（社会福祉協議会）	低所得者世帯又は身体障がい者世帯が住宅の増改築、拡張、補修又は保全に要する経費については、生活福祉資金の住宅資金の貸付を受けることができる。 災害により特に必要な場合は、貸付限度額・据置期間等について優遇措置が講じられる。
5	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金（県、市）	母子父子寡婦世帯が対象者であり、災害により被害を受けた住宅の補修、増築、改築等に必要な経費を貸し付ける。

## 第8 災害弔慰金の支給等

市は、地震等災害による被災者等への災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により条例を定めており、災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金、障がいを受けた者に対する災害障害見舞金の支給を行う。

### 1 災害弔慰金の支給

条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給に関する法律施行令で定める暴風、洪水、地震その他の自然現象による災害で死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

### 2 災害障害見舞金の支給

条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給に関する法律施行令で定める暴風、洪水、地震その他の自然現象による災害で負傷又は疾病が原因で障がいが残った者に対し

て災害障害見舞金を支給する（災害弔慰金の支給等に関する条例による）。

### 3 災害り災者に対する見舞金の給付

要綱の定めるところにより、火災又は暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害により被害を受けた罹災者に対して、見舞金の給付を行う。（湯沢市災害り災者に対する見舞金給付要綱による）

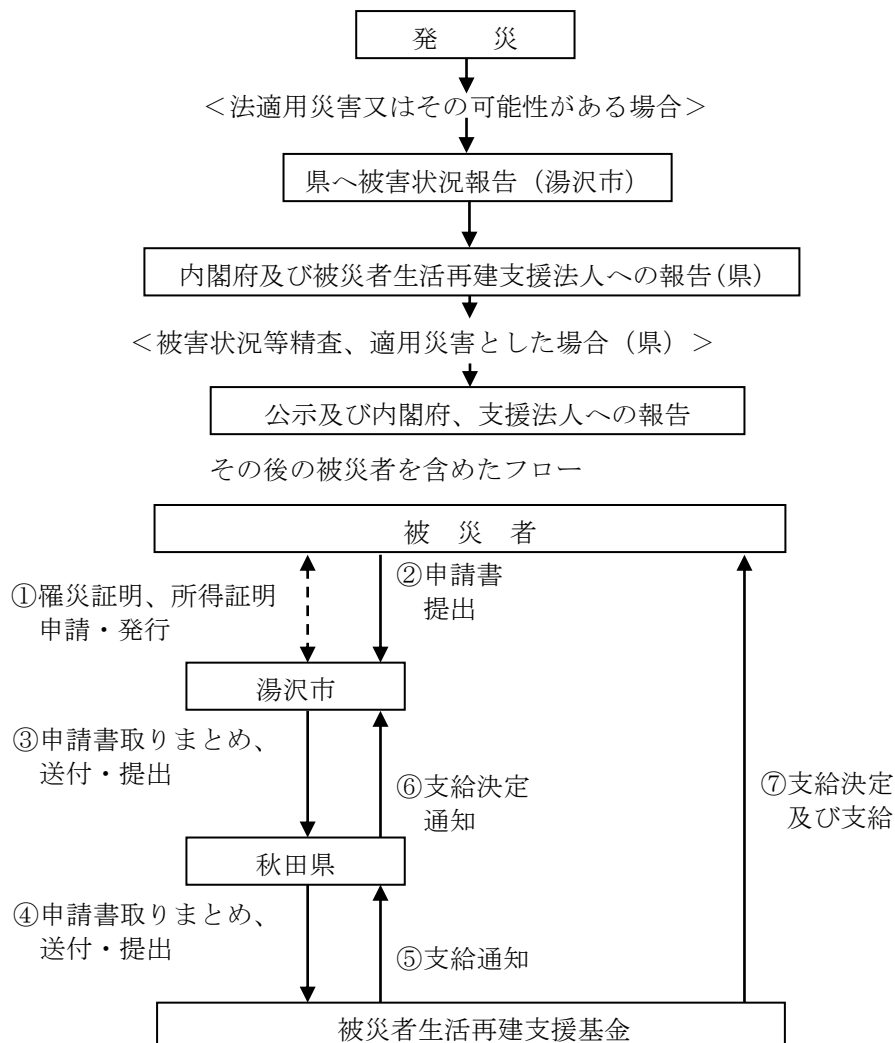
#### ■ 湯沢市の災害り災者に対する見舞金・弔慰金制度等の概要

災害り災者に対する見舞金	対象	(1) 火災により住家(現に居住の用に供している家屋をいう。以下同じ)を全焼又は半焼した世帯 (2) 火災以外の災害により住家を全壊、流失又は半壊した世帯 (3) 床上浸水により住家に被害を受けた世帯 (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの	要綱第2条
	給付額	(1) 火災 全焼 100,000円 半焼 50,000円 (2) 火災以外の災害 全壊、流失 300,000円 半壊又は床上浸水 100,000円 (3) 前条第4号に該当する災害 市長が認める額	要綱第3条
災害弔慰金	対象(支給対象となる遺族)	ア 配偶者 イ 子 ウ 父母 エ 孫 オ 祖父母	条例第3条
	弔慰金額	・主たる生計を維持していたものが死亡した場合： 500万円 ・その他のもの： 250万円 ただし、死亡者が既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額。	条例第4条

災害障害見舞金	対象	災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定したときを含む。）において災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害があるとき。	条例第 8 条
	支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合：250万円</li> <li>・その他の場合：125万円</li> </ul>	条例第 9 条

## 第9 生活資金等の貸付

1	生活福祉資金制度による各種貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得者世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの</li> <li>生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）の貸付がある。</li> <li>このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。</li> </ul>
2	母子父子寡婦福祉資金貸付金	<ol style="list-style-type: none"> <li>母子父子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。</li> <li>災害により被災した母子父子家庭及び寡婦については、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払い猶予などの特別措置を講ずる。</li> <li>事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸付の日から2年を超えない範囲で据置期間が延長できる。</li> </ol>



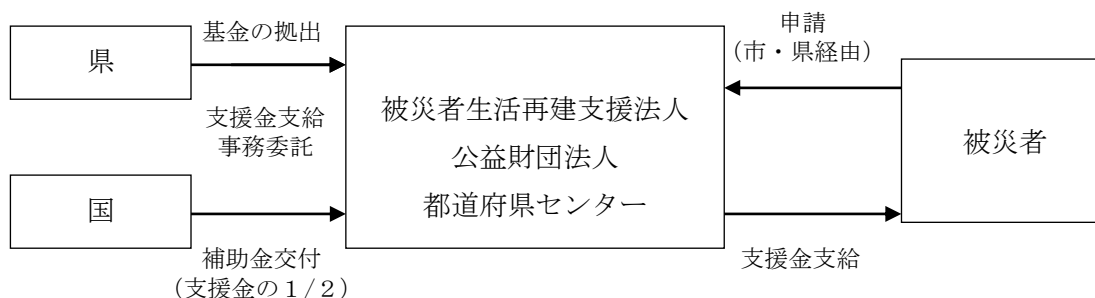
## 第10 被災者生活再建支援制度の支給

支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然災害により、住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するもの。</li> <li>●支給額は、次のとおり。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になる。)</li> </ul>				
		基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
	①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
	②解体		補修	100万円	200万円
	③長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
	④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
	賃借(公営住宅を除く)		50万円	100万円	
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円	
		補修	50万円	50万円	
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円	

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●制度の対象となる自然災害は、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等となる。</li> <li>●制度の対象となる被災世帯は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①住宅が「全壊」した世帯</li> <li>②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</li> <li>③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</li> <li>④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)</li> <li>⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)</li> </ul> </li> <li>●被災時に現に居住していた世帯が対象となるため、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象にならない。</li> </ul>
-----	---

### ■ 支援金支給の仕組み



### 第 1 1 授業料の減免措置等

授業料の減免措置等	
1	小・中学生の就学援助措置
2	高等学校授業料減免措置
3	奨学金制度の緊急採用
4	児童扶養手当等の特別措置
5	教科書の無償給与（災害救助法）

### 第 1 2 その他の生活支援

その他の生活支援	
1	生活関連物資の安定的な確保
2	郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策
3	放送受信料の免除
4	公共料金・使用料等の特別措置 ア 電気事業      イ 都市ガス事業 [湯沢市は該当なし] ウ 水道事業      エ 下水道事業      オ 通信事業      カ 公営住宅の使用料
5	葬祭の実施（災害救助法）

### 第 1 3 地震保険

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、県及び市等は、その制度の普及促進に努める。

## 第7節 救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画

[総務課、会計課]

### 第1 計画の方針

地震災害等による被災者の生活を支援するため、県及び市、関係機関は、被災者に対し救援物資・義援金を迅速かつ適切な配分を行える体制を整備する。

### 第2 義援金・救援物資の受入・保管

#### 1 義援金

##### (1) 義援金配分委員会

義援金の扱いは、原則として、次の団体により構成される義援金配分委員会を組織して行うものとする。

- ア 市
- イ 秋田県社会福祉協議会
- ウ 報道機関
- エ 秋田県共同募金会
- オ 日本赤十字社秋田県支部
- カ 秋田県
- キ その他関係団体等

##### (2) 受付窓口の設置等

大規模な地震等が発生した場合、国内外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、県及び市、日本赤十字社秋田県支部は受付窓口を設置する。

市は、一般から義援金を受領したときは、寄託者へ受領書を発行する。

##### (3) 保管場所の確保等

義援金は、専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

#### 2 義援物資

- (1) 受入・問い合わせ窓口を開設する。
- (2) 受入要員を指名する。
- (3) 輸送・保管に適した集積場所を指定する。

### 第3 義援金の配分

#### 1 配分

義援金配分委員会において、適正な配分について速やかに協議した上で迅速に行う。

なお、寄託者が配分先や用途を指定した義援金は、受け付けた機関自らが預託者の指定先に配分する。



## 2 配分の公表

県や市は、義援金収納額及びその配分先等について、報道機関等を通じて公表する。

## 第4 義援物資の配分

自己調達物資、応援要請物資等を調整し、義援物資の効果的な配分を行う。

## 第8節 罹災証明書発行要領

[総務課、税務課、各総合支所]

### 第1 計画の方針

罹災証明は、災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として被災者の応急的、一時的な救済を目的に市長及び消防署長が確認できる被害について証明するものとする。

### 第2 発行手続き

#### (1) 被害調査の実施

市は、罹災証明書の発行に先立ち必要な被害情報の調査を行う。この場合、専門的な確認等を必要とするときなどにおいては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行うものとする。

#### (2) 被害調査台帳の作成

上記の被害調査の結果をもとに、被害調査台帳を作成する。

#### (3) 罹災証明書の発行事務

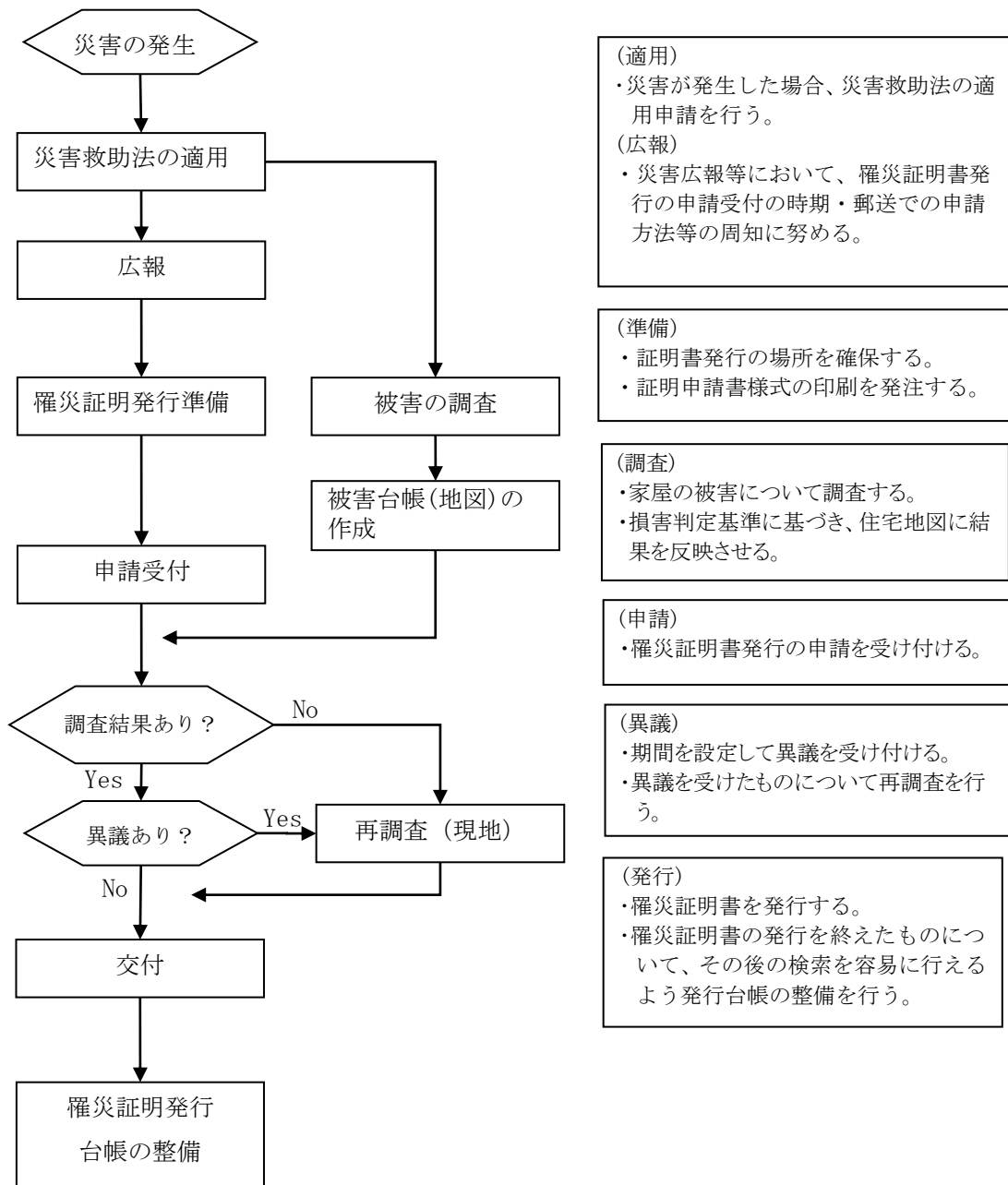
市は、被災者の「罹災証明書」発行申請書により、上記被害調査台帳で確認し、発行するものとする。

#### (4) 区分

消防本部（各消防署）・・・火災に関する罹災証明

税務課・・・・・・・・・・・・・・・・上記以外に関する罹災証明

## ■ 罹災証明発行の流れ



### 第3 証明の範囲

#### 1 罹災証明の証明項目

罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明するものとする。

##### (1) 住家の被害程度に関する証明

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、準半壊に至らない(一部損壊)

##### (2) 住家以外の被害

(3) 家屋の火災に関する証明項目

- ア 全焼、半焼、一部焼壊
- イ 全壊、半壊、一部損壊（爆発による損壊）
- ウ その他

2 罹災証明書における被害認定基準

罹災証明書を発行するに当たり、被害の程度は、以下の基準によるものとする。

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊や焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月 内閣府（防災担当））

第4 手数料

罹災証明書の証明手数料は、無料とする。

[資料編 14-7 罹災証明書・被災届出証明書交付申請書様式・罹災証明書様式]

## 第9節 激甚災害の指定に関する計画

[総務課]

### 第1 計画の方針

激甚災害の指定対象となる甚大な災害が発生した場合には、市及び県は被害の状況を速やかに調査・把握し、早期に激甚災害の指定を受け、円滑・迅速な復旧を行う。

### 第2 激甚災害の指定促進

#### 1 激甚災害に関する調査

- (1) 知事は市の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると判断される事案について、関係各部署に必要な調査を行わせる。
- (2) 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- (3) 関係各部署は、激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

#### 2 災害復旧事業計画

各機関は、被災施設の復旧事業計画又は査定計画を速やかに作成し、復旧事業が適期に実施できるよう努める。また、復旧事業計画の策定に当たっては、関係機関が十分連絡調整を図って、災害の原因、災害地の状況及び社会経済的影響を検討し、災害の再発防止を図る。

なお、がれき等の処理に当たっては、環境汚染の未然防止又は拡大防止のため、関係法令を考慮のうえ適切な措置を講じる。

### 第3 激甚災害に対する財政支援措置

#### 1 激甚災害法に基づく主要な適用措置（激甚災害指定基準による指定：本激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が選択して適用される。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等（※）に関する特別の財政援助（激甚災害法第2章：第3条、第4条）  
※公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、災害関連事業、堆積土砂排除事業等
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
  - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（同第5条）
  - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（同第6条）
  - ウ 天災融資法の特例（同第8条）
  - エ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（同第10条）
  - オ 共同利用小型漁船の建造費の補助（同第11条）
  - カ 森林災害復旧事業に対する補助（同第11条の2）

- (3) 中小企業に関する特別の助成
  - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（同第12条）
  - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（同第13条）
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
  - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（同第16条）
  - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（同第17条）
  - ウ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（同第22条）
  - エ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（同第24条）

## 2 局地激甚災害指定により適用される措置（局地激甚災害指定基準による指定：局激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が選択して適用される。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（同第2章：第3条、第4条）
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（同第5条）
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（同第6条）
- (4) 森林災害復旧事業に対する補助（同第11条の2）
- (5) 中小企業に関する特別の助成（同第12条、第13条）
- (6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（同第24条）

## 第4 復旧事業の促進

被災施設の被害程度、緊急の度合いに応じて、公共土木施設災害復旧費公庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じるとともに、復旧工事が迅速に実施できるよう努める。また、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、事業実施期間の短縮に努める。